

# 平成15年度

## 各会計決算審査特別委員会会議録

1. 日 時 平成16年10月26日  
開会 10時50分 閉会 17時03分
2. 場 所 幕別町役場 5階会議室
3. 出席者
  - ① 委員 (19名)

1 豊島善江	2 中橋友子	3 野原恵子	4 牧野茂敏	5 前川敏春
6 助川順一	7 堀川貴庸	9 小田良一	10 前川雅志	11 杉山晴夫
12 佐々木芳男	13 古川 稔	14 坂本 偉	15 芳滝 仁	16 中野敏勝
17 永井繁樹	18 伊東昭雄	19 千葉幹雄	21 瀬瀬太郎	
  - ② 委員長 乾 邦広
  - ③ 説明員

町 長 岡田和夫	助 役 西尾 治	収 入 役 小野茂義
代表監査 市川富美男	教 育 長 沢田治夫	総務部長 新屋敷清志
企画室長 金子隆司	民生部長 石原尉敬	経済部長 中村忠行
建設部長 三井 巖	教育部長 藤内和三	札内支所長 瀬瀬良征
総務課長 菅 好弘	企画参事 羽磨知成	企画参事 飯田晴義
町民課長 熊谷直則	税務課長 久保雅昭	保健福祉センター所長 佐藤昌親
農林課長 増子一馬	商工観光課長 本保 武	土木課長 田中光夫
土地改良課長 角田和彦	施設課長 小野典昭	水道課長 前川満博
会計課長 堂前芳昭	車両センター所長 橋本孝男	経済部参事 古川耕一
監査事務局長 森 広幸	農業委員会事務局長 長屋忠弘	
  - ④ 職務のため出席した議会事務局職員

局長 高橋平明	課長 平田正一	係長 澤部紀博
---------	---------	---------
4. 審査事件 平成15年度幕別町一般会計ほか9会計決算認定
5. 審査結果 一般会計質疑
6. 審査内容 別紙のとおり

決算審査特別委員長

# 議 事 の 経 過

(平成16年10月25日 10:50 開会・開議)

[開会・開議宣告]

○委員長（乾 邦広） 只今より、決算審査特別委員会を開会致します。

審査に入る前に、委員長と致しまして一言お願いを申し上げたいと思います。

本委員会は第3回定例会におきまして設置され、不肖、私が決算審査特別委員会の委員長の重任を果たすことになりました。

つきましては、決算審査の重要性をご理解いただきまして、与えられました職責を全うしたいと思っておりますので、委員会運営につきまして皆様の特段のご協力をよろしくお願いをいたします。

次に、審査の方法についてご確認をさせていただきます。

まず、決算にかかわります資料並びに総括的説明を理事者に求めます。

説明が終わりましたら、一般会計の歳出、1款議会費から順を追って、14款予備費まで審査をしてまいりたいと思います。

その後、歳入の審査に入らせていただき、一般会計の歳入、歳出、これら審査が終わったのち、総括的な質問をお受けしたいと思います。

質疑に当たっては、必ずページ数と目、節を言ってから発言をお願いいたします。

また、関連する質疑については、第一発言者が発言を終わったのち、関連と言って挙手をお願いいたします。

なお、答弁に立たれます説明員の方におかれましては、挙手をし、職名を明確に言っていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、本委員会に付託されました認定第1号、平成15年度幕別町一般会計決算認定から、認定第9号、平成15年度幕別町水道事業会計決算認定までの9議件を一括議題といたします。

最初に、お手元にお配りしております資料の説明並びに総括的説明を受けたいと思います。

説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（新屋敷清志） お手元に配布しております決算資料に基づきまして、平成15年度の概要についてご説明いたします。

資料の1ページをご覧ください。

第1表、平成15年度決算の状況でございます。

はじめに歳入でございますが、点線で囲ってございますとおり、一般会計の決算額は、平成15年度につきましては、131億9,422万8,000円となりまして、前年比では2.4%の減となっております。

一方、特別会計の決算額は、79億3,109万2,000円で、前年比2.2%の増となっております。

歳入合計でございますが、前年度と比較しまして、額で1億6,016万5,000円の減、率では0.8%の減となっております。

次に、歳出でございますが、一般会計の平成15年度決算額は、130億6,441万5,000円で、前年度と比較しまして1.9%の減でございます。

特別会計決算額は、78億8,892万9,000円で、前年比1.5%の増となっております。

歳出計の決算額の増減では、前年比1億4,116万6,000円の減、率で0.7%の減となっております。

次に、特別会計の会計別の決算額でございますが、9ページをご覧くださいと思います。

9ページの下表、第8表でございますように、国保会計から個別排水会計まで七つの特別会計の決算額等をそれぞれ乗せておりますが、合計いたしますと、C欄の支出済額の計の欄にありますように78億8,892万9,000円で、先ほどご説明した決算額になります。

なお、公営企業会計である水道事業会計については除いております。

次に、10ページをご覧くださいと思います。

特別会計ごとにそれぞれの決算についての概要を掲載しておりますけれども、各会計とも、前段で歳入についての説明、後段で歳出についての説明をしておりますけれども、後段の方の歳出決算額の方の説明で説明を申し上げます。

まず、(1)の国民健康保険特別会計の歳出決算額につきましては、前年度と比較しまして、1億8,258万円の増、伸び率8.4%となっております。

保険給付費の増が主な要因でございます。

(2)の老人保健特別会計の歳出決算額につきましては、前年度と比較しまして、2,095万4,000円の減、率では0.8%の減でございます。

この会計の主な歳出は、医療諸費ということになります。

なお、歳出に対する歳入不足額が143万5,000円出ておりますけれども、これにつきましては、翌年度からの繰上充用で対応しております。

(3)の介護保険特別会計の歳出決算額につきましては、前年度と比較しますと、4,911万円の増、伸び率4.9%でございますが、これは認定者の増などに伴う保険給付費の増によるものでございます。

(4)の簡易水道特別会計の歳出決算額につきましては、前年度と比較いたしまして、7,502万1,000円の増、率にしまして49.4%の増でございます。

主な歳出としてましては、新和浄水場の改修に係る負担金及び起債の償還金でございます。

次に、11ページ、(5)公共下水道特別会計の歳出決算額であります。前年度と比較しますと、2億339万3,000円の減、率にして12%の減でございます。

減の要因は、汚水管新設工事など建設事業費の減及び起債の借換に係る償還元金分の皆減が主なものでございます。

(6)の公共用地取得特別会計の歳出決算額につきましては、前年度決算額とほぼ同額になっておりますが、内訳は平成11年度に借入れしました起債の償還利子ということになっております。

(7)個別排水処理特別会計の歳出決算額につきましては、前年度と比較しますと、3,616万9,000円の増、率では23.9%の増で、排水処理施設整備工事費の増及び災害復旧費の増が主な要因となっております。

以上が特別会計の決算状況ということになります。

次に、2ページの方にお戻りいただきたいと思います。

第2表、平成15年度一般会計収支の状況になりますが、表の下から4行目をご覧ください。

歳入歳出決算額の差引額ということになりますが、1億2,981万3,000円の歳計剰余金が生じております。

この剰余金の処分につきましては、このページの中ほどに説明を記載しておりますのでご覧いただきたいと思いますが、11行目の「また」というところからになります。

また、歳入総額131億9,422万8,000円に対し、歳出総額は130億6,441万5,000円であり、歳入歳出差引額1億2,981万3,000円の歳計剰余金を生じましたが、このうち、翌年度への繰越明許費にかかわる繰越財源が199万2,000円ございますので、その額を差し引いた残り1億2,782万1,000円が平成15年度の実質収支額となります。

なお、この実質収支額につきましては、地方自治法の規定によりまして、歳計剰余金の処分として財政調整基金に7,000万円を積立しましたので、残りの5,782万1,000円を翌年度へ繰越金となりまして繰り越すこととなります。

次に、歳入であります。3ページをご覧くださいと思います。

第3表、一般会計歳入決算額に、1款の町税から20款の町債まで、予算額から構成比までそれぞれの数値が記載されておりますけれども、C欄の収入済額の計の欄にございますように、131億9,422万8,000円が平成15年度一般会計の決算額でございます。

なお、不納欠損額としましては、1番の町税、11番の分担金及び負担金、12番の使用料及び手数料がありますが、これを合計しまして1,768万6,000円となっております。

また、収入未済額につきましては、合計で3億4,146万3,000円となっております。

次に、4ページをお開きいただきたいと思います。

4ページに、今、申し上げました歳入の構成比が円グラフで表されております。

構成比の中で大きなウェイトを占めておりますのは、地方交付税で40.3%、以下、町税では17.3%、諸収入が12.4%、町債が9.5%、道支出金6.1%といった構成順となっております。

次に、その下の第4表、財源の構成比と伸率をご覧くださいと思いますが、主なものについて、平成14年度の決算と比較した伸率でご説明いたします。

1番目の町税では、前年比4.5%の増ということになっております。主な内訳につきましては、町民税の個人が農業所得の増により14.8%の増、固定資産税が1.9%の減などという内訳になっております。

9番の地方交付税は、前年比6.2%の減、額で申し上げますと、3億5,190万5,000円の大きな減となっております。

13番の国庫支出金は、前年比9.9%の減で、これは公営住宅の建替事業国庫補助金の減のほか、障害者保護費国庫負担金の増などによるものでございます。

14番の道支出金につきましては、前年比14.8%の減、額にして1億6,203万9,000円の減となっておりますが、これは農業生産総合対策事業、経営構造対策事業補助金が減となったほか、介護保険関連サービス基盤整備事業につきましては増ということによるものでございます。

17番の繰入金につきましては、前年比66.4%減となっておりますが、これは主に財政調整基金からの繰入金の皆減によるものでございます。

19番の諸収入につきましては、前年比24.8%の増となっておりますが、主に都市計画街路事業受託事業収入の増によるものでございます。

以上、主なものについて申し上げましたが、これらの内訳等の説明につきましては、前ページ3ページの①の町税から5ページの⑥町債までに記載してございますので、ご参照いただければと思います。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

6ページになりますが、6ページに第5表、平成15年度目的別歳出決算は掲載しております。

1款議会費から14款予備費まで、予算現額から不用額までそれぞれの数値を記載しておりますが、決算総額につきましては、B欄支出済額の計の欄にございますように、130億6,441万5,000円ということになっております。

この中で構成比が最も高いのは、11款公債費の19.4%で、額では25億3,488万4,000円、続いて8款土木費の19.0%、3番目が12款職員費の14.9%、4番目が民生費の12.2%、以下、5番目が農林業費、6番目が教育費というような順番になっております。

次に、7ページをご覧くださいと思いますが、7ページに、第6表性質別歳出決算がございます。この表につきましては、ただいま申し上げました歳出を性質別に区分したものでございます。

主なものを申し上げますと、1の人件費が前年度との比較増減で2.0%の減であります。このうち、職員給につきましては1.8%の減ということになります。

なお、表には載っておりませんが、ラスパイレス指数でありますけれども、平成12年度が99.9%でございました。平成13年度が98.7%、平成14年度が98.8%となりまして、平成15年度につきましては99.7%となっております。

次に4の扶助費ですが、前年比51.6%の増で、知的障害者の福祉サービスが北海道から権限委譲されたことに伴います増でございます。

7の積立金であります。909.8%の増、額にしまして7,774万8,000円の増でございますが、これは減債基金積立金の増によるものでございます。

一番下の10、投資的経費でございますが、15.0%の減、額にしまして5億2,335万8,000円の減とな

っております。

内訳としましては、普通建設事業費の補助事業費が5億1,140万4,000円の減、これは農業担い手支援センター建設事業の皆減だとか、公営住宅建設事業の減などによります。

単独事業では、2,279万6,000円の増となりますが、豊岡ごみ処理場閉鎖事業の増などによるものでございます。

また、災害復旧費としましては、額で3,475万円の減でございまして、率で31.1%の減となっております。

以上が、一般会計歳出についての説明でございます。

次に、平成15年度の決算後における基金の状況について申し上げたいと思います。

基金についての説明につきましては別冊になりますので、お手数でございますけれども、一般会計の歳入歳出決算書をお出しいただきたいと思っております。

一般会計歳入歳出決算書の一番最後のページに、368ページに掲載しておりますのでご覧ください。

下の表、平成15年度基金運用状況、増減表になりますが、国民健康保険基金から介護給付費準備基金まで15の基金がございまして、それぞれ一番右側の額が平成15年度末の現在高となります。

次に、合計欄をご覧くださいと思っておりますけれども、現金が32億2,776万6,000円、不動産が2億1,317万6,000円となっております。これを合算しました基金総額でございますが、34億4,094万2,000円で、前年度と比較いたしまして、1億2,269万5,000円の増ということになっております。

この中で主な基金を申し上げますと、上から3番目の財政調整基金でございますが、前年度との比較では1億2,002万円の増の9億3,802万円となっております。

なお、先ほど決算資料2ページの説明の中で申し上げました平成15年度の決算剰余金からの積立金が7,000万円ございましたけれども、その7,000万円については含まない額となっております。

4段目の土地開発基金につきましては、現金、土地合わせて5,000円増の4億8,595万5,000円、その4つほど下の減債基金になりますが、237万1,000円増の10億9,574万6,000円、その下の福祉推進基金が160万円増の4億3,480万円となっております。

それから、図書館図書整備基金には310万円の増、河川緑化整備事業基金は78万8,000円の減、酪農振興基金は70万6,000円減、介護給付費準備基金は293万6,000円の減などとなっております。

なお、今申し上げました基金のうち、既に16年度予算におきまして、財政調整基金の方から3億3,000万円、それから地方債の償還財源としての減債基金から約3億6,600万円など、総額にして6億9,600万円ほどを取り崩してございまして、一般会計に繰り入れをしております。

このため、16年度末の基金の保有残高は減少するものと見込まれてございまして、今後の財政運営上、これら基金の活用には十分活用していかねばならないものと思っております。

次に、資料の方にお戻りいただきたいと思っております。

12ページをご覧くださいと思っております。

12ページの中ほどに、第9表、一般会計財政状況として各種指数等を表した表がございまして、表の下から3行目に、財政力指数、次に公債費比率、次に起債制限比率を掲載しておりますのでご覧くださいと思っております。

まず、財政力指数は、数値が1に近く、1を超えるほど税などの一般財源が多い、いわゆる財政に弾力性があるわけでございますけれども、本町の財政力指数につきましては、平成13年度が0.279、平成14年度は0.288、平成15年度はこの表のとおり、0.299となりまして、0.011ポイント増とわずかではございますが上がっております。

ただ、この増分につきましては、地方交付税の大幅な削減による影響のあるものと考えてございまして、財政状況は引き続き厳しい状況にあるものと思っております。

次に、公債費比率について申し上げますと、平成13年度は22.7%、平成14年度が23.8%、平成15年度はこの表にありますとおり、24.6%となっております。少しずつ上がってきている状況でございます。

この公債費比率は、一般財源に占める地方債償還費の割合でございまして、比率が高くなるほど財政硬直化につながると言われております。

また、地方債の借入に当たっての目安となるものに、起債制限比率がございまして、本町の起債制限比率は、平成13年度が12.5%、平成14年度が12.8%、平成15年度はこの表の一番下にございまして、13.3%となっております。

この起債制限比率でございまして、一般的な目安として14%が警戒ライン、20%を超えますと新たな事業に対する起債許可が下りないといった危険ラインになっております。

本町におきましては、平成4年度以降は各種の大型事業実施に伴いまして多額の起債を借入してきたことから、平成16年度に起債償還のピーク時を迎えまして、償還額が26億円近くになり、比率は14%を超えてくるものと推計しております。

これらの対応策としまして、起債借入の抑制、また、借り入れする場合にはできるだけ交付税措置がされる優良な起債の借り入れ、さらには自主財源の確保に視点を置きながら、住民サービスの低下にならないように、今後も財政運営を行う必要があるものと考えております。

次に、15ページをお開きください。

第12表、地方債の状況でございまして、ただいま、申し上げました地方債の残高が一覧となっております。

表の一番下の計欄で、右から3段目が地方債の総残高となりますが、差引現在高204億2,176万5,000円でございまして、これは前年度と比較しまして、6億7,884万4,000円の減となりまして、約7億円弱の減少をいたしております。

次に16ページ、(2)につきましては、この地方債の借入先別、利率別現在高の状況について起債した表でございまして、

左の利率別内訳という欄がございまして、この中に率別に現在高を記載しておりますが、一番右の欄の5%超の現行計につきましては、合計が10億49万9,000円で、率にいたしますと全体の4.9%ということになります。したがって、残りの95.1%が5%以下の借入利率ということになります。

これは過去に行った高利率の銀行縁故債の繰上償還、あるいは近年の低金利によるものでございまして、

次に、17ページ、第13表、債務負担行為の状況をご覧いただきたいと思っております。

これも地方債と同様に、後年次に財政負担となってくるものでございまして、

16年度以降、支出予定額欄でございまして、うち一般財源分というところでございまして、債務負担の合計額が21億1,801万3,000円となっております。

この債務負担の内容としましては、1番の物件の購入のうち、(1)の建造物の購入に係る債務負担としましては、教員住宅がございまして、

(2)のその他の物件は、公社貸付牛に係る債務負担でございまして、

なお、一番大きなものは、3番その他にございまして20億9,690万9,000円でございまして、これは公団営や国営などの土地改良事業に係る償還金の債務負担が主なものとなっております。

このほか、パークプラザ整備事業に対する補助金、あるいは農業関係の災害利子補給金の債務負担等がこの数字に含まれております。これにつきましても、地方債同様、今後の財政運営の中では債務負担の取り扱いについて十分留意していかなければならないものと考えております。

次に、18ページをご覧ください。

18ページでは、第14表としまして、各款における節ごとの決算額を載せてございまして、

次に、19ページ、第15表になりますが、団体等に対する各種負担金、補助金、交付金の一覧としまして、次の20ページまで載せております。

次に、21ページからは、最近5カ年間に於ける款ごとの比較を一般会計から各特別会計について、それぞれ29ページまで掲載しております。

次に、30ページからになりますけれども、平成15年度の主要な施策の成果としてまとめております

けれども、31ページにあります議会活動以降、最終の94ページまで各項目に渡る主な施策につきまして、具体的な数字を含めて掲載しておりますので、ご参照をいただきたいと思います。

以上で、決算概要の説明を終わらせていただきます。

○委員長（乾 邦広） 総括的な説明が終わりましたので、これに対する質疑がありましたらお受けいたします。

なければ、これより認定第1号、平成15年度幕別町一般会計決算、1款議会費に入らせていただきます。

1款議会費の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（新屋敷清志） 1款議会費につきまして、ご説明申し上げます。

104ページをお開きいただきたいと思います。

1款議会費、1項議会費、予算現額1億171万6,000円に対しまして、支出済額1億139万2,871円でございます。議員報酬ほか議会だより印刷費、会議録作成委託料等、各種議会運営に係る経費でございます。

なお、議会活動内容等につきましては、先ほど見ていただきました決算資料の31ページに記載のとおりでございます。

以上で、議会費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○委員長（乾 邦広） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

（なしの声あり）

○委員長（乾 邦広） 1款議会費につきましては、質疑がないようでございますので、以上をもって終了をさせていただきます。

次に、2款総務費に入らせていただきます。

2款総務費の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（新屋敷清志） 2款総務費につきまして、ご説明申し上げます。

108ページをご覧ください。

2款総務費、1項総務管理費、予算現額5億1,504万6,000円に対しまして、支出済額5億388万4,571円でございます。

1目一般管理費の4節共済費及び7節賃金は、事務補助及び宿日直業務の臨時職員に係る費用でございます。

11節需用費は、法令等追録代、参考図書、事務用消耗品及び庁舎に係る高熱水費が主なものでございます。

110ページ、12節役務費につきましては、郵便料、電話料が主なものでございます。

13節委託料は、顧問弁護士委託料、広報配送委託料、分煙に伴う空気清浄機保守点検委託料、訴訟に係る弁護士委託料などでございます。

なお、顧問弁護士の相談実績につきましては、平成15年度は6件でございます。

14節使用料及び賃借料は、複写機借上料、給与人事管理システム借上料などでございます。

細節7の空気清浄機借上料につきましては、庁舎内の各階及び出先機関等の計12カ所に設置しまして、平成13年の11月からの分煙を行っております。

112ページ、2目広報広聴費の主なものにつきましては、需用費で月1回発行の広報まくべつの印刷製本費が主なものでございます。

3目財政管理費、本目は次のページ、114ページになりますが、11節の需用費の印刷製本費で、予算書の印刷製本費が主なものでございます。

4目会計管理費は、出納室に係る経費で、7節の臨時職員賃金及び11節需用費の決算書の印刷製本

費が主なものとなっております。

5目一般財産管理費、本目は11節需用費で、中央会館及び旧緑資源公園等の管理費用、さらに次のページ、116ページ、細節40の修繕料につきましては、庁舎ポーチの修繕、あるいは合併協議会の事務局設置に伴います修繕料などが主なものであります。

13節の委託料は、役場庁舎等の管理委託料及び細節13の耐震診断委託料などが主なものであります。

次に、118ページ、17節の公有財産購入費は、札内南大通踏切除却に伴う幕別消防署札内支署の用地買収費で、28節の繰出金につきましては、公共用地取得特別会計への繰出金で、札内9号南通用地取得事業の起債利子に対する繰出金などでございます。

6目の近隣センター管理費、本目は40カ所の近隣センターと5カ所のコミセンの管理運営に係る経費でございます。

120ページ。

15節工事請負費の細節1近隣センター外構工事は、鉄南、途別、千住西の3カ所の駐車場の整備、細節2の近隣センター改修工事は、あかしや南近隣センタートイレの改修工事など、細節3のコミセン外構工事は、幕別北コミセンに係るものであります。

17節の公有財産購入費は、千住西近隣センター用地を購入したものであります。

7目、庁舎車両管理費、本目は福祉バス2台、集中管理により車両21台、町長公用車などに係る車両維持管理費用でございます。

主なものにつきましては、11節需用費の燃料費。

122ページ、12節役務費、自動車損害保険料でございます。

8目町営バス運行費、本目は幕別、駒島間運行に係る費用で、13節町営バス運行委託料が主なものでございます。

9目町有林管理費、本目は町有林の管理費用で、次の124ページ、15節細節1の町有林整備工事につきましては、除間伐が48.36ヘクタール、下草刈り25.80ヘクタールを実施いたしております。

10目の町有林造成費、本目は町有林の造成に係る費用でございますが、15年度当初は、15節工事請負費を見込んでおりましたけれども、全額を減額補正しております。

この理由としましては、平成14年10月の台風21号により被害を受けた被害木については、北海道が事業主体となりましてその整理を行うこととなっておりますが、被害が甚大なことから、事業が遅延しまして、そのことに伴い、幕別町から出ていました地ごしらえ事業等が実施できなくなったため減額をいたしたものでございます。

11目企画費、本目は企画室に係るもので、19節負担金補助及び交付金の細節5番、十勝圏複合事務組合など広域行政に関連する経費、次の127ページ、細節12は、国際パークゴルフ協会に対する補助、細節13コミュニティ助成事業は、糠内獅子舞保存会に対する助成、細節14のパークゴルフ発祥20周年に係る補助などが主なものとなっております。

12目支所出張所費、本目は札内支所及び糠内、駒島各出張所に係る費用で、7節の賃金の各出張所に係る臨時職員の賃金及び事務用経費が主なものとなっております。

128ページ、13目職員厚生費、本目は職員の福利厚生及び研修に係るもので、9節旅費は職員研修計画に基づく各種研修旅費、12節役務費は職員健康管理のための各種健康診断手数料などが主なものでございます。

14目、公平委員会費、本目は公平委員会開催に係る経費でございます。

130ページ、15目交通防災費、本目は交通安全対策、防犯対策及び災害対策に係る費用で、交通安全指導員27名、交通安全推進委員1名の設置費用や、交通安全啓発関係消耗品費、防犯灯の設置費用、防災対策関連経費が主なものでございます。

132ページになります。

13節委託料で、細節5の環境調査分析委託では、水質検査、悪臭、粉塵、騒音等の調査を実施しております。

15節工事請負費の細節1防犯灯整備工事でございますが、新設52カ所、機具更新25カ所、移設4カ所を実施しております。

134ページになります。

16目諸費、本目は公区運営関係経費や各種負担金及び補助で、他の課目に属さない経費の支出課目でございます。

1節報酬は公区長に対する報酬及び各種委員会委員の報酬でございます。

14節使用料及び賃借料の細節5祭壇借上料は、名誉町民大石忠雄氏の町葬に係るものでございます。

136ページ、19節負担金補助及び交付金では、細節3十勝町村会に対する負担金、細節10江陵高校の運営費に対する補助金、細節11地方バス路線に係る補助金、細節12公区に対する運営費交付金、細節13、14につきましては、合併協議会に係る負担金であります。

24節の投資及び出資金は、地域振興公社への出資金としまして10株を取得しまして、幕別町の持株総数は575株となりまして、全体の35.94%の保有率となっております。

17目基金管理費、本目は各種基金から生じる利息、あるいは寄付金等をそれぞれの基金へ積み立てたものでございます。

なお、各種基金の年度末残高は先ほどご説明申し上げましたとおり、本決算書の最終ページ368ページに掲載しているとおりでございます。

138ページ、18目電算管理費。本目は電算処理業務に係るもので、11節の需用費では納付書等各種電算関係用紙の印刷製本費。

13節の委託料は、電算機器及び業務用ソフトの保守点検委託料。

14節は電算機器の借上料。

18節備品購入費の電算管理用備品につきましては、総合情報ネットワークシステムの管理用備品の導入に係るものが主なものでございます。

次、140ページになります。

2項徴税费、予算現額1,414万8,000円に対しまして、支出済額1,354万8,765円でございます。

1目の税務総務費、本目は7節賃金の臨時職員賃金及び事務用経費が主なものでございます。

2目賦課徴収費、本目は賦課徴収に係る費用で、142ページの13節委託料の家屋評価システム及び収納管理システムの保守点検委託料。

14節では家屋評価管理システム借上料。

19節の納税貯蓄組合交付金。

23節の過誤納還付金などが主なものでございます。

次に、3項戸籍住民登録費、予算現額764万9,000円に対しまして、支出済額744万6,431円でございます。

1目の戸籍住民登録費、本目は戸籍及び住民登録事務に係る経費で、次の144ページ、13節委託料の住基ネットワークシステムに係る費用。

14節の戸籍電送機借上料、住基ネットワークシステム機器借上料。

18節は備品購入費の公的個人認証サービス機器の導入などに係るものでございます。

4項選挙費、予算現額1,861万3,000円に対しまして、支出済額1,790万7,443円でございます。

1目選挙管理委員会費、本目は選挙管理委員会開催に係る費用でございます。

146ページ、2目の知事道議選挙費、本目は平成15年4月13日執行の知事道議選挙の執行経費でございます。

148ページ、3目町長町議選挙費、本目は平成15年4月27日執行の町長町議選挙に係る経費でございます。

150ページ、4目衆議院議員選挙費、本目は平成15年11月9日執行の衆議院議員選挙に係る経費でございます。

152ページ、5項統計調査費、予算現額149万8,000円に対しまして、予算済額146万5,015円ござい

ます。

1目統計調査費、本目は1節報酬の工業統計調査及び住宅土地統計調査等各種統計調査に係る費用でございます。

154ページ、6項監査委員費、予算現額273万2,000円に対しまして、支出済額266万6,820円でございます。

1目監査委員費、本目は監査委員報酬及び監査業務に係る経費でございます。

以上で、総務費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○委員長（乾 邦広） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

杉山委員。

○11番（杉山晴夫） 141ページ、税務総務費、1節報酬、細節、固定資産評価審査委員会委員報酬でございますが、報酬として5万800円支出されておりますが、年度中に審査委員会が何回開催されたのか。

次に、審査の申し出があったのは何件か。そのうち、理由有りとなされたものが何件で、理由が無いものは何件か。その内訳を、土地家屋償却資産別にお示しを願いたいと思います。

○委員長（乾 邦広） 税務課長。

○税務課長（久保雅昭） ただいまの固定資産評価審査委員会の関係のご質問でありますけれども、委員会の開催回数については2回開催をいたしております。

異議申し立てにつきましては、15年度についてはございませんでした。14年度に、衣料のしまむらさんから1件ありまして、それに対して、15年度に釧路地方裁判所に訴訟を起こされたということがあります。

ですから、15年度につきましては、異議申し立ては0件ということになります。

ただ、それに対して訴訟を起こされているということになります。以上です。

○委員長（乾 邦広） 杉山委員。

○11番（杉山晴夫） 今、14年度の訴訟の件で、15年度に、これは解決されたのかな。

議員協議会で理事者の方から説明があって、その後、新聞等で見たとところによると、幕別関係については敗訴したというようなことを聞いておりますが、見たような気がいたしますが、理事者からその後の報告を受けておりませんので、その後、どうなっているのかお聞きしたいと思います。

○委員長（乾 邦広） 税務課長。

○税務課長（久保雅昭） しまむらの経過でございますけれども、まず、平成14年の7月2日に異議の申し立てがございまして、それに対して、15年の1月15日、固定資産評価審査委員会にて棄却の決定をいたしました。

それに対しまして、しまむらが釧路地方裁判所に訴状を提出したという、これが15年の4月4日ということになっております。

第1回目の口頭弁論が、15年の6月17日に開催をされまして、その後、書面による準備手続きというのでしょうか、それが10回ほど行われております。

最後が10月14日ということで、次に、第2回目の口頭弁論が、実は本日10月26日なのですが、釧路地方裁判所において行われる予定になっております。

本日の結果によりまして、今後の動向が見えてくるのではないのかなという感じはいたしておりますけれども、ちなみに、同じ案件で、十勝支庁を相手といたしまして、不動産取得税付加処分取消請求事件ということで幕別町より先に訴訟を起こされているわけですが、それにつきましては、16年の、今年の3月29日で、これは第1審は結審をしております、十勝支庁が勝っているという中身になっております。

ただ、しまむらさんの方から、これは札幌高裁に控訴されておまして、今、そちらの方で係争中というようなことになっております。以上です。

○委員長（乾 邦広） ほかにございませんか。

芳滝委員。

○15番（芳滝 仁） 117ページの1項総務管理費、5目一般財産管理費、13節の委託料の13、耐震診断委託料の件でありますけれども、何度か町長の方からご説明をいただいております、診断は庁舎と町民会館と札内中学校と診断をしたと。3階以上の建物ということでして、その結果も簡単に聞かせていただいておりますが、庁舎の方から目を向けて対策を講ずるということでありましたけれども、その具体的な方向性、札内中学校だとか、また、町民会館にかかわる方向性等につきまして、お考えがありましたら伺いをしたいなと思います。

もう一つは、131ページの15目交通防災費、11節需用費の7の防災対策消費費であります、今年約48万円の支出になっておりますけれども、14年度では181万円の支出になっております。

この消費費につきまして、大きな災害が起こっております、町としてはこの消耗につきましての対応につきまして現時点でどのような考えでいらっしゃるのか、2点につきまして伺いたいと思います。

○委員長（乾 邦広） 西尾助役。

○助役（西尾 治） 最初に、私の方から耐震の関係について、ご答弁をさせていただきます。

耐震の調査をさせていただきます、この件に関しては議会の方にも報告をさせていただきます。

これから具体的に、それぞれの施設についてどういう手法でどう解消していくのかと。それから、財源の問題も当然出てまいります。庁舎一つ取りましても、例えば、一定の手法でやる際には、相当の費用も要するということから、今、学校関係についても国の制度の状況、これらを調査をさせていただきます。幾分、かかる費用がかなり大きな金額になってまいりますので、今の財政状況の中からは、一緒に、それぞれの施設実施することは困難かなというふうに思っております、今後、年次計画の中で、それらの耐震化に向けて、事業の構築をしてまいりたいというふうに考えております。

現在の時点で、どの施設を何年度どういう費用をもってやるということまで具体的に固まっている状況でございませんので、これらは早急に詰めてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいというふうに思います。

○委員長（乾 邦広） 町民課長。

○町民課長（熊谷直則） 15年度の防災対策用の消耗品関係でございますけれども、これにつきましては毛布150枚を購入してございます。

また、平成15年度から、今までの防災備蓄等を見直しをいたしまして、ある程度数字を減らしたところでございます。

なお、この見直しにつきましては、商工会等と協定を締結しまして、そちらの方からもある程度の品物が入ってくるということで、見直しをしたところでございます。以上でございます。

○委員長（乾 邦広） 芳滝委員。

○15番（芳滝 仁） 耐震の方なのでありますけれども、札内中学校は地域の避難地域として重要な場所であろうかと思えます。

そういう点も勘案をしていただきまして、ご計画を進めていただきたいなと思うところでございますが、その消費費の件であります、今回の大きな災害のところテレビを見ておられます、食料だとか確保してあるのだけれども、それが具体的にすぐ、どこにどのように確保されてあるのか。また、あるのだけれども倉庫にあると。出回っていないというふうな、そういうふうなことも報道であったようであります。

その辺の、災害があったときに、消耗品につきまして、本当に住民に素早くそういう対応ができるような形を一つのプランとして考えていらっしゃるのかどうか。

その辺、もう一度伺いたいと思います。

○委員長（乾邦 広） 町民課長。

○町民課長（熊谷直則） 災害の備蓄の関係でございますけども、これらにつきましてはいろいろな考え方がございます。

それで、本町といたしましては、主なものといたしましては、毛布、発電機、暖房器具、お米、飲料水と、そのようなものを備蓄してございますけども、これらにつきましては、およそ1日、2日程度の備蓄ということで考えてございます。

その後につきましては、自衛隊だとかほかのところから物資が供給されるだろうというような考えから、本町としては決めてこのような品物を備蓄しているところでございます。

○委員長（乾 邦広） ほかにございませんか。

豊島委員。

○1番（豊島善江） 今の地震の対策のことなのですが、学校施設の方、教育予算の方かなと思っていたのですが、関連するものでちょっとお聞きします。

学校施設の耐震診断に関しては、平成14年度の決算、また、平成15年度の予算の特別委員会のときにも、私、質問しているのですが、いずれも早急に計画を立てるといようなお答えだったのですね。

あと、本当にこの地震対策としては必要なことなので、年次計画もきちんと立てることが必要だということで、ずっと答弁がありながらも、なかなかこれが進んでいないというのが現状だと思うのですね。

それで、芳滝委員もおっしゃられたように、今回の新潟の地震を見ていまして、やはりきちんと避難場所で暖をとって、食事もしっかりと食べて、そこで避難をできるという最低条件が絶対に必要だと思うのですが、今回の件を見ても、その絶対条件がなかなかうまくいっていないという実態が、テレビ報道や何かでも見られました。

やはり大事なことは、避難する場所がきちんと確保されて、安全な場所でなければならないと思うのですね。そういうことを考えますと、学校が避難場所になっているわけですから、学校の耐震調査を優先して行っていくということが、私は必要だと思うのです。

耐震調査をした後に、さまざまな施設を整えていくと思うのですが、まずは安全であるかどうかという調査を優先して行うべきだということで質問したいのと、それから、もう一つなのですが、とりわけ北海道の場合は地震になったときの厳寒の中での対策というものが非常に求められていると思うのですが、その辺のところは、今のお話であった毛布の枚数とかというのでは、やはり不十分ではないかと思うのですが、その厳寒対策に対しては何か手立てをとっているのかどうか。そのことをお聞きします。

○委員長（乾 邦広） 西尾助役。

○助役（西尾 治） この15年度予算におきまして、ご質問のございますように耐震の診断をさせていただきました。

耐震の結果については、議会にもご報告しているとおり完璧ではないというご判断をいただいておりますので、具体的な事業手法について、今まではそこまで調査もやっておられませんでしたので、まずは危険度がどうなのかということについては、15年度予算でやらせていただきました。

その結果、今、ご指摘ございます学校施設、あるいは庁舎、それらに一部危険度が見られるということもございますので、これらの解消に向けては、先ほど言いましたように、具体的な計画、年次をもって進めなければならない。ご指摘のとおり、完璧な状態で住民の皆さんに避難施設、あるいはそういう状況を提供するということは当然のことながら行政の努めだというふうに考えておりますけれども、例えば、それが5億かかっても6億かかっても一気にやれるのかというようなお話になってきますと、これは先ほど申し上げましたように、当然財政との関連も出てまいりますので、私どもとしては、できる限りそういう状況に努めるべく、今、計画を立てたいというふうに考えております。

これからの計画は、今まではそれらの診断についてどうあるべきかということで考えておりましたけれども、この後は一定の答えが出ましたので、それに向けて具体的な手法について、次年度以降準

備を進めたいというふうに考えております。

○委員長（乾 邦広） 町民課長。

○町民課長（熊谷直則） 先ほども申し上げましたけども、毛布ほか発電機を設置しておりますけども、毛布につきましては、今のところ1,900枚保有してございます。

あと、発電機につきましては17台、暖房機につきましては22台というような数字でございますけども、この前起きました新潟の中部等になりますと、本当に幕別町としてはどのぐらいのものが必要なのかなと、そういうようなこともなろうかと思っておりますけども、ただ、やはり地震になったときには、やはり発電機だとかそういうものが必要になってくるのだろうと。電気が通っておりますと、暖房等には問題がないのかなと思っておりますけども、いずれにしましても、帯広市におきましても、毛布等は6,300ぐらいしか保有していないというような数字もなってございますので、本当に今後につきまして、また再度検討をしていく必要もあるのかなと思っておりますけども、実際には、なったときに緊急的な管内の協力だとか、道内、または協定している市町村等の協力を得てやっていかなければならないのかなと思っております。以上でございます。

○委員長（乾 邦広） ほかにございせんか。

永井委員。

○17番（永井繁樹） 128ページ、13目の職員厚生費、毎回、決算・予算でお聞きしておりますが、そのうちの9節の旅費にかかわる細節3特別旅費でございますが、資料にも出ております職員研修の中でちょっとお聞きをしたいと思っております。

まず1点目ですが、道自治政策研修センターの人員派遣が14名ということで、先の14年度、23名に対して非常に減数になっております。まず、この理由です。

それと、海外研修が15年度においてはゼロということになっておりますが、その理由。

それともう1点、1市3町職員研修というのが、14年度においては2名だったのが、15年度決算においては17名という急激な人数の増加なのですけれども、これがどういう理由なのか。

それと、職場内研修につきましても回数を増やされていると思っておりますが、こういった内容の中で、総体予算が前年の14年から比べると96万円以上の減というところに、ひとつこの職員研修費にかかわっての方向付けが少し理解できない部分がございますので、それら併せて説明をいただきたいと思っております。

○委員長（乾 邦広） 総務課長。

○総務課長（菅 好弘） ただいまの永井委員のご質問にお答えいたしますけども、まず、道の自治政策研修センター、こちらの方での研修が少なかったと。これは私どもの方で派遣する項目、すなわち長期研修でありますとか、また、法制執務とか、その年に開かれる研修、そういったものの内容によりまして、また、そういった研修を受けていない職員がどれぐらいいるのかと。そういったことなども含めまして職員を派遣しておりますので、たまたま今年については、そういった意味では対象者が少なかったというような考え方もしております。

また、海外研修につきましては、これまで職員を派遣しておりました。ただ、SARSだとか、または海外のいろいろな危機の問題がありまして、15年については研修については見送ったと。

なお、今後についても、財政的な事情なども含めまして、海外研修については1回凍結というような考え方もしております。

それから、1市3町の職員研修でございますけども、これは帯広市が中心となりまして研修を行っております。これについては私どもの方は参加をさせていただくと。帯広市が企画したものに参加をさせていただくというような形でやっております、その内容、テーマ、そういったものによって、私どもの方の職員が参加を希望するかどうか、そういったようなこともありまして、昨年はたまたまそういった内容が良かったというようなことで、参加の数が増えたというようなことでございます。

それから、全体的に職員研修費が減少したのではないかとということにつきましては、今、申し上げました海外研修、これを取りやめたというようなことからその研修費が減額になったというようなこと

ころでございまして、大体前年の同じぐらいの費用を見込みまして、職員の資質の向上に向けて研修を行っているところでございます。

職場内研修でございますけれども、これは内容につきましては、接遇等の研修が20名、それから、わかりやすい情報ということで、広報誌など、または最近インターネット上でホームページで住民に知らせるという機会がありまして、そういった住民に知らせる場合の原稿の造り方とか、そういったようなことの内容の研修を1回21名。それから、市町村合併です。幕別町が選ぶ道というようなことで、企画室から講師を招きまして2回ほど実施をしております。

そういったような内容で職場内研修を実施しております。

また、昨年はメンタルヘルス、新しい研修内容といたしましては、メンタルヘルスについての職場内研修というようなことで、昼間と夜と2回に分けてまして、職員に研修を受けていただいております。以上です。

○委員長（乾 邦広） 永井委員。

○17番（永井繁樹） まず、海外のことについてでございますが、凍結の方向性だということでお聞きしますが、今までやっていた経緯がございます。

その成果的なものから判断して、凍結する理由が、先ほど説明のあったSARSですとか云々ということだけではちょっと理解ができないのですけれども、中学生等も海外研修というのはしていると思うのですが、これはそれ相応の目的があって設定をしていたはずですよ。それを凍結するということは、私、今聞くに、そういった理由があって、経費節減のようにしか聞こえないのですよね。ですから海外に向ける研修というのは、やはりここで断ち切ってしまえば無くなっていくという可能性も出てきますから、その辺をどういうふうと考えられてそういう凍結結論に至っているのか、ちょっとその流れがわからない。

それと、道自治政策研修センターの人員については、理由はわかりましたが、これは一人1回でも受けると、何回もローテーションで受けるというシステムにはしていないのですか。どういう人員派遣のシステム、受ける研修の内容にもよるとは思いますが、一度とか二度受ければいいというものでは私はないと思うのですが、その辺を政策能力アップをするために設けられる研修だと思えますから、これを例えば、サイクル的に考えて、一人の人間が何回程度受けなければいけないという気がするのですけれども、それについてはどういう方向性で考えているのでしょうか。

○委員長（乾 邦広） 総務課長。

○総務課長（菅 好弘） まず、1点目の海外研修でございます。

海外研修につきましては、アメリカでのテロの問題、それからSARSの問題というようなことで、主催者側が計画を取りやめると。すなわち私どもの方としては市町村振興協会とかそういったところの開催する内容に私どもの職員が参加をしていくというような形を中心に行ってきたわけですが、そのような経緯もございました。

また、もう1点は、海外に出なければ新しい情報が得られないのかということよりも、逆に国内の中で先進的な事例というものもあるのではないのかというようなことも含めまして、一時、海外研修については見送りというか凍結をしながら、状況を見ながら再度復活していくのかどうか考えていきたいという判断しております。

それから、自治政策研修センターでございますけれども、昨年16名職員が参加をいたしましたけれども、内容からいきますと、長期研修、法制執務、指導能力研修、管理能力研修、法令実務、税務事務の基礎と上級、それから会計事務と、そのような形のものが中心で職員を派遣してまいりました。

長期研修等については、一定の年齢の段階で研修を受けていただくと。また、それぞれの研修については、専門的な研修という位置付けをしておりますので、その専門的な職種についている職員、そういった職員に積極的に研修に参加していただくというようなことでできている研修でございますので、ただ、一人が1回受けたらもういいのかということになれば、それは2回3回と受けることの方が効果的な場合もございますし、また、1回の研修の中で十分理解をし、職務に生かしていけるというも

のもあるのではないかなど。

その辺はそれぞれの状況を見ながら、広く職員に研修の機会を与えていきたいという考え方をもちましてやっているところでございます。

○委員長（乾 邦広） 永井委員。

○17番（永井繁樹） そうしましたら、研修の方のお尋ねしますが、私は広く浅くでいっているのではないかと思うのですよ。

例えば、現職員を考えた場合に、研修センターで行われるメニューを一通り受けられた方というのはどれぐらいいますか。一通り。

○委員長（乾 邦広） 総務課長。

○総務課長（菅 好弘） 職員個々の資料をちょっと今持ち合わせしておりませんが、たまたま職員によっては研修を受ける機会が多い職員も確かにございます。それはその職場職場に異動した場合に、やはり専門的な研修を受けていただく。

研修の中には、やはりある一定の年齢に応じて、または段階に応じて受ける研修と、またはその職場によって専門的な知識を身につけるために受ける研修と二通りありますので、その職員一人ひとりによって、やはり、回数が多い少ないというのは若干の開きはあるかと思えますけれども、そのような方向でやっておりますので、ちょっと資料の方については、今、個々のものは持ち合わせておりませんので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（乾 邦広） 永井委員。

○17番（永井繁樹） 私が求めたいのは、政策能力を向上するためのきちっとしたプロジェクトがあるはずなのですが、それが今の説明では伝わってこないのですよ。うちの役場としては、こういうプロジェクトでやって、こういうケースはこういうふうに参加していると。それ以外のものはこういうことで補っているのだということで、例えば、政策能力の向上が図られているという、一つの方向性を聞きたいのですよね。

それについて総括的に説明ができますか。

○委員長（乾 邦広） 総務部長。

○総務部長（新屋敷清志） 研修につきましては、先ほど課長からも申し上げたことを基本にしてやっているわけですが、係、あるいは係長になった段階、あるいは課長になった段階などで、それぞれさまざまなメニューが用意されておりまして、私たちもすべてなった段階で受けさせることは確かに望ましいのですが、ただ、すべてのメニューが用意されていないというか、その年度によってはすべて受けられないというようなこともありますので、なるべく多くの研修を受けさせるように、係長になった段階、課長になった段階、部長の段階とか、さまざまなメニューが用意されておりまして、それをなるべく多く受けられるような形を今後も検討していきたいと思えます。

○委員長（乾 邦広） 質疑の予定されている方はございますか、この後。

審査の途中でございますけれども、この際、13時まで休憩をいたします。

(11:57 休憩)

(12:59 再開)

○委員長（乾 邦広） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑をお受けいたします。

野原委員。

○3番（野原恵子） 今、永井議員が職員研修のことで質問しましたが、それに関連しまして、今、専門職ですとか係長、課長職の研修もされていると発言がありました。

その中で、女性職員の研修はどのぐらいされているのかということをお聞きしたいと思います。

○総務課長（菅 好弘） ただいまの女性職員がどのような研修をされているかと。

数的には職場内研修とかその辺は省かせていただきまして、特に専門的な研修の部分についてお話をさせていただきたいと思いますけれども、まず、十勝町村会が主催いたします初任者研修、初級研修、

中級研修、これは職員として採用されてある一定の年数に達したときに受けていく研修でございますけれども、こういった研修では、15年は初任者研修で1名、初級研修で1名、中級研修で2名と。

それから、自治政策研修センターの方に派遣しての研修、これにつきましては、法制執務の基礎研修において一人、それから会計事務研修に一人というようなことで、職員を派遣して研修を受けていただいております。

○委員長（乾 邦広） 野原委員。

○3番（野原恵子） 今の説明では、専門職の研修というのもあると思うのですが、保育士ですとか、保健師ですとか、そういうところも研修されていると思うのですよね。

そういう中で、私、一つ思うのですが、保健師などの研修ということでは、今、係長の職の方がいらっしゃると思いますよね。そういう方たちも研修を積むことによって、今、女性でも管理職にという、そういう職場も増えてきているわけですから、研修をすることによってそういう能力も高められていくのではないかと思いますよね。

ですから、そういう点でのこれからの研修の方向というのは、どのように考えていらっしゃるかお聞きしたいと思います。

○委員長（乾 邦広） 総務課長。

○総務課長（菅 好弘） 研修の中には、専門的な研修、すなわち保健師さんでしたら保健師業務としての専門的な知識を身につける研修、保育士さんでしたら、保育業務についての専門的な研修。これについてはそれぞれの予算科目の中で旅費を組ませていただきまして、ローテーションを組みまして研修を受けていただいているというところでございます。

今、野原委員さんが言われました管理職という立場でいきますと、私の方の職員厚生費の中で予算を持っておりまして、それについては、その年齢に到達した場合、または管理職として特に調整能力とかそういったものを身につけていただきたい場合に研修に出すということで、それは計画的にいろいろな面から職員に研修の機会をもっておりますので、ご理解をいただきたいなと思います。

○委員長（乾 邦広） ほかに。

佐々木委員。

○12番（佐々木芳男） 133ページ、13節委託料、中の細節5について若干お伺いをいたします。

環境調査分析の委託料ですが、今、環境問題がいろいろな全国的に世界的に問題が起きております。

しかし、十勝、特に幕別等においては、環境問題で困ったということはあまり耳にしませんし、問題にないのかなという感じもしておりますが、これからこの問題がおそらく大きな課題になっていくことだろうというふうに考えています。

そういった意味で、調査分析委託料が出ておりますけれども、15年度にどういうところを調査されたのか。その分析の仕方、しかもそれによって幕別町としては問題となるものがあつたのかなかったのか。

それから、今後についてどういう見通しでいかれるのか。これは毎年やっているようですが、そこから辺の見解も含めてお伺いしたいと思います。

○委員長（乾 邦広） 町民課長。

○町民課長（熊谷直則） この環境調査でございますけれども、これは6項目調査してございます。

まずはじめに大気汚染ということで、幕別消防署、札内消防署、旧リサイクル処理場。

そのほか河川水の調査ということで、猿別川、途別川。

それと悪臭関係でございますけれども、これは十勝ハイチック株式会社のところで調査してございます。

それと、騒音交通量調査ということで、これは国道38号線の本町の交差点でございます。

それと、粉塵調査ということでございまして、これも同場所でございます。

それと、ダイオキシンの調査ということで、これは幕別の火葬場で調査してございます。

この調査回数につきましては、それぞれ年1回から年6回ということで実施してございまして、こ

れにつきましては、専門の委託業者といたしますか、会社の方に調査してございまして、今のところほとんど問題ないというような数字が出てございます。

これにつきましては、いろいろ比較等の問題もございまして、16年、17年以降も同じ場所で調査したいと考えているところでございます。

○委員長（乾 邦広） 佐々木委員。

○12番（佐々木芳男） 大体わかったわけですが、今、不法投棄等がいろいろ問題になっております。硫酸ピッチの問題が非常に北海道では話題になっておりますが、本町では全くそういうことがないわけですけども。

最近、ごみの有料化になってから道路付近を歩いてみると、非常に不法に投棄されているごみが散乱する場合があります。それらも含めて、今後、まちづくりをしていく上で、それらを含めた環境問題というのが非常に大きな問題になるのではないか、こんなふうを考えております。

そこら辺の今後の方向性といいますか、対策といいますか、そこら辺について一つと。

それから、14年度でしたか、豊岡の生ごみの防止・・・。

○委員長（乾 邦広） 佐々木委員、ごみについては衛生費の方で。

○12番（佐々木芳男） そうですか、環境と直接あれかなと思ひまして。

そういったことで、環境問題として豊岡の問題も18年度には完成するということですが、今、どの程度進んで、本当に雨などによって汚水が浸透してきていないのか、そこら辺も含めてお伺いしたいと思います。

○委員長（乾 邦広） 佐々木委員、今の、衛生費の中で質問していただければいいかなと思うんですけども。

○12番（佐々木芳男） そうですか、そのときでもよろしいです。

○委員長（乾 邦広） ほかにございませんか。

中橋委員。

○2番（中橋友子） 3点ほど伺います。

121ページ、6目近隣センター管理費の19、負担金補助及び交付金の3、近隣センター運営交付金。予算決算の中でたびたび問題になっておりました近隣センターの運営の方法が、それぞれの施設でかなり料金であるとか管理の仕方であるとか問題になっているということが指摘されてきました。

その指摘された中で、全体の近隣センターの運営に当たって協議を行って、統一的な方向も含めて改善される方向が示されておりました。その結果、どんなふうにも15年の中で取り組まれて改善がされてきたかということです。

それから、利用の実態も、これは大変その施設によって差があると思ひます。できれば、近隣センターの利用状況を示していただきたいというのと、それから、このところ、この近隣センターの、利用状況にもよるのですが、管理人のなり手がなかなか厳しいものがあると。見つかりづらいというような悩みも聞いております。その点の改善について伺います。

次に、145ページ、1目戸籍住民登録費、13委託料、6目の住基ネットワークシステム導入委託料。それから、8の住基カード発行委託料。また、18の備品購入の1、公的個人認証サービス機器。この点について伺いたいのですが、住基ネットサービスの事業は平成15年度にはじめて導入された事業でありました。この導入に当たっては、セキュリティ、情報の管理、安全性の点で問題があるということをご指摘をさせていただいておりました。そのときに、北海道あるいは国の指導でやられたわけですが、そういうところのシステムの連携や改善を図って行って、安全を図るのだというお答えでありましたが、それがどのように実施されてきたのかということが一つです。安全はより確保されるようになってきたのか、15年度の実施を通してどうだったのか。

それから、8番目の住基カード発行の委託料であります。2万148円支出されております。これ、何枚発行されたのか、利用はどれだけあったのか、その利用の中身はどういうものであったのか伺います。

次に、公的認証サービスの機器、この内容についても、これ初めての決算でありますので、114万の中身について伺います。

戻りまして、135ページ、16目諸費の8節報償費の4、名誉町民年金30万円ということですが、説明書の中では、現在の時点は該当がないということで示されております。

該当のないときだからちょっと聞きやすいかなと思って伺うのですが、各種の町民の顕彰、名誉町民あるいは功労者だとかいろいろな形で町の発展あるいはさまざまな角度から貢献あった方たちに対して、それぞれの基準に基づいて表彰あるいはこういう名誉町民という指定をされてきたことは承知しております。

その上にたつて、年金というのが設けられているのがこの名誉町民だけなのですよね。ほかの顕彰にあたっては、記念品ということで終わります、私は、この名誉町民という制度そのものには、本当に幕別のためにさまざまな角度から貢献されてきたということもあって、こういう制度そのものについては理解するところですが、やっぱり年金というふうになりますと、結局お金ということになりますよね。そういうその評価とお金の関わりというのが、どうもいずいなという思いずっと見ておりました。それで、この点で明解な年金を渡されている根拠といいますか、その考え方、改めて伺いたいというふうに思うのですが、やっぱり表彰とお金というのは本来切り離されていくものかなというふうに思いまして、この年金の必要性ですね。それが今の時点でどうなのかという思うがあるものですから、この点について伺います。

○委員長（乾 邦広） 総務課長。

○総務課長（菅 好弘） まず、1点目の近隣センター運営交付金に係りますことでございますけども、まず、かねてからのいろいろ運営にかかわる検討、これにつきましては、近隣センター運営委員長、または管理人会議というようなことの中で、各それぞれの実態についてお話をいただきながらやってまいりました。特に、昨年あたりもいろいろと問題になったのは、近隣センターの使用料、2ついくばかりかの利用料が取られているというような点がございました。これにつきましては、実態を確認しましたところ、各公区の中で、運営委員会独自が設置をしたもの、そういった備品を使用した場合については、料金をいただくのだというようなところがございました。

あと、1件だけちょっと違いがあるところがありました。

そこについては、是正していただくように、私の方としてもお話をいたしましたけども、本来的には、その地域が自主的に準備したものを公区以外の人たちが使う場合、この場合については若干の使用料をいただくのだと。これについては、その地域の運営委員会の考え方、これについては尊重してもかまわないのではないかなというようなことで整理をさせていただいております。

利用の実態でございますけども、昨年15年度、幕別町40館でございますけども、全体で6,625件の利用がありました。人力的には10万2,387名と。一番多く利用されたところが新北の近隣センターでございます。2番目が桂町と。一番多いところで616件、これ、新北でございます。桂町で497件。それから、文京町、みずほ町の391件というようなことになっておまして、やはり少ないのは人口の少ない農村部ということになりますけれども、少ないところでは十数件というようなところもございます。

それから、管理人さんのなり手がいないということで、先日行いました管理人運営委員長会議の中でも若干のお話が出ておりましたけども、この近隣センターを町が整備する当初に立ち返って、やはり地域のコミュニティ活動の拠点となるところがほしいと、そういう地域の住民の強い要望の中で、建物は町が造りましょうと、運営管理は地域の皆さんでお願いをしたいと。この二つのお互いの役割の中で進んできたという経緯を踏まえまして、管理人さんについては、地域の中で手立てをしていただきたいというようなことを私どもの方としてお願いをした経緯がございます。

確かに地域においては、高齢化していくとか、または人口が減少していくというような形の中で、管理人さんがなかなか見つからないということもありますけども、これはお互いの地域の中で何とか見つけていただきたいというお願いをしたところでございます。

それから、次、住基ですけども、私の関連するところで三つ目のことを答えさせていただいてよろ

しいですか。

名誉町民についてなのですが、これは昨年、千葉議員からもご質問ありまして、私どもの方で管内の状況など調査しますという答弁をさせていただきました。

管内で条例設置しているのがほとんどでございます。

今現在、年金を支給するという形になっているのが13市町村というようなことになっております。あと、7町村については年金については触れていないというような状況でございます。この年金を支給するという考え方、これについては、それぞれの町の開拓当時から、また、町の発展に多大な貢献があったというようなことでの顕彰という意味があって設置をされたものというふうに考えておりますので、ご理解をいただければというふうに思います。

○委員長（乾 邦広） 町民課長。

○町民課長（熊谷直則） 住基ネットの関係でございますけれども、今、この住基ネットにつきましては、本町では地方自治情報センターというところに委託といたしますか、実施しているところでございますけれども、これらの個人情報の安全性といたしますか、これらにつきましては、自治情報センターの方におきまして、ペネトレーションテストというようなことで、外部から侵入できるかどうかというようなテストもしてございます。その中で、住基ネットの中のコミュニティサーバーの関係、またはファイアーウォールというようなことで、遮断といたしますか、進入できないような状況といたしますか、システムになってございまして、それらについては外部からは侵入できないというようなことで自治情報センターの方からきております。そういうことからしますと、私どもの方もこの問題については安全であろうというように考えております。

また、住基カードの発行委託料でございますけれども、これにつきましては15年度末で15件の発行をしてございます。発行委託料につきましては、1枚1,060円ということでございます。そのほかに送料がかかりますので、合わせて2万148円の支出ということになります。

それと、公的認証サービス機器でございますけれども、これは電子署名といたしますか、それらをする場合に身分証明といたしますか、暗証番号が必要になるというようなことでございまして、それに伴う機械を設置したということでございます。これにつきましては、役場戸籍係、それと札内支所、合わせて2台設置してございます。これは3月から活用といたしますか、カードの発行できるようになりましたけれども、4件の発行をしてございます。

また、先ほどの住基関係のカードの関係で、活用状況でございますけれども、幕別町から他町村において住民票をとった件数が6件と、また、他市町村から幕別町で住民票の交付を受けた件数が6件というようなことになってございます。以上でございます。

○委員長（乾 邦広） 中橋委員。

○2番（中橋友子） まず最初に近隣センターの運営のことではありますが、建物は町が建てて、そして地域のコミュニティの場であるから、その運営管理に当たっては、その利用する町内と協力をしてやっていくという最初の趣旨については、それが生かされて今日まできたのであろうというふうに押さえております。

ただ、今、お答えいただきましたように、利用の度合いが非常に会館によってまちまちだと。一番多い新北町の616件、これは時間だとかそういうのもいろいろあるでしょうけれども、単純に365日というふうに見ますと、1日2件近くの利用があるというふうを考えられますね。

こういうふうになってくると、次の桂町の400件のところもそうだと思うのですが、片手間になかなかその管理ができないと。必ずやっぱり管理人さんがいて、そして使ってもらおうというようなことになってくるのだと思うのです。

その管理人さんに対して、地域の人たちが何とかコミュニティの場所だから、お願いをして、それでいろんな手当も含めて、決めてお願いをするという形をとっているというふうに認識しているのですけれども、それもこれだけ利用の多いところであれば、なかなかちよっとした、ちよっとしたといえますか、手当もわずかですから、そういうことだけでは本当に難しくなっているというふう

思うのですね。ですから、この運営交付金というのが一定の基準で支給されていると思うのですけれども、その利用に応じた管理に対する一定の資金的な支援の考え方とか、そういうこともある程度必要になってきているのではないかなというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

それと、料金について、そこそこの備品を使ってやっていくというようなことについては、これは任意でやっていっちゃることだから、それは特別問題なことではないというふうに思います。

ただ、料金もそうなのですが、利用するとき、そのところによって、例えば、管理人さんのところまで鍵を借りに行くとか、全部清掃管理もその利用者がやって、そして渡すとか、あるいは、管理人さんが最初から開けておいてくれるとか、いろんな形あるのですよね。

いろんなことあってもいいと思うのですが、一定の統一したものが基本にあって、そして応用されていくということにならないと、なかなかその地域のトラブルの要因にもなっているというふうに聞いています。

その点での整理ということも必要ではないかと思いますがどうでしょうか。

それと、セキュリティの問題です。

15件の利用で、確か先の一般質問では今年度は23件ということでしたね。いずれも非常に低い利用だというふうに思います。まだまだこのこと自体の必要性といいますか、それはそんなに熟度が達しているものではないというふうに押さえているのですが、例えば、この住基カードの発行というのは、本人が発行してくださいというふうに言って初めて作ってもらえるのですよね。確か町民の負担は500円ということだったと思うのですが、発行手数料そのものは1,000円を超えているということで、これも一旦導入して、今後、将来的な大きな電子自治体構想の中の一貫というふうにも言われておられて、将来に大きな利用を見据えて実施されているとは思いますが、今の時点で15人程度の利用でこれだけの投資されるという点では、非常に効果の薄い事業だというふうに思うのですけれども、どうでしょうか。

それから、名誉町民の年金のことです。

管内でも年金制度を設けられているところとないところがあるということで、私はやっぱり年金という、イメージもあるのでありますが、金額が30万円ですから、このことが一般的な年金のその生活の支えとかそういうことでは全然ないと思うのです。

それで、貢献をいただいたから、一定の印として、毎年毎年功労に対する気持ちとして、町が出されているというふうに思うのですけれども、やっぱりお金で変えられない価値というか、こういうことは逆にお金で示して価値を評価するといいますか、そういうものではないと思うのですよね。

だから、今までやってきたことはいいとしても、これからいろんな町民の方を称えていく場合に、お金ではない示し方というのが、やっぱり必要なのではないかと思うのですよね。

だから、特に年金という言葉も使われていて、そのことも整合性というふうになったら全然ないのではないかなというふうにも思っていて、今後、この制度について、そのまま、私は置かないで改善していくべきだというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○委員長（乾 邦広） 総務課長。

○総務課長（菅 好弘） まず、近隣センターの運営交付金の支援ということでご質問いただきましたけれども、ただいま、運営交付金につきましては、世帯割、それから利用割というような形で、町から一定額を交付するという形でございます。

確かに、その公区の中においては、回数が多いところ、大変な激務だというふうに言われるところもございます。それが町からの交付金が足りないというお話も私ども聞いてはおりますけれども、各地域の状態を聞いてみますと、それぞれ、公区でいくらかの負担をしながら運営をしていっているという実態がございまして。

これは、私が住んでいる緑町もそうなのですが、やはり自分たちが使う施設だと。だから、自分たちの利用に対していくらかの負担は仕方がないのではないかと。当然だという考え方も一方ではあります。

ですから、すべてが町が全額持つていくことがどうなのかというようなことも、まだ、議論する余地というのがあるのではないかなというふうに私は受け止めておまして、現状の中では、この金額の中でお願いをしたいという形の説明をさせていただいております。

ただ、先ほど言いました多いところで六百数十件というその利用があります。この中身なのです。今、各近隣センターから出ている課題の中で、一つの全町的な文化サークルが、たまたま事務局がその公区の人であったということで利用してるとい話もあるのです。

ですから、その利用実態があくまで運営をしていく地域のコミュニティ活動としての利用だけではなくて、全町的な文化サークルだとか、そういった人たちの集まりの場所にもなっているということもありまして、そういったところについては、例えば、コミセンであるとか、管理人が常駐している福祉センターであるとか、町民会館であるとか、そういう広域的な施設をご利用いただくような形で調整をしていくことによって、運営管理をしていく側の負担を軽減できるのではないかなというようなことも検討させていただいております。そういったサークル等を所管しているところとも、今後、協議をしながら、できるだけ地域のコミュニティの場であるという位置付けの近隣センター、そういった運営になるようにしていきたいという考え方をもっております。

それから、管理の基本形ということなのですが、これは私の方でお願いしているのは、あくまで、管理については管理人さんが使用の前、使用の後、確認をしていただくということをお願いしております。中には管理人さんのところに鍵を取りに行き、自分たちで鍵を開けて、利用して、そして鍵を閉めて帰ってくると。その後に管理人さんがお伺いをして、利用状況を管理しているということも確かにあるように聞いております。そういう、例えば、距離的な問題ですね。農村部などにおきますと、管理人さんと近隣センターの距離がありまして、時間的なことだとかいろいろあるものですから、そのような管理方法をとられているということも聞いておりますけれども、その辺については、管理の基本形はあくまで利用の前後は管理人さんが確認をするということを私どもの方としてはお願いをしております。その間における利用については、その運営をしていく運営委員会の中の決めごととして、ある程度幅をもって運営をしていただいているということでございます。

○委員長（乾 邦広） 町民課長。

○町民課長（熊谷直則） 住基カード関係でございますけれども、15年度末で15件ということでございます。16年の8月末で23件と、申請があったということでございます。

また、9月、10月におきましても、今のところは10件ほどの申請もきております。

しかしながら、やはり現実といいますか、利用件数にしてはかなり低いというようなことになろうかなと思います。

私ども、住基カードの広範な利用といいますか、いろんな利用をさせていただくということで、町民課となりますと住基カードだけの問題ですので、今、企画室におきまして、このカードでどのような利用ができるかという検討委員会を設置していただきまして、その中でいろんな利用できるといいますか、それを検討していただいているところでございます。

また、先ほど申しましたけれども、個人認証の関係で、電子証明書ということで、インターネットにおきましていろんな申請ができる、いろんな手続きができるということで、今、進めているところでございます。

それで、今、始まっているのは、確定申告等につきましては、ちょっと北海道ではまだ始まっておりませんが、名古屋、岐阜でしたか、そちらの方で、今、そういう電子署名による確定申告ができるというようなことも始まってきております。

この住基ネット等につきましては、14年に始まったばかりでございます。まだちょっと始まったばかりというようなこともございますので、今しばらく猶予をいただくようなことになるのかなと思っておりますし、本町だけでやめるとかやめないかという問題でもないのかなと思っております。

いずれにしても、皆さんがいろんな利用な方法がたくさん出てくれば、それなりの活用もできるのだらうと思っております。以上でございます。

○委員長（乾 邦広） 西尾助役。

○助役（西尾 治） 名誉町民の年金にかかわる問題でございますが、15年度から、私が今こんな話するとあれなのですけど、合併の協議が始まりまして、それぞれの町村に持っている制度をどう見直していくのかというようなことにつきまして、当然のことながら議論をさせていただいている最中でございます。

中橋委員おっしゃるとおり、名誉町民の方に年金を差し上げても、貰う側としてもそのことに対して、やっぱり何らかのお気持ちがあるのだというところがございまして、差し上げている名誉町民について全額毎年ご寄付をいただいていたという経過も当然でございます。

ですから、名誉町民の方に年金を上げることとして持っていることについて、やっぱりその辺のご理解は、今、おっしゃるとおり、必ずしも双方が思っているような形になっていないというところも当然でございます。

今、申し上げましたように、更別村については制度は持っていますが、年金制度は持っておりません。忠類は持っている、幕別は持っているというようなことで、現に忠類においては年金の支給も受けているというようなことで、まさしくこれからどう調整しようかという話をしている最中ございまして、結論としては、今、おっしゃられる方向で将来的に位置付けをしていきたいというような考え方で、今進めている最中ございまして、現にもらっておられる方については、引き続きその制度は存続しますけども、新たな方については、今後、この制度については見直していこうというようなことで議論をしている最中でございますので、これは将来どうなるか別にしても、うちの考え方としてもそういう方向で進めていこうということで、今、内部的な協議をしている最中でございます。

○委員長（乾 邦広） ほかにございせんか。

それでは、2款総務費につきましては、ほかに質疑がないようでございますので、以上をもって終了させていただきます。

次に、3款民生費に入らせていただきます。

3款民生費の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（石原尉敬） 民生費のご説明をさせていただきます。

156ページをお開きください。

3款民生費、1項社会福祉費、予算現額12億9,464万3,000円に対してまして、支出済額12億6,529万3,307円であります。

1目社会福祉総務費は、民生児童委員53名、障害者福祉計画策定委員等の報酬ほか、社会福祉協議会及び授産施設ひまわりの家の運営費や身体障害者保護措置費と国保会計繰出金が主なものであります。

11節は、戦没者追討式の記念品等に要した費用であり、参加者は109名でありました。

13節は、身体障害者にかかわるホームヘルプ、短期入所、デイサービス事業委託に要した費用であります。

158ページでございます。

19節、細節5は社会福祉協議会の運営費及び福祉団体に対し支援したものであります。細節6は授産施設ひまわりの家の運営費を補助したものであります。同施設は10代から60代までの14名の方が通所され、当該施設の運営に当たっては多くのボランティアの皆さんのご協力をいただいております。

20節は、重度身体障害者日常生活用具扶助、身体障害者保護措置費及び人工透析患者通院費扶助に要した費用であります。

28節、これは国保会計の保健基盤安定分及び職員給与費等にかかわる繰出金であります。

2目福祉医療費、重度心身障害者及び母子家庭等の方に対する医療費扶助であります。その事務に係る費用を支出したものであります。平成15年度末の対象者は、重度心身障害者が443名、母子家庭等

は521名あります。

160ページであります。

20節、細節1 重度心身障害者医療費扶助につきましては、1件当たりの高額な医療費の増加に伴い、前年度比26.7%の増となっております。歳入につきましても、医療保険者から高額医療の収入増加に伴い多くの増となっております。

3目社会福祉施設費は、千住生活館の管理運営に要した費用であります。6月から8月は週3回、それ以外の期間は週2回の入浴サービスや料理教室、その他会合に使われているところでもあります。162ページでございます。

4目国民年金事務費は、国民年金事務に要した費用であります。

5目老人福祉費は、高齢者の方々の福祉全般に要する経費を計上したものであります。ちなみに本町における平成16年3月末の高齢者は5,190名、高齢化率は20.4%となっております。昨年は19.82%でございます。0.6%の増となっている状況でございます。

8節は、米寿記念、敬老会祝い金等に要した費用であります。

164ページであります。

13節委託料は、高齢者訪問給食サービス、外出支援サービス、さらには生きがい活動支援通所事業、高齢者在宅介護支援事業等に要した経費であります。

166ページであります。

18節、細節1は緊急通報電話機を購入したものであります。購入台数につきましては20台を購入したところであります。

19節、細節3は老人クラブ連合会に活動費を補助したものであります。細節6は特別養護老人ホーム建設費を補助したものであります。細節7は老人保健施設事業の補助であります。これは平成11年から15年が1億5,000万円の補助であります。

20節は、寝たきり老人等の状況による方を介護されている方に支給したものであります。また、養護老人ホームの施設入所者の措置に要した費用であります。

28節は、老人保険を介護保健特別会計に対し、医療給付及び介護給付等の町の負担分を繰り出したものであります。

168ページであります。

6目老人医療費は、北海道老人医療給付事業にかかわる65歳以上70歳未満の人の一人暮らしの高齢者等に対する医療費扶助とその事務にかかわる支出であります。平成15年度末の対象者は82名で、前年度末の41名の倍となっております。これに比例いたしまして、医療費扶助額が71.6%の増となっております。

7目老人福祉センター管理費は、同センターの管理運営に要した費用であります。月2回4路線に福祉バスを運行し、利用者の便宜を図っております。

また、平成15年は土曜日も開館日を拡大いたしましたことから、3万7,596名が利用されております。なお、42.2%の増という利用率でもありました。

170ページであります。

8目保健福祉センター管理費は、同センターの管理運営に要した費用であります。

172ページであります。

9目南幕別老人交流館管理費は、糠内コミセンに併設した同交流館の管理運営に要した費用であります。交流館の会館は原則といたしまして、毎週月曜日と金曜日を利用日といたしております。平成12年からは、生きがい活動支援通所事業にも活用いたしているところでもございます。

174ページであります。

10目介護支援費は、在宅介護支援センター運営事業3カ所の委託に要した費用であります。ちなみに、支援センターの年間相談実績は、延人員にいたしまして2,208件であります。

11目ふれあい交流館建設事業は、平成14年度繰越明許費として繰り越した事業を行ったものであり

ます。

176ページでございます。

2 項児童福祉費、予算現額 3 億3,781万2,000円に対しまして、支出済額 3 億3,455万9,188円であり  
ます。

1 目児童福祉総務費は、児童福祉に要した費用であります。

178ページであります。

20節、第1節児童手当は、対象延児童数 1 万4,452名に給付したものであります。細節4は身体障害  
者の療養通院費を補助したものであります。

2 目児童医療費は、6歳未満の乳幼児に対します医療費扶助とその事業費を支出したものでありま  
す。平成15年度末対象者数は、1,378名であります。前年比25名の増でございます。

20節扶助費は、前年度に比べて0.4%の増と、ほぼ前年同額となっております。

3 目常設保育諸費は、幕別2カ所、札内4カ所の保育所の管理運営に要した費用であります。この  
目では、調理員の賃金及び給食賄い材料が主なものでございます。

182ページでございます。

15節は中央保育所補修工事を行ったものでございます。これは16年度からみどり保育所と中央保育  
所の統合に伴う施設整備を行い、それに支出したものでございます。

18節は、保育所の遊具を購入したものであります。

184ページであります。

4 目へき地保育所費は、町内6カ所の管理運営費に要した費用であります。この目では12名の保育  
士の賃金と給食材料費等に要した費用が主なものであります。なお、平成15年4月当初の通園児童数  
は50名であります。前年は63名でありました。

186ページでございます。

5 目肢体不自由児通園訓練施設費は、十勝愛育園の管理運営に要した費用であります。この目では、  
嘱託医師の報酬及び費用弁償に要した経費が主なものであります。なお、通園者の実績といたしまし  
ては22名であります。延べでいいますと586名が通所しているところであります。

190ページであります。

6 目幼児ことばの教室費は、この運営に要した費用であります。なお、最近の通所者の中には、自  
閉的な傾向の子供が比較的多く見られる状況であります。15年度の通室者数は55名であります。延べ  
にいたしますと2,233名ということでございます。

7 目児童館費は、札内南、札内北、幕別南児童館の3館の管理運営に要した費用であります。ちな  
みに利用された月平均は1,917名でございます。

192ページであります。

8 目子育て支援センター費は、同センターを平成13年10月から開設し、その運営の費用でありま  
す。ちなみに同センターに通所された方は3,176名でありました。

194ページであります。

3 項災害救助費、予算現額555万円に対しまして、支出済額は15万円であります。

災害見舞金に要した費用であります。これは火災が1件、地震が2件ということで、計15万円の支  
出であります。

以上で、民生費の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○委員長（乾邦広） 説明が終わったところでありますけれども、この際、14時まで休憩をいたします。

（13：47 休憩）

（14：00 再開）

○委員長（乾邦広） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑をお受けいたします。

野原委員。

○3番(野原恵子) 3点についてお伺いいたします。

156ページ、1目社会福祉総務費の20節の扶助費ですね。

生活困窮世帯扶助の関係なのですが、平成14年と15年と比較しますと、平成14年の3月支給のところは54世帯になっていますが、平成15年の決算では45世帯と減っております。この点では、基準が変わったのか、今の生活状況を見ますと、減っているというのはどういう状況なのか、その点、お聞きしたいと思います。

もう1点は、165ページ、5目、6老人福祉費、13節の7番外出支援委託料の件ですね。それと、緊急通報システムもそうなのですが、その点、両方性質が同じだと思うのですが、5目の老人福祉費、18節なのですが、ここの緊急通報システム、共通している点は、高齢者の一人暮らしが対象の施策なのですが、家族がいる場合、今の制度では対象にならないのですが、今まで利用していた人たちが同居家族がいることによりまして、この制度から外されるという、そういう状況になるわけなのですが、今まで利用していると、やはり同居家族がいても、昼間留守だったりだとか、それから、長期出張ですとか、そういう点でこの二つの施策を利用することで安心して暮らせるという点があるのですよね。

それで、そういう人たちも対象にして利用できる、そういふうにできないものかどうか。その点をお聞きしたいと思います。

○委員長(乾 邦広) 野原委員、2点しか発言しておりませんが。

○3番(野原恵子) 5目老人福祉費の13節委託料7番の外出支援委託料。それからもう一つは、165ページの18節の1番の緊急通報用電話機。この3点ね。

○委員長(乾 邦広) 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長(佐藤昌親) まず最初に、生活扶助世帯の補助につきましてでございます。

ご質問ありましたように、平成14年度、15年度それぞれ配布した世帯が違うということでございますけれども、この認定につきましては毎年民生委員さんにこの制度の周知をいたしまして、これに該当する方々ということで確認をさせていただいております。

その中で、地域の中におかれましては、その生活扶助、この要綱の中に該当させなくてももうそろそろいいのではないかと、あるいは実態として親子関係の扶助の中でもう大丈夫ではないかと、あるいは、さらには今年度はこういう方がということで、名簿をもとにいたしまして確認させてもらっている状況の中にあります。

そういうことで、年度によりまして多少の増減が出てくるということでございます。

中にはまた、去年は来ていただいたのですが、これからはしばらく心配ないですよというようなことで遠慮される方もいるというふうにも聞いております。そういう中で、増減しているのかというふうに思っております。

それから、165ページの外出支援サービス、あるいは緊急通報のことでございます。

これにおきましては、ご質問にありましたように、単身あるいは高齢者のみの世帯ということで従来きておりますので、家族の方がいれば、その家族の中での助け合いといいたいまいしょうか、お力をお借りして、それぞれに対応してもらっているというのが現状でございます。ここについては、当面このような方向で続けていきたいというふうに思っております。以上でございます。

○委員長(乾 邦広) 野原委員。

○3番(野原恵子) 扶助費の件なのですが、今の説明をお聞きますと、あくまでも民生委員の判断によって対象者が決められるということになるのではないかと思います。きちんとした基準があって、それに合わせて対象者を、どこがどういう対象者になるかということではないというふうには私は受け止めております。それであれば、しっかりと民生委員の判断ではなくて、基準を決めて、それに合わせてこういう人たちは対象になるというふうにしていかなければ、基準があいまいになるのではないかと思います。

その点、お聞きしたいと思います。

それと、外出支援サービスも、それから緊急通報システムもなのですが、家族と一緒に住んでいることで対象からはずされてしまうわけなのですが、そういう方々はやはり昼間本当に緊急通報システムなんかは、一人で暮らしている、家族が同居していても働きにいつている、長期出張だといえ一人になるのですよね。

ですから、そういう点では、一人でいるということに非常に不安があるということで、そういう家族の実態に合わせた状況の中で、緊急通報システムを利用したいという声が高齢者の中から出ております。

ですから、その点も今回増やしておりますので、対応を考えていただきたい、考えていくべきではないかと思っております。

また、外出支援サービスも同じ状況なのですが、同居家族がいましても、働きにいつているですとか、それから同じ条件で、一人ではなかなか通院できない。行くとしましても交通機関をなかなか利用できないからこういう制度があるわけですから、そういう点でも条件は同じだと思うのですが、その家族の実態に合わせて適用していくということも、これから考えていくべきではないかと思っております、その点をお聞きしたいと思います。

○委員長（乾 邦広） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（佐藤昌親） まず最初に、生活困窮世帯の扶助についてでございます。

これにつきましては、幕別町の生活扶助世帯見舞品支給要綱という要綱をつけまして、そこで一定の基準を設けてございます。

ただ、金額的に、例えば、所得がいくらということではございませんで、生活保護世帯を除いて、最低限度の生活を維持しうるだけの所得しか得られないという世帯についてということでございます。抽象的に大枠は決めている中でも、民生委員さんに、昨年のそういう世帯名簿をお見せしながら、そして今年はどうでしょうかということの中で、先ほども言いましたように、今年以降はよろしいです。あるいは、新たにこの方ということ、民生委員さんの意見をもらいながらやっているということでございます。そういうことでご理解をいただきたいと思っております。

なお、外出支援サービスにつきましては、やはり緊急通報についても同じでございますけれども、当然、ある程度の基準を設けて、それに則って認定していくということが大事かというふうに思っております。

ただ、外出支援におきましては、相当長期に、家族の方がいらっしゃっても、その方が相当長期にわたって家を離れるという事実が確認される場合におきましては、希ではございますけれども認定している状況にもあります。

そういうようなことで、そういう状況の中で、適宜、特異な場合については認定するというのも考えてまいりたいと思っております。以上でございます。

○委員長（乾 邦広） 野原委員。

○3番（野原恵子） 今の扶助費の件なのですが、その要綱で定めているとおっしゃってございましたけれども、民生委員さんの判断でどういうふうになるかというところが非常に大きいように、私は受け止めております、今の説明では。

それであれば、きっちりと基準を設けて、この基準をクリアした人たちには、こういう扶助の品物を届ける。それをしっかりと定めた方が、公平に支給されるのではないかとこのように私は思います。

そのところをしっかりと基準を定めていって、扶助品を届けるとうことが必要ではないかと思っております。

それから、支援サービスと緊急通報システムなのですが、長期に不在ですとか、それから、勤務状況がなかなか不規則で対象から外せる、そういう人たちも申請があれば利用できる。そういうふうを受け止めていいのかどうか。

それと、やはり長期でなくても、昼間長時間労働の場合はなかなか外出支援の援助や何かは、家族

なんかはできないのですよね。ですから、そういう人たちも含めて、申請があった場合には利用できる。そういうふうに改めていくべきではないかと思うのですが、その点、いかがでしょうか。

○委員長（乾 邦広） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（佐藤昌親） まず、生活困窮世帯扶助についてでございますが、これにつきましては、扶助という名前はついてございますけれども、現実といたしましては、金額にいたしますと1件当たり1回に2,000円相当のお米を配る、あるいは、過去には乾麺を配ったということもございません。

こういうお米をその世帯に配る際に、今の生活の状況を把握しながら、さらにはその状況の中で支援できるものがあるのであれば、例えば、場合によっては生活保護世帯以下に陥った場合については、そういう制度のことも、当然、普段から民生委員さん活動しておりますけれども、そういうようなことでのアドバイスをするなどということ、そういう訪問に際しての物を配るということでございますけど、訪問がどちらかというメインということでございます。

そういう中で、今、一定基準の、例えば、所得ですとか世帯の構成に応じてというよりは、民生委員さんがそういう日ごろの地域の活動の中に、より活動しやすい、特に困窮されていると思われるところについては、入っていきやすいような、一助となるような、助けとなるようなことで、こうう制度があると思っておりますで、ご理解いただければと思います。

なお、外出支援サービス、あるいは緊急通報についての、先ほども言いましたように、枠を非常にゆるめるということではございません。やはり、例えば、外出支援におきましても、限られた2台のワゴン車の中で、利用回数も、平成15年度増やしたということもありまして、たくさん2倍にも3倍にも増やせる能力というのがない中でやっておりますので、限られた条件の中で、先ほども言いましたように認めている場合もありますけれども、基本的には従来のままということの中でいかにざるを得ないというふうに思っております。以上でございます。

○委員長（乾邦広） 野原委員。

○3番（野原恵子） 今、扶助費の件なのですが、民生委員さんの方でも、個々の民生委員さんによりまして、たびたび訪問されている方ですとか、あまり訪問されていない方ですとか、いろいろ地域の高齢者の方からお話聞きますと、いろいろな状況があるわけですよね。

そういう中で、公平にそういう世帯に民生委員さんが訪問されているかどうかということも、やはりはっきり定かではないという状況も、今の説明の中では察しているところなのです。そういうふうになると、やはりきちっと基準を決めてやっていくべきでないかと私は思います。

それと、外出支援サービスと緊急通報システムなのですが、本当に高齢者の方々一人では本当に不安であるというのですよね。ですから、そのところを、やはりそういう、一緒に生活していて安心だという人もいますし、かえって一緒にいてそういう状況の中では不安だという人もいるわけなので、その枠を状況に応じては、やっぱり広げていくことも、これから考えていかなければならないと思うのですが、その点、もう一度お伺いしたいと思います。

○委員長（乾 邦広） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（佐藤昌親） 外出支援サービスあるいは緊急通報のその枠の拡大のことについてでございますけれども、これは先ほど言いましたように、今、持てる能力の中で、そういう意味では最大限の中で対応させていただいているというようには認識しております。

今後におかれましては、今、公区長さんの中で協働のまちづくりということの中で、高齢者対応あるいは弱者対応をどうするかということもございますので、そういう観点からの単身あるいは高齢者のみの世帯の方が地域の中でどう喜んで住んでいただけるかというようなことも、私どもは期待をしていきたいというふうに思っております。

それと、生活扶助の関係でございますけれども、確かに民生委員さん53人いらっしゃいますので、個人個人個性がございます。ですから、ある方におかれましては、きちっと、例えば、高齢者の世帯を回っている方もいらっしゃいますし、中にはそうではなくて、必要なときに訪問する、遠くから見

守っている方ということもいらっしゃいます。

表現悪いのですけれども、見守っているというのは変なのですけれども、お年寄りの方の中にも、毎回毎回来てくれることを決して喜んでいない方もたくさんいらっしゃるものですから、その辺、民生委員さんも、年に1回とか2回とかと限られた中で回っている方もいらっしゃいます。中には二月に1回ローテーションを組んでまわっている方もいらっしゃいます。

ですから、そういうことについては、困ったときに、隣近所から、あるいは公区長さんから、班長さんから連絡あったときには、そういう聞き耳をたててほしいということもお願いしているところでございます。

そういうわけで、先ほどと繰り返しになりますけれども、私ども今までのやり方の中では、そういうきちっとした基準を設けるのではなくて、そういう高齢者の方のところに、民生委員さんが回りやすい、一助となるということもありまして、このきちっとした金額ですとか世帯構成でこの扶助を行っているというものでもないということもご理解をお願いしたいと思います。以上でございます。

○委員長（乾 邦広） ほかに。

前川委員。

○10番（前川雅志） ただいまの緊急通報用電話機設置事業について、関連して質問させていただきたいと思うのですが、これらの事業を受けられている方々から、緊急通報がどのぐらいあったかということと、それらの通報に対する対処というか、効果をどのようなものがあったのかということ伺いたしたいと思います。

それと、これらの事業を受けている方々が、外出したときなんか緊急通報をされているケースなんかもあるかと思いますが、そういったところが分かれば伺いたしたいと思います。

○委員長（乾 邦広） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（佐藤昌親） 緊急通報の通報件数といましようか、平成15年度の実態でございますけれども、消防の方に203件あったという状況でございます。

このうち、203件のうち140件、約69%に当たりますけれども、これらがセンサーの感知、誤作動といましようか、例えば、たばこの煙ですとか、あるいは殺虫剤ですとか、そういうような煙でも、非常にセンサーの感度が高いものですから、そういうもので誤作動を起こすという状況でございます。

とはいえ、残りの後31%が、そういうような事態になっているということで、消防が出動するというようなこともございます。

○委員長（乾 邦広） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（佐藤昌親） すみません。一つ、外出時のことについての答弁が漏れてございました。

これにつきましては、当然、センターは24時間監視されているわけでございますけれども、外出されている場合におきましても、そういうようなことで感知するわけでございますので、外出されていることを認知するということはちょっとできませんので、万が一そういうことで感知された場合についても出動するというような事態になろうかと思っております。以上でございます。

○委員長（乾 邦広） 前川雅志委員。

○10番（前川雅志） 大変申しわけございません。質問の仕方が悪かったのかなと思うのですが、外出時にそういった高齢者の方々が、外出先で急病になったりなんかしたときに通報をするケースということも考えられると思うのですが、そういったことを承知していれば教えていただきたいと思います。

○委員長（乾 邦広） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（佐藤昌親） 外出先で具合が悪くなられた場合につきましては、この緊急通報のシステムでは対応できないという状況にあります。

なお、個人がペンダントを付けて、具合悪くなったときにボタンを押せば緊急通報につながるのですけれども、そのエリアの範囲を、例えば、何百メートルも隣町に行ってしまうと、それがつながりませんので、そういう状況にあります。以上でございます。

○委員長（乾 邦広） 前川雅志委員。

○10番（前川雅志） ただいま質問させていただきました外出時というところにおきまして、現在、携帯電話を含めまして、GPSの機能もエリアも拡大されてきてまして、全町的にサービスを受けれるようになってきたりとか、価格の面も含めまして低価格ということがありまして、そういったものの中から、外出時でも緊急通報できるようなシステムの考え方はお持ちではないでしょうか。

○委員長（乾 邦広） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（佐藤昌親） 一つは、例えば、痴呆の方が出かけた際に、自分の家なり帰るべきところがわからないということに対しましては、町の方では、携帯電話に似たような機器があるのですけれども、それはGPSで衛星の方でその人の位置を特定するという制度がございまして、そういう貸しだしも行っているところでございます。

それ以外につきましては、そういう制度、外出時においては特に対応はしておりませんが、今後、将来的には、今現在電話が183台ほど保留しておりますけれども、これがさらに2倍も3倍も増えるような状況においては、この制度そのものを、もうちょっと投資に見合う効果といたしましうか、より良い制度がないものかということの中で考えてはいくべきかなと思っておりますけれども、現在の中ではこの制度が一番、ランニングコスト的にも有効かなというふうには考えているところでございます。以上でございます。

○委員長（乾 邦広） ほかにございせんか。

中野委員。

○16番（中野敏勝） 166ページ、1点だけお伺いいたします。

19節の細節3の老人クラブの連合会補助金についてです。

この部分についてお伺いいたしますけれども、説明の中に、老人クラブ連合の補助金698万2,000円というのがあるのですけれども、これは人数的に65歳以上の会員数、これが示されております。

この使われた金額のほかというふうになっておりますけれども、このほかという内容、この辺、教えていただきたいと思えます。

さらに、3,057名というこの数字で、これには示されておりますけれども、ほかの資料を見ると、15年度は3,148名というような形で書かれている資料があるわけです。15年度ですね。

91名ほどの差があるのですけれども、これはどちらが正しいのかお伺いしたいと思います。

○委員長（乾 邦広） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（佐藤昌親） まず、補助金の698万2,000円の内訳でございまして、65歳以上の方々が会員としていらっしゃいますので、これらの方々に一人2,000円掛ける3,057人でございまして、そのほかには、幕別町の老人クラブ連合会は十勝の老人クラブ連合会、さらにはその上の上部団体がございまして、それらの負担金があるということで、その見合いの経費を上乗せしてございまして。

続きまして、会員数の話でございまして、補助金として出しておりますのは3,057人でございまして、60歳以上から会員となることがありますので、60歳から64歳までの間ですか、その方が町内に91名いらっしゃいます。ということで、それぞれの資料の捉え方が若干違いますので、ご理解いただきたいと思えます。以上でございます。

○委員長（乾 邦広） 中野委員。

○16番（中野敏勝） そうすると、補助金の、ここに書かれているように、65歳以上が補助金が出されているということですね。

実際にお話をいろいろなところで伺いますと、老人会に入っている方もおりますし、入っていない方もおられるのですけれども、今、町では財政が大変だと言いながらも、この2,000円ずつ出している部分はほかにまわして使っていくときではないかというようなことも伺っているわけです。

この目的として、実質的な魅力ある老人クラブ、これの支援をするのだというようなことで出しているのですけれども、今の高齢者というのは非常に恵まれていて、いふならば余裕もあると。そうい

う方が結構これに加入しているので、見直していったらどうかというようなことも伺うのですけれども、この点についていかがでしょうか。

○委員長（乾 邦広） 民生部長。

○民生部長（石原耐敬） お年寄りの方が、今、いろいろ年金制度も充実し、楽な人もいるのではないかというお話でございます。

毎年、老人クラブの方と役員とも毎年恒例によりますような打合せと申しますか、いろんなことの悩みですとか、いろんなことを役員の方とも相談しながら、今、これ道からも、実は老人クラブの補助金というのがあるのですね。これに上乗せして出しているのが、今の幕別町の補助制度なのです。

それで、この制度を、例えば、見直すような時期がどこにくるのか別にいたしまして、常時そういう内情、今、過渡期にあります今の財政的ないろんな問題もありますけれども、今、老人クラブの方々が、本当にほしいよとか、出しなさいよという意味で要求されているような過去の経緯はございませんで、今の道の補助に上乗せするような形で、町が今まで、幕別町でいろいろ努力いただいた方に、あの地域でいろんな活動をしていただいている状況に対する助成ということで上積みさせていただいていることもございます。

ただし、今、中野委員がおっしゃるように、本当にそういう状況で、お年寄りの方が、例えば、毎年懇談をしている中で、例えば、そういう町が財政的に困難でしょうという申し出があるようなこともあれば、そういう意見を聞いた中で、本当に理解をいただいた中で、例えば、見直すこともあるかもしれませんが、今の段階で具体的なそういう話は、今、老人クラブと詰めたようなことも実はございません。

今、もう少しいろんな会話のお話し合いの中でそういう話も出るような時期があるのかなと思いますけれども、今、2,000円が多い額、例えば、高齢者の方に出している額が多い額かなということ、どうなのでしょうかね。今、ちょっといろいろ考えなければならぬところかなと思いますけれども。

○委員長（乾 邦広） ほかにございませんか。

芳滝委員。

○15番（芳滝 仁） 186ページ、2項児童福祉費、5目肢体不自由児通園訓練施設費であります。

資料では54ページに説明がされてありますが、前年の決算額が422万7,000円でありまして、本年度が624万4,000円になっております。

200万円近く増えておられるわけでありまして、その内容を調べてみましたら、14年度には、7節賃金のところの臨時保育士賃金というのは14年度にはございません。

もう一つ、188ページであります。13節委託料、8訓練士派遣委託料がございません。これで240万円ぐらいの上乗せになっております。

14年度にあつて15年度にないものは、医師の派遣費と訓練士の派遣、これは報酬ということになっております。この辺で大きく費用が違ってきているのだらうと思いますが、これは制度が変わったのか、形が変わったのか、どうしてこういう形になっているのか、お伺いしたいと思います。

厚くなりますのはいふことだと思ふのでありますが、そしたら厚くなっているのかなと思ひましたら延利用人数は14年度は1,154人でありまして、15年度は586人であります。半減をしております。実通園人数も、15年度は22名とさっきおっしゃいましたが、前年は33名でありました。これも減っております。

どうして減っているのかなと、また、どうしてお金がかかっているのだらうかなと。内容のことわからないのでありますが、この医師が来ないから減っているのか、肢体不自由の訓練でありますから専門の訓練の方がいらっしゃらないから減ったのだらうかなという推測でありますけれども、そういうような思いもしたのでありますが、その辺をご説明いただければなと思ひます。

○委員長（乾 邦広） 町民課長。

○町民課長（熊谷直則） 臨時職員関係でございますけれども、これにつきましては、14年度につきましては正規職員が4名配置されてございました。それで、15年につきましては正規職員3名と、それと、

臨時職員1名と、こういう4名体制でございます。中身はちょっと変わりました。

そして、正職員の場合につきましては、別な予算立てをしておりますので、そちらの方で1名減っております、ここに臨時職員が1名増えてきたということでございます。

それと、報酬が減った、14年にはありまして15年はありませんけれども、これらにつきましては、旭川の児童療育センターというところから、医師並びに理学療法士、作業療法士が派遣されてきたところでございます。年間に10回ということに来ておりましたけれども、これちなみに、この医師等は道職員ということでございまして、別な報酬といえますか、給料も貰っております、ちょっとこの部分について余分な支出であったということでございまして、その分についてこれを削ったというようなことでございます。

それから、委託につきましては、やはり正式な資格といえますか、肢体不自由児施設につきましては、理学療法士または作業療法士等の資格も持っていないというようなこともございまして、帯広の開西病院等から資格のあります理学療法士並びに作業療法士の派遣を受けているところでございます。

それで、この分については増えたということでございます。

また、児童につきましては、やはりちょっと年々若干減ってきてございますけれども、これらにつきましては、以前は病院の方で幼児についてはなかなか難しいということで、病院については扱っていただけなかった部分がございます。

それで、今、帯広の北斗病院でございますけれども、ここに結構こういう幼児専門といえますか、そういう中身が充実させていただきまして、その分でそちらの方で数名流れていっている部分もございます。

そういう意味からしまして、児童については、14年から比べまして減ってきているというようなことでございます。以上でございます。

○委員長（乾 邦広） 芳滝委員。

○15番（芳滝 仁） 賃金のところで、私がちょっと新しい問題ありますから理解ができませんけれども、載っているものと載っていないものとあるということなのでありますけれども、代替保育士は去年は載ってまして今年も載っているのでありますけれども、臨時保育士は去年は載っておらないで今年120万円載っておるわけでありまして。

これは前年は正職であって載っておらないのかということになるのか、そういうことであつたのでしょうか、その辺、何か確認してみたいと思います。

あと、総体なのであります、肢体不自由児通園訓練施設、先ほどおっしゃいました北斗病院の方で、良い形で訓練をされているということがありまして、幕別町だけでなく、ほかの町村からも通っていらっしゃる方々がいらっしゃるようでありますから、いろいろ問題があるかと思うのでありますけれども、医療法人にお願いをしていくと。これは医療法人でできるかと思うのでありますけれども、そのような方向性と申しますか、お持ちであるのかないのか。その辺も併せて伺いをさせていただきたいと思っております。

○委員長（乾 邦広） 町民課長。

○町民課長（熊谷直則） 臨時職員の関係でございますけれども、これにつきましては、正職員から臨時職員に1名を替えたというようなことでございます。

それと、北斗病院等でいろいろ診ていただいております。このほかに、帯広で2、3カ所についても、理学療法士一人ぐらいがおりまして、その中でも児童一人二人は診ていただいております。主に国立療養所ですか、そこの方でも診ていただいている部分もでございます。

そういう、いろいろ北斗病院でも診ていただいている、開西病院でも診ていただいていると。そういうような中で、実質的に、今までは、十勝肢体不自由児につきましては十勝愛育苑に来なければ診ていただけないのが、そういうふうにならなくなってきているということもございまして。

そうなりますと、今後の肢体不自由児の数にもよりますけれども、いずれはそちらの方にシフトしていく状況にもあるのかなと思っておりますけれども、今の段階では、まだちょっと何とも言えないと思

います。以上でございます。

○委員長（乾 邦広） ほかにございませんか。

堀川委員。

○7番（堀川貴庸） 165ページ、13節の6番、高齢者訪問給食サービス委託料に関して質問させていただきます。

昨年来、新聞報道を見ましても、また、内外からの声を聞きましても非常に利用度合いは好調で、また、好評を得ているということで、僕も耳にしているところなのですが、16年3月末では、年間延配食数3万7,836食、そして登録者数は207人となっております。ここ3年ほどのちょっと数字の推移を教えてください。給食の総数、それから実利用者数、登録者数のここ3年ほどの推移を教えてくださいと思います。

○委員長（乾 邦広） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（佐藤昌親） 給食サービスの3年間の推移ということでございますが、今、手持ちには、14年度と15年度、15年度は今回説明させていただきましたが、その状況しかちょっと持ち合わせございませんが、14年度におきましては、提供した給食数は4万91食という状況になっています。登録者数が238人ということでございました。

13年度につきましては、4万1,858ということになっておりまして、登録者数につきましては195人となっております。

実利用者数につきましては、13年度が109名、14年度におきましては115名ということになってございます。15年度におきましては181名でございます。

○委員長（乾 邦広） 堀川委員。

○7番（堀川貴庸） ここ3年間の推移を見てみますと、非常に利用者数、登録者数ともに伸びてきているのかなと思ってはいたのですが、14年度では登録者数が238名に対して、16年3月末では207名と、30人ほど減少しているのですよね。

その主な理由について、押さえていらっしゃるようであれば、説明を求めます。

○委員長（乾 邦広） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（佐藤昌親） 実は、私どもも順調に推移していく、伸び伸びでいくのかなというふうには給食の関係については思っておりましたけれども、微減という状況にありまして、その結果、この原因についてはどうであるということについて、話し合った経緯もあるのですけれども、それについて個々の調査はしておりませんけれども、多分、当初、制度の普及に応じまして、とりあえずとってみようということで利用されていた中で、推測でございますけれども、例えば、夫婦でとられている方におきましては、一人2食を必ずとることもないのだろうという判断の中で、調整されてきているのかなということで、激減しているわけでもありませんので、そういうような微妙なところでの増減なのかなというふうに思っております。以上でございます。

○委員長（乾 邦広） 堀川委員。

○7番（堀川貴庸） そこで、今度、給食を配食している業者の方からの声もこの新聞記事には載っているのですよね。

16年度からは、食の自立支援サービスということで、今まで年中無休だったものが月曜日から土曜日までと、日曜日、それからお盆、年始はお休みということなのですからけれども、これでお休みをほしいという、やはり業者さんからの要望にも若干応えたのかなというふうに思いますけれども、また、利用者側からしてみれば、日曜日でもできれば配食もしていただきたいと。

そうであれば、土曜日、日曜日、こういう祝日関係の部分に関して、逆に専門に、また別な業者さんなりを探すということも考えられるのではないかなというふうに思うのですけれども、その辺どうでしょうか。

○委員長（乾 邦広） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（佐藤昌親） 16年度から、毎週日曜日、それとお盆、お正月ですか、この期

間には休みを設けさせていただきました。

ここに至るまでは、実は、ある4業者の方をお願いしてございましたけれども、ある業者の方から、非常に毎日365日食の提供をするに当たり、毎日毎日そのメニューを考えなければならない。さらには、お正月、あるいはお盆といえども、常に仕事が入っているものですから、家族関係の中でも非常に大変、さらには高齢化を迎えて非常に仕事がきつくなってきていると。何とか休みを導入していただけないかという業者の方がありまして、ほかの業者の方も、それはその通りなのだというような窮状を訴えられたわけでございます。

ですから、私どもは、確かに業者は多い方が多分選択の余地は広がるものですから、そのときには、町内の主だった業者の方には、この給食サービスの趣旨、それから制度のことを説明させてもらいながら、食堂といいたまいますか、そういうところを回らせていただきました。

結果的には、制度については非常にいいし協力はしてあげたいけれども、やはり今現状の中ではちょっと無理だなということで、結果的に一つの業者がお辞めになり、16年度には別な業者が公募によりまして、一つの業者が加わってくださって、結果的に4業者そのまま、業者の数でいえばですね。そのままの状況になってございます。

そういうわけで、利用者の方におかれましては、365日提供していただくことが一番望ましいのかもしれませんが、提供される方がそういうような事情の中で私どももやむを得ないと。しかも、この制度を長期にもこれからもずっと継続していくためには、業者の方の健康も非常に大事だなということで判断させていただいて、制度を改正させていただいたところでありまして、ご理解いただければと思います。

それと、業者がたくさんいると中には土日だけとか、あるいは交代交代ということも、そういうことも、その当時は制度改正の中で、食堂をまわったときにはそんな話もさせてもらったのですが、結果的にはそこに至らなかったという事情もございまして。以上でございます。

○委員長（乾 邦広） ほかにございせんか。

3款民生費につきましては、ほかに質疑がないようでありますので、以上をもって終了させていただきます。

次に、4款衛生費に入らせていただきます。

4款衛生費の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（石原尉敬） 衛生費のご説明をさせていただきます。

196ページでございます。4款衛生費、1項保健衛生費、予算現額2億8,680万2,000円に対してまして、支出済額2億8,426万8,683円であります。

1目保健衛生総務費は、嘱託医師14名分の報酬が主なものであります。

198ページであります。13節細節5は、夜間救急診療を委託したものであります。これは、16年で委託が終わるということでありまして。

19節、細説3は、高等看護学院の負担金であります。

2目予防費は、結核健診、麻疹、エキノコックスなどの予防及び検査に要した費用であります。

200ページであります。3目保健特別対策費は、胃や婦人科検診並びに基本健診、さらには各種成人病予防対策及び健康に関する啓発事業に要した費用であります。

204ページであります。4目診療諸費、駒畠、糠内、新和、古舞、日新の各診療所での診療に要した費用であります。診療所の開設日数は198日で、受診者は787名であります。

206ページであります。5目環境衛生費は、葬祭場及び墓地の管理に要した費用であります。

208ページであります。15節工事請負費は、年次計画をもって葬祭場の火葬炉などを補修したものでございます。

210ページであります。6目水道費は、水道事業会計及び十勝中部広域水道事業団にかかわる補助金、出資金及び繰出金に要した経費であります。

28節は、平成8年度より実施しております個別排水処理特別会計に対する繰出金であります。

2項清掃費、予算現額3億7,480万9,000円に対しまして、支出済額3億7,399万5,598円であります。

1目清掃総務費は、ごみの収集及び処理に要した費用であります。

7節は、豊岡ごみ処理場作業員の賃金であります、嘱託職員で対応することができたため、全額減額補正をいたしたものであります。

212ページであります。13節委託料は、札内地区、幕別地区、農村地区の燃やせるごみ、燃やせないごみ、大型ごみ及び資源ごみの収集を行っている経費であります。

15節工事請負費は、豊岡ごみ処理場適正閉鎖工事であります。15年度の主な工事内容は、盛土工事が6万5,000立米、それから法面工4,300立方メートル、張芝工6,700平方メートル、排水工事といたしまして、U型トラフト380メートル、雨水枡15カ所、フトン籠工34メートルの工事施工をしたものであります。

なお、この工事期間につきましては、平成14年から18年度の5カ年を予定しているところでございます。

19節細節3は、ごみ処理に要した費用を十勝複合事務組合に負担したものであります。細節5は、資源回収推進実践地区の62公区及び団体に協力金を交付したものであります。ちなみに、788トンの収集でございました。

以上で、衛生費の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○委員長（乾 邦広） ここで、説明が終わったところでありますけれども、この際、15時5分まで休憩いたします。

(14:51 休憩)

(15:06 再開)

○委員長（乾 邦広） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑をお受けいたします。

佐々木委員。

○12番（佐々木芳男） 先ほどは大変失礼いたしました。

実は、先の質問の中で、またぶり返すと怒られますが、6項目ありました中で、パーセントにしたらどれぐらいになるのかなというところまでお聞きしたかったのですが、途中で横の方にいきましたのでお聞きすることできなかったのですが、公害の関係で、ちょっとページが違いますけれども、基準に対して、幕別はどの程度いつているのか。

もし、わかれば、ページ別ですけれども、項が別ですけれども、まずお聞きをして、次に入りたいと思うのですが、委員長よろしいですか、そういう形で。

○委員長（乾 邦広） よろしいですけども。

○12番（佐々木芳男） ということで、先ほどのこと、もしお答えいただければ、お答えいただきたいというふうに思います。

それでは、213ページの15節、細節1ですね。豊岡のごみ処理適正閉鎖工事につきましてですが、これは先ほどもお話ありましたように、14年度に着工されて18年度に終わるということでございます。

15年度にも7,000万円余の予算を注いでありますが、先ほど、民生部長の方から細かく説明がございました。したがって、おそらく着々と進んで予定通りいくのだろうと思いますが、今の進捗状況、何割くらいまでいつているのか、これが一つと。それから、おそらく上の方から閉じていつているのか、先に壁を作って水が流れないようにやっている工事か、ちょっと素人でわかりませんが、そこら辺が、もし今回のように台風等が来たときに、もし、大雨等が来たときにそれらについての問題点があるのかないのか。あと、2、3年かかりますけれども、そこら辺を含めて、まず、お伺いしたいと思います。

○委員長（乾 邦広） 町民課長。

○町民課長（熊谷直則） 前段の公害関係でございますけども、これは一定の基準がございまして、その以内であれば問題ないということでございます。ちょっと今、手元にその数値はございませんけども、委託終了した後の報告では、幕別町においては問題ないというような報告がきております。

それと、豊岡ごみ処理の関係でございますけども、現在、今、進捗率では47%でございます。

それと、今、この工事につきましては、下の方から積み上げてくるといいますか、土盛りして上に持ってくるというような工法でやってございまして、今、台風等の雨等につきましては、横にトラフトを入れてございますので影響はないと聞いてございます。以上でございます。

○委員長（乾 邦広） 佐々木委員。

○12番（佐々木芳男） 環境問題については、数値についてはわからないということですので、後で機会があればお伺いしたいと思います。

この工事の件ですが、本当に順調におそらく進んでいるだろうと思います。下の下流の方が、相川の方まで水路が続くということもありまして、もし、そういった工事中に大きな水害でもあれば心配だなということでお伺いしたわけでありまして。

それから、15年度の決算の中では言うべきか言うべきでないか、先ほど、ちらっとお話したのですが、ごみ捨てるの問題で、最近非常にそういうポイ捨てが目立ってきているのですね、もう既に。

これは、今年度から始まったことですから、まだまだと思っていたのですが、ちょっと歩いてみると、そういう問題、ごみ捨てが非常に多くなっているということでございます。

新聞によると、郵便局の局員の方などに協力してもらって、ポイ捨てをなくするという、どこか民間で動いているようですが、そこら辺、ごみについてどういうふうな見通ししているか。それに対する対処はどうかということ、もし、伺えればお伺いしたいと思います。

○委員長（乾 邦広） 町民課長。

○町民課長（熊谷直則） 10月1日からごみの有料化になったところでございますけども、大型と申しますか、大量な不法投棄というのは今のところ見受けられませんが、道路沿いにコンビニの袋だとか缶だとかというのは、若干見受けられる部分もございます。

これらにつきましては、今、委員言いましたように、大きなものにつきましては郵便局等の外交員の配達ルートと申しますか、そういうところにありますと通報していただくと。そのほかにも、車両センターだとか警察と連携いたしまして、不法投棄については十分対処していきたいと思っております。

また、町道関係等につきましては、うちの嘱託職員がいますので、それらについては定期的にパトロールをしているところでございまして、それらのものがあれば、車に積んで持ち帰ってきているというようなことでございます。

いずれにしても、予想と申しますか、そんなに大量のものが出ていないと私ども承知しておりますし、また、9月30日から10月7日にかけて、職員でごみの排出等のパトロールも、朝の7時ぐらいから、それと晩の8時ぐらいまでパトロールした中では、ほとんど出ていないというような状況でございます。以上でございます。

○委員長（乾 邦広） 関連ありますので、中橋委員、お願いします。

○2番（中橋友子） 佐々木委員の質問2点についてそれぞれ関連あるのですが、一つは、豊岡のごみ処理場の閉鎖、今、進捗状況が47%というお答えでありましたけれども、平成14年度の決算のときには、確か平成14年から17年までの事業というふうになっていましたよね。今回は15年から18年まで、1年延びたというのは、工事の何か難しさがあったのか、どんな理由でなったのですか。

それから、ごみの有料化の話が出ましたので、ずっと15年からの事業の過程の中で有料化が打ち出されてきてまして、今、実施されているということですが、今回、実施に当たっては、試行期間設けられてスタートしています。

スタートの段階でありますから、いろんな意見が、今、届いているのではないかと申すのですが、その中で、町民の方から、そのごみの袋の大きさ、もっと小さいものに、あるいは袋の質、

これがもっと、破れやすいということもありまして丈夫なものにとか、あるいは、大型ごみの基準の明確化、それから、一覧表のもっと分かりやすいものにとかという意見をたくさん聞いております。

それで、試行期間もやられてここまできていただけるので、その辺のいろいろ担当の方にも意見が寄せられていると思いますので、その対応について、どんなふうにやってこられているのか伺います。

○委員長（乾 邦広） 町民課長。

○町民課長（熊谷直則） 1点目の豊岡ごみ処理場の件でございますけども、当初は17年度で完成する予定でございましたけども、ちょっと財源的な問題もございまして、1年延ばさせていただいたというようなことでございます。

それと、有料化の関係でございますけども、8月の初めに各公区長さんに、試供品ですか、配っていただきまして、それで、どの袋が皆さん一番使用するのにいいかということで、実際にやっていただくということで配布したところでございますけれども、9月の初めぐらいから、いろんな意見、苦情等も賜りまして、今、委員の言われたように、一番多いのはやはり袋の10リットルのができないかと。そのほかに、破れるというようなことでございます。

これにつきましては、私どもも議会と申しますか、有料化出発するときには、いろいろ経費の節減もしたいと。当然、ごみの減量もそうでございますけども、費用の問題もございまして、できれば最低で20リットルの袋にいたしまして、排出回数は減らしていただけないかというのが一番の目的でもございます。

週2回、今、燃やせるごみは収集しておりますけども、これが週に1回、または2週間に1回と、そういうことになれば、かなり収集の経費も減ってくると。そういうようなこともございまして、20リットルというようなことでございますけれども、いずれ、これだけの問題でなくて、いろんな問題もあろうかと思えます。

また、いろんないい部分もあろうかと思えます。

そういうことで、できれば半年から1年は状況を見させていただいた中で、いろいろ検討させていただきたいなと思っております。

10リットルの袋をするとかとなりますと、また、予算組という関係もございまして、これからもいろんな検証させていただく中でやっていきたいと思っております。以上です。

○委員長（乾 邦広） 中橋委員。

○2番（中橋友子） 豊岡のことは十分わかりました。

それと、今、実施されていることで、半年か1年間検討してということでもありますけれども、改善できる点は、極力早く町民の意見を聞いてやっていくというのが大原則だと思うのですよね。

それで、ごみの経費を節減するという考え方そのものには、大切なところがあると思っておりますのでその点では理解したいとは思いますが、しかし、実際にその袋だとかは今回有料にして買ってもらってやっていくということになると、当然、町民が負担をしていくということでもありますから、予算がないからできないよということには、なかなかないかと思うのですよね。

それで、一つは、町民の声で大きいのは、今、課長がおっしゃられるように、まず袋が大きいということで、これは不燃ごみと、それから燃やせる方と、それぞれ同じ20リットルからスタートしているのですけれども、特に燃やせないごみの方は、何とかまとめて保管しながら出すことができると。

しかし、いわゆる残滓の入る方の燃やせるごみの方ですね。これの方が衛星管理上の問題もあって、冬期間は何かやりくりついても、非常に1週間置いておくということについては、衛生上も、いろいろ努力してみんな管理はするのでけれども、臭いも発生していくし、そういう問題もあるということで、これは1日も早く改善してほしいという声がたくさん出されています。

それは、やっぱりきちっと聞いていただいて、決算でありますから新しい予算に政策を生かしていただくということが大前提になるので、そんな1年間なんて言わないで、ぜひ、検討してほしいと思うのですよね。

それから、破れやすいということも聞いていると思うのですが、今まで買い物袋を利用されていた

方が多いと思うのです。買い物袋の強度よりも弱いのですね。それで、どうしても有料ということで詰め込んでいくと、取っ手のところがちぎれたり、堅いものが入っているとそこから破れて裂けてしまったりとか、そんなことで、なかなか上手に使えないということもあって、それで、私、実は隣の帯広市がやっているのは随分ばしっとしているのです。そんなこともあって、そういうこともきちっと検討していただきたいというふうに思います。

それから、今回、パンフレットを出されたのですけれども、非常に詳細にわたって、いろんな分野がわかるように一つの保存版の形で出されて、それは・・・。

○委員長（乾 邦広）（聴取不能）

○2番（中橋友子） そうですね。

ぜひ、政策に生かしていただきたいなというふうに思うものですから、許される範囲というふうに思ってお尋ねしておりました。では、そういうことであれば、町民の声をきちっと聞いていただいて、早急な対処ということを改めて求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（乾 邦広） 町民課長。

○町民課長（熊谷直則） 有料始まりまして、まだ一月もたっていないような状況でございまして、これを検証するというふうになりますと、やはり日数も必要なと思ってございます。

それで、私ども10リットルの袋を作らないということを行っているわけではなくて、いろんな問題があるでしょう。そういうことで、少し検証の時間をいただきたいというようなことを言っているわけでございます。

それで、また、今の強度の問題につきましては、ちょっと幕別の方はちょっと薄いかなと思っておりますけれども、ほかの町村に比べて。

ただ、強度については同じ強度があるということで、その袋にしているところでもございます。

なかなか有料化になりますと、10円、20円の世界で袋をぎちぎちに詰め込んで縛る方もおられます。そうすると、当然、破れるということにもなるわけございまして、ただ、私どものところも、中にはちょっといろんな問題もあるのでしょうか、一応、私のところは水のある程度入れましてびっちりやってみたり、そういう検証は実際はやっているわけでありまして、びっちり入れてですね。

ですから、いろんな破れ方にしましても、ちょっと枝やなんか刺さりますと破れるとか、これはどういう袋でもこれはございまして、いずれにしましても、ちょっと始まったばかりでございまして、もう少し時間をいただきたいなと思っております。

○委員長（乾 邦広） ほかに。

永井委員。

○17番（永井繁樹） 212ページ、213ページにかかわりまして、1目清掃総務費の13節委託料、細節5のごみ収集委託料、それと、その下19節の負担金補助及び交付金ですけども、この細節5番、6番、7番ですね。資源回収推進実践地区協力交付金、生ゴミ処理機器購入補助金、それと資源回収業者協力交付金と。

これらについて、すべて関係が私の質問ありますので、すべて網羅をしているということで質問をします。また、次年度の予算対策を併せて意味合いを持っておりますので、その点をご理解した上で聞いていただきたいと思いますが、まず、このごみ収集委託料の14年度実績と15年度実績を見ますと、大幅な金額の増になっております。これをどのような分析内容で捉えているのか、わかりやすく、まず説明をいただきたいと思っております。

それと、資源回収実践地区協力交付金ですけども、この実態は資料をいただいておりますからわかります。14年度から15年度については1公区増えましたので、若干その分が増えているのかなという理解をするところでありますが、このことと、先のごみ収集委託料の大幅金額増額との兼ね合いですね。私が分析すると、委託料が増えたのにはそれなりの理由があるはずで。そのことと、資源回収推進実践ですね、このこととの兼ね合い、ましてや、これにかかわって直接業者が資源ごみを回収しておりますね。この金額との兼ね合いですね。これは14年から15年と比較した場合、どのように変化

して数値的な影響が出ているのか。それをお聞きしたいです。

それと、今、中橋委員から質問が出ました、有料化のごみ袋の話が出ましたのでちょっと言いますが、ロット発注はどの程度のロット発注をされているのか。

それと、ごみ袋を決定するに当たって、きちっとした確認をしていると思うのですが、当初のごみ袋の質ですね。これは現況と違うということなのか、当初計画したごみ袋の質と同じく上がってきたのか。その辺、まずお聞きします。

それと、生ゴミ処理機のことですけれども、これ14年と15年比較しますと、若干、通常のコンポストタイプと電動タイプ、コンポストについては少し量が減っているのですね、発注量が48個から33個。それと、電動については16個から19個に増えておりますが、今後のごみ処理対策を考えて、生ゴミの減量化を考えたときに、この設定枠、補助金の台数設定枠、これを15年度決算を終えて、今後に向けた形をどのように捉えているのか。現況の中に、ほしくてもある程度募集時期が終わったり、枠が消化されると、それ以上希望者に対して対応していない事実があるのではないかと思います、その辺も含めてお答えをいただきたい。

それと、分別のごみの減量化ということで、当然このごみ対策は自治体もやられておりますが、先ほど、申しわけないですが、20リットルの袋を最低をしているのには排出回数を減らしたいという答弁がございましたので、ここをちょっとヒントにさせていただきましたけれども、そうすると、当然将来的には回収回数を減らしていくということになりますね。私は、このごみの収集の実態を資料から見る限りでは、少なくとも、14年度と15年度の資料を見る限りでは、可燃ごみについては、14年度は1日平均24.66トンから15年度は22.06トンに減っています。不燃ごみについては、1日平均30.46トンから23.14トンに減っているのですね。1年の推移を見てもこれだけ減っていますから、当然、15年から16年に向かってまだ減るだろうという見込みが立つと思うのですが、そうした場合に、当然、収集回収の削減ということは当然起きてくると思うのですが、この数字を見る限りでもそのことは考えていなければおかしいと思うのですが、その辺をどう考えられているのか。

それと併せて、燃えるごみの中に、今まではうちの自治体では対応していないと思いますが、紙おむつの問題が今まで何回か場面ごとに出ていると思いますが、これらについての対応ですね。子供でも使う、大人でも使うという状況あると思いますが、管内の自治体では無料化しているところもありますが、それらについて、どのようなごみ減量化に伴った対策、紙おむつに対してはどのように考えているか、お伺いをしたいと思います。以上です。

○委員長（乾 邦広） 町民課長。

○町民課長（熊谷直則） はじめに、14年、15年のごみの委託料の関係でございますけれども、15年度につきましては資源回収といいますか、資源ごみの回収が15年度から始まりました。

14年はなかったわけでございます、これについて、その分が増になったというものでございます。

それで、集団回収の関係でございまして、これについては若干増えてございまして、約49トンほど資源回収については増えてございます。公区でやっております資源回収と、町でやっておりますこの資源の回収につきましては、ちょっと兼ね合いはちょっと若干ないのかなと思ってございまして、いずれにしても、これらにつきましては、公区と子供会の方でやっている方に、町としましてもやっていただきたいと、そちらの方に排出いただきたいということで口頭でもお知らせしているところでございますけれども、昨年から見ますと若干の増ということでございます。

ごみ袋の量でございまして、これにつきましては約80万枚を作成するというところでございまして、これらにつきましては、20リットルを32万枚、あと30リットル、40リットルにつきましては24万枚ずつ製作するというところでございます。

それと、電動生ゴミ機、コンポストの関係でございまして、15年度につきましては19個の申込みということでございます。16年度につきましては最初30個予定してございまして、34人の申込みがございまして、4個増えたということで、これらについては皆さんに補助をしてございます。

それと、10月から有料化になるということで、20個補正をさせていただいたところでございまして

ども、これらにつきましても、今のところ54人申し込んでございます。これはいろいろ皆さん関心があって、生ゴミ等の減量をしていただけたというようなことでございまして、これらについては、予算も今のところございませんけども、ある程度皆さんに当たりますように、財政対応したいと思っております。

来年につきましても、20個では足りないのかなと思っておりますので、多くの数を確保したいなと思っております。

それと、紙おむつ関係でございまして、当初からこれにつきましても、特例といいますか、そういうのは設けないというような考えもございまして、年寄り、子供につきましても、袋買って出させていただきたいと思っております。

ただ、ほかの方の政策的な問題で、これについては、関係者の中でも、例外は一応ボランティアでやられている収集だけは無料で排出しますけども、個々の対応については、ちょっとしないというようなことでいきたいと思っております。

あと分別によるごみの減量化、収集回数ですね、これを減らしていくということでございまして、今のところかなり減っておりますけども、約40%ぐらいが出ているのかなというようなことでかなり減っておりますけども、ただ燃やせない方ですね、これにつきましてももう少し収集回数も減らせるのかなと。ただ、先ほど言いましたように、これらにつきましてもやはり検証が必要だと思っておりますけども。

どちらにしましても、しばらく検証してみないと何とも言えないのかなと思っております。

ただ、中には、皆さん今言われたように、生ゴミ処理機だとかコンポストだとか、いろいろそれぞれ工夫されて減らすといいますか、そういうこともやっていただいておりますので、そういうことでよろしくお願ひしたいなと思っております。

○委員長（乾 邦広） 永井委員。

○17番（永井繁樹） とにもかくにも目的はごみの減量化しかないのですから、すべて私の質問は減量化につながっている質問しかしていませんからね。ここから確認をしていきますけれども、まず、資源ごみ回収の交付金の実態は把握しておりますけれども、町で行っている直接業者による回収が増えているということは、これがごみの委託料を増やしている原因だと思うのですね、今、説明がありましたから。

であるならば、町内会とか子供会でやっています、公区でやっている交付金、これについては現行キロ4円ですか。当然、減量化を目指すのであれば、地域コミュニティの一連からいっても、これを活性化させる必要があるのですけれども、これについてはまだ踏み込みが一步足りない、私は考えます。

以前もこの話が出ていまして、これについては、現況、業者との問題もあるということで、言明は避けられていますけど理事者側は。私は管内で値上げしてるところもありますから、うちよりも大きい規模の町でもあるわけですし、当然、こういう公区の今後の推進を考えたときには、当然値上げをしていくべきだと。それをすることによって、直接資源回収の方の金額を落としていくと。これはもう当然の合理化だと思うのですよね、それについてどう考えるか。きちんと明言してください。後ろぼかさなないで。これは大事なことです。

それで、先ほども言いましたように、検証期間が必要だというのはわかりますけど、来年の4月に間に合わせる検証期間でなければ何も意味はないです。これはね。また1年も半年も検証するのであれば年度途中になりますから、当然、今の決算というのは、基本的には次年度の、やはり予算に向けた非常にプラスになる決算内容にしなければいけないわけですから、そのことは念頭からはずさないでください。

それと、この分別によるごみの減量、要するに回収回数ですけど検証、今も言いましたけど、これは早急に検証プランをつくって、やっぱり最低減らせる回数どんどん減らしていくということが経費の節減になりますし、ごみを削減する手立てはいっぱい皆さんやっていますので、当然これは官民一

体でできることだと私は考えますから、その辺の考え方。政策的に答えられる人が答えていただきたいと思います。

それと3番について、これはごみの処理機を拡大していくということで、枠を拡大していくということで、これは積極的に取り組んでいただきたい。予算の有る無しではないと思います。上限2万円程度ですから、これが30から50になってもそれほど予算に大きな多大な影響を及ぼすとは私は考えられません。ですから、積極的に取り組んでいただきたい。その積極的なお考えを再確認します。

それと、有料化の袋についてですが、80万枚というのは日数にすると何日ぐらいを想定されているのですか、1年分なのでしょうか。私は初めて作るごみの袋に対して、今回こういうことが、1回目からこういう袋になったという現実は、やはり事前対策に欠けていたのではないかと思います。

それで確認しますが、あのごみ袋をつくる時に、現物を見て今と同じごみ袋ができるという認識はあったのでしょうか、一番最初に。ここだけ確認します。

そうであるとすれば、今後の作り方を変えなくてはいけない。ロットが80万で、これがいいロット数なのか、もう少し厚手の袋にして、ロット数が大きくても有効な依頼方法というのはないのか。その辺は検討されたのかどうかお伺いをしたい。

紙おむつについては、考え方、以前と変わっていませんので、それ以上求めることはしません。以上です。

○委員長（乾 邦広） 民生部長。

○民生部長（石原尉敬） 最初に、収集の減ということをどう考えているかということであります。

焼却をする、例えば、ごみを収集し焼却する経費の中、それと運ぶ中、これ一番大きなコストになるのが収集コストであります。

今、実態として、10月に入ってごみが相当量減っています。相当9月までの投げられたということも現実あります。それを恒常的に今までずっと投げたから一定の量あったのですが、間違いなく減っております。

ただし、幕別町は基本形として、燃えるごみ、燃えないごみは週に2回という基本形があります。この習慣で出す方がおります。ですから、例えば20リットルでも週に2回きちっと出す方がおります。ですから、これは住民の、例えば、その回数を私は将来的に減らせないのかというのがまず第一にありました。そのことが税金の有効な手段として、この財政状況の中で有効な手段の方に移せるよということを考えて、ごみというのは利益を生じないものであります。

ですから、努めてここには財源を入れたくないという基本形が私どももあります。これは同じ考え方だと思います。その中で、何とか回数を減らせる方法をひとつ皆さんで検証できないかと。実践をした中で検証をし、そしてこれを1週間に2回を1回にすることによって収集コストを減らせないかどうか。これは実態問題として、今、急激にごみは減っていますけれども、また、よく世間ではリバウンドするという言い方もあります。その状況をやっぱり正確に検証しながら、例えば、来年の3月以降のできるのではないかとということも実際あるかもしれません。ただし、この場合、幕別町はカレンダー制をとっております。ごみの収集日程だとかすべての日程を作るのにカレンダーで表現しております。そのカレンダーの表現は12月に既に発注し、12月中に公区にいかなければ、1月1日から実施できないという問題も含めてございます。

ですから、この暦があたるということは、1年の暦が既に各家庭に渡るということでもあります。そういうこともありまして、実際には検証する必要があるが一定の期間どうしても必要だと。ただ、ごみを減らし、なおかつ回数を減らすことによって、財源を減らすことは事実であります。

そのことで、何とか今の週に2回を1回にする努力、例えば、臭いのあるごみであれば、蓋のあるバケツに入れて、そしてそれを1週間をもって、そして1週間にまとめて出せないかという工夫が現実できないとしたら、また10リットルという、先ほど課長も言いましたけれども、10リットルの発想も必ずしも否定するものではなくなるというふうに思っております。

ただし、そういう努力をすることによって、1回にできたとしたら、そういう経費がコストダウン

できるのでないかということは、十分私は考えているところであります。

ですから、今、せっかく最初から10リットルあると、2回に合わせた出すという習慣ができますけれども、例えば20リットルであれば、何とか2回まとめて出すような努力ができるのかということも検証していただければ、本当にできることとできないことがわかるようなことになるのかなど。単に車に積める積めないだけの問題でないのですね。そういう問題も含めて、何とか収集回数を減らすことができないかということの検証をしてみたいということで、今回、皆さんに一番小さいやつを20リットルでお願いしたという部分もございます。

それから、紙おむつのことについては、前段、民生常任委員会で議論させていただきましたので、全体の福祉の中で、例えば無料化とかいうものを含めて、全体の福祉の中で考えていこうということのご説明をさせていただいて、こういうような形で減免制度は今回しなかったということでもあります。

それから、電動の処理機でございます。これにつきましては、当然、これからもコンポストがずっと続いていますように、住民のそういう求め、当然、今年でいえば五十何台ということでもありますけれども、今、それを検討しております。今、台数20台の補正予算が、今、50台以上の要望がございますので、この辺も十分検討して、今、財政当局とも理事者ともこれから協議をしてということでございます。ようやく今実態把握ができましたので、申込みの把握ができましたので、そういうことで、今、協議を進めているところであります。

それから、資源の奨励であります。これは当初この制度を、民間の廃品回収業者が各地域に収集にきて収集を確保していたわけです。それが、単価が非常に安いとかということで、業者が取りに来てくれない時期もいろいろございました。それで、幕別町も4円を奨励する、帯広も4円ですけども、上積みをします。そういうことを廃品回収業者はお願いいたしますよということでそういうルールができてきております。それで、今、買い入れ価格は、紙であれば1.5円、10キロですね、そのぐらいですね。それと、うちは4円という上乗せをし、公区に還元しているようなことでありますね。それは公区をどうするかということになりますと、これは大いにこの制度を使っていただくことは、今のままでいけばいいのですが、将来的に、これが本当に自分の町をつくための、例えば、協力とか、みんな町民の気持ちとして、ごみは有効な資源として活用するのですよ。4円があるからですよということでなく、将来的には、こういう制度が本当に最後まで必要なのか。例えば、奨励策としてこういう4円の上積みをするという過去の経緯がありますので、この辺もこれからいろんな形で検討していかねばならないなというふうには思っております。

○委員長（乾 邦広） 永井委員。

○17番（永井繁樹） ちょっと、行政側の考え方はわかるのですけれども、交付金について、例えば、公区、子供会にする交付金という、それは今この時点で考えたときに、最初はそういう方法でスタートをしたかもしれませんが、ごみの減量化を取り組む一つのシステムとして私は形を変えていくべきだと思うのですよ。

ですから、当初そういう形で発端したものであっても、例えば、キロ何円出すことは良いとか悪いとかということよりも、それが公区としての活動費に有効的に使われるのであれば、私もそれは一つの方法だろうと。それが一緒になって減量化につながるのであれば一番いいわけですから。

ですから、今までの流れはわかりますが、そこは考え方を分けて、やっぱりこれから一番有効的に相乗効果の出る方法がどういう方法だろうかといったら一つを選択肢だと思うのですよ。それで、他の自治体もそこに姿勢を表明しているのだと思うのですよ。良いと思うからほかの自治体は値上げをしてでもやっているのですから、それは私は間違ったやり方だと思いません。

そこのところについて、やはりもう少し積極的な検討をしていくべきでないかという私の意見なのです。すね。

ですから、ちょっとすれ違いの部分もありますけど、やっぱりそういう観点で、やはり考えていただかないとこの問題はなかなか検証期間ばかりが長くて結論が出ていかないという。やっぱりごみの減量化というのは日にちをかけるべきではないと私は考えますので、やはり分析して、メリット多い

ことであれば、やっぱり取り組むべきだと思いますが、それらについての考え方。

それと、袋の問題、ちょっとこだわりますけども、2回出すものを1回にしてまとめてといっても、20リットルの量を、生ごみも含めてやるとなれば、現実問題ですよ。それは世代の問題もあります、お年寄りですとか、通常の若い方、そういった世代の問題もございますから、生活実態の差異もございますから。果たしてユーザーが自分の好きなリッター数を、今、選べない状況ですから。3種類の中で一つ選ぶといたら、それは20リットルが最小だという、その設定がはたして良いかどうかということ。20リッターの下には10もあれば5もあるのですよ。ですから、それが本当に今の生活の中に密着して合っているか合っていないかということを考えてときに、検証が云々という、僕は問題ではないと。ごみなんでいうものは毎日出る話ですから、なぜそれが即検討されて、一番利用者に利用しやすいような方向に検討されていかないのかが、ちょっと今の答弁では理解できないのですが、それらについてお答えいただけますか。

○委員長（乾 邦広） 西尾助役。

○助役（西尾 治） 最初に、資源回収の実践地区の協力交付金の関係でございます。

前にも質疑がございまして、私、答弁をさせていただいた経過がございまして、今、15年の4月に民間と自治体が協力してリサイクルプラザを設立させていただきました。

そこに、今、複合事務組合に加盟している各町村、あるいは加盟以外のところも一定の参加を得て、そこでかなりの管内のリサイクル品を収集し、分別し、そういう業務を一括やっただいております。

そこでは、1トン当たり約2万6,000円の処理費用をかけて、収集したものを費用負担、町がさせていただいております。2万6,000円の処理費用どう決まってくるかといいますと、集めてきたリサイクル品のうち、一部については廃プラ等売れない物と売れる物が当然ございますので、今、公区で協力いただいております新聞等売れる物がどんどん少なくなってきました、売れない物だけを処理していくということになれば、当然、リサイクルプラザで処理する費用、1トン当たりが今の2万6,000円からどの程度はね返ってくるのか、場合によっては3万5,000円、4万円になってくるだろうと。

ですから、ある町では、資源協力金を一定程度上げたということもございまして。このリサイクルプラザを運営していく中で、その資源品をどう取り扱っていくのかということについては非常に難しい問題があります。ですから、公区で売れる新聞等だけを集めていただいて、売れない物だけをリサイクルプラザに収集して持っていく形になりますと、当然のことながら、そこでは新聞等が入っていればそれを売って1トン当たりの費用を決めているわけがございまして、そういう物が優先的になくなると、当然のことながら、うちの資源収集にかかわります1トン当たりの単価が、処理費用が上がってくるということになりまして、その辺の比較検討がどうなってくるのかと。十分、先ほど来、言っておりますように、それらの実績を見ていかないと、ある町だけは、収集量減らして、自分のところで、公区で一生懸命集めてもらって、自分のところは良かったですよということをお互いの町村がやり始めますと、少なくとも共同でつくったリサイクルプラザの意味合い、これはどういうふうに変化していくのか。トン当たりの実際の使用料がどうはね返ってくるのか。処理費用がどうはね返ってくるのか。これらのことも十分考えながら、トータルして考えていかなければならないというふうに思っております。

今、現状からいえば、公区で、例えば、集めていただくと、2万6,000円が公区で1トン集めてもらえばかからないわけですから、現実にはその分として、直接、今、おっしゃるとおり、うちの費用負担は少なくなるということには現状ではなりますけども、これが将来的にどういう方向にいくのか。それも十分、複合事務組合の中でも、この問題は将来に向けて大きな問題になってくるというふうに考えておりますので、それらの整合性も含めて、きちんと話をした中で進めていかないと、今、つくっております循環型の社会をつくるという意味合いでの費用負担のあり方を、どこがどう責任持っていくのかということら辺については、まだまだちょっと十分検証しなければならない事項もあるのかなというふうに思っております。

うちの町だけ、あるいは、それぞれの町村のことだけを考えれば、単純に公区にたくさん集めていただければ、それは確かに現状としてはトン当たり2万6,000円の費用負担がないわけですから、その分ではおっしゃるとおりだと思いますけども、これはすべてのリサイクル品をどう取り扱っていくのかということについては、まだ、いろいろその辺で勉強していかなければならない部分も多く含まれているということも、ご理解をいただきたいなというふうに思います。

それから、今回、15年度の決算ということでございますので、16年度予算に係るものについて答弁できない部分もたくさんございますけれども、ご指摘ございますように、良いことをやるには何ら私ども躊躇するものは決してございません。ご指摘のある、町民からいろんなことも寄せられておりますので、それらのことについてはできるものから、場合によっては17年度当初からでもやれるものは取り組んでいくという姿勢で、今、十分、現段階で対応考えておりますので、ご指摘のことが現実的に町民の皆さんに、逆に不安を与えたり、ご迷惑をかけることのないように、十分な対応をとってまいりたいというふうに考えております。

○委員長(乾 邦広) 永井委員。

○17番(永井繁樹) そうしますと、その複合事務組合とのお話が出ましたが、では既に実証されている町村が複合事務組合のメンバーの中にいますね。それらについては、現在まで複合事務組合の中ではどういう対応をされて、どういう状況になってきているのか。そのことが私たちがわからなければ、当然、そういう事例があれば、私たちもそういう思いがありますから、こういう意見が出るのですけれども、では、最後にその実態をお聞かせいただきたいと思います。

○委員長(乾 邦広) 西尾助役。

○助役(西尾 治) 15年度4月からリサイクルプラザ開設したばかりでございます。15年度の実績等については、今、11月ぐらいまでに明らかになってくるだろうというふうに思っております。

問題は、その中で実際の処理量、あるいは集めた新聞等含めて、売却した代金がどの程度になっているのか。結果として、事業者にどういった利益をもたらしているのか。これらについては、今年度中に検証が十分できると思いますので、16年度中に、私どもからも提案をさせていただきたいというふうに思っておりますし、一定の町村だけがそういうことで減らすことによって、しいては、逆に負担が増えるような結果にならないような検証は、16年度にも十分できるだろうというふうに思っています。

現状では、まだ1年間の経過ですから、今の段階で十分そこまでの資料の提供はいただいておりますので、16年度中には検証ができるというふうに思っております。

○委員長(乾 邦広) ほかにございますか。

野原委員。

○3番(野原恵子) 196ページ、1目保健衛生総務費、13節委託料に係わるのかなと思うのですが、この決算資料の55ページに母子保健対策ということで、乳幼児健診があります。この中で、多分3歳児健診ぐらいになるかなと思うのですが、こういう中で、何というのですか、言葉の遅れですとか、発達の遅れですとか、そういう子供たちも中にはいるのではないかと思います。そういう中で、全児童の健診がされているのかどうか。その点、お聞きしたいと思います。

○委員長(乾 邦広) 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長(佐藤昌親) 児童の健診対策につきましては、大体毎年200人ちょっとぐらいの子供さんが生まれる状況にありますけれども、そういうような乳幼児健診のときですとか、あるいは保育所での健診ですとか、そういうところで、そういう障害が持たれる方がおられました場合については把握している状況でございます。以上でございます。

○委員長(乾 邦広) 野原委員。

○3番(野原恵子) 多分、これは案内をして健診を受けるという形になるのではないかと思いますのですが、そういう中で、健診に来ない家庭というか、乳幼児っていると思うのですが、問題はそこだと思うのですよね。

保護者が、ここはきちんと受けておいた方がいいと思う方は、そういう中で、いろいろな発達の異常が見つかると思うのですが、そういうところになかなかいない保護者っていると思うんですね。そういうところの対策はどのようにされているのか、お聞きしたいと思います。

○委員長（乾 邦広） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（佐藤昌親） 例えば、乳幼児健診におかれましては、3カ月とか7カ月、あるいは1歳半、3歳児とか、そういう節目節目の健診でございます。

平均いたしますとそれらの受診率といいますのは、95%あるいはそれ以上のところに推移しているという状況にあります。基本的には2回ご案内をいたします。そうは言え、仕事の都合等で来られない方も中にはいらっしゃるのしょうから、そういう方につきましては、保健師がこちらの方から、それの方々をご訪問しているという実態でございます。以上でございます。

○委員長（乾 邦広） 野原委員。

○3番（野原恵子） それでは、その約5%の健診の来ないところには、必ず訪問しているということで、全対象の乳幼児のところには、必ず行政の方から何らかの対応はしているということでしょうか。

○委員長（乾 邦広） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（佐藤昌親） ただいまの件でございますけれども、95%から、中には99%という受診率、その適宜適宜でありますけれども、いずれにいたしましても、基本的にはそういうように、全世帯を訪問しております。

ただ、昨年度実態をいいますと、一人だけ、不明といたしましうか、所在がつかめなくて、健診できなかつた事例も一人あることも事実でございます。以上でございます。

○委員長（乾 邦広） 野原委員。

○3番（野原恵子） やはり地域を歩いていますと、健診にも行ってない。なかなか行政の手もまわっていないところもちょっと聞いたりするものですから、そういうところはやっぱり行政が手立てをしないと、そういう家庭というのはなかなか子供の異常というの発見できない場合があると思うのですよね。

ですから、やっぱり100%手立てをとれるようなことをしていかなければ、この子供の問題というのは、今、子供を取り巻く状況が非常に劣悪になっているものですから、小さいときにそういう手立てをきちっと手立てをとれるような対策をきちっと進めていってもらうことが大切だなと思いますので、その点、もう一度お伺いしたいと思います。

○委員長（乾 邦広） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（佐藤昌親） 繰り返しになりますけれども、昨年の場合、一人の方がつかめなかつたという事情がございますけれども、例年同じような対応の中で、全員の方を機械的に把握しておりますので、これらの方については、今後も同じように継続してまいりたいというふうに思っております。

○委員長（乾 邦広） ほかにございますか。

（なしの声あり）

○委員長（乾 邦広） 4款衛生費につきましては、ほかに質疑がないようでございますので、以上をもって終了させていただきます。

この際、16時15分まで休憩をいたします。

（15：59 休憩）

（16：14 再開）

○委員長（乾 邦広） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、5款労働費に入らせていただきます。

5款労働費の説明を求めます。

経済部長。

○経済部長（中村忠行） 5款労働費について、ご説明させていただきます。

216ページになります。5款労働費、1項労働諸費、予算現額1,694万4,000円に対しまして、支出額1,689万1,468円でございます。

1目労働諸費、本目につきましては、労働者対策にかかわる経費であります。

19節負担金補助及び交付金、細節6であります。管内に事業所のあります中小企業の勤労者の福祉向上のための事業を実施しています十勝勤労者共済センターに対する負担金であります。町内8事業所41名が加盟しております。

21節貸付金、細節1勤労者福祉資金貸付金は、勤労者の生活と福祉の向上を図るため、運用原資を労働金庫に預託をいたしまして、貸付を行うものであります。1.5倍の融資枠を設定しております。15年度の貸付は12件、368万4,000円となっております。

218ページになります。2目雇用対策費、本目につきましては、雇用対策にかかわる経費であります。

7節賃金、細節2臨時職員賃金につきましては、新卒者で就職を希望しながら、未内定の方を臨時的任用職員として採用しまして、民間企業等への就職の促進を図るため緊急雇用対策を実施したところでございます。採用者は4名で、うち1名が就職が決定をしております。

13節委託料、細節5は、季節労働者の春先の雇用対策として街路の清掃を実施したものでございます。

以上で、労働費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○委員長（乾 邦広） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

中橋委員。

○2番（中橋友子） 2目雇用対策費、219ページ。今、最後に説明がありました季節労働者の雇用対策に係わっての決算に当たっての質問をさせていただきたいと思うのですが、全体に不況の中で、雇用においては、全町民にかかわって、非常に不安定な状況があるというふうには押さえているのですが、とりわけ季節労働者の雇用というのが、公共事業の削減もありまして大変な状況にあるというふうには受け止めております。

それで、さらに、冬季雇用安定奨励金制度なども後退をするということが明確になっているものから、そういう点で、現状の不安というのはなかなか取り除かれていないのではないかとこのように思うのですが、今の時点で、幕別町の季節労働者、どのぐらいいらっしゃるのか。この平成15年度の中で季節労働者の数というのはどのぐらいいらっしゃるかと、そして、年齢が段々高齢化しているというふうには聞いています。特に制度替えに当たっては、年齢が一つの目安になっておまして、65歳を超えるとさらに雇用が厳しくなっていく現状もあります。そういう背景を見まして、幕別町の季節労働者の実態、どれぐらいいらして、65歳を超えている人が何人いるのか。

まず、そこから伺います。

○委員長（乾 邦広） 商工観光課長。

○商工観光課長（本保 武） 季節労働者の人数でございますけれども、人数につきましては、平成12年の国調のときに出ておまして、季節労働者につきましては911名ということになっております。これは毎年の実態については把握しておりませんので、ちょっとその辺についてはこちらの方ではお知らせはできないかというふうに思っております。

65歳以上の人数につきましては、これは季節労働者の全体の人数だけしか国調の方では出ておりませんので、こちらの方でも実態がつかめておりません。以上です。

○委員長（乾 邦広） 中橋委員。

○2番（中橋友子） なかなか難しいかと思うのですが、そういう実態もきちっと把握していく必要があるのではないかとこのように思うのです。雇用を奨励するというところでいろんな取り組みされるのだけれども、一つにはその911人というのが12年度ベースにしてあるということで全体の想定はつきませんが、今回の奨励金制度などについては、65歳以上は打ち切りというようなことで、完全に支給

されない現状がありますね。そうなってくると、こういう人たちに対する支援といえますか、雇用対策なども視野に入れた手を打つようなことをしていかなければならないというふうに思うのですよね。

そうすると、その基準となる数字がわからないということであれば、全然手が打てないということになっていきますので、いろんなデータの取り方はあると思いますが、まず、そういうその状況も掌握していくということをやっていく必要があるのではないかと思います、いかがですか。

○委員長（乾 邦広） 商工観光課長。

○商工観光課長（本保 武） 冬期技能講習につきましては、確かに16年度から、金額は減額になりましたけども、3年間延長されるということになっております。

それから、実態の把握につきましては、これまた季節労働者の方につきましては、建設技能者も含めて、なかなか実態の把握につきましては、なかなか難しいのかなと思っておりますけども、また、17年度国勢調査がありますから、そのときにはまた把握できるものというふうに思っております。

それから、季節労働者の仕事の件でございますけれども、確かに公共事業をはじめ、そういったところで使われる資材あるいは製品については町内で調達させていただいて、そういったことから、仕事の量もできるだけ町内業者発注ということで進めておりますので、季節労働者についても大変な時期ではありますけども、ある程度のことについては、町の事業も含めまして、雇用の確保が少しでもできているのかなというふうに思っております。以上です。

○委員長（乾 邦広） 中橋委員。

○2番（中橋友子） 制度の、先ほど課長言われていた、その3年間延長になったというのはそうなのですが、65歳以上の方はもう当たらないのですよね。その権限がないのです。そこで、なぜ65歳以上を掌握しなければいけないかという、そういう制度も当たらない。よって、雇用対策は65歳以前よりも必要になってくる。そういう観点から、きちっと年齢を分けての調査も必要ではないかというふうにお尋ねしたのです。いかがですか。

○委員長（乾 邦広） 経済部長。

○経済部長（中村忠行） 今、言われています冬期雇用にかかわる技能講習の関係で、今回、制度が変わりまして、65歳以上については交付金が当たらないというようなことでございますけども、これは正確な数字ではございませんけれども、冬期講習に受講者の中で、65歳以上につきましては60名ぐらいいるというふうにお聞きしております。

この制度につきましては、当然、季節労働者の生活を守って、地域経済に与える影響は非常に大きいというふうに私ども認識しておりますので、当然、町としても従来の雇用対策を充実しながら、それらの対策についても、十分、今後、検討していきたいというふうに考えております。

○委員長（乾 邦広） ほかにございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（乾 邦広） 5款労働費につきましては、ほかに質疑がないようでございますので、以上をもって終了をさせていただきます。

次に、6款農林業費に入らせていただきます。

6款農林業費の説明を求めます。

経済部長。

○経済部長（中村忠行） 6款農林業費について、ご説明をさせていただきます。

220ページでございます。6款農林業費、1項農業費、予算現額10億8,847万円に対しまして、支出済額10億7,409万1,007円でございます。

なお、翌年度繰越明許でございますが、1,103万円でございます。道営畑総事業3地区にかかわる繰越明許でございます。

1目農業委員会費、本目につきましては、農業委員の報酬と経常経費であります。

222ページになります。2目農業振興費、本目につきましては、農業振興にかかわる各種補助金負担金とそれに伴います事務経費でございます。

224ページになります。19節負担金補助及び交付、細節11は、農業施策の調査、立案、研究及び農業技術の改善など、農業振興を目的といたしました町内関係機関団体で組織されますゆとりみらい推進協議会に対する補助金でございます。細節12から16、19につきましては、各種借入金に対します利子補給補助金でございます。細節23は、札内農協の長芋洗浄選別機導入にかかわる補助金でございます。細節24につきましては、幕別町農協の人参収穫機導入にかかわる補助金でございます。

3目農業試験圃場費、本目は、試験圃場にかかわる管理運営経費であります。馬鈴薯のそうか病の抑制試験、あるいはデントコーンの分泌試験など、28課題につきまして実施をしたところでございます。

なお、試験結果につきましては、農業技術仕様として、全農家へ配布をさせていただいております。

228ページになります。4目農業施設管理費、本目につきましては、農業担い手支援センター及び味覚工房にかかわる管理運営経費でございます。味覚工房の平成15年度の利用者数につきましては、1,125名となっております。

230ページになります。5目畜産業費、本目につきましては、畜産振興にかかわる経費であります。

18節備品購入費、細節1は、平成10年度に道農業開発公社から貸付をうけておりました肉用雌牛21頭の購入代金の支払いでございます。

232ページになります。19節負担金補助及び交付金、細節6は、家畜ふん尿処理施設の整備を促進する補助でございます。平成15年度は堆肥舎20件の実績となっております。

6目畜産基盤再編総合整備事業費、本目につきましては、生産性の高い酪農経営の育成を図るため、草地の改良、造成や堆肥舎の整備にかかわる事業費であります。

なお、事業主体につきましては、北海道農業開発公社であります。

7目育成牧場費、本目は、牧場運営委員の報酬と育成牧場の管理運営費であります。15年度の預託実績であります。乳用牛が415頭、黒毛和種が45頭、馬103頭、合わせまして563頭となっております。

236ページになります。8目農地費、本目は、国営、公団営、団体等の償還金及び土地改良施設の管理に要する経費でございます。

238ページになります。14節使用料及び賃借料、細節5であります。明渠排水路の堆積しました土砂を除去するため、重機の借り上げでございます。茂発谷地区32地区を36カ所、10キロを実施したものでございます。

19節負担金補助及び交付金、細節3国営事業は、新川地区ほか3地区。細節4公団営事業は、幕別地区。細節5道営事業は、糠内地区ほか8地区。細節6につきましては団体事業、相川地区ほか5地区にかかわる事業償還金でございます。

240ページになります。9目土地改良事業費、本目は、土地改良の事業の負担金及び事務的経費でございます。

242ページになります。19節負担金補助及び交付金、細節6から13までは道営畑総農免農道事業等に係わる負担金でございます。15年度の実施内容でございます。道路改良が4,362メートル、同じく舗装につきましては5,609メートル、暗渠は13,2ヘクタール、区画整理16.47ヘクタール、客土67.3ヘクタールの事業を実施してまいりました。

2項林業費、予算現額1,461万1,00円に対しまして、支出済額1,406万545円でございます。

1目林業総務費、本目につきましては、林業振興にかかわる経費でございます。

245ページになります。19節負担金補助及び交付金、細節11から14につきましては、民有林振興に係る補助金であります。細節11は森林組合への補助。細節12は除間伐13.2ヘクタール。細節13造林につきましては46.85ヘクタール。細節14地域活動支援交付金につきましては、331.04の実績となっております。

以上で、農林業費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○委員長（乾 邦広） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

伊東委員。

○18番（伊東昭雄） 242ページの、林業総務費の負担金補助金についてでございます。

245ページの11、12に出ております民有林の振興対策補助金、それから除間伐の事業の補助金の内容についてご説明願います。

資料の説明の中で、2番目に除間伐の補助事業についての説明がございますが、この事業はどのような事業で進めておられるのか。また、これらの事業について、どのように町民の方に周知徹底をしているか、お伺いをいたします。

○委員長（乾 邦広） 農林課長。

○農林課長（増子一馬） 今、伊東委員の細節11番、12番についてのご質問について、お答え申し上げます。

細節11番の民有林振興対策事業につきましては、これは民間の森林を、いうなれば広域的な機能の維持ということで、森林組合が各種事業を展開をしておりますけれども、これにつきましては、105万というのは森林組合に対する民有林振興のための補助金という内容でございます。

それから、細節12番、除間伐推進事業でありますけれども、これは道の補助を受けまして、民有林の除伐、あるいは間伐を実施する事業であります。この15年度につきましては、13.2ヘクタールの民有林の除間伐を実施をするということで、道の補助を受けて、除間伐実施事業者に対して補助をするという内容でございます。

周知方法ということでございますけれども、これにつきましては、あくまでも民有林ということでございますので、森林組合さんを通じまして、幕別町内における民有林を所有してられる方々、この方々につきましては、森林施行計画というものを立てて、森林の健全な育成を図るという事業をやってございますので、森林組合さんの方から、除間伐事業に係りまして、希望者について周知をしているというような実態でございます。以上です。

○委員長（乾 邦広） 伊東委員。

○18番（伊東昭雄） 11番目については了解しました。

それから、今の12番目について、森林組合にそうした事業の内容について報告をされているということでございますが、森林組合に入っていない人もおるわけなのですね。

それで、この民有林、私は前にもちょっと言ったかもしれませんが、人工林のカラ松については、みんな間伐とか補助金もらってやっているということは周知徹底しておりますけれども、この自然林の除間伐については、まず徹底されておらない。知らない人がほとんどあるわけですね。

それで、私、最近聞いたのですけれども、この事業はまだずっと続けてあるのか、それとも去年ぐらいで打ち切ったという話も聞くのですけれども、その辺が一つお聞きしますのと、森林組合にそういう話をしてあるというけれども、これは道からの通達であろうかと思っておりますので、森林組合に入っていない人もいるし、森林組合はそのような組合員に対するそういう啓蒙はしておりませんし、私、聞いても分からないということも言っておりますし、分からないというのは町民ですね。少なくとも、道からこういう啓蒙するこういう助成事業があるとするならば、森林組合に指導することはもちろんいいのですけれども、まずは町民に該当するかしらないか徹底させるのには、公区長に、私、常に言っておりますけれども、なぜ公区長にそういう町や道からきたものを通達しないのか。公区長にそういう話をすれば、徹底して、自分らがそれに該当するのかしらないのか、そういうものがいろいろ規制があると思います。

こういう説明を聞いたら、1町あたり大体1万4,000円ですか、ヘクタールあたりの補助金があると。これは間伐にヘクタール当たり1万4,000円の補助金があるということになれば、雑木は本当に細いものを切れば、残りの太いものはおがっていくということは誰も知っているわけです。1万5,000円補助金がもらえるのであれば、自分も1万円ぐらい手出しをして2万円かけたら、自分たちの持っている雑木がほとんど間伐ができるわけです。

しかし、それには何かの規制があるだろうと思えますね、自分一人持ち込んで済むということには

ならないので。そういう、どういような規定があるのか。どうい団体つくってどうなのか。そういうものがあつたらひとつ説明していただきたいですね。

それから、これ以上ないのなら私求めませんが、あるとしたら大事なことであるので、森林組合にそのことは通達してありますということでは、私は納得できないので、なぜ、森林組合だけ言つて町民に徹底されないのか。こんな大事な補助金制度を国がやっているということをつかしたので、もう少し詳しく説明していただきたいと思います。

○委員長（乾 邦広） 農林課長。

○農林課長（増子一馬） 今の除間伐の推進事業でありますけども、過去から森林を育成するためには当然必要な事業だということで、私ども町もちろん、それから十勝支庁の林務関係、それから森づくりセンター、これ林業指導事務所ですね、昔の。こういった団体が、森林の育成について事業を進めてきているということでございます。

森林組合につきましては、幕別町内で森林を持っておられる方については、大方ほとんどの方が森林組合にも加盟していただいているというようなことで、いろんな場面で私ども森林組合にお願いをするなり、あるいは依頼をするなりというようなことで進めておりますが、今回、今、その除間伐推進事業ということで、道の補助金を受けて実施をしている事業につきましては、別名、北の森づくり緊急対策事業という名称で、平成12年から平成16年の時限措置の補助事業だということでございます。

平成12年にこの制度が補助事業として採択をされて事業を進める際に、一般の住民の方々に、森林組合に加入している方以外にも、どういような周知の仕方をしたかということにつきましては、誠に申しわけないのですが、今、手持ち資料がございません。

伊東委員おっしゃられますように、例えば、公区長にこういった事業を周知、啓発する必要があるのだろうといういようなお話もございましたけども、私どもとして、森林組合加入以外の森林所有者にもお知らせをするということと考えますと、まず最初に頭に浮かぶのは町のお知らせ広報ということになるかと思ひます。

今後につきましても、森林については非常に環境の面からも非常に大切だといようなことが言われておまして、平成13年に森林法が改正されてから、いろんな施策の中で、森林の事務事業が、今、遂行されているわけでありまして、今後におきましては、こういった新しい補助事業等々が制度化される際には、まずは全町民の方にお知らせ広報をもちまして、こういった制度ができましたといようなことを周知をしていくといようなことえで考えていきたいといふうに思っております。

これは平成12年から平成16年度、本年度までの事業であります。以上です。

○委員長（乾 邦広） 伊東委員。

○18番（伊東昭雄） これからもそれはあるのですか。それとも、16年までの枠組みの中に入ったものだけであつて、それに入っていない人は受けることはできないのですか、これから。16年以降については。

それとも、今年からまたそういう枠組みというか、そういうものができあがつたらそういうものが受けられるのかどうか。

先ほど聞いたのは、まずはこの事業はこれからずっとあるのかないのかということはお聞きしたのですけども、ないとすれば、これはあとは仕方ないことだけでも、あるとしたら、今後、こういう大事なことを何でもそのお知らせに出せばいいといものではないのですよ。お知らせといのは、一方的で、見ようが見まいが、見ない者が悪いけども、特にこういう補助事業、国や道がやっている補助事業のそういう文書がきたならば、公区長にまず話すれば徹底するのですよ。

その辺、ひとつ考えはどうなのですか。何でもお知らせに出してそれでいいといことは、私は納得できないのですけれども、今後、そういう考えがあるのかないのか。

それと、これからまた事業が続いてあるのかないのか。16年で終わったのか。今までに乗っていない人についてはもうだめなのか。

その辺もう1回ひとつお願いします。

○委員長（乾 邦広） 農林課長。

○農林課長（増子一馬） 先ほど申し上げました除間伐推進事業、この北の森づくり緊急対策事業というのは、平成12年から平成16年の時限で措置がされた補助事業であります。先ほど伊東委員も言われたように、1万4,000円以上の事業に対して、道が補助金7,000円を出すよという制度であります。通常は、除間伐推進事業、通常の除間伐推進事業というのは、制度上あるわけです。

これにつきましては、1万4,000円以上の事業費ということではなく、1万円以上の除間伐事業をやれば、その2分の1を道が補助をするということでありまして、12年から16年の時限でいった事業につきましては補助金の上積みがされるという中身でご理解をいただきたいと思います。

大変失礼しました。

除間伐推進事業の1万円というのは、道の補助制度ではなくて幕別町の単独補助制度ということで、1万円の事業費に対しまして町が補助をするという制度があるということ、12年から16年の北の森づくり事業というのは、それにさらに道の上積みがありまして、補助額が大きくなる事業、これが時限措置であるということでもあります。

今後につきましては、平成17年度以降、道の方のそういう補助制度がまた新たな形のものがあるかどうか、これについてはまだ私どもの方では、情報としては聞いてございません。

周知方法につきましては、私ども、いずれにしても幕別町内に森林を所有されている方は、幕別町内の方だけとは限らないわけでありまして。

当然、幕別町内の方にはいろんな補助制度が出た際には、当然、住民周知ということではお知らせ広報を使いまして、町民の方に周知をするということになるわけでありまして、通常、新しい補助制度ができた際には、十勝支庁あるいは北海道庁も、当然そういった事業の周知を十勝レベル、全道レベルでやっているだろうというふうに聞いております。

ですから、そういった意味では、私どもの町としてやれる周知については、お知らせ広報を使って周知をする。あるいは森林組合さんをお願いをして、森林組合の組合員の方々に周知をしてもらうというような方法が、一番、今の段階では考えられる方法なのかなというふうに思っております。以上です。

○委員長（乾 邦広） 伊東委員。

○18番（伊東昭雄） 説明はわかりました。そのお知らせ広報に出すということは、今言う、町で1万円を上積みしているから、帯広の人が持っても困るのでという、今、説明ですけれども、それはきちっと文書の中で、支庁の説明を書いて、そして町内に限っては、町民の持っている方については1万円上積みしますよということを書いて、そして公区長にお願いすれば、森林の持っている人がみんな徹底すると思うのですよ。

それで、私、林業関係で、もう少し幕別町は林業に対して、係がおりますが、もっと真剣に対応してもらいたいと思います。

それで、森林組合にもお願いしておいたら、それで安心しているということではなくて、では、森林組合が本当に周知徹底したかどうかということは、私、疑問に思うし、私、ここ1週間の間に何人かに聞いても、全然そういうことは知らない。私も知らなかった。だから、今後はそういう補助金については、該当するものはやっぱり該当して、やっぱり森林を守ってもらいたいと思うのですよ。

それで、くどいけれども、では今までやっていなかった人はもうだめなのですね、16年まで枠に入っていない人は。その辺、どうなのですか。

○委員長（乾 邦広） 経済部長。

○経済部長（中村忠行） 民有林の施業につきましては、それぞれが施業計画というものを策定して、年次計画で整備の傾向を立てるとというのが基本になっています。

これは、当然、私どもではなくて、森林組合がそれぞれの森林に対して、依頼を受けた中でその施業計画を組み立てているというようにお聞きしていますし、そういう意味からいって、全体のそういう施業計画を把握をしているということから、森林組合にお願いしているというのが今までの経過で

ございます。

それから、この事業につきましては、周知の方法について、今、いろいろご議論ありましたけれども、特定のものに限定されていますが、実際に、その林業かあるいは所有している方ということになりますので、その辺、伊東委員が言われますようなことについても、貴重なご意見としてお伺いしながら検討できることであれば検討したいと感じております。

なお、来年度の事業につきましては、今、言いましたように、16年度までというようなことになっておりますので、その後のことにつきましては、まだ不確定でございますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

○委員長（乾 邦広） 伊東委員。

○18番（伊東昭雄） わかりました。

それでは、15年度のこの補助金を出したのは、名前はいいですがけれども、どういう地区か、あるいは一般のそういう人がグループをつくってやったのか。それとも、どういうところにこれは出されたのか、ひとつお聞きいたします。

○委員長（乾 邦広） 農林課長。

○農林課長（増子一馬） 15年度につきましては、五位地区の森林を持っておられる方に対して、補助金が出ておりますが、所有者は1名の方、13.2ヘクタールの除間伐を実施しております。

対象林齢につきましては、11年から30年生の木につきまして、除間伐を実施したという内容でございます。

○委員長（乾 邦広） ほかにございませんか。

永井委員。

○17番（永井繁樹） 222ページ、2目農業振興費にかかわりまして、適切な節がございませんので、ご理解をいただきたいと思っております。

質問内容は、グリーンツーリズムについてでございます。

第4期総合計画が始まってかなりの年数が経ちますが、私も13年度の6月に一般質問をした経緯がございますが、その後、具体的なグリーンツーリズムの研究成果と方向性が表現されていないような気がいたします。

それで、15年度の研究成果とそれ以前のものも含めまして、現況どういう状況にあるのか。

それと、それに伴って、今後に向けて、幕別町としてグリーンツーリズムに取り組む可能性があるのかないのかについて、お伺いをいたします。

○委員長（乾 邦広） 農林課長。

○農林課長（増子一馬） 確かに、永井委員の方からは、過去に一般質問でグリーンツーリズムの計画につきましてご質問をいただいているところでありますけれども、端的に言いまして、平成15年度中にグリーンツーリズムの、いわゆる農村休暇法に基づく市町村計画、これについて策定まではいたっておりません。私どもも15年度をめどに策定をすることで各種準備を進めておりました。さらに、今、16年度におきましても策定するべく作業を進めておるわけではありますが、ひとつちょっと取り組みが遅れている理由といたしましてですけれども、一つには、十勝支庁の農務課とは随時その計画策定に向けた協議、あるいは情報交換をさせていただいているわけではありますが、計画を策定するに当たりましては、より具体的なものが計画に反映されなければ市町村計画としては認めませんよということが、まず一つございます。

それから、二つ目には、幕別町内の農業関係の機関でありますJAさんですとか、あるいは農業改良普及センター、こういった方々と一つの組織として、ゆとりみらい協議会というものを設置してございますけれども、このゆとりみらい協議会の中でもいろんな意見交換をさせていただいております。

その中で、特にちょっと気になる部分につきましては、一つあるのですが、特にJAさん何かからは、第一次的に農業者が、今、生産能力を上げることがまず優先されるのだらうというお考えも、これは一部にはございます。

それから、もう一つ一番うちの町で注目すべきところなのでありますが、計画策定に係る地域指定の問題でございます。これは、都市計画法上の開発行為のことがございまして、都市計画法の市街化調整区域ですね、調整区域について市町村計画の策定エリアにする際に、こういったメリットがあるのかと、こういったことも私どもと農林課だけでなく、関連する機関、あるいはその都市計画課ともいろんな協議をさせていただいておりますが、最終的に市街化調整区域内での施設整備の取り扱いが、道の要綱の方がまとまりましたのが本年の3月1日付けであります。グリーンツーリズムに係る開発許可制度の要綱が、最終的に3月にまとまったというようなこともございます。

現に平成15年度につきましては、もちろん十勝支庁の農務課とも相談をしていますし、JAの担当者とも情報交換、あるいはゆとりみらい協議会での検討、各種進めているわけではありますが、先進事例の情報収集なんかもそうでありますけれども、私どもといたしましては、多少時期がずれておりますけれども、16年度中にはこの市町村計画を策定をすべく、今、作業を進めているということでご理解をいただきたいというふうに思っております。以上です。

○委員長（乾 邦広） 永井委員。

○17番（永井繁樹） 確認をいたしますが、地域指定というか、地域を現時点ではどのあたりを考えられて策定を進めようとしてございますか。

○委員長（乾 邦広） 農林課長。

○農林課長（増子一馬） 幕別町域全域を計画区域とすることで、今、計画をしております。以上です。

○委員長（乾 邦広） ほかにございませんか。

中橋委員。

○2番（中橋友子） 222ページ、2目農業振興費。ページ数では225の新規就農支援事業ということに係わってお伺いいたします。

資料を見せていただきますと、新規就農に係わる施策の利用が、平成14年度と比べまして、貸付資金等見ましても減額になっております。

活用されなかったのではないかなという思うのですけれども、幕別町では担い手センターもつくりまして、新規就農の特別の支援事業を行ってきました。

その事業の実績、昨年、うちの新規就農の事業を受けて、実際に就農された方はどのぐらいいるのかということ、一つ伺いたいと思います。

併せまして、幕別町全体の農家戸数と、それから昨年度の離農の実態、それから、今、後継者がいる農家といない農家、それぞれどのぐらいになるのか示してください。

○委員長（乾 邦広） 経済部参事。

○経済部参事（古川耕一） 17節の新規就農者の支援奨励金でございますけれども、これは新規就農に係ります、新規就農した場合に農地の賃貸料、あるいは固定資産税相当額、あるいは利子補給に係ります事業でございまして、これはそれぞれ新規就農した場合に農地を借りる、あるいは購入する、あるいは資金を借りた場合に定額として出しているものでございまして、平成15年につきましては、4件に対して309万8,720円の奨励金を交付したという内容でございます。

それから、農家戸数でございますけれども、現在、農家戸数につきましては、平成12年農業センサスに基づきます農家戸数636戸が、今、あるわけでございますけれども、これは今まで道の統計調査で毎年その穴埋め間の、農業センサスは5年ごとなのですけれども、その間の4年間については、道が農業基本調査ということで毎年発表していたのですけれども、平成12年からにつきましてはその調査を取りやめまして、現在、636というのが12年からずっと統計上は続いております。

ただ、私どもの調査の中におきましては、636戸が実際は600前後の数字に下がっているのだろうというふうに考えております。

それから、離農の状況につきましては、平成15年離農、私どもで押さえている数字につきましては13戸、それに係ります流動化面積につきましては171ヘクタールというふうに捉えております。

それから、後継者につきましては、今現在、後継者の充足率でございますけれども、1戸当たり後

継予定者数0.46人ということで、今現在、後継者につきましては半数に満たない状況になってございます。以上でございます。

○委員長（乾 邦広） 中橋委員。

○2番（中橋友子） なかなか将来が不安な状況ではないかと思うのですけれども、そういうことの手立てをとるためにも、新規就農支援事業というのをうちの町では取り組んできたわけですよね。

それで、専用施設も作りまして、いわゆる農業者以外、幕別以外からも希望される方を募って、そして学んでいただいて、そしてうちの町で農業者になっていただくという事業をやってこられたと思うのですが、実際に、今、何人の方が学ばれていて、実績として、これまで幕別町の農業を実際に就農されている人、これは何人いらっしゃるのでしょうか。

○委員長（乾 邦広） 経済部参事。

○経済部参事（古川耕一） 今、担い手対策といたしましては、平成7年から行っております幕別農村アカデミーの中で事業を進めているわけでございますけれども、実質平成8年からでございますが、新規就農を目指している方につきましては、平成15年までで37名ございます。

そのうち、新規就農を果たした方につきましては、6組7名が新規就農をしております。以上でございます。

○委員長（乾 邦広） 中橋委員。

○2番（中橋友子） 割合にしますと、37名が学ばれて6組ということでありますから、あまり高い数字ではないですね。

それで、今、新規就農のための支援事業も、説明資料の中で見ますと、平成14年度の実績と平成15年度の実績を比べてみましても半減している、半減どころか、例えば、農地対応の2分の1の助成などについては、金額的には3分の1近く落ちている現状があると思うのです。

よく言われますことは、いろんな政策があって応援して、この応援することも非常に大事で、制度としては活用されるために、もっともっと頑張っていかなければならないことだとは思いますが、現実にはなかなか希望する農地が手に入れないというところでぶつかってしまうということをよく聞きます。

そのところがなかなか改善されない限り、一生懸命こちらでは学んでいただいて、新しく農業経営者になっていただこうと思っても、実際には三十数名学んでも、6、7人程度の就農で終わってしまうということが、現状のままでいくと続いていくのだと思うのですよね。

せっかく学ばれた方たちですから、何らかの機会できちっと幕別町に就農されるこれが、やっぱり事業の効果ということになっていくと思いますので、その辺の手立てはどのように打たれてきて、考えていらっしゃいますか。

○委員長（乾 邦広） 経済部参事。

○経済部参事（古川耕一） 先ほどお話をいたしました、37名のうち6組7名が就農ということでございますけれども、現在、まだ研修中のものが11名ございまして、約半数程度がまだ新規就農を目指している方がいらっしゃるということでございます。

それから就農につきましてですが、確かに全道的にもかなり新規就農を目指す方の一番の声というのは、就農地がないということで、一番、全道においてもそういうお話を伺っております。

そこで、幕別農業振興公社ができた背景もございまして、私どもの農地流動化の中におきまして、現在、今までの中においては確かに難しかったのだろう。しかもまだ受け手が多い中において、そこに新規就農がそこに割り込んでいくというのは、かなり地域的にも難しさがあつたのだろうと。

ただ、今回、農地流動化と担い手施策というものが一体となって、今、振興されておりますので、その中においては、農地が一体的に利用が可能な場合、離農跡地も含めてですが、住居もあって、それから農地が一体的に利用できる場合については、何とか新規就農に優先してほしいという、道の認可を受けた流動化基準に沿って、私どもはできるだけ新規就農にもその道を開きたいというふうに思いながら進めているところでございます。以上でございます。

○委員長（乾 邦広） ほかに質疑ございませんか。

佐々木委員。

○12番（佐々木芳男） 先ほど、伊東委員と関連して質問すれば良かったのかと思いますが、245ページの細節14ですが、ここに森林整備地域活性化支援交付金というのがございます。

これはすばらしい事業なわけですが、ここの資料によると、5協定70人が参加したというふうに記載されてございます。

本町の何割くらいの森林所有者が参画されたのか。

30ヘクタール以上でないと云々というのがございましたので、そこら辺、もし明解に数字がわかれば簡単にお願ひしたいと思います。

○委員長（乾 邦広） 農林課長。

○農林課長（増子一馬） 今回、森林整備地域活動支援交付金、これは平成15年度からうちの町の場合はスタートしたわけでありますが、この制度に参加を希望されて実施されている方、70人なのですが、うちの町に森林を持っておられる方400名おります。そのうち70名ということでございますので、率的には少し低いのかなということでございます。以上です。

○委員長（乾 邦広） ほかに質疑ございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（乾邦広） 6款農林業費につきましては、ほかに質疑がないようでございますので、以上をもって終了させていただきます。

この際、お諮りいたします。

本日の委員会はこの程度にとどめ散会したいと思います。これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（乾 邦広） 異議なしと認めます。

したがって、本日の委員会はこれをもって閉じたいと思います。

なお、明日の委員会は、午前10時から開会いたします。

（17：03 散会）

# 平成15年度

## 各会計決算審査特別委員会会議録

1. 日 時 平成16年10月27日  
開会 9時59分 閉会 17時24分
2. 場 所 幕別町役場 5階会議室
3. 出席者
  - ① 委員 (19名)

1 豊島善江	2 中橋友子	3 野原恵子	4 牧野茂敏	5 前川敏春
6 助川順一	7 堀川貴庸	9 小田良一	10 前川雅志	11 杉山晴夫
12 佐々木芳男	13 古川 稔	14 坂本 偉	15 芳滝 仁	16 中野敏勝
17 永井繁樹	18 伊東昭雄	19 千葉幹雄	21 瀨瀨太郎	
  - ② 委員長 乾 邦広
  - ③ 説明員

町 長 岡田和夫	助 役 西尾 治	収 入 役 小野茂義
代表監査 市川富美男	教 育 長 沢田治夫	総務部長 新屋敷清志
企画室長 金子隆司	民生部長 石原尉敬	経済部長 中村忠行
建設部長 三井 巖	教育部長 藤内和三	札内支所長 瀨瀨良征
総務課長 菅 好弘	企画参事 羽磨知成	町民課長 熊谷直則
税務課長 久保雅昭	保健福祉センター所長 佐藤昌親	商工観光課長 本保 武
土木課長 田中光夫	土地改良課長 角田和彦	施設課長 小野典昭
都市計画課長 高橋政雄	会計課長 堂前芳昭	車両センター所長 橋本孝男
学校教育課長 飛田 栄	生涯学習課長 長谷 繁	図書館館長 平野利夫
給食センター所長 加藤光人	監査事務局長 森 広幸	
  - ④ 職務のため出席した議会事務局職員

局長 高橋平明	課長 平田正一	係長 澤部紀博
---------	---------	---------
4. 審査事件 平成15年度幕別町一般会計ほか9会計決算認定
5. 審査結果 一般会計質疑
6. 審査内容 別紙のとおり

決算審査特別委員長

# 議 事 の 経 過

(平成16年10月27日 9:59 開会・開議)

[開会・開議宣告]

○委員長（乾 邦広） それでは、昨日に引き続き、決算審査特別委員会を開会いたします。

次に、7款商工費に入らせていただきます。

7款商工費の説明を求めます。

経済部長。

○経済部長（中村忠行） 7款商工費について、ご説明いたします。

246ページになります。

7款商工費、1項商工費、予算現額4億7,857万2,000円に対しまして、支出済額4億7,834万4,194円でございます。

1目商工総務費、本目は商工行政にかかわる経常経費でございます。

2目商工振興費、本目につきましては、商工振興と中小企業融資に要する経費でございます。

19節負担金補助及び交付金、細節3につきましては、商工業の振興に対します対策とパークプラザの維持管理に対する商工会への補助でございます。細節4、5につきましては、中小企業融資にかかわります保証料85件、利子補給495件に対します補助でございます。

248ページになります。21節貸付金、細節1は、町の中小企業融資のための減資を町内の金融機関へ預託をするものでございます。

金融機関は、預託金の3倍を融資枠を設定をいたしております。

平成15年度の実績は、244件、7億399万8,285円となっております。

3目消費者行政推進費、本目につきましては、消費者行政にかかわる経費でございます。

7節賃金、細節4につきましては、消費者の苦情や契約トラブルに対します専任の消費生活相談員にかかわるものでございます。15年度の相談件数につきましては、211件ございまして、そのうち、クーリングオフにつきましては15件、斡旋の解決につきましては22件の実績となっております。

4目観光費、本目につきましては、観光行政に要する経費でございます。

250ページになります。19節負担金補助及び交付金、細節6でございますが、観光振興あるいは各種イベントに対します観光協会運営にかかわる補助金でございます。

5目特産品開発費、本目につきましては、特産品の開発と物産協会にかかわる経費でございます。

6目企業誘致対策費、本目につきましては、企業誘致にかかわる経費でございまして、19節負担金補助及び交付金につきましては、細節3、企業が事業所を新設・増設した場合に、土地を除きます固定資産税相当額を補助するものでございます。補助対象事業所は16社であります。

21節貸付金、細節1でございますが、企業が工業団地内の用地を取得する場合、融資する制度でございまして、平成15年度の貸付につきましては25件、うち新規2件となっております。

以上で、商工費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○委員長（乾 邦広） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

芳滝委員。

○15番（芳滝 仁） 248ページの3目消費者行政推進費、7節の賃金のところでお伺いをしたいのであります。

本年は211件の相談があったというご報告でありまして、昨年は128件であったと記憶をしております。14年から15年で大分増えているということでございます。

16年度になりましてから、特に詐欺まがいのことが多くなってまいりまして、今の時点でどのくら

いの問い合わせがあるか、わかりましたら教えていただければと思います。

あと、そういう悪質な詐欺まがいのことで、幕別町民が被害にあっている実態があるのであれば、そういう内容等についてお話いただき、対応についてもお話いただければと思うのでありますが、よろしく願いいたします。

○委員長（乾 邦広） 商工観光課長。

○商工観光課長（本保 武） 先ほど部長がお答えしましたように、昨年の件数は211件ということであります。

その内容としましては、不当請求、昨日も確か夕刊に出ていたと思いますけども、架空請求といったことが60件ほどございます。

それから、被害の実態でありますけども、去年1年間では約2,000万円ほど救済をさせていただいております。

対応ということでございますけども、例えば、架空請求ですとか不当請求については、新聞でよくお知らせしておりますように、ハガキ等がきます。ハガキ等の内容を、まず相手に連絡をしないこと。連絡しますと、そこから始まって、例えば、携帯電話使って何かサイトを見ますと、2万とか3万とかという請求がきます。そこから始まりまして、取り消してあげるとか、何とか善処してあげるとかという話の中で、30万あるいは40万をいただきたいという話から始まります。そんなこともありますから、まず、相談員さんはもちろんでありますけども、午前中ですとか昼ですとか、我々の方にも問い合わせがあった場合につきましては、相談員さんに相談することと、併せて、私どもは、まず、連絡をしないこと。それから、例えば、脅迫まがいのこともありますから、そういった場合については、まずは警察の方にご相談をして、被害にあわれた場合は被害届けを出すようにと、そういう指導をさせていただいております。

今年度になって増えているかということでもありますけども、今年度も、14年度から15年度にかけては、約65%増えています。今年度も、今現在では、正確な数字は持っておりませんが、昨年よりは大幅増えているというふうに相談員さんからお聞きしております。以上です。

○委員長（乾 邦広） 芳滝委員。

○15番（芳滝 仁） 今、相談員さんが1名で対応されていらっしゃるって、資料にも曜日によって、本町と札内の方と窓口を設けて一生懸命にいただいているのでありますが、おそらく弁護士さん等とも連絡をしながらされているのだと思うのでありますが、これからますますそういう対応が増えてこようと思ひまして、一人で対応しきれぬのかなど。役場の皆さん方も対応していらっしゃると思うのでありますが、今後に向けた対応の仕方につきまして、おそらくどんどん増えると思ひますので、それについての対策・対応のお考えがありましたらお聞かせいただきたい。

○委員長（乾 邦広） 商工観光課長。

○商工観光課長（本保 武） 先般、予算委員会か決算委員会でお話があったと思うのですが、実は、土曜日、日曜日、この対応策はどうなっているのだというお話を聞かせていただきました。

それで、日曜日については、帯広市さんもやっております。もちろん十勝支庁さんも土日についてはやっております。それで、できれば、土日の問題もありますから、オール十勝で取り組みをどうでしょうかという帯広市さんの消費者協会さんの方に申し入れをしまして、消費者協会独自では判断できませんので、帯広市さんの経済部の方にご相談をして、できることならオール十勝一本で、土日も対応できるようなシステムにしたいというお話をされておりましたので、できればそうしていただきたいという働きかけをしております。以上です。

○委員長（乾 邦広） ほかにございませんか。

中橋委員。

○2番（中橋友子） まず、1点目は、249ページ、2目商工振興費の21貸付金、細節1中小企業融資運用資金貸付金というところでお尋ねいたしますが、平成15年度は、運転資金、設備資金のうちの設備資金を貸付枠を2,000万円まで増やして、そして、今の情勢に対応するというところで取り組まれたかた

と思います。

そこで、この設備資金の貸し付けの条件といいますか、どの範囲で借りられるかということで、実は、幕別町の設備資金は、もちろん町内の人たちが事業をやっている人たちの設備資金として借りるわけですが、借りる使用目的に限定がありまして、店舗や事務所や工場、倉庫などについて、貸付を受けられるというふうになっているのですが、土地については、認めないということではないのですが、更地の土地については、今まで実績がないということで、借りられないという声を町民の方から聞きました。

それで、この点については、経過を聞きますと、バブル期のこういう資金を利用して、土地ころがしといいますか、それで利益を上げるというような、そういうその問題も想定されることから、そういうことを防止するために、更地については認めないのだということでありました。

しかし、今日、そういう状況下には、当然バブル期は冷え込んでしまいましたから、そういうことはあまり考えられないということと、もう一つは、更地であっても事業にとって必要な場合というのは生じてきています。例えば、資材を置く場所であるとか、それはもちろんいろいろきちっと立証されなければならないと思うのですが、そういうところについてはきちっと融資をしていくという方向に改善をしていく必要があるのではないかというふうに思うのですけれども、いかがでしょうか。

それと、250 ページ、6 目企業誘致にかかわりまして、企業誘致全般にかかわることではありますが、幕別町は工業団地を造成しまして、これまで企業誘致に力を入れてまいりました。現状としては、なかなか難しい面もあるというように聞いております。

それで、15 年の実績、それをまず伺います。

○委員長（乾 邦広） 商工観光課長。

○商工観光課長（本保 武） まず 1 点目の中小企業の関係ですけれども、設備資金につきましては、これは設備ですからあくまでも土地を除くという考え方で進めております。

ただし、土地と建物と、例えば、中古の場合は、これは一体的なもので切り離せませんから、それらについては認めております。

土地単独のみの資金ということでは、今のところ設備資金ですから活用できないということになってございますけれども、改善できないかということでもありますけれども、それについては、これから検討課題というふうに捉えていただければというふうに思います。

それから、15年度の企業誘致、これは2件ほどございます。お名前はちょっと申し上げられませんが、リバーサイドの方に土地としては5,000平米1カ所買っていただきまして、それともう1カ所については約1,200平米と。2カ所とも既に操業をしております。以上です。

○委員長（乾 邦広） 中橋委員。

○2番（中橋友子） 1点目の設備資金なのですが、この条例施行の規則の中には、設備資金の条件としまして、店舗・事務所・工場・倉庫及び機器または装置というふうになっているのですね。その次に、ただし、土地・建物の取得は町内に限るというふうに謳われています。

ここには、今、課長がおっしゃられたような、あくまでも設備であるから設備用投資するということでは言われているのだと思うのですけれども、借りるときにやりとりとしまして、とにかくちょっとした建物でもあればいいのだと。今、言われたように、隣接した建物ということですから、会社の隣の土地だとか、そういうことだと思うのですけど、そういうことであれば認めるのだけれども、つまり、買おうとする土地の中に、物件があればいいのだけれども、そうでなかったらだめだよというようなやりとりであったやに聞いております。

私は、現実的に実態がその事業所、幕別町内に有する事業所が、その事業を運転していく、あるいは設備を投資して事業をやっていくというときに、いろんな計らいをしてきちっと対処するというのが大前提だと思うのですよね。もちろん、これだけに限らず、いろんな資金運用の仕方というのがあるわけですから、そういう点で、まずはこういう点で、事業者の立場に立った運用。実態が本当にその事業に生かしていくのだということが認められるようであれば、きちっとやっぱり改善をすべきだというふうに思うのですね。

その当時、この件は役場の方ともお話ししながら進めて、私もかかわった経験あるのですが、北海道の融資の方は、きちっとそこは認めていると。ただし、当然、北海道の融資と幕別町の融資ですと、利息の応援という点では、町の方がずっと有利なわけですから、そういうふうにと考えると、やっぱり応援をしていくということが大事ではないでしょうか。

それと、企業誘致の方ですが、2件、15年であったということでもあります。

まだまだ、今、事業を行っている土地開発公社が行った工業団地の張り付きというのは、これからも企業を迎えていかなければならない状況にあるのではないかと思うのですよね。全体の張り付き状況についても改めて伺いたいことと併せまして、雇用対策にもつながっていくわけですから、この企業誘致促進していくためのいろんな、土地を売るだけではなくて、手立てということも必要になってきようかと思えます。

それで、幕別町は、企業が進出した場合に、その土地のお金をお貸しする制度であるとか、あるいは3年間の固定資産税の免除をするという、そういうような対策もとってこられておりますが、これは、例えば、全く土地を新たに買われてそこに事業を開設する場合と、今まで事業をやっていたところをその方が譲り渡して、新しく別な事業者が経営するという場合がありますね。そういう場合についても適用されていくのかどうか、伺います。

○委員長（乾 邦広） 商工観光課長。

○商工観光課長（本保 武） 中小企業の件でありますけども、まず実態の把握がないかという話になれば、実態がなければ、それは融資できないということになります。

それから、店舗とか事務所とか、形だけあるものについて云々という話ありましたけども、既に、条例のとおり、1年間事業所あるいはそういう企業が張り付いて、既に操業しているとか営業を開始しているといったものについて融資するということになりますので、架空の融資ということには、これは町民の税金も使っているわけですから、そういった分については認められないと。実態がないものについては認められないということになるかと思えます。

それから、企業の誘致の件でありますけども、それから、これはもちろんダイレクトメールや何かをうちの方でも送らせていただいておりますけども、そのほかにはホームページ、あるいはそういった情報の提供をしていただける、そういった企業さんもありますので、そういったことの活用も併せて考えていかなければならないというふうに思っております。

それと、中小企業で、何か規則の方で、土地・建物の取得は町内に限るという話、これは規則の方では謳っておりますけども、これは金融機関と保証協会の協議の中で、基本的に土地単独はだめですよと、先ほども言いましたように、土地と、例えば事業所ですとか、それからいろんな場合があるでしょうけども、そういう上物が一緒になれば、その土地単独の融資。設備資金はあくまでも設備ですから、それは認められませんよという話になっております。

それから、工業団地の張り付き状況ですけども、全体では、今、土地だけ買っていただいたところは99社ございます。現在までですね。

それから、操業しているところが88社で、パーセンテージにしまして、総体では分譲率は88%になってございます。

既存企業の誘致については、中小企業融資では町長が特に認めた場合ということもございますけども、既存企業については、町の土地取得の部分については、企業誘致貸付条例に基づきまして、その分は工業団地内にはありますけども、それ以外については、特に今のところ町の方ではありません。以上です。

○委員長（乾 邦広） 経済部長。

○経済部長（中村 忠行） 2点目の新たな企業が既存の用地を買って進出する場合、そういう適用されるかどうかという話ですけども、これについては、今、言いましたように、当然、条例上の規定相当ありますけれども、企業誘致の観点から考えれば、そのような措置についても十分運用の中で対応していきたいというふうには思っております。

○委員長（乾 邦広） 中橋委員。

○2番（中橋友子） 2点目はわかりました。

1点目の、お答えが架空の融資は当然できませんよって、私、架空の融資を求める姿勢は全然ないのですが、どんなふうにとられたのかなというふうに思いました。

こういうことなのです。幕別町で事業を行っている事業所が、建築関係だったのですが、資材置場を必要としたと。隣接地に土地があったと。それを町の融資を受けて、求めて、事業をやっというふうに求めたら、それは規則上認められないからだめだということになったと。結果としては、道の融資を受けるという形になったのですけれども、そういった場合の、明らかにその会社が事業の一環として隣接地を求めていく。建物も何もないのだけれども、事業のために必要としてやっというふうなときには認められていないのか、今後、柔軟に対応できないのかと。こういうふうにお尋ねしたかったのです。

○委員長（乾 邦広） 商工観光課長。

○商工観光課長（本保 武） 資材置場が設備に当たるかということだと思います。

資材置場であれば、それは設備に当たらないというふうに判断させていただいています。例えば、工業団地にしても、それから一般のところにしても、更地のところに一時的に資材置場を、長期的に置く場合もありましょうし、それを設備というふうに判断できるかということになれば、少なくとも、そこに上物が建って、そこで事業をやっている、倉庫が建って物を置いていると。そういう場合でないと、設備としては認められないというふうな判断をさせていただいているということです。以上です。

○委員長（乾 邦広） 中橋委員。

○2番（中橋友子） 1番目に質問の中でお話したように、それは過去の経過もあってそういう対処をとられてきたと、設備とは認めないのだということでありまして、明らかに、事業者がその事業のために必要とするものでありますよね。そこは、ご理解いただけますよね。

そうした場合の融資のあり方として、検討してもいいのではないかとということをお聞きしたいのです。

それで、実は、北海道の方が同じような形でそれを認めてきているという経過もあるものですから、道の準じて、町もそのような研究検討をする必要があるというふうに私は思うものですから。

いかがでしょうか。

○委員長（乾 邦広） 経済部長。

○経済部長（中村忠行） 中橋委員言われるとおり、過去の経緯は十分、私ども認識しておりますし、また、現実的に今、個々の事業に当たりましては、それぞれ規定がありますから、その中でやっているということで、なかなか判断でない部分もありますけれども、今後、そのような事例に対しまして、運用の中で十分検討させていただきたいというふうに思います。

○委員長（乾 邦広） ほかにございませんか。

7款商工費につきましては、ほかに質疑がないようでございますので、以上をもって終了をさせていただきます。

次に、8款土木費に入らせていただきます。

8款土木費の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長（三井 巖） 8款土木費について、説明をいたします。

252ページをお開きください。

8款土木費、1項土木管理費、予算現額2億2,649万1,000円で、支出済額は2億2,477万2,808円あります。

1目土木総務費、本目は、道路及び公園の維持管理にかかわる臨時職員の賃金並びに車両センター施設の管理的な経費が主なものであります。

次に、254ページにまいりまして、2目土木車両管理費、本目は、町道管理に要する直轄車両3台分

の管理経費であります。

3目道路管理費、本目は、町道の維持管理に要した経費で、256ページにいきまして、13節の管理委託料並びに14節の除排雪にかかわった機械の借上料が主なものであります。

4目地籍調査費、本目は、平成16年度の事業着手に向けての準備作業などに要した経費であります。

次に、258ページにまいりまして、2項道路橋梁費、予算現額3億8,100万円で、支出済額は3億8,115万5,648円であります。

1目道路橋梁総務費、本目は、土木課所管の経常的な管理経費であります。主なものといたしましては、7節賃金は、87カ所分の樋門管理人の賃金であります。内訳としては、道の分が81カ所、町の分が6カ所であります。

13節委託料の細節5は、道路台帳修正に係る委託料で、細節6は、普通河川敷地あるいは号線敷地、里道などでありますけれども、これにかかわる国有財産敷地の無償譲与申請に係る資料作成の委託であります。

14節道路用地借上料は、札内西和線などに係る7件の用地借り上げに要した費用であります。

260ページにいきまして、2目道路新設改良費。本目は町道の改良舗装整備に要した経費であり、管理事務費のほか、13節の委託料では、札内駅南北線調査設計など7件の調査・設計を実施したものであります。

15節工事請負費では、8件の工事を実施しており、このうち、国庫補助事業で実施したものが、幕別札内線防衛施設周辺整備工事1件、地方特定道路整備事業では、春日10号など4件であります。

262ページにいきまして、17節公有財産購入費につきましては、札内駅南北線、札内西大通、札内鉄道南沿線通などの道路整備に伴う買収費が主なものであります。

19節負担金補助及び交付金では、札内東10号踏切改築に伴う町負担金であります。

22節補償補填及び賠償金につきましては、宝町東1条通に係る水道管移設補償費が主なものであります。

3目道路維持費、本目は、土木課所管による町道維持補修に要した費用でありまして、14節使用料及び賃借料は、相川地区ほか1地区の道路側溝の土砂上げに要したバックホー、ダンプの経費であります。

15節工事請負費の細節1道路舗装補修工事は、五位高台線ほか27工事、細節2の乳剤防塵処理工事は、9路線1,531メートル、細節3の道路補修工事は、南勢新和線ほか104工事であります。細節4の道路維持工事は、区画線工事ほか31の工事。細節5の緊急整備工事は、中里美川線ほか2工事であります。

4目橋梁維持費。本目は、町管理の橋梁の維持管理費と十勝中央大橋の管理費負担金であります。

なお、道路事業の15年度実績は、道路改良が945.52メートル、道路舗装は624.52メートル、歩道整備は975.04メートルとなっております。

次に、264ページにまいりまして、3項都市計画総務費、予算現額17億1,761万7,000円で、支出済額は17億1,706万2,603円であります。

1目都市計画総務費。本目は、都市計画に係る経費でありまして、都市計画審議会は4回開催をいたしております。

13節委託料につきましては、例年実施しております都市計画図作成のほか、札内南地区用地測量は札内南大通の立体交差事業に関連する町道用地の委託料。さらには、区域区分変更に伴う委託料のほか、札内西地区街路と北栄地区街路は、平成16年度より着手いたします北栄大通の調査設計を事業効果算定委託料であります。

19節にあっては、帯広圏広域都市計画協議会の負担金のほか、各種協議会などの負担金であります。

266ページ。28節繰出金は、公共下水道会計への繰出金であります。

2目都市環境管理費、本目は、各種公園並びにパークゴルフ場などの都市施設の維持管理及び補修に要した費用であります。

268ページ。13節委託料にあつては、細節5の公園清掃管理が主なものであり、16カ所の公園のほか、就労センター関係分、あるいはフラワーガーデン、果樹の管理などが含まれております。

15節の細節1については、12カ所の公園の遊具補修であり、細節2の公園トイレ水洗化は、西町北公園、桜町南公園であります。

16節原材料費は、白人の森西コースの改修に伴う張り芝など購入のほか、公園用の肥料、花の苗、砂場の薬剤、管理用資材などであります。

18節については、はらっぱコース36ホールのティーフグラウンドの更新であります。

270ページにいきまして、3目街路事業費、本目は、北海道からの委託事業でありまして、道道幕別帯広芽室線の立体交差を含む札内南大通と札内9号南通の街路事業に要する用地買収と物件補償のほか、臨時職員賃金など事務的な経費であります。

13節は、用地買収にかかわる土地評価委託料。

22節は、29件の物件補償と37件の用地買収が主なものであります。

次に、272ページにまいりまして、4項住宅費、予算現額1億5,494万4,000円で、支出済額は1億5,241万8,139円であります。

1目住宅総務費、本目は、住宅関係事務の臨時職員及び嘱託職員の賃金と事務経費であります。

2目住宅管理費、本目は、町営住宅682戸、道営住宅290戸の維持管理及び修繕などに要した経費であります。

1節につきましては、審議会1回開催に係る報酬でありまして、274ページにまいりまして、7節は町営住宅28人、道営住宅14人の管理人賃金であります。

11節の細節40、修繕件数は町営が268件、道営が149件であります。

13節委託料は、道営若草団地5つの自治会に対する駐車場管理委託料であります。

15節工事請負費、工事請負費に係る整備工事の主なものとしては、屋根の塗装、手すりの改修、非常用照明取り替えなどあります。

3目公営住宅建設事業費、本目は、住宅マスタープランの策定、公営住宅の解体、あるいは住宅の建設に要した費用であり、事業の事務的経費のほか、276ページにいきまして、13節委託料は、住宅マスタープラン策定、本町1団地1棟4戸の建設にかかわる管理及び本町2団地建設に係る基本実施設計に要した費用であります。

15節工事請負費は、旭町公住4棟13戸、緑町2公住6棟24戸の解体と、本町1団地1棟4戸の建設に係る工事費であります。

22節、細節1の移転料は、旭町公住入居者6戸分の費用であります。

以上で、8款土木費の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（乾 邦広） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

伊東委員。

○18番（伊東昭雄） 254ページの3目道路管理費について。

13節委託料、14節の使用料についてですが、決算資料の中に、除雪道路の延長512.5キロメートル、歩道の延長が90.1キロメートル、これに手分けしてどれぐらいの費用がかかっているのか。

車道と歩道の区別をして、お聞きいたします。

併せて、この歩道と車道をどのような除雪機で行って、それぞれ何台ぐらいでやっておられるのかお伺いいたします。

○委員長（乾 邦広） 車両センター所長。

○車両センター所長（橋本孝男） 先に、除雪体制についてでありますけれども、現在、除雪にかかわる機械につきましては、全部で54台体制で実施をしているところであります。

なお、車道の除雪機械につきましては、郡部路線あるいは幕別地区、札内地区合わせまして、32台体制で現在実施をしております。

なお、歩道の除雪につきましては、幕別、札内合わせまして7台体制。あと、そのほかに、施設につきましては、15台の除雪機械をもって、今、作業を進めているところであります。

それぞれ、車道に要した年間の経費、あるいは歩道に要した経費、あるいは施設に要した経費につきましては、現在のところ、それぞれ年によって違うということもありますけれども、経費の積算は現在しておりません。以上です。

○委員長（乾 邦広） 伊東委員。

○18番（伊東昭雄） その経費の区分はしていないということなので、それは結構です。

そこで、今、車道に使われているのが32台、歩道に使われているのが7台という台数でとり行っていることを聞きましたが、去年のように非常に雪が多いときに、歩道の除雪が、歩行者に対して適確に利用されていない、利用ができない。ということは、広い歩道については、何か機械があるので比較的早いけれども、狭い歩道については、むしろ道路の雪を盛り上げていって、子供たちが学校に通学するとき、あるいはお年寄りがバス、汽車、あるいは買い物に行くときに、まだ歩道の道が空けられていないと。私もたまたま町にでるときに、そういう場面がときどき見るわけです、あそこの高等学校の坂を下りるときですね。車道は空いているけれども、歩道が空いていないために歩けないと。それで、全部車道を通って上がってくるわけですね。非常に危険度が高いし、万が一あったときには、これは補償問題につながることもあろうかと思えます。歩道がありながら、その歩道が除雪されていないと。

それで、今聞いたら32台の7台、歩道を空ける車は7台と。これで大体ほぼ同じくらいに空けられる台数なのか。その辺をひとつお聞きいたします。

○委員長（乾 邦広） 車両センター所長。

○車両センター所長（橋本孝男） 歩道の除雪についてでありますけれども、まず雪が降りますと、第一に車の通行可能なように、車道除雪を一番に除雪をするわけでありまして、その後、引き続きまして、歩道の除雪に入るわけでありまして、現在の7台体制で、それほど遅れることなく歩道の除雪には入れるような状況にはなっておりますけれども、どうしても児童生徒の登下校時に、ちょうど出動時間の関係もございまして。

できるだけ、登校時間には間に合うようにというようなことで作業を進めているわけでありまして、今後におきましても、できるだけ交通安全上、子供たちに少しでも危険を解消するためにも、登校時間に合わせまして歩道の除雪に入れるように、最大限の努力をさせていただきたいというふうに思っております。以上です。

○委員長（乾 邦広） 伊東委員。

○18番（伊東昭雄） 今、最大限の努力をするということでございまして、それ以上は言う何ものでもございませぬけれども、台数が絶対的に足りないのではないかと私は思うのですが、その点は、十分間に合うと言われますから、それでいいと思っておりますけれども、それより技術的なことは私わかりませんから申し上げるのですけれども、やはり通学道路を優先して車道を空けると。引き続き、登校するのに間に合うように歩道も空けていくと。台数が足りなければチャーターするとか、そういうことを考えて。そそういうことを頼みます。

それから、町へ出かけたときに、車道はきれいに空いているけれども、去年のようなああいう大雪の場合は特に、お年寄りなどが出かけるときに高いところ上がって、今にも落ちそうな姿、皆さん見ていると思うのですよ。ああいうことのないように、できるだけ危険度が増すので、今、言われたように、最大限の努力をすると言われますので、それにひとつ、もし、機械が足りなければ、すぐチャーターをするような段取りをするとか、普通の雪の場合は、10センチとか5センチの場合は、それは問題ないと思うのですね。大雪の降ったときの体制を、歩道の除雪の体制を特に、今後、去年の実態から見て、考えていただきたいと思います。

○委員長（乾 邦広） 野原委員。

○3番（野原恵子） 関連で、除雪のことなのですが、3月のお彼岸ですよ。そういうときに、皆さんお墓参りにいくのですが、墓地のところの除雪がされていないということで、15年度は雪が多くて

お墓参りできなかったという町民の声が寄せられております。

それで、これは急いで除雪するところではないので、そのときに雪が深かったらお参りできないものですから、太い道路のところだけ排雪していただけないだろうかという声が寄せられております。

それで、自分のお墓のところは、自分でスコップを持って行って、排雪すればお参りできるので、その排雪だけは町の除雪をお願いしたいということだったのですが、その点はいかがでしょう。

○委員長（乾 邦広） 民生部長。

○民生部長（石原尉敬） ちょっと土木費なんですけども、私の方から。

今年の場合、特に雪が多かったのですが、お彼岸の場合、墓地の駐車スペースだけは除雪させていただいております。中の通路につきましては、雪を機械で押すと墓石を壊すということも含めて、非常に危険であります。そういうことも含めて、中には入っていないのが現状であります。

それと、非常に墓地はやっぱり微妙なところがありまして、ちょっと壊すと非常に多額な経費もかかる問題も当然あります。それで、そこまで果たして行政の中でやれるかなということも考えて、なるべく便宜は図りたいのですが、今は駐車場の範囲内でやらせていただいているのが現状であります。

○3番（野原恵子） 駐車場までは排雪されているということですね。

各墓地のところまでの排雪ということではなくて、太いところ、歩道にかかわるようなところということですので、そこは小さい機械と歩道用の車で排雪はできないのでしょうか。

その点をもう一度お聞きしたい。

○委員長（乾 邦広） 民生部長。

○民生部長（石原尉敬） 今、現状では、そこまで実際には、その通路押すなり、排雪をするか、例えば飛ばすかということしか手法はないのですが、実際に飛ばすことも不可能です。それと、押すことになると、墓石を押すということになります。

それで、大変難しいのですよね。結構な量ございますので。

現状、もう少し雪の多いとき少ないとき、いろんなこともありますので、それと住民の意向がどこまで、いろんな要望があるのかも、いろいろな意見は聞いておりますけども、十分検討するという、今、答えしかないのですが、そんなことで。

○委員長（乾 邦広） 野原委員。

○3番（野原恵子） 検討されるというお答えだったのですが、音更町の墓地なんか、そういうところまで雪がなくてお参りできるということで、そういうところもあるということですので、ぜひ、そういうところも参考にさせていただきまして、検討していただくということで終わります。

○委員長（乾 邦広） 答弁ありますか。

ほかにございませんか。

杉山委員。

○11番（杉山晴夫） 1点だけお聞きいたします。

273 ページ、1 目住宅総務費、19 節負担金補助及び交付金、細節 4 日本建築行政会議負担金 5 万円を支出されておりますが、これは、日本建築行政会議という名称の団体があって、その構成員であるために 5 万円の支出をされているのではないかというふうに思われますが、そうであるとすれば、この構成メンバーはどのようなメンバーで、この団体の事業はどのような事業を行っているかお聞かせをいただきたいと思っております。

○委員長（乾 邦広） 施設課長。

○施設課長（小野典昭） 今、日本建築行政会議の負担金でございますけども、今、おっしゃられたとおりでございます。

次に、どういう内容の会議かと、団体かといいますと、日本全国建築行政にかかわる情報提供だとか、いろんな建築にかかわる情報提供等を、日本全国都道府県、市町村に情報提供をしているところでございます。

構成メンバーにつきましては、特定行政庁あるいは限定行政庁、ようするに市だとか特定一部町村

も絡みました、そういったところで構成されております。以上でございます。

○委員長（乾 邦広） 杉山委員。

○11番（杉山晴夫） はたして効果があるのかどうか、お聞きしたいと思います。

○委員長（乾 邦広） 施設課長。

○施設課長（小野典昭） 効果があるかどうかということでございますけども、この建築行政、いろいろな方面からいろんな、毎年建築にかかわります建築基準法の改定だとか、建築の方法等いろんな中身の情報をいただきまして、これらを参考にしながら、我々もこういった情報を得ながら勉強させていただいているところでございます。

○委員長（乾 邦広） ほかにございませんか。

豊島委員。

○1番（豊島善江） 272ページ、住宅管理費、併せて公営住宅の全般についてお聞きしたいと思います。

公営住宅が970戸ということでしたが、募集された戸数と、それから、入居を申し込んだ人の数をまづお聞かせください。

それから、公営住宅審議会委員会が1回開催されたという報告でしたが、この内容についてもお願いいたします。

それから、もう1点は、公営住宅の除排雪の問題なのですが、公営住宅がさまざまな形態の公営住宅がありまして、特に古い、かなり年月の経った公営住宅は、平屋の住宅がかなりまだ残されているのですけども、多くの場合が、公営住宅の屋根の上に凍った雪が積み重なって、非常にそれに苦労しているというのが、毎年出されてきているのです。

それで、日当たりの良いところは解けて落ちるのですけども、影の方になるとずっと載ったままだということで、雪下ろしをしている家もありますし、親類の方が来て降ろされているというところもあります。

しかし、多くの部分が、この古い平屋の公営住宅に住んでいる方たちが、非常に低所得であり、一人暮らしの方が多いということもありまして、何とか行政で対応してくれないかという声が毎年出されているのですね。

それで、そのことに対する何か対策は、やはり私は必要だと思うのですが、その辺はどのように行われているのかお聞きしたいと思います。

○委員長（乾 邦広） 施設課長。

○施設課長（小野典昭） 第1点目の公住の募集状況でございますけども、15年度につきましては、22戸の募集戸数に対しまして、応募件数が185件ございました。倍率にして8.4倍になるかと思います。

次に、公営住宅の審議会の、1回開催しています内容でございますけども、これにつきましては、本町の公営住宅の1団地の建設にかかわる内容の説明、あるいは、前年度の公営住宅の入居募集の内容等の説明をさせていただいております。

3点目につきましては、平屋の古い公営住宅の除排雪、通路の除排雪のことだと思いますけども、このことにつきましては、現在は各入居者によってそれぞれ対応をさせていただいているところでございますけども、今、ご質問のように、中には高齢者もございます。そうした中では、1棟4戸入っておられるわけですけども、そういった方々の中で協力をしていただきながら、通路、通る部分でございますけども、除雪を協力をしながらやっていただきたいなということで、そういうお願いもしながら、特に、屋根の除雪につきましては、当然、南側落ちてまして、ベランダのガラスの方に危険が及ぶということもございます。そういった場合には、自分で対応できない場合は、こちらの方で対応したこともございますけども、一応、入居者の管理の中でやっていただいているのが状況でございますけども、どうしてもそういった高齢のため出来ないということで何件かの連絡はございますけども、そういった場合には対応しているところでございます。

ただ、これらの除排雪につきましては、当然、今の別なサイド、除雪ボランティアですか、そういった方面の関係等もございますので、ただ、連絡いただければできるだけ対応するような形で、今、

取り組んでいるところでございます。以上でございます。

○委員長（乾 邦広） 建設部長。

○建設部長（三井 巖） ただいま、施設課長の方からお話ございましたけれども、追加でちょっとご説明させていただきましても、公営住宅の、ただいまお話ございました除排雪という形の中でお話ございましたけれども、これは公営住宅に限らずの話で申し上げますと、大変、今までもご指摘があったりしておりましたけれども、いろんな意味での弱者という形で、特に除排雪に関してはなかなかできないというような方もいらっしゃるやに、これまでも聞いておりましたし、町としては、この後、協働のまちづくりという形の中で、これらの分を対応していきたいという考え方をもって、今、検討中でございます。おそらくできるのではないかなという、今、ちょっと言い過ぎかもしれませんが、そういう方向にありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○委員長（乾 邦広） 豊島委員。

○1番（豊島善江） 公営住宅なのですが、今、お聞きしますと、8.4倍という非常に難関をくぐり抜けて、やっと公営住宅に入れるという状況ですね。

それで、こういう8.4倍もの倍率ということで、これは改善の方向というのとはとられているのかどうか、それをまずお聞きしたいと思います。

それから、審議会の内容は本町の建設に関する説明ということでありましたが、これまで、入居の場合、かなり以前の場合は、入居をこの審議会で図っていくということもやられていたと思うのですが、今はそういう特別な事情とかは関係なく、すべてくじ引きだというふうにお聞きしています。

そういうことから考えますと、この審議会の意味合いはちょっと何なのかなということで、もう一度お聞きしたいと思います。

それから、公営住宅の、今、部長からお話ありました。私も協働のまちづくりということで進められているということは、新聞報道なんかでも見ていました。それで、それが本当にうまくいけばいいなと思う反面、やはりそこまで公営住宅のところまで、この事業で手がまわっていくのだろうかということで一抹の不安もありまして、今回も質問したのですが、今、答弁あったように、本当に大変なところは今後も対応するというものですから、その辺のこと、そういう方向でお願いしたいと思います。

まず、そこまでお聞きしたいと思います。

○委員長（乾 邦広） 質疑の途中でございますけれども、この際、11時15分まで休憩をいたします。

(10:59 休憩)

(11:16 再開)

○委員長（乾 邦広） 休憩間に引き続き会議を開きます。

施設課長。

○施設課長（小野典昭） 倍率が8.4倍で高倍率だということで、改善の方法でございますけれども、この中身につきましては、例えば、幕別地区あるいは札内地区によって倍率も違ってきております。

特に札内地区では、比較的新しい団地については、14倍だとか10倍を超える倍率になっております。これはこうした傾向が以前からも続いていることは同様でございますけれども、この応募の中身でございますけれども、やはり前から言っていますように、今、現在入っているところの家賃が高い。だから応募したいと。これも困窮の一つの理由とはなります。

それから、次に、今、同居している世帯から別な世帯にしたいということで申込みをしたいとか、さらには、今、入っている住宅の設備等に不満があって、公住の方がいいからということで申込みをされる方、これらを含めると、70%を超える募集内容になります。

これは、通常年4回程度やっていますけれども、大体このパーセントは、今まで調査の結果変わっておりません。70%、これ三つの要件で超えています。

そんなことで、本当にこの公営住宅ということでなくて、幕別町全体の住宅が足りないのかということになると、私はそういうふうには考えておりませんが、ただ、公住に募集する方が多いと。

それでは、このために、全部公住を建てるとのことには、これはもう全然そういうことにはならないというふうに思っております。

そういうことで、4回目からそういった中で優先という手法をとってございます。4回に達した方は2回の抽選権を与えるだとか、8回目についてはもう無条件で優先入居していただくよとか、そういった内容のこともとっておりますので、ご理解をしていただきたいというふうに思います。

それから、審議会でございますけども、先ほど言った1回の審議会を開きましたということでございますけど、この中身については、当然、建設団地の設計内容等についても、当然ご意見をいただいております。諮問事項とは、案件とはちょっとはずれるかと思っておりますけども、こういったことも審議委員の方々のご意見をいただきながら、いろんな設計だとかそういったことに繁栄をさせていただいているということでございますのでご理解をいただきたいと思っております。

それから、今まで入居者の選考をしていたということでございます。平成8年以前、随時の募集をし、それぞれある一定センス、困窮点数が30点以上超えた場合には、我々としても判断が付きませんし、そういった方で、審議委員の皆さん方に選考をしていただいたという経過がありますが、今、もう困窮度30点以上の制度はありますので、もしそれを超えた場合には、我々が判断つかない場合には、当然審議会に選考基準、これを諮問してそういった選考をしていただくことにもなっておりますし、今、それ以下についての点数、困窮度につきましては、皆さんそれぞれいろんな理由があって、本日に理由はそれぞれでございますので、皆さん困窮度は同じということで抽選にさせていただいておりますので、ご理解願いたいと思っております。

○委員長（乾 邦広） 豊島委員。

○1番（豊島善江） 1点だけお聞きします。

今の公営住宅のことなのですが、70%の人たちの話がされました。私はこの中で、設備に不満というのはちょっとあれかなと思うのですが、家賃が高いから公住に入りたいだとか、分離をして暮らしたいというのは、これは私はきちんとした理由ではないかと思うのですよね。とりわけ、今、非常に経済状況も良くないですよね。そういう中で、本当に暮らしをやっていくためには、公営住宅が必要だという場合が多いのではないかと思うのですよね。そういう中で、募集戸数が22戸ということですから、これはなかなか厳しい状況だなというふうに思うのですが、今、政策的に空き家ということありますよね、政策空き家と言われていまして。帯広なんかも昨年度政策空き家が非常に多くて、それを募集の戸数にまわしたというようなことも聞きました。幕別の場合は、そういう政策的な空き家が、今どのぐらいあるのか。あと、そういう募集の方にまわすことはできないのか。そのことだけ最後にお聞きします。

○委員長（乾 邦広） 施設課長。

○施設課長（小野典昭） 今、お話ありました政策的な空き家でございますけども、今現在、58戸ございます。これはご存知のように、旭町の住宅の建て替えをやってございますので、これから年次的に取り壊しをしながら建設をしていくために、ここに随時入れていくという計画にはなかなか難しいものがありますので、そういった、合わせて58戸がありますけども、早く建設が進める中で、そういったことも含めて、こういった緩和といいますか、募集の率を下げっていくような方法もできればいいなというふうに考えております。

○委員長（乾 邦広） ほかにございせんか。

芳滝委員。

○15番（芳滝 仁） 264ページ、都市計画費、1目都市計画総務費、13節、6都市計画図作成委託料等にかかわることをご質問させていただきます。札内の大通も新しくなりましたが、福原の前であります、大きな歩道ができておりますが、都市計画マスタープラン等を見ましたら、ユニバーサルの考え方をきちっと書かれてあるのでありますけれども、非常に点字ブロックが少ないのではないかと、私は、通行しまして、いつもほかの町に比べて、寂しい思いをします。

段差もなくなるにつくましても取り組んでいただいておりますけれども、買い物に行くだとか、大きな歩道をつくる時に、どうしてうちの町は点字ブロックがないのかなというふうな思いをしてお

ります。

去年も一般質問でさせていただいたのでありますけれども、まちをつくっていくときに、全体の見直しとして、いろんな方々が通行できるような、そのひとつの通行網ということで、全体の図でそういう計画をしていく必要があるのではなかろうかというふうな質問もさせていただいたのでありますが、その辺のひとつのところのお考えを聞かせていただきたいと思います。

もう1点は、先ほどの住宅管理費、272ページのところでお伺いしたいのでありますが、千住の生活館の南側の2棟の公営住宅がありますが、去年、今年にかけても、いろいろと整備をしていただいているようでもありますけれども、非常に住宅におかれてある環境としては、常に振動があって、大きな車が走りまわると常に地震が揺れるようでもありますし、冬場にはよくあそこに車が滑って落ちるのですね。

一昨年も、住宅まで達しなかったのですけれども、車が飛び込んで落ちているというふうな現状がありまして、お風呂もないですし、前の生活館のところのお風呂に行かれていますというようなこともありまして、いろいろと道の関係等もあるのでしょうか、千住の公営住宅についてのひとつの抜本的な見直しと申しますか、そういう考え方をすべきでないかなというふうな思いでもありますけれども、その辺のお考えはどうでしょうか。

○委員長（乾 邦広） 都市計画課長。

○都市計画課長（高橋政雄） 最初に、都市計画に絡んでの事業の中での点字ブロックのことでございますけれども、現在、委員おっしゃられるとおり、昨年策定いたしました都市マスの中でも、ユニバーサルデザインをもっていく、あるいは段差解消に向けてということを進捗するという形で進捗しております。町の事業の中で、土木課とも連携をいたしました歩道の段差解消ですとか、その中に点字ブロックについても、トータル的な形で連携できるような点字ブロックも整備をしていきたいと。

さらには、道道も併せて整備しておりますので、この辺の中でも、都市マスに進捗していることを訴えながら、そういう解消には当たっていきいたいということで考えております。以上です。

○委員長（乾 邦広） 施設課長。

○施設課長（小野典昭） 千住の公営住宅でございますけれども、今、お話ありましたいろんなことがありますが、将来的にどうあるべきかということにつきましては、今の現在の再生マスタープランでは、将来、建て替える計画でございます。

将来でございますので、若干期間がかかるかと思っておりますけれども、今の現在の計画では建て替えていきたいという計画でございます。以上でございます。

○委員長（乾 邦広） ほかにございませんか。

中野委員。

○16番（中野敏勝） 269ページになりますけれども、16節の2、果実の苗というのがございますけれども、これについてちょっとお伺いしますけれども、この果実の苗はどのような場所に植えられているのか、何の苗を購入されているのか。また、管理についてはどうされているのか。この後、また管理していることによって実がなるわけですが、この実がどうされているのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○委員長（乾 邦広） 車両センター所長。

○車両センター所長（橋本孝男） ただいまの果樹の件でございますけれども、果樹の今の植栽している箇所につきましては、19カ所の公共施設、学校ですとか老福ですとか、いろんな公園等にも植樹しております。

総本数が393本、今、果樹の種類につきましては、ミニりんごですとかいろんな11種類ほどの種類だったと思っておりますけれども、何に何本というのは、ちょっと今資料持ち合わせておりませんが、管理につきましては、管理委託をしております。今、防除ですとか剪定ですとか下草刈りですとか、管理方法としてはそういうようなことで実施をしているところであります。

先ほどの果実の種類につきましては、申しわけございません、資料がございました。

種類といたしましては、梨・梅・スモモ・りんご・ぶどう・さくらんぼ・ブルーベリー・ハスカップ・

栗と、こういうような種類でございます。資料といいまして、本数もでございますけれども、もし必要であればお答えをしたいというふうに思います。

その後、摘み取った後でございますけれども、公園なんかにつきましては、利用者が食べれる時期になりましたら自由に採っていただいて食しているというようなことになっておりますし、学校につきましても、児童生徒がその時期になりましたら、教育の一環として試食をしていると、食べているというような状況でございます。以上です。

○委員長（乾 邦広） 中野委員。

○16番（中野敏勝） 伺いますと、393本も、また、11種類も植えてあるというようなことでありますけれども、学校とか公園とかいろいろなところで見かけるのですけれども、非常に管理が良くないというような気がいたします。

実がなってもなりっぱなしとか、そういう状態で、学校に行っても、子供たちがとって食べるというような状態にはなっていないのが現状ではないかというふうに思います。

町の中には、果実に詳しい人もたくさんいるわけです。こういう人をもっと活用して、そして、子供たちに、これはこういうふうにして食べられるというようなことを行っていくような人をボランティアとして募集をして、もっと管理していくことによって、せつかくこれだけの数を植え、そして、せつかく多くの、11種類もある種類の果物、我々も見たことないような名前言われましたけれども、そういうようなものがあるわけですから、もっと活用していくことによって、この子供たちも、一つの勉強になっていくのではないかというふうに思うわけです。

今、非常に地球が温暖化になりまして、北国でもさまざまな果物ができる、そういう時代になっております。また、幕別町では果実の里というようなところをつくりまして、確か平成4年だと思えますけれども、できまして、相当な数の果実が実っている現状もあります。こういうものも次第につくっていくことによって、これを一つの商品化して、付加価値をつけて、そして販売することもできるのではないかというふうに考えておりますけれども、この管理について、もっと積極的に取り組む姿勢はあるのかなのか伺いたいと思います。

○委員長（乾 邦広） 車両センター所長。

○車両センター所長（橋本孝男） 果樹の管理についてでありますけれども、果樹につきましては町内に果樹研究会ですとか、いろんな果樹に詳しい方がいっぱいおられますので、職員につきましても、いろんなそういうような研修会、話し合いの場に積極的に参加をさせていただいて、管理上少しでも技術的に向上をさせまして、あるいは委託業者の方にもきめ細かな指導・注意をして、より実がいっぱいなければいいということでもないのでしょうか、とにかく皆さんに喜んでいただけるような果樹づくりを目指していきたいというふうに思っております。以上です。

○委員長（乾 邦広） ほかにございませんか。

伊東委員。

○18番（伊東昭雄） 269ページの公園の管理についてです。

資料の70ページに、施設の維持補修について三千八百なにかがかかっているわけですが、それほどのような補修をされたのか。

また、16年にも17年にもずっとこういうようなものがかかっているのかどうか、お伺いいたします。

もう1点は、公園施設の整備事業の中で、資料の中で、70ページに白人の森パークゴルフの修理工事495万円かかっている。先ほどの説明を聞きましたら芝張りを行ったということですが、その芝張りをしなければならぬ原因は何だったのか、どうしてその芝張りをしなかったか。

この二つをお聞きいたします。

○委員長（乾 邦広） 車両センター所長。

○車両センター所長（橋本孝男） 白人の森西コースの整備についてでありますけれども、原材料費の中の環境整備用資材、これが主でありますけれども、白人の森西コースの整備、改修に当たりまして、総額で500万円ほどの経費がかかっております。内訳といたしましては、芝の購入、これが一番、張り

芝が多いわけでありませけれども、張り芝につきましてはコースを造成したという関係がございまして、そこにグリーンを新たにつくったところに張り芝をしたというようなところで、経費がかかったものであります。

張り芝のほかにも、グリーン用の土でありますとか、あと、若干雨水の処理でありますとか、あと、その作業をするに当たって、建設機械若干借り上げですとか、含めまして、総額で500万円程度の白人の森西コースの改修にかかったところでございます。

公園施設の維持補修、あるいは日常点検にかかった分でございますけれども、一番大きくウエイトを占めますのは委託料でございます。委託料のほかに、公園遊具の補修ですとか、トイレの補修、点検等もございませけれども、内訳といたしまして、一番は公園の委託、草刈りが主なものでございませ。以上です。

○委員長（乾 邦広） 伊東委員。

○18番（伊東昭雄） 今、公園の草刈りと言われましたけれども、草刈りは草刈りで別なところにあるのではないかと思うのですが、維持補修というのですから、補修をしたということではないかと思ってお尋ねしたのですよ。そうではないのですか。

○委員長（乾 邦広） 車両センター所長。

○車両センター所長（橋本孝男） 大変申しわけありません。

先ほどの草刈りの方につきましては、別の方で見ておりますので、ご質問の公園施設の維持補修、日常点検につきましては、大きくは工事請負費、公園遊具の補修・点検、あるいは公園トイレの水洗化で緊急整備工事。あとは原材料費、先ほどの白人の森西コースの改修等にかかわる経費、あと、維持補修の中で出てまいりますのは、備品購入費なんかも一緒のこの中で積算をしているところであります。

そのほかに、公園管理交付金等につきましても、この中で、3,855万8,000円の中に含んでいる数字でございます。以上です。

○委員長（乾 邦広） 伊東委員。

○18番（伊東昭雄） 公園の方はわかりました。

それから、パークゴルフのことなのですが、今、新しく造成するために芝を張ったということですね。ということは、実播きよりは早くしなければならぬということでしたのかなと思いますが、白人の森のパークの芝が、今、大分良くなりましたけれども、非常に悪いのですね。ということは、なぜ、私いつも思って、この一等地のところで、水はけも悪いけれども芝が本当に悪かったのです。なぜこの一等地がこんな芝が悪いのかなということを絶えず思っておりましたら、近所の人が、ここを造成するときに、表土を全部めくって、そしてならしたと。それは山坂つくるのにならすのはいいのですけれども、その表土を知らない間にどこかへ持って行ってしまったと。それで土が悪いのだということを、私は小耳にしたのだけでも、そういう事実は一体あったのかなかったのかをお聞きしたいと思ひます。

○委員長（乾 邦広） 建設部長。

○建設部長（三井 巖） 現場的には、総体的にあそのこの20ヘクタールですか、全体で言えばですね。全部入れれば30なのですが、後々造成したのは20ヘクタールなのですが、そのときには、現地で土はそんなにたくさんは出していないと思ひます。残土的に出したものがある部分もあるし、あるいは、山的なものをつくるのに持ってきたものもあるだろうけれども、実態としては、ほぼいったりきたりで、あまり出し入れはしていないはずだというふうに記憶しております。

ただ、一部、今、伊東委員おっしゃるように、最終的なパークゴルフ場として東コースを仕上げる段階で、どうもあまり良い土が上に乗ってこなかったというのは事実としてあったように、私ども記憶しております。以上であります。

○委員長（乾 邦広） 伊東委員。

○18番（伊東昭雄） 表土というものは本当に大切な土なのですよね。それで、あその場所に10町なり20町なり、パークゴルフ場をつくるのは結構なのです。つくるためには、非常に、そのまま掻きま

すと、非常に土の悪いのになりますから、おそらく山とか盛ったり植えたりするところは、表土をめくると思うのですよ。そして工事をするというのが、これは農地造成でもみんなそういうことでございます。

それで、そのめくった泥を返せば元通りの土地になるわけですから。それが、私はそういうことは全然知らなかったのだけでも、今ごろになって、近所の人たちが見ているわけです。その表土をめくったまではいいのだけでも、その表土をどこかへ持って行ってしまったと。それで、今度やるときに泥がなくなったから、ほかから持っていた泥が非常に悪いために、あそこのコースが悪いのだということを聞いたものですから、今、部長の話の中で、すきとした、それは持って行っておりませんということであれば、近所の人々の言っていることはいい加減な話だなと思うけれども、もし、そういうことが事実としてあったとするならば、これは大変な町としての責任があるわけなので、なぜ、私はあそこのやっとなときに、あそこのパークゴルフの芝が悪いかということに常に思っていたのですよ。そういうことを聞いたものですから、今、部長がそういうすきとした答えがないから、再度質問をするわけです。

○委員長（乾 邦広） 建設部長。

○建設部長（三井 巖） 周辺の方も大変関心をもって見ていただいたのだとは思っておりますけれども、計画が一部変わった部分もあったのですね。最初からあそこにパークゴルフ場をつくらうということではなくて、計画段階では、築山をつかって、いろんな森をつくらうというような発想もあったりした時期がございまして、森としていたのです。そこに堆積してあった状況にあったと思います。

ところが、その後、いろんなご意見やら計画が変わったということもございまして、途中でその土を一部搬出してしまったという経過はございます。ですから、そういう意味でいうと、地域の方たちがおっしゃるように、一部なくなっているというふうに捉えるのも事実かというふうに思いますけれども、そういう計画の変更もあって、やむなうそういうふうになったということでございますので、ご理解をいただきたいと思ひますし、地域の方がもしおっしゃれば、そのように伊東委員の方からもお伝えいただければありがたいと思ひます。

○委員長（乾 邦広） 伊東委員。

○18番（伊東昭雄） そのように伝えておきますけれども、けれどもやはり表土というのはほしいので、ほかへ持っていくのなら、地域の人、隣近所の人がほしかったということもありますので、やはりほかへ持っていくのなら、地域の人にあげていただきたいという。

これは、今後、そんなことのないように、できたことはないようによく伝えておきます、その辺。以上です。

○委員長（乾 邦広） ほかにございせんか。

8款土木費につきましては、ほかに質疑がないようでございますので、以上をもって終了させていただきます。

次に、9款消防費に入らせていただきます。

9款消防費の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（新屋敷清志） 9款消防費につきまして、ご説明申し上げます。

278ページをご覧ください。

9款消防費、1項消防費、予算現額4億7,828万8,000円に対してまして、支出済額4億7,758万9,405円でございます。

1目の常備消防費は、東十勝消防事務組合分担金で、消防議会及び消防本部職員人件費等の共通経費並びに幕別消防署職員の人件費、交際費等に係る費用でございます。

2目、非常備消防費は、非常備消防隊員の報酬や団の運営交付金等、通常団費といわれる経費の分担金でございます。

3目の水防費は、災害に対応しました経費でございます。

以上で、消防費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○委員長（乾 邦広） 終わりましたので、質疑をお受けいたします。

伊東委員。

○18番（伊東昭雄） 278ページの消防費の中でお伺いしますが、15年度に火事とぼや含めて、何戸ぐらいあったのか。

それと、農村と町場を分けて、農村郡部には何戸ぐらいあったのか、お聞きいたします。

その費用はどのぐらいかかっているのか、お願いいたします。

○委員長（乾 邦広） 伊東委員、今、最後ちょっと聞き取れなかったのですが、被害額でしょうか。

○18番（伊東昭雄） 費用がもしわかれば、1回の火事に、15年度にかけた火事に、それは負担金出すのだろうけど、いくらぐらいかかっているのか、費用。

わかればですよ、わからなければよろしいです。

○委員長（乾 邦広） 出動費用。

消防署長。

○消防署長（穴吹良行） 委員長のお許しをいただきまして、伊東委員の今の質問の中に、火災出動1回についていくらという試算をしていません。

それで、申しわけありませんが、今、ここでお答えはできません。

出動回数なのですが、15年度には37件出動しています、火災として。

16年度が41件出動しています。

農村と町場というご質問ありました。

これについては、ちょっと、今、手元に資料ありませんので何件何件とちょっと出せません。

時間いただければ出せますけども、申しわけありません。

○委員長（乾 邦広） 伊東委員。

○18番（伊東昭雄） 後から聞かせていただければ結構です。

それで、町場の場合には、近いしよろしいのですが、1回火事になったときに、私、実際のことわかりませんから聞くのですが、火事になっては何台か水をもって掛けにいけますよね。それで足りる場合は、またすぐ折り返し持っていくと思うのです。

町場の場合、あるいは農村郡部の場合は、川縁であればすぐそこからできるけども、川がない郡部のへき地のときに、もし火事があったときに、今ある消防車で水を積んでいって、全部それで対応できるのかどうなのか。もし対応できなかつたら、また、折り返し水を運んでいかなければならないと。そういうことが想定されると、農村の郡部のところに、やはりそういう貯水池というのか、あるいは水道がはしっているから水道からとるとか、そういうものは郡部にはつくっていないと思います。

ほかの町には、そういうそれなりにつくってあるのだが、それはつくらなくても、いざというときには間に合うのかどうなのか。折り返し遠くまでいかななくても間に合うのか間に合わないのか、お聞きいたします。

○委員長（乾 邦広） 消防署長。

○消防署長（穴吹良行） 郡部につきましては、防火水槽10トン車2台用意してあります。

それから、消防ポンプそのものがタンク車にしていまして、7台、あとポンプ車ということですが、その総量合わせますと、例えば、農家の方の火災でしたら、30トン以上の水になります。

それで消火体制入りますが、それでもし足りなければピストン輸送ということで、糠内、札内、その1番最寄りの近いところに防火水槽というのが40トン設けています。そこからピストン輸送みたいな形をとっております。以上です。

○委員長（乾 邦広） ほかにございませんか。

中橋委員。

○2番（中橋友子） 1点だけ、これは事務組合でやっていることでありますから、枠組みのことにかかわって、消防についてお尋ねしたいのですが、今、本町では東十勝消防事務組合ということで事業

をされているのですけれども、通信回線のデジタル化に伴いまして、近い将来、全体で機器の更新、多額の投資などということが近い将来予定されているやに聞いております。

それにかかわりまして、既に法は通っているものですから、もう平成15年あたりからきちっとそれに対する対処などについても論議されていると思うのですけれども、その方向性といいますか、それがどんなふうになっていらっしゃるのか。

それと、私がお尋ねしたいことは、こういう法改正に伴って、いろんな投資が必要とするときに、よりコストを下げていくというふうを考えていきますと、広域的な事業で、例えば、十勝なら十勝を網羅するような形での設置などということも考えて、そしてやっていくようなことも、それこと検討をしていく必要があるのだと思うのですよね。

それで、こういった、将来のことではあります、既に計画に入っていらっしゃっていると思いますので、手掛けられていると思いますので、お伺いいたします。

○委員長（乾 邦広） 西尾助役。

○助役（西尾 治） まさしく今、広域行政に関する検討会を十勝町村会中心になりながら、帯広市も含めて検討をさせていただいております。

消防につきましても、今、帯広市含めて六つの本部体制で管内やってございますけれども、一つには、本部体制の一本化ができないかというご提案をさせていただいております。

ただ、これにはいろいろやっぱり問題がございます、なかなかそこまではいかないというご意見も中にはございまして、今、まさしく検討をさせていただいてる最中でございます。

もう一つには、今、大きな問題として、デジタル化の問題がございます。

これについては、管内、今のところ足並みを揃えていこうということでお話し合いができておりました、帯広市を中心に十勝一本でやるというような方向で、これは帯広市さんもご理解をいただいているように聞いてございますので、今、中橋委員おっしゃるとおり、費用が数十億かかるような事業規模になってまいりますので、私どもとしても、できる限り十勝一本で、六つの本部体制で整備するのではなくて、一本化を図っていくように、さらに努力していきたい。で、その方向に進んでいるということでお答えをさせていただきたいと思っております。

○委員長（乾 邦広） ほかにございませんか。

9款消防費につきましては、ほかに質疑がないようでございますので、以上をもって終了をさせていただきます。

審査の途中でございますけれども、この際、13時まで休憩をいたします。

(11:55 休憩)

(13:00 再開)

○委員長（乾 邦広） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、10款教育費に入らせていただきます。

10款教育費の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長（藤内和三） 10款教育費について、ご説明申し上げます。

282ページをお開き下さい。

決算資料につきましては、73ページ以降をご参照いただきたいと思います。

10款教育費、1項教育総務費、予算現額3億2,809万6,000円に対しまして、支出済額3億2,635万1,971円であります。

本項は、教育に関する管理運営及び事務に要した経費であります。

1目教育委員会費、本目は、教育委員4名の報酬及び費用弁償、さらには、交際費、会議費等負担金であります。

2目事務局費、本目は教育委員会事務局の管理運営及び事務に要した経費並びに臨時職員等の賃金、共済費、さらには各種負担金交付金に要した経費などです。

284 ページ。8 節報償費は、文化スポーツの奨励賞の表彰記念品代であります。表彰数は、少年文化奨励賞として 1 団体と個人 35 名、スポーツ奨励賞として個人 4 名、ジュニアスポーツ奨励賞として 5 団体と個人 16 名の内訳となっております。

286 ページ。19 節負担金補助及び交付金の中で、細節 3 の十勝圏複合事務組合負担金は、十勝教育研修センターの運営にかかわる負担金でありまして、本町の負担率は 6.36%であります。細節 4 の同じく十勝圏複合事務組合負担金は、建設に伴う公債費に係る本町の負担分であり、その負担率は 51.34%であります。

細節 9 の教育振興会交付金は児童生徒の文化スポーツ活動の支援や教職員の研修費用であります。

3 目教育財産費、本目は、小学校 9 校、中学校 4 校、幼稚園 1 園並びに教員住宅などの維持管理に要した経費であります。

288 ページ。11 節需用費の中で、細節 40 の修繕料は、校舎内外、教員住宅などの修繕に要した経費。

13 節委託料は、電気保安、浄化槽管理、学校消防用設備点検などにかかわる委託経費であります。

15 節工事請負費、細節 1 の学校・教員住宅補修工事は、校舎及び教員住宅の補修であります。細節 2 小中学校整備工事は、札内中学校の校舎屋根塗装工事、同じく糠内・駒島教員住宅水洗化工事、白人小学校体育館屋根防水工事などが主なものであります。

290 ページ。17 節公有財産購入費の中で、細節 1 学校共済住宅譲渡代は、教職員住宅の建設に当たり、公立学校共済組合の資金を活用して建設したのですが、支払い対象となっているものは 2 棟 7 戸分でございます。

4 目スクールバス管理費、本目は、スクールバス直営 3 路線と委託 8 路線の運行に要した経費であります。

292 ページ。5 目国際化教育推進事業費、本目は、英語教育の充実を図るため、国際交流員を招いて中学校などでの英語指導などに要した経費であります。

6 目学校給食センター管理費、本目は、学校給食センターの管理運営及び給食調理に要した経費であります。

294 ページ。1 節報酬は、給食センター運営委員報酬。

4 節と 7 節は、パート調理員及び臨時事務職員にかかわる共済費、賃金であります。

11 節需用費は、調理用務に係る消耗品、高熱水費、給食賄い材料費などであります。

296 ページ。13 節委託料は、給食配送、ボイラー保守点検委託が主なものであります。

18 節備品購入費は、厨房機器の更新に要した経費であります。

298 ページをお開きください。

2 項小学校費、予算現額 1 億 6,718 万円に対しまして、支出済額 1 億 6,610 万 9,734 円であります。本項は、小学校 9 校の管理運営、教育振興に要した経費であります。

1 目学校管理費、本目は、小学校の管理運営にかかわるもので、7 節賃金は学校事務補助、教育活動指導助手にかかわる賃金。

11 節需用費は、小学校 9 校分の高熱水費などあります。

300 ページ。13 節委託料は、学校管理、清掃、警備用務の委託であります。

2 目教育振興費、本目は、小学校 9 校の教育振興に要した経費であります。

302 ページ。11 節需用費は、児童にかかわる教材購入にかかわる経費。

14 節使用料及び賃借料は、町内小学校 8 校にかかわるコンピュータの借り上げに要した経費であります。

18 節備品購入費は、教育機材・機器、学校図書購入などに要した経費であります。

19 節負担金補助及び交付金、細節 4 スケートリンク整備交付金は、小学校 8 校のリンク造成規模に応じ交付したものであります。細節 6 は、特色ある教育活動支援事業。細節 7 は、開かれた学校づくり推進事業に対して交付したものであります。

20 節扶助費は、就学援助費でありまして、申請者 264 名で、認定者は 245 名であります。総児童数に

対する認定率は 15.05%となっております。

304 ページ。3 項中学校費、予算現額 1 億 2,545 万 6,000 円に対しまして、支出済額 1 億 2,435 万 8,162 円であります。本目は、中学校 4 校の管理運営、教育振興に要した経費であります。

1 目学校管理費、本目は、中学校 4 校の管理に要した経費であり、7 節賃金は、学校事務補助員と、幕別中学校と札内東中学校 2 名のこころの教室相談員賃金。

11 節需用費は、中学校 4 校分の高熱水費であります。

306 ページ。13 節委託料は、小学校同様に、学校管理、清掃、警備委託料であります。

2 目教育振興費、本目は、中学校 4 校の教育振興に要した経費であります。

308 ページ。11 節需用費は、生徒にかかわる教材購入に要した経費。

14 節使用料及び賃借料は、町内中学校 4 校にかかわるコンピュータの借り上げに要した経費であります。

19 節負担金補助及び交付金で主なものは、中学校 2 校分のスケートリンク交付金、さらには、特色ある教育活動支援事業、開かれた学校づくり支援事業交付金に要した経費などであります。

20 節扶助費は就学援助費でございますが、申請者 113 名で、認定者は 102 名。総生徒数に対する認定率は 12.3%となっております。

310 ページをお開きください。

4 項幼稚園費、予算現額 3,356 万 2,000 円に対しまして、支出済額 3,296 万 2,161 円であります。本項は、わかば幼稚園の管理運営、教育振興に要した経費であります。

1 目幼稚園管理費は、わかば幼稚園の嘱託職員、臨時職員の人件費及び管理費用に要した経費であります。

312 ページ。2 目教育振興費は、幼稚園教育の振興に要した経費であります。

19 節負担金補助及び交付金は、市立幼稚園の入園料、保育料補助。

20 節扶助費は、幼稚園就園奨励費であります。

5 項社会教育費、予算現額 4 億 1,453 万 6,000 円に対しまして、支出済額 4 億 963 万 8,519 円であります。本項は、生涯学習推進に要した経費であります。

1 目社会教育総務費、本目は、社会教育委員 15 名の報酬のほか、各種団体に対する負担金補助金が主なものであります。

314 ページ。9 節旅費の細節 3 特別旅費は、中学生海外研修、小学生・中学生国内研修の引率者分であります。

19 節負担金補助及び交付金のうち、細節 6 は、オーストラリアへ高校生 2 名、細節 7 は、宮崎県東郷町へ小学生 9 名、細節 10 は、神奈川県開成町へ中学生 6 名、細節 11 は、オーストラリアへ中学生 4 名の研修参加にかかわる補助であります。また、細節 12 は、国際交流に当たり、ホームステイを受けていただいて町内の 12 家庭への助成。

次ページ、細節 13 は、高校生の海外留学に対する補助であります。

2 目公民館費、本目は、糠内・駒島の両公民館及び少年自然の家、まなびやの管理運営に要した経費、関係団体の負担金補助金などあります。

8 節報償費、細節 1 の講師謝礼は、しらかば大学の各種講座に要した経費。

また、318 ページ。19 節負担金補助及び交付金の細節 5 地域生涯学習推進委員会補助金は、公民館 3 館の運営委員会に対する活動費補助などあります。

3 目保健体育費、本目は、体育指導委員 12 名の報酬及び各種スポーツ大会参加奨励金、体育団体に対する補助金のほか、社会体育施設の管理運営に要した費用であります。

8 節報償費、細節 3 全道・全国大会参加奨励金は、小中学生の全道・全国大会出場にあたっての参加奨励金で、15 年度は 70 件 303 名に対するものであります。細節 4 陸上競技検定員謝礼は、5 年ごとに行う陸上競技場 3 種公認にかかわるものであります。

320 ページ。13 節委託料、細節 1 明野ヶ丘スキー場リフト管理委託料は、15 年度に新設したペアリフ

ト運行に係るものであります。

322 ページの細節 9 運動公園管理委託料は、運動公園内の建物 3 カ所の管理委託業務に要したものです。

15 節工事請負費、細節 1 は、明野ヶ丘スキー場リフト整備工事。細節 2 は、陸上競技場 3 種公認の更新に伴うものです。細節 3 は夏場は陸上競技場並びに野球場の芝への散水、冬場はスケートリンク造成に用いる水源確保のためのものであります。

18 節備品購入費、細節 1 は、明野ヶ丘スキー場リフトの荷重試験、これは毎年シーズンはじめに行う試験ですが、その際に使用する重り 96 個の購入に係るものであります。

324 ページ。19 節負担金補助及び交付金は、各種団体の活動員補助、体育施設管理に対する交付金などであります。

4 目青少年対策費、本目は、青少年問題協議会委員 30 名の報酬のほか、学童保育所 4 カ所の管理運営に要した費用、児童生徒健全育成団体への活動費補助であります。15 年度の学童保育所の開設日数は 294 日、通所児童、小学校 1 年から 3 年でございますけれども、188 人となっております。

326 ページ。14 節使用料及び賃借料は、道の委託事業である地域と学校が連携・協力した奉仕活動・体験活動推進事業に係るものであります。

5 目町民会館費、本目は、町民会館と札内福祉センターの管理運営に要した費用であります。

328 ページ。13 節委託料は、両施設の管理、清掃、警備委託などであります。

15 節工事請負費は、札内福祉センターの管理人室を消費者相談室として使用するための改修工事であります。

330 ページ。6 目郷土館費、本目は、文化財審議員 5 名の報酬、ふるさと館と蝦夷文化考古館の管理運営に要した費用であります。

332 ページ。15 節工事請負費は、ふるさと館が築後 30 年を経過し、年々雨漏りがひどくなったため、屋根全面を葺き替え改修したものであります。

334 ページ。7 目働く婦人の家費、本目は、働く婦人の家運営委員 6 名の報酬、施設の管理運営に要した費用であります。

336 ページ。8 目スポーツセンター管理費、本目は、農業者トレーニングセンター並びに札内スポーツセンターの管理運営に要した費用であります。

7 節賃金は、トレーニング指導員 4 名分の人件費で、トレーニング室利用者は、前年比 19.7%の増となっております。

このほか、主なものは、11 節需用費の高熱水費。13 節委託料の細節 1、施設管理委託に要した費用であります。

338 ページ。18 節備品購入費は、トレーニングセンターに 7 種類の機器の購入のほか、幕別トレセン、札内スポセンの卓球台の更新に要した費用であります。

9 目図書館管理費、本目は、図書館本館及び札内分館の管理運営に要した経費であります。

7 節賃金は、臨時司書及び生涯学習アドバイザーの賃金であります。

340 ページ。13 節委託料の主なものは、清掃、電算機器保守点検が主なものであります。

342 ページ。18 節備品購入費の内訳ですが、細節 1 図書購入冊数は 3,891 冊、細節 2 映像資料 306 点であります。15 年度末蔵書冊数は 17 万 4,552 冊、図書貸出冊数は 15 万 6,332 冊で、貸出率は住民一人当たり 6.1 冊となっております。

10 目武道館管理費、本目は、武道館の管理運営に要した費用で、主なものは、11 節需用費の光熱水費であります。

11 目百年記念ホール管理費、本目は、百年記念ホールの管理運営に要した費用であります。

344 ページ。8 節報償費は、各種講座、講演会の講師謝礼であります。

11 節需用費は、高熱水費。

346 ページ。13 節委託料は、管理、清掃、舞台機器操作委託などが主なものであります。

348 ページ。19 節負担金補助及び交付金は、町民芸術劇場への交付金、文化団体への活動費補助が主なものであります。利用者数は、前年度比 7.3%増となり、大ホールの稼働率は 70%代で安定しており、他町村のホールと比較すると、高い水準を維持いたしております。

12 目文化財調査費、本目は、札内K遺跡の発掘調査に要した費用であります。調査員 1 名、作業員 17 名の人件費が主なもので、350 ページ、13 節委託料黒曜石原産地分析委託料は、出土した石器の原産地並びに年代測定のためのものであります。15 年度は、1,800 平方メートルを発掘し、旧石器時代と縄文時代初期から晩期にかけての遺物、約 8 万点が出土いたしております。

以上で、10 款教育費の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほど、よろしく願い申し上げます。

○委員長（乾 邦広） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

豊島委員。

○1 番（豊島善江） 2 点について、質問いたします。

ちょっとページ数がどこになるかわからないのですが、児童虐待についてなのですね、1 点目は。

それで、今、児童虐待が後を絶たないで、最悪の場合には死に至るということが、随分ニュースでも報道されています。

幕別町でもこの児童虐待を防ぐためのネットワークができていますけれども、それはちょっと決算のところに出ていなかったの質問するのですが、児童虐待を防ぐためのネットワークの15年度の活動、それから、幕別の児童虐待の実態について、まずお聞きしたいと思います。

それから、もう 1 点は、これも教育費の中でいろんなところにかかわってくるのですが、嘱託職員という形での仕事をされている方が、この教育費の中で随分たくさんいらっしゃいます。

英語を教える方を除いて 7 人いらっしゃるのですね。

それで、嘱託職員にしているという、この嘱託にする考え方というのですか、そのところを、まずお聞かせいただきたいと思います。

○委員長（乾 邦広） 教育部長。

○教育部長（藤内和三） 2 点ございますけど、児童虐待、実はネットワーク化されております。これは教育委員会だけではなくて、町長部局も含めた形の中でやっておりまして、詳細につきましては、うちの方から申し上げるということではなく、改めてご説明することできると思います。

それと、嘱託職員の基本的な考え方、今、学校教育あるいは生涯学習、図書館、ふるさと館も含めて配置いたしております。

アドバイザーの役割、これは本来、私も教育委員会といたしましても、学校あるいは生涯学習という観点では、十分私も職員としても頑張っているところがございますけれども、人間的なことも含めまして、そういったアドバイザーの方の活用をいただきながら、それぞれの施設においてより良い教育を目指さなければならないという形の中で、アドバイザーを配置させていただいております。

特に学校関係につきましては、教職員に対する指導・助言、さらには学校保健に関する分野、また、学校と委員会との調整等も含めて、大変私どもとしても数多くの指導や何かも逆にいただいておりますので、こうした基本に基づき、配置しているのが現状でございます。以上であります。

○委員長（乾 邦広） 教育課長。

○学校教育課長（飛田 栄） 児童虐待の関係、総合的な相談件数だとか実態の内容につきましては、児童虐待防止ネットワーク管轄の部署でのことになろうかなと思うのですが、私も学校教育の方に関しても、やはり児童生徒にかかわる相談等、私も学校教育課で受けております。その相談内容に応じまして、児童虐待防止ネットワークの会議なりそこにある事務局等々と相談をさせていただきながら、家庭的な内情で子供が学校に行けない状況を何とか解消していきたいというふうなことで取り組んでおります。

○委員長（乾 邦広） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（佐藤昌親） 児童虐待の関係でございますけれども、これにつきましては、保健福祉センターが事務局となりまして、各学校の校長先生、あるいは保育所の保育士、さらには警察、お医者さんの協力をもらいまして、ネットワークを設置したところでございます。

15年に設置したばかりでございますので、協議会の立ち上げのときに1回ということで、通常であれば、年1回ぐらいの会議で終わりますけれども、虐待の事例によりましては、その都度関係者が集まるということでございます。

15年度の実績におきましては、1件虐待の関係の通報が入ったものですから、小中学校の校長先生に集まってお聞きいただきまして、その対応、児童相談所とも一緒にその対応に当たったところでございます。実績につきましてはそういう事例がございました。以上でございます。

○委員長（乾 邦広） 豊島委員。

○1番（豊島善江） 今、児童虐待のことでお聞きしたのですが、こういうネットワークができていくということがなかなか知らされていないと思うのですね。私自身もちょっと勉強不足だったのですが、町民もこういうネットワークができていて、こういうことがあったときにはどこに連絡をすればいいのだというのは、私はおそらくわかっていないと思うのですね。

それで、この間のいろいろな虐待のニュースを聞きますと、最悪の段階に行くまでに防止できたというのは、町民からの連絡だとか、あと、コンビニの職員がそういう子供を見て連絡をしているのだとか、そういうのがすごく多いと思うのですね。だから私はこういう児童虐待を防ぐためには、やはり町民がこういうものもあって、こういうことを町でやっているのだよということもきちんと示していくということが非常に大事なことなのではないかなと思うのですが、今後、やはりそういう啓蒙活動もすべきだということで、どんなふうにお考えなっているのか、お願いしたいと思います。

それから、嘱託職員についての考え方というのが、どうも私はちょっと今の話ではわからなかったのですよね。アドバイザー的な指導をするという、これが基準になって嘱託職員にしているというようなお話でしたね。今のお話では。

でも、私はこの嘱託職員全部で7名になるのですが、いろいろな部門部門で、それぞれの役割があると思うのですね。その役割で必要で合って嘱託としていると思うのですが、しかし、全体を見たときに、本当にこの部署にこの嘱託の方が必要なかどうか。例えば、幼稚園の園長さんもおそらく確か嘱託だと思うのですが、こういう方は、役場の職員と兼任でできるのではないかなとか、そういう見直しということが、私は必要ではないかなと思うのですよね。

それから、もう一つお聞きしたいのは、これまで職員がやってきたことを嘱託にしたというのか、それとも、新たな仕事として嘱託を採用しているのかという、その辺のところをちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（乾 邦広） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（佐藤昌親） 児童虐待のネットワークの関係でございますけれども、制度立ち上がりまして、地元の新聞なんかには比較的早い取り組みということで幕別町が報道された経緯がございます。もちろん、先ほど言いましたように、関係機関の方々におきましては、そういう制度も十分ご理解いただいてネットワークの会員になっていただいたところでございます。これからにつきましても、こういう時勢柄、そういう事件が起こる可能性としては非常にこれからも多くなるということも考えてございますので、いろんな方の協力をもらうためにも啓蒙には努めてまいりたいと思います。以上でございます。

○委員長（乾 邦広） 教育部長。

○教育部長（藤内和三） 嘱託職員にかかわってでございます。先ほど、人的なことも含めて説明をさせていただきました。基本的には、やはり嘱託職員の役割というのは、長年使っていただいたそういったものもでございます。そういったものを、我々職員という立場、さらには今まで培ってきたという立場で、いろいろ指導・助言していただけるのでないかという形の中で、嘱託職員としてお願いしているわけでありまして。正職員の配置、嘱託職員、これらのことについてはいろいろあると思っております。

れども、やはり私どもとしては、正職員、現状の職員構成、配置や何かも含めまして、なかなか難しいところもございますので、嘱託職員の方に協力、ご指導を仰いでいるのが現状だと。

それと、教育委員会で7名の嘱託職員配置いたしておりますけれども、幼稚園につきましても、学校教育法に基づいて職員を配置しなければいけない。そういう意味で園長というのは、元学校の教員でなければいけないというものもございます。

さらに、先ほど、学校生涯学習アドバイザーについてはご説明させていただきましたけれども、ほかに図書館、あるいはうちの生涯学習それぞれ配置いたしておりますけれども、図書館につきましても、新たに町民文芸誌の編集作業とかそういったことも含めて、多様な面での業務もございません。

また、生涯学習のアドバイザーにつきましても、今、しらかば大学、これは大学生・大学院生含めてかなりの人数になってきておりますけれども、そういった形の中で、今まで経験されたものに基づいて指導していただくという観点から配置いたしておりますので、その辺についてご理解をいただきたいと思っております。以上です。

○委員長（乾 邦広） 豊島委員。

○1番（豊島善江） そういう特別な、自分の持っているものを生かして、指導・助言をいただくという仕事だというふうに、今、お聞きしたのですが、何というのですか、年間240万円ぐらいだと思うのですよね。1カ月20万円ぐらいで働いていただいているということで。本当にその仕事かという方できなかったらできない仕事なのかということも、私はやっぱり検討しなければいけないと思うのですよね。指導・助言といっても、ボランティアではありませんし、きちんと賃金を払って役場で雇用しているということですから、なかなかこういう経済状況が悪化している中で、一定の働いてきて、経験もあってというそういう方が、またさらに退職した後もそういう形で役場に雇用していくということは、以外とそういう点での町民の目というのものもあるということも、やはりひとつ考えていただきたいということもあります。

それから、確か幼稚園の園長というのは、私はほかの町村見えていますと兼任しているところがあったと思うのですが、それは私のちょっと、違いましたかね、押さえ方は。幼稚園の園長なんかは兼任できると思っていたのですが違いましたか。

○委員長（乾 邦広） 教育長。

○教育長（沢田治夫） はじめに、幼稚園、園長が兼任できるかと。先ほども言いましたけど、学校教育法の中で、教員の免許、資格を持ったものを充てるというふうになっておりますので、ちょっとよその町、ちょっとどこのこととお話しているかわかりませんが、そのことについては別にして、私どもの町は、過去からそういう形の中で、資格を持った者という形でやっております。

それから、全体的なのですけれども、今、豊島委員のおっしゃることが何となく見えてきたのですけれども、退職後の人間ばかり使っているのではないかというふうの意味合いとれたのですけれども、これは、もう4、5年になりますけど、全部公募でやっているのですよ。だから、全体的に公募をしながら、そして面接をしながら、その中から適任者を選ばせていただいて採用していると。こういう形をとってまいります。

それで、特に新しく設けた学校教育のアドバイザーなのですが、これはご承知のとおり、今ちょうど教育改革、第3の教育改革といわれるように、平成14年度からいろんな形の中で変わってきているということで、学校現場自体が、これは教職員も含めてどんな形がいいのだろうかということで、評価の問題も含めて、あるいは駒数が本当に時間数きちんととれているのだろうかとか、それから、教育課程、これをしっかりとみれるだろうか。これは残念ながら私どもの職員、これは3年ぐらいで異動となると全然読めないのです、専門性という形の中で。このことが結果として、やはり子供たちに影響もしていくだろうと。そんなことで、3年前から今ちょうど変わり目に備えて、こういうアドバイザー制度を設けた。

それから、生涯学習の関係、これも図書館だとか、それからふるさと館、それから生涯学習アドバイ

ザーというわけでありませうけれども、これはそれぞれ元々は正職員でやっていたわけですが、やはりどちらがいいのか、どちらがいいのかといいますと、正職員ほどのウエイトもなく、かといってやっぱりそういった形の中で専門性といいたしめようか、一緒になって仕事をしていく、アドバイスできる、こういったものも含めた形の中でやっているということでもありますから、全体的には専門性だとか経験、こういったものを生かしながら、今、やっていただいているということでもありますから、両方の面があるということ、まずはご理解いただきたいと思ひます。

○委員長（乾 邦広） ほかにござせんか。

佐々木委員。

○12番（佐々木芳男） 3点について、お伺ひしたいと思ひます。

1点目は、291ページ、17節の細節2でござひます。

これは、毎年のように出てきておりますし、いろいろ委員会の方でも心配りをして、教員の住宅等について大分完備されてきているわけですが、最近、住宅事情が、公住もどんどん更新されて新築住宅が多いと。教員住宅はどちらかというところ、10年、20年、中には30年近い住宅ということもござひます。

そういったことで、不備な点がある関係で、いろいろ予算をとっていただひて直していただひているわけですが、その②のところ、教員住宅の風呂釜というのが良く出てくるのです。いまだき何で風呂釜なのだということなのですが、実は、今の住宅はほとんどバスにスイッチでお湯が沸いて、シャワーが出るというのが普通の一般的な住宅なのです。教員住宅にはそれがなかなか整備されないということで、若い教員、特に独身者等は、子供たちと一緒に汗を流して、帰ってきてシャワーのひとつも浴びたいというところ、シャワーもないというようなことで、これは校長会からそういったところからもそういう要望があつたと思ひますが、その辺の充実ぶりについて、どの程度充実されているかどうか。今後、どういふ見通しかということも含めて、まず1点、お伺ひしたい。

それから、2点目は、301ページ、19節の細節4でござひます。

これは、教職員の健康診断の件ですけれども、これも毎年半義務的に健康診断を受けているわけですけれども、平成15年度の健康診断の結果、教職員の健康について、どういふふうにお押しされておられるか。そのことによつて疾病が生じたり、発見されたり、勤務上問題があるというようなことがあつたかなかつたか。非常に最近では職場で、どこの職場も同じですけれども、ストレスが溜まつたり、非常に健康状態が良くないということが報道されております。教員も決して例外ではないというふうにお考えます。

そこら辺、その結果について、小中学校合わせてどの程度、おそらく全員だと思ひますが、診察されてその結果どうだつたのかという点についてお伺ひをしたいと思います。

それから、もう1点ですけれども、ページ数が前後になります、287ページ、19節の細節8でござひます。

奨学資金の問題について、ちょっとお伺ひをしたいと思います。

これは、今から6、7年前に改正されて、一人当たり7,000円というふうになっておりますが、これが支給されているのが25名となっております。この奨学制度について、どこに基準を置いているかということについては、大分緩和されて、向学心に燃えて、経済的に苦しい家庭、子供ということが対象だというふうにお押しされております。

この25名について、それ以外に希望者があつたのかなかつたのか。これが定員としてもしお押ししているとすれば、これからあぶれた生徒については、どういふ対処の方法がとられておられるのか。そこら辺を含めて。

それから、奨学金7,000円について。大分時間経っておりますけれども、これが十分というのはおかしいですけれども、基金も2,000万円ほどしかござひませんで、十分なことはできないということはおわかりませうけれども、勉強したいという向学心に燃える子供たちのために、より明るい道を開いてやれたらなという観点から、この奨学制度についてお伺ひをいたします。以上です。

○委員長（乾 邦広） 学校教育課長。

○学校教育課長（飛田 栄） まず1点目の、教員住宅の風呂釜の関係とシャワー等々の整備充実ぶりはどうかということでござすけれど、まず、この風呂釜につきましては、灯油等の風呂釜の修繕がきかないということで、新たに3基を取り替えた費用分でござす。

ご質問にありました、シャワー等、今、住宅環境を含めた整備の充実、見通しでござすけれど、最近建てます、平成14年度ですか、建てました明倫の教員住宅につきましては、時代背景からシャワー等はつけて建設しておりますけれど、それ以前の建物については、シャワー等の設置はしていないのが実態であります。

しかしながら、確かに学校の教職員からの要望等もかなり今きております。今年度さらには次年度以降に向けて、シャワーだとかそういったものについての予算的な処置を含めて対応を、一応に全部一遍にというようなことにはならないかなと思っておりますけれど、段階的に整備をしていきたいなというふうには考えております。

2点目の健康診断の関係でござす。

今、言われたその部分につきましては、人間ドックの交付金になります。

人間ドックにつきましても、小学校・中学校の先生方の枠、人数の増は図ってきております。そのほかに、通常の教職員の健康診断、これにつきましては、産休だとか病休の先生以外につきましては全員検診しております。

それらに対する結果でござすけれど、去年の結果については、個人の情動的な部分もありまして、誰がどこが悪くてというようなことは、委員会の方には報告はないわけなのですが、病院側から個人宛に、それぞれ診断結果が通知されまして、それに基づきまして、再度検査さらには、私の聞いた範囲では、一昨年になりますか、1名の方が長期入院されて治療されているというような実態も聞いております。

それから、あと、心の問題の健康の部分ですけど、これにつきましては札幌の共済組合の中に、心の相談室を設けております。その中で、心の悩み、さらには精神的な部分についての相談窓口があります。そういったところに個人が申し込みをしながら専門的なケアを受ける体制というものがなされているところであります。

最後になりますけれど、奨学資金の関係でござす。

奨学資金につきましては、私どもが奨学資金に対しましては、所得対比、言ってみれば生活保護対比1.5を基準として認定するかしないかというようなことで、認定を進めてきております。

それ1.5を超えるものについては、ある程度所得的にはあるというようなことで、認定されないというようなケースがありますけれど、1.5倍以内というようなことであれば、全員認定しているという状況にあります。

一月7,000円という金額でござす。これにつきましては、公立高校の授業料等を勘案しながら、この金額を決めておまして、当分、平成12年からこの7,000円というような金額でできております。

公立高校の授業料がさほど上がっていないというようなことから、今までずっと7,000円の現状できているということでもあります。以上であります。

○委員長（乾 邦広） 佐々木委員。

○12番（佐々木芳男） ほぼ理解をいたしました。

ただ一つ、奨学生の問題、幕別2万5,000人いるわけですが、人口が。その中で25名の奨学生、少ないという感じをするわけですが、他に希望があったのかなかったのか。例えば、15年度に、溢れた子がいなかったのか。もしいたとしたら、その子に対してどうだったのか。おそらく家庭が苦しくて申し込んでくるだろうと思えます。

そういったことについて、どういうふうには押さえておられるか。今後の見通し等も考えて25名が定員なのか。それとも、前回までは25名しか来なかったから25名認定したのだというふうには押さえるのか、そこら辺で大分違うと思うのですが、その辺、ひとつお願いしたいなというふうに思います。

○委員長（乾 邦広） 学校教育課長。

○学校教育課長（飛田 栄） ご質問のこの25名という枠組みは持っておりません。

先ほど言いましたように、1.5倍、生活保護対比、所得状況等々がそれ以内というような状況であれば、この人数に問われることなく支給をしていきたいというふうには考えております。

○委員長（乾 邦広） ほかにございませんか。

野原委員。

○3番（野原恵子） 今、奨学資金交付金のごとで佐々木委員質問されたのですが、年度途中で経済状況が変わりまして、今、おっしゃられました生保基準の1.5倍未満の方の家庭の場合には、年度途中でその対象になるのかどうか、その点お聞きしたいと。

実は、相談にきましたら、年度途中からは受け付けられないということを知ったのですが、状況が変わったときには受け付けてもらえるのかどうか。その辺、もう1回お聞きします。

○委員長（乾 邦広） 学校教育課長。

○学校教育課長（飛田 栄） 生活保護対比所得というものにつきましては、前年度所得に対して、一応判断させていただきます。

しかし、年度途中におきまして、世帯の中で、いってみれば所得の中心になる方が急遽大きな病院で入院される。さらには、社会情勢の中で会社が倒産、さらにはリストラ、そういう緊急的な状況が発生した場合には、その理由等を私どもの方で確認させていただいて、認定するかしないか、また、委員会の方に諮りまして、認定をいただくというようなことで対応しているところであります。

○委員長（乾 邦広） 野原委員。

○3番（野原恵子） ということは、申請は受け付けてもらえるということですね。

はい、わかりました。

○委員長（乾 邦広） ほかにございませんか。

牧野委員。

○4番（牧野茂敏） 319ページの19節の6番、家庭教育学級の運営費補助金なのですが、これは町内で家庭教育学級というのは、今、どれぐらいの数やっていますでしょうか。

それと、内容についてお教えいただきたいと思います。

それと、もう一つなのですが、325ページの7節の細節の6番、学童保育所の指導員の賃金なのですが、先ほど、日数と生徒の数は教えていただいたのですが、指導員の、トータルでいいのですが、数がどれぐらいなのか。

それと後、これは土日祝日は休みになっているのでしょうか。

この辺について、ちょっとお願いいたしたいと思います。

○委員長（乾 邦広） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（長谷 繁） まず、家庭教育学級なのですが、本来は、町内の全ての小学校、中学校に一学級ずつということなのですが、15年度は、小学校、中学校それぞれ1校ずつ開設をされておりました。そういったことで、2校が抜けてまいります。ですから、11校になりますか。

それから内容なのですが、これはそれぞれいろいろな工夫をいただいています。

例えば、食育といった観点で、子供たちにどういったものを、普段の食事をということで、料理教室を開かれるところもありますし、それから、外部から講師の方を呼ばれて、学校単位の講演会をされるところもございます。それは取り組みは、各校あるいは年度によってさまざまなことが行われております。

それから、学童なのですが、指導員は毎年若干変動してまいります。というのは、通所児童の数にもよりますので、これは固定ということではございません。

それで、現在の人数ということで、指導員の数を申し上げます。全部で学童4カ所ありまして、2カ所が2名ずつです。それから、もう2カ所が3名体制でございます。

それと、日曜日は閉めておりますが、土曜日は施設開放ということで開所をしております。以上です。

○委員長（乾 邦広） 牧野委員。

○4番(牧野茂敏) 家庭教育学級、これ従来からずっと行われていたわけですが、これは55万円という金額は、おそらくほとんど講師代というような感じで支払われていると思うのですが、学校における教育学級ということだと思えるのですが、すべての学校でやっていただけるのが一番ベターかなと思っております。

それともう一つ、学童保育なのですが、今、町内の共稼ぎが非常に多いわけですから、日曜日でも二人で稼いでいるというようなご家庭、結構あると思います。

それで、できれば日曜日もやっていただくと大変助かるというお話もございますので、ひとつできることであれば、日曜日も子供さんを預かれるような、そんなことができないかなと、そんなふうに思うのですが、その辺のことについてどうでしょうか。

○委員長(乾 邦広) 生涯学習課長。

○生涯学習課長(長谷 繁) 家庭教育学級の件は、また学校と相談いたしまして、学校といたしますか親御さんですね。学校を通じてやっていきたいと思っております。

それから、学童の件なのですが、答えにはっきりも申し上げまして、窮してしまうところがあるのです。というのは、元々学童というのが、留守家庭に代わって児童を保育するというのももちろん目的にしているのですが、どういったらいいでしょう、一つには、公の方で子供をいつでもずっとお預かりしますというのが、ある面理想は理想ではあるのですが、子供たちが家庭で親と過ごす。こちら辺もやっぱり一方であるかと思えます。

それで、また別な観点から言いますと、近ごろ大人が働いている時間とか曜日というのはまちまちでございまして。そうなりますと、1日の時間でありましてか曜日とかを、すべてカバーするということが、やっぱり事実上難しいのかなという面も一方でございまして。

そういったことがあるのですが、例えば、今までは夕方5時で閉所をしておりました。これは5時まで仕事をされた方が迎えに来られないとかということがありまして、1時間閉所時間を延長しております。

まずはこういったことでやれるところはやっておりますが、無制限に、ちょっと言葉選ばずに申しわけないのですが、要望があるからすべての曜日、あるいは今の閉所時間をさらに後ろへ延ばしていくということは、躊躇するものがございまして。以上です。

○委員長(乾 邦広) 牧野委員。

○4番(牧野茂敏) 今、一方ではそういう話なのですが、一方では預かっていただければ子供も生めるのになど、そんな話もあるということ。心にとめておいてください。

○委員長(乾 邦広) この際、14時15分まで休憩いたします。

(13:59 休憩)

(14:15 再開)

○委員長(乾 邦広) 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑をお受けいたします。

中橋委員。

○2番(中橋友子) 303ページ、2目教育振興費。14節使用料及び賃借料、5教育用コンピュータ借上料、これは、平成15年度の当初予算のとき、また、14年度の決算の段階で、借上料が非常に高いということで、改善を求めてまいりました。

それで、当初予算の段階で、改善に向けて取り組まれるということでありましたので、その取り組まれた内容についてお尋ねしたいということと、それから、5年間で借り上げられるという前委員会での説明でありましたので、今回は、この平成15年度で新たに借り上げたコンピュータの台数と、それからその価格、これを示してください。

○委員長(乾 邦広) 学校教育課長。

○学校教育課長(飛田 栄) 教育用のコンピュータの借上料の関係でございまして。

まず1点目の16年度の当初予算の考え方につきましてでありますけれども、今年度につきましては、今まで民間の会社による借り上げをしておりましたけれども、今回、16年度からは、備荒資金を借り入

れしながら、低利率の金利の中で、機器類についても備品として一括買い上げ方式をとって契約してきたいと。なお、業者等につきましては、指名競争入札の方法をとりながら、経費節減に努めていきたいというふうに考えております。

平成15年度の借り上げ分につきましては、平成10年に入れました糠内小学校、古舞小学校、明倫小学校の、まずは18台。さらには駒島小学校、途別小学校の6台ずつの12台。さらには白人小学校の23台、北小学校の22台、それから幕別小学校の42台。これらが平成15年のかかわる借り上げ分が、1,333万4,000円というような状況になっております。

それで、15年度につきましては、幕別小学校さんの分が、約半年分の期間が15年の借り上げにかかわっております。その価格状況につきましては、コンピュータ1台当たりの価格につきましては14万円程度、児童用のパソコン機器にかかわる本体分としては14万円で導入してございまして、そのほか、それにかかわる備品類等々が含まれております。以上です。

○委員長（乾 邦広） 中橋委員。

○2番（中橋友子） 確か前回聞いたときには、1台17万円ぐらいにつくということでありましたから、かなり改善をなされたのではないかというふうに思います。

もうちょっと具体的に、その一括の、今までの借り上げから、備荒資金を使つての買い取りになるのでしょうか。それで、どのぐらいこれまでの借り上げと1台当たり差がでたのかということと、それから指名競争入札によって、1台当たりどのぐらいの改善が金額的に図られたのか。この2点伺います。

○委員長（乾 邦広） 学校教育課長。

○学校教育課長（飛田 栄） まず、最初に入札によります行為によつての価格の部分でございすけれど、これにつきましては、平成13年度に比較しまして約2万円程度が安く、経費節減の中で、導入できております。

それから、16年度、今年度より備荒資金等々活用しながら導入一括買い取りだとかという方法で、今年度導入していく予定しておりますけれど、まず利率の面につきましては、総体の価格、1,500万円程度見込んだ場合で、約100万円程度、1台当たりで換算しますと2万5,000円程度の、利息分だけでそれだけ減ると。あと、一括導入、買い取りということになりますと、これにつきましては、今後、入札行為をやってみないと、詳しい数字等は今の段階でちょっと申し上げられませんが、その効果は大きなものがあるのではないかというふうには考えております。

○委員長（乾 邦広） 中橋委員。

○2番（中橋友子） 2年間にわたつての改善の取り組みであつたのではないかと思うのですが、今、数字でお知らせしていただいただけでも、1台当たりの、借り上げの場合の2万5,000円と、それから指名競争で約2万円、4万5,000円の改善が図られたというふうに受け止めます。

さらに、同時に設備にかかわること、あるいはソフトにかかわること。これもいずれも高額についているということですので、この点について、取り組まれたことがありましたらお答えをいただきたいと思つています。以上です。

○委員長（乾 邦広） 学校教育課長。

○学校教育課長（飛田 栄） コンピュータ機器を入れるに当たりまして、附属する備品類等、それからソフト類等々が、今後、更新時発生してまいります。今後の機器類の更新等に合わせましては、今入れている備品類につきましては、使えるものは活用していきまして、さらには学校側からの要望等々も聞き受けながら、委員会としてもそれを厳選した中で、経費節減に努めていきたい。

さらには、ソフト類につきましても、これにつきましてもそれぞれ学校で活用するソフト類、いろいろあります。それらにつきましても、必要最小限、言つてみれば学校の理解をいただきながら、必要最小限の中で厳選し、ソフトの導入にも図りながら、経費節減的な部分が図れるものは図つていきたいというふうには考えております。以上です。

○委員長（乾 邦広） ほかにございせんか。

前川雅志委員。

○10番（前川雅志） 314ページ、5項、1目、9節、細節3特別旅費について、お伺いしたいと思います。

中学生、高校生海外研修事業ということだと思っておりますが、この事業に対しましては、私も中学生、高校生が早い時期に海外などに行って、さまざまな経験、体験をすることによって、それらの子供たちがすばらしい体験できると思っていますので、そういった意味では理解をしているところではありますが、職員研修のところ、職員の海外研修は、SARS、テロなどの理由から凍結されたとありましたが、ここでは、児童、保護者含めて、そういった議論がなかったのかどうか確認をさせていただきたいと思っております。

もう1点ですが、これらに参加された中学生、高校生が、目的としまして、将来国際社会に貢献できる人材育成とありますので、そういった子供たちが参加して、それからどういうふうになっているかという追跡調査などのようなことをしているのかどうか、お伺いしたいと思います。

○委員長（乾 邦広） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（長谷 繁） まず、派遣するに当たっての安全対策ということでは、この間、SARSですとか、あと、最近ではテロのことだとか、さまざまなことがありました。

そういったいろんな安全面を考えて、あるときはアメリカから、今までアメリカへ行っていたのを行き先を変えてみるだとか、さまざまな安全策をとってまいっております。

実は、去年の派遣も、直前まで、実は特にテロのことなのですが、現地の安全だとかは代理店を通じまして、逐一連絡をとってやってきております。それともちろん親御さんとも、今はこういう現地からの情報ですと。そういったことで、十分コミュニケーションは図った上で実施をしております。

それから、もう1点が、子供たちの追跡調査ということなのですが、定量調査、例えば、何が何パーセントというような、そういう定量調査では行っておりませんが、折に触れ、中学校の先生から、行った子をその後どうでしょうかとか、そういったことから、子供たちがどう変わっていったか、学校の中でリーダーシップの面ではこんなふうになりましたとか、あるいは個人的には、行ったことによっていろんな自信を得て、それが部活でのリーダーシップに繁栄していつているだとか、そういったことは、プラス面はたくさん伺っております。以上です。

○委員長（乾 邦広） ほかにございませんか。

永井委員。

○17番（永井繁樹） 321ページ、3目保健体育費の11節の需用費の細節40修繕料、これにつきましては、町民プールにおける修繕の実態について、まず、ご説明をいただきたいと思っております。

それから、337ページ、8目スポーツセンター管理費、11需用費の細節40の修繕料でございますが、これと合わせまして、343ページの武道館管理費、11需用費の細節40の修繕料、これは兼ね合いがあるものですから合わせてお聞きしますが、ここの修繕料の実態ですね。どういう形の修繕料が発生したのか。まず、そこからお伺いいたします。

○委員長（乾 邦広） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（長谷 繁） 体育施設の修繕費なのですが、大小取り混ぜると、20年も経っておりますので、体育施設も相当あちこち順々に弱ってきております。

それで、特に金額の張るものということでお答えいたしますが、例えば、電気関係ですとか、それから屋根ですね。それから、一部は外壁もございました。

例えば、最近のことで言いますと、札内のスポセンの雨漏りがございました。これは、立ち上がっている屋根から、風向きによって、そこから吹き込んで壁伝いに、アリーナの方に水漏れがしていくということで、去年、その分は修繕をいたしております。

去年はそれがスポセン関係では一番大きかったかなと思っております。

それから、プールの方なのですが、一番最近のでは、幕別のプールの濾過器が一番大きな修繕でございました。

あと、その修繕ということで言いますと、特にプールの場合、幕別プールを除いては、丈夫なビニー

ルといいますか、そういった構造です。それがやっぱり経年劣化ですとか、あと、風雨の影響ですね。それで、順々取り替え更新というのが出てまいります。

それは、ほぼ定期的にやってくる修繕ということになります。

それと、今、一番懸案になっているのは、トレーニングセンターの雨漏りです。

これは今、3ケ年の実施計画に上げまして、そちらで協議をしている最中なのですが、トレーニングセンターの、言ってみれば雨樋みたいな感じで、屋上が陸屋根になっていまして、そこで受けた水が、凍結防止のために室内をその配水管が通っております、そこから雨漏りがひどくなっておりまして、その修繕ということ。これが今、懸案としては一番大きな修繕の案件です。

それから、武道館ですが、武道館は遠赤外線の暖房装置の修繕、これが15年度で行っております。

武道館に関しては、今のところ、その後は大きな修繕の案件は持ち上がっておりません。

○委員長（乾 邦広） 永井委員。

○17番（永井繁樹） 町民プールの方からお伺いしますが、先般も私はことについて質問をしておりますけれども、本町地区の町民プールについては、それほど大きな問題はないと思いますが、やはり札内地区の学校単位のプールですね。これについて、老朽化が進んでいる白人もございますから、こちら当たりで一つの方向性を考えていくべきだと思うのです。

それで、個別維持型にしていくのか、修繕をしながら。それか、統合型にしていくのか。もうそろそろ見えてこない、修繕費そのものがかなり高額になっていくだろうと思いますので、その当たり、これから予想される修繕費を含めて、方向性をお伺いいたします。

それと、トレセンとスポセンにおいてですが、ここは生涯学習の拠点施設という位置付けもございますから、今、雨漏りの話ができましたが、スポセンの武道館も雨漏りが何かひどいようなですね。

それで、全体的に年数が経って行って雨漏りということが非常に、私たちが見えても異常なぐらいな雨漏りですから、その辺の対応策ですね。例えば、ふるさと館の屋根を替えると1,000万円以上の経費がかかっていますから、その大型予算を設定しないとできないということであれば、やっぱり早急に年次計画をたてていただきたいということと、スポーツセンターの位置付けは、十勝管内の大きな大会が入ってきます。ですから、ある程度きちっとした対応しなければいけないということで、今、修繕費の見込みの中に、カーテンの修繕費が入っていませんね。あそこは全面2階の窓が電動カーテンになっているはずなのですが、やはり公式的な大会が入ったときは、日が入ると全くプレーに支障をきたすということで、多分その報告は受けているのだと思うのですが、多額なお金がかかるということでなかなか修理実施に至っていないということもございますので、そういったことも含めて、スポーツセンター、トレーニングセンター、武道館も含めて、今後、修繕計画をどのように持っているのか、その辺りをお聞きしたいと思います。

○委員長（乾 邦広） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（長谷 繁） まず、プールの件です。

統合ということなのですが、まだそこら辺の検討結論というのはこれからになります。というのは、今現在、これだけのプールがありまして、例えば、躯体構造ですとかそういったところで致命的なものというのはまだ出てきておりません。それで、そちらは従来通り、小破修繕含めて、それで何とか少しでも長くもたせていきたいと考えております。

それから、スポセンの雨漏りなのですが、雨漏りに関してはもう収まって治まっているということで報告も受けておりますし、現場も確認しております。

それから、カーテンの件ですが、新年度予算の要求の中でと考えているのですが、これも正式な見積もりで一体いかほどになるのか。多少の修理で直るものか、あるいはシステム全体がいつているのか。これで扱いも変わってくるかと思えます。

まずは当面、その開け閉めの手間のことがあります、ほとんどのインドアスポーツというのは、外光がかえって邪魔になるケースというのが多いかと思えます。そういったことで、手動で無理に開け閉めをするのではなくて、照明の電気料はかかりますが、閉めた状態で、当面しのいでおこうというふう

に考えております。

○委員長（乾 邦広） 永井委員。

○17番（永井繁樹） 大体わかりましたが、スポセンに関してのやっぱり管理の方針というのは、実際スポーツやられていないとわからない部分があるのですが、光が入ってはダメなのですね。ですから、手動でやった場合、現況ではなかなか今難しい状況にあるのですよ。そのカーテンそのものをきちっと整備しないとやっぱりだめだということで、これは一度きちっと、専門業者もおられるでしょうから、私たちは毎日使っていて見えますけども、相当問題が多いですから、これはもう少し慎重な検討をいただきたいというのと、ちょっと答弁の中で、このトレセンの雨漏りについては、どの程度の、相当ひどいのですよね。どの程度の修繕予算というのをこの年次計画でたてられていくのか。その辺りも含めて、今後における体育施設全体の修繕計画というのはどういうふうにお持ちですか。例えば、単費単費で消化していかなければいけない部分というのは確かにわかるのですが、それではやはり追いついていかないですから。

やはり、総体教育予算の中で、ある程度きちっとした数字を確保しながらいかないと、どんどん後手にまわっていくという現実が出てきますので、その辺り、方向性も含めて、最後にお聞きします。

○委員長（乾 邦広） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（長谷 繁） 農業者トレーニングセンターの雨漏りの件ですが、金額全くのまだ概算ではあります。というのは、ピンポイントで、どこから漏ってきているかというのが実は完全につかみきれないのですね。本当に文字通り水物でございまして、最初は風向きによって入ってきていたのですが、最近では、ある程度の雨量があると必ず漏るようになってしまいました。おおよそということで申し上げますと、ふるさと館の屋根の倍強はかかるかなと。ふるさとは1,000万円かかりましたので、その倍強はかかるのではないかなと。これはほぼ全面やった場合です。トレーニングセンター、アリーナの部分と、それと一つ下がった部分と、屋根二つそこはあるのですが、今申し上げた方はアリーナ部分です。

方向性は部長から。

○委員長（乾 邦広） 教育部長。

○教育部長（藤内和三） 今後の方向性などについてでありますけれども、永井委員ご指摘のように、教育委員会の施設だけではなくて、公共施設全般につきまして、いわゆる建設から施設の維持管理の時代に、私は入っているのかなと思っております。

そういう意味で、大きな問題だなと。

そこで、私ども教育委員会、学校施設も含めて、社会教育施設。こうした修繕につきまして、現状においてもある程度把握いたしておりますけれども、私どもとして、将来の修繕計画や何かもある程度つくっていかねばならないのかなと思っております。

それと、今後、こうした修繕や何かも含めた対応につきましては、町長部局とも十分協議をさせていただきながら、予算に繁榮させていただけるように、私どもとしても努力してまいりたいと思っております。以上でございます。

○委員長（乾 邦広） ほかにございませんか。

芳滝委員。

○芳滝委員。

○15番（芳滝 仁） 302ページ、小学校費、2目教育振興費、19節負担金補助及び交付金の7であります。開かれた学校づくり推進事業交付金。

これは中学校にもあるのでありますが、15年度で、最初14年度なかった事業だと確認しております。決算額少ないのでありますが、その内容と成果につきまして、ご報告いただきたいと思っております。

もう1点、322ページであります。保健体育費の15節工事請負費。明野ヶ丘スキー場リフト整備工事にかかわりまして、札内の白馬ヶ丘スキー場が閉鎖になりまして、近くの幼稚園、保育所の子供たちがする場所がないということで、それで、明野ヶ丘スキー場の方で受入体制がとれるのかどうか。そ

のような少し話がありましたものですから、それについての対応につきまして、お伺いしたいと思います。

○委員長（乾 邦広） 学校教育課長。

○学校教育課長（飛田 栄） 開かれた学校づくり支援モデル事業の関係でございます。

小学校 20 万円、中学校 20 万円あるわけなのですが、それぞれ小学校 2 校 10 万円ずつ、中学校 2 校 10 万円ずつというような交付の金額になっております。

この事業でございますけれど、小学校 2 校ですけれど、札内の北小学校でございます。この学校につきましては、教育実践教育公開ということで、地域に教育実践の部分を公開して見てもらう。さらには、学校行事で北小さんの場合、大きな事業として、北小祭りというようなものを行っております。そういった中に、地域の人方を入れ、入って協力をもらいながら、子供たちと一つの行事を行って、そういった保護者や地域住民、さらには学校児童が交流が深まりまして、学校の特色が表現される機会にもなります。

こういったことで、保護者、地域の信頼が得られて、学校と地域が融合した地域全体で子供たちの教育に取り組む体制というものが図られている。

次に、明倫小学校、ここについてはへき地の複式校でございます。学校五日制になって、土曜日、日曜日等々の休日の過ごし方について、なかなか町の方に出てきてというようなことにもならないという中で、地域の人材だとか環境等の協力をいただきながら、さらには教職員の協力も得て、土曜日学校五日制の一環として、休日の過ごし方を、土曜日等で行事を持ちながら、開かれた学校を目指しているところです。

あと、中学校につきましては、幕別中学校と糠内中学校がありますけれど、幕別中学校につきましては、学校の空きスペースを地域の方に開放いたしまして、生徒と地域の住民との交流を深める。さらには、糠内中学校につきましては、選択教科の中でゴルフを取り入れていると。それで、簡易的なゴルフの練習場をグラウンドにつくりまして、そこに地域の人々の協力、さらには先生方の協力の中で、学校五日制、さらにはゴルフに関する道具、ボールだとかクラブだとかが学校に提供されて、そういった中で、人との深いつながり等の効果もあがっているというのが状況でございます。以上であります。

○委員長（乾 邦広） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（長谷 繁） スキー場の利用の件です。

平日が問題になってくるかと思えます。幕別のスキー場、平日は17時から21時までとなります。土日祝日は9時から21時まで、リフトも運行しております。幼稚園、保育所の場合は、おそらく平日の昼間ということになるかと思えます。ただし、保育所に関してはあまり影響はないのかなというふうに思っております。というのは、冬休み期間中というのは、9時から21時まで、これは開けておりますので、そこをご利用いただくことは可能かなと思っております。幼稚園が冬休み終わってから、幼稚園が始まってから利用されるようなケース、平日、本来ですと閉まっておりますので、そういったことを予め想定してございまして、小学校のスキー授業だとか、あるいは保育所・幼稚園、平日の昼間をお使いになる場合は、リフトの臨時運行も含めて、対応できるように準備をしております。以上です。

○委員長（乾 邦広） ほかにございませんか。

10 款教育費につきましては、ほかに質疑がないようでございますので、以上をもって終了させていただきます。

次に、11 款公債費、12 款職員費、13 款災害復旧費、14 款予備費に入らせていただきます。

11 款公債費、12 款職員費、13 款災害復旧費、14 款予備費の説明を一括して求めます。

総務部長。

○総務部長（新屋敷清志） 11 款公債費につきまして、ご説明申し上げます。

352 ページをご覧ください。

352 ページ、11 款公債費、1 項公債費、予算現額 25 億 3,709 万 9,000 円に対しまして、支出済額 25

億 3,488 万 4,027 円でございます。

1 目元金は、借り入れしました起債の償還元金でございます。

2 目利子は、借り入れした起債の償還利子と一時借入金の借入利息でございます。

なお、一時借入金につきましては、出納閉鎖期間まで延 12 件 22 億円の借入実行に係る利子でございます。

3 目公債諸費は、起債償還に係る支払い手数料でございます。

次に、354 ページをご覧ください。

354 ページ、12 款職員費につきまして、ご説明申し上げます。

12 款職員費、1 項職員給与費、予算現額 19 億 5,653 万 7,000 円に対しまして、支出済額 19 億 5,033 万 7,158 円でございます。

1 目職員給与費では、特別職を含め、212 人の一般会計から支弁する職員の人件費等で、給料、職員手当、共済費が主なものでございます。

365 ページ。7 節の賃金は、臨時職員のうち常雇職員に係る賃金。

19 節負担金補助及び交付金は、福祉協会への負担金でございます。

次に、358 ページをご覧ください。

358 ページ。13 款災害復旧費につきまして、ご説明いたします。

13 款災害復旧費、1 項農林災害復旧費、予算現額 1,308 万 7,000 円に対しまして、支出済額 1,283 万 8,575 円でございます。

1 目補助災害復旧費は、平成 14 年の 10 月 2 日の台風 21 号による大雨で被災した中里地区の排水路 81 メートルを施工したものであります。

2 目単独災害復旧費、本目につきましては、平成 15 年 8 月 9 日から 10 日にかけての台風 10 号による災害に係るもので、補助採択にならない部分の災害復旧費でございます。

14 節使用料及び賃借料につきましては、重機借上料でございまして、軍岡地区ほか 19 カ所、延長にいたしますと 4,745 メートルの排水路に堆積いたしました土砂の除去を実施しております。

15 節工事請負費につきましては、古舞地区ほか 5 地区、11 カ所の明渠排水路の災害復旧工事を実施しております。

2 項土木災害復旧費、予算現額 3,110 万円に対していまして、支出済額 3,093 万 6,283 円でございます。

土木課所管の災害復旧費で、8 月 9 日の台風 10 号と、9 月 26 日の十勝沖地震に係るものでございます。

1 目単独災害復旧費は、360 ページ。14 節使用料及び賃借料につきましてでございますが、側溝埋塞土砂の除去に係る重機借上料及び排水ポンプの借上料でございます。

15 節工事請負費の細節 1 は、途別大豊線など 12 カ所の災害復旧工事、細節 2 では、新川 12 線など 42 カ所の災害復旧工事を実施しております。

次に、3 項その他公共施設等災害復旧費、予算現額 3,409 万円に対しまして、支出済額 3,303 万 4,003 円でございます。

平成 15 年 9 月 26 日の十勝沖地震の災害復旧に係るものでございます。

1 目単独災害復旧費の 11 節需用費は、各施設の修繕に係るもので、被害の程度が比較的軽微なものでございます。

15 節の工事請負費は、細節 1 の庁舎から細節 9 その他の公共施設まで、各施設に係る災害復旧工事費でございます。

18 節備品購入費は、農業担い手センター備品の被害に伴うものでございます。

次に、362 ページをご覧ください。

362 ページ。14 款予備費につきまして、ご説明いたします。

14 款予備費、1 項予備費、予算現額 292 万 3,000 円に対しまして、支出はございません。

以上で、11 款公債費、12 款職員費、13 款災害復旧費及び 14 款予備費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○委員長（乾 邦広） 説明が終わりましたので、一括して質疑をお受けいたします。

中橋委員。

○2 番（中橋友子） 355ページ。いつもお尋ねするのですが、1 目の職員給与費の（3）職員手当の11、時間外についてお尋ねをいたします。

平成15年度の当初予算に当たりまして、時間外手当の大幅に時間外にならないような改善に取り組みられてきたかと思いますが、平成14年度の決算から比較いたしますと、1,600万ほど増額になっています。

それで、配分制あるいは大係制などという改善提案もされておりましたが、それがどのように実際には実施されたのか。

あと、必ずこういう時間外の中で示されるのは、特別な災害であるとか、あるいは事業で新たな事業が始まったとか、いろんなことが挙げられます。そういうことがかかわっていたのかどうか。それと、この時間外の一人当たり最高の時間と、平均してどこの部署が時間外が多いのか伺います。

○委員長（乾 邦広） 総務課長。

○総務課長（菅 好弘） まず、時間外でございますけれども、総額からご説明申し上げたいというふうに思います。

平成15年ですけども、一般会計から特別会計合わせまして時間外につきましては9,051万7,452円という金額になっております。この中で特殊要素、これを挙げますと、まず選挙が3回ございまして、この選挙に係る時間外というのが2,165万3,860円、それから、災害が私どもの方で押さえているのは三つというふうに押さえております。一つが地震、一つが台風、そしてもう一つが大雪と、この三つの部分で係ります災害の時間外、これが333万1,325円です。

それから、会計検査等がございまして、これに係ります時間外、これが175万4,285円と。これが諸々特殊要素として挙げます部分を合計いたしますと、2,673万9,470円と。総額からこの特殊要素を引きました時間数、これが通常業務における時間外というふうに私たち押さえておりますけども、これが6,377万7,982円というようなことになっております。

給与費全体での私ども7%という一定の枠を設けておりますけども、これに対しまして、6.65%というようなことで、全体的には、金額的にも昨年を下回る数字で収まったのかなというふうに考えております。

次に、一人当たりの時間数ということになりますけども、総時間数を平均いたしますと、162時間ということになります。平成14年が158時間でしたので、一人当たりの時間数に直しますと、若干時間数的には増えているというようなことになります。

次に、係平均といたしまして多かったところ、これは昨年は経済部の農業振興担当ということで、農業振興公社の方の職員に係ります時間外、これが一番大きかったと。時間数にいたしまして、646時間というようなことであります。個人的には、一番多かったのが732時間というようなことですので、昨年一番多かったところが1,140時間ということでしたから、かなり改善されたのかなというふうに考えております。

総体的に、配分制の効果がどのように表れたのかということでございますと、時間数で申しますと、若干、平成15年は延びております。全体の時間数。

しかし、金額的には、逆に前年を下回っているというようなことは、私どもの方で感ずるところは、やはり、課の中で、係の中で、一人に係る負担を全体の中で仕事を配分して、うまくやられたのではないかなというふうに、私どもとしては考えておまして、そういった形でいきますと、配分制を設けたことによる効果、すなわち、課の中の仕事をお互いに協力し合うと、連携というのが図られてきた要因ではないかなというふうに考えているところであります。以上です。

○委員長（乾 邦広） 中橋委員。

○2番（中橋友子） まず、この全体として、特殊な要素を除いては平成14年を若干下回ったということですが、大きい目でみれば、平成14年も特殊要素があったと思いますので、かわらない状況かなというふうに、横ばいかなというふうに押さえます。

それで、係の中で、農業振興関係が多かったということですが、これは特殊事情。こちらの災害や何かも全部含めた過程の中で比較すると農業振興、含めた上で農業振興が多かったということでしょうか。それはお答えください。

それで、私は時間外については、これまで恒常的になっているのと、一人当たり職員でかなり長時間になっていることを問題としてきました。それは、とりわけこの間、健康を害する職員が多かったということも含めて、やっぱり正しい形ではないと。正常な働く状況ではないということで、問題として取り上げてきていたのですよね。

その点では、今回は平均化されてきてまして、課長がお答えになったように、取り組んだ効果、配分制の効果があったのではないかという風に思います。ただ、配分制そのものも、金銭的な抑制につながったとしても、配分であるから、実態として手当には結びつかないような仕事の実態はないのかどうかということと、それから、やはりこういう特殊なことを除いても、6,000万円に上る残業というのは、やはり大きいことだと思うのですよね。

職員の削減も退職者を補充しないという形で、人件費を抑えているということには取り組んでこられてきていますが、こういったところで、依然横ばいの状況が続いていくということは、やっぱり一考を要することではないかと思いますが、どうでしょうか。

○委員長（乾 邦広） 総務課長。

○総務課長（菅 好弘） まず、多かったと言われます農業振興担当ですね。ここは、平成14年の後半に立ち上げが行われまして、15年にはデータを入力するというようなことで、データ整備に係る時間が多かったというふうに聞いておりますので、このような形が出たのだらうというふうに思います。

もう1点、時間外に結びつかないような効果というようなことでございますけども、やはり仕事を一つの課の中で、係の中でこなしていくというようなことによって、時間外に結びつかないものというのは、目に見えない形でありますけども、多く考えられるのではないかなというふうには思うところです。

それから、手当につながるサービス残業ですね。これも昨年ご質問いただきましたけども、私どもの方としては、こういったサービス残業的なものというのではないというふうに、ヒアリングなどを行う中でも、やはり適正に時間外をかけてやらなければならない仕事であれば、時間外をきちっと請求するべきだというようなことのお話をいたしまして、例えば、自宅に持ち帰るだとか、または時間外をしても出さないとか。そのような形は好ましくないということで、ヒアリングの中で、各管理職とも話をしておりますので、そういったことはないものというふうに考えております。

○委員長（乾 邦広） 西尾助役。

○助役（西尾 治） 先ほど時間外の内容を説明させていただいたときに、特殊要素については、例年同じでないかというようなお話を委員の方から賜りましたけども、確かに、災害ですとか、会計検査対応なんかのお話をされますと、確かに、これは単年度だけのことでなくて、例年そのような対応がございます。

たまたま去年、大きな選挙が三つございまして、それだけで2,100万円と。これは全く平年ベースから言いますと、前の年は農業委員会の選挙が一つございましたけれども、時間外の規模からいいますと、かなり小さなものでございますので、単純に比較しましても、2,000万円近くの金額については、平年ベースよりも増えているということをご理解いただければなというふうに思っております。

それと、総体的に時間外が、今、言われている恒常的にというお話でございまして、平成15年から合併協議にかかわります任意協議会の立ち上げ、さらには今年度に入りまして、法定協議会、実質は昨年12月からかかわってございます。

確かに、去年辺りから、日常的な業務のほかに、それぞれ3町村での事業の調整等、分科会、あるいは専門部会をかなりの頻度で開催をさせていただいておりますので、確かに通年とは違うような状況が、各係にはあるのかなど。日常的な本人たちの業務のほかに、合併にかかわる協議というはかなりの部分、また、時間を割くような状況が出てまいっておりますので、それを恒常的というふうに捉えられるとつらい部分があるのですが、そういう意味では、15年、16年度については、過去のベースとは若干違う、総体として仕事の量が増えていると。

これを何らかの形で解消する、単に職員数を増やすことで解消できるのかということ、そういうふうにもつながらないだろうと。ご指摘のありますように、時間外は極力少ない方がいいということは、一方ではございますが、現状としてはそういう事情もありまして、なかなか単に職員数だけでは対応しきれない現実の実態もあることもご理解をいただきたいなというふうに思っております。

極力、ご指摘ございますように、恒常的にならないように工夫を重ね、私たちとしてはいろんな取り組みを、今進めてきている最中でございますので、年々、そういう方向には近づきつつあるというふうに考えております。

ただ、一方では、今、これだけ厳しい財政状況の中にあって、単純に、先ほどの嘱託職員のご質問等もございましたように、必ずしも正規の職員をどんどん雇って、補充していけるのかどうなのか。現実的には、平成8年251人から、今、228人、かなり的人数、正職員については削減をしながら、いろんなお手伝いをいただきながら、現実的には経費の削減に努めなければならない一面もあることも、一方ではご理解をいただきたいなど。これを、その通り進めていけば、これだけ厳しい財政状況の中にあって、一番肝心な町民へのサービスがかなりの部分削減をしなければならないという一面もありますので、その辺をトータルで考えて、一方ではご理解を賜りたいなど。

ただ、このことが、極力私どもとしても削減できるように、さらに努力は続けていきたいというふうに考えてございます。

○委員長（乾 邦広） そのほかに質疑ございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（乾 邦広） 11款公債費、12款職員費、13款災害復旧費、14款予備費につきましては、ほかに質疑がないようでございますので、以上をもって終了させていただきます。

審査の途中でございますけれども、この際、15時15分まで休憩いたします。

（15：04 休憩）

（15：16 再開）

○委員長（乾 邦広） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、一般会計歳入に入らせていただきます。

歳入の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（新屋敷清志） 19ページをご覧いただきたいと思います。

歳入でございます。

1款町税、1項町民税、調定額11億5,443万2,399円に対しまして、収入済額10億8,236万7,491円でございます。

不納欠損額につきましては、102件で293万6,095円、収納未済額は6,912万8,813円でございます。収納率にいたしまして、93.76%で、前年度と比較しますと1.9ポイントの増でございます。

1目の個人でございますが、現年課税分の調定額は9億2,954万1,536円で、前年度比1億1,333万1,280円の増となっております。

増の要因でございますが、給与所得は減少傾向にあるものの、農業所得の大幅な増によるものでございます。

2目法人でございますが、現年課税分の調定額は1億5,061万2,300円で、前年度に比較して485万2,600円の減となっております。

減の主な要因でございますが、法人数は前年度より4社減となったこと。さらには長引く景気の低迷によりまして、全般的に所得が減少したことなどによるものでございます。

なお、町民税の現年課税分のみでの収納実績を申し上げますと、個人の収納率では99.04%で、前年度比0.94ポイントの増、また、法人につきましても、収納率99.37%で前年比0.08ポイントの増となっております。

2項固定資産税、調定額11億8,115万7,683円に対しまして、収入済額9億9,245万3,981円でございます。

不納欠損額が69件で957万7,450円、収納未済額は1億7,912万6,252円でございます。収納率にいたしまして84.02%、前年比0.9ポイントの減でございます。

1目の固定資産税は、現年課税分の調定額では9億9,361万500円で、前年より2,782万9,800円の減となっております。

減の主な要因としましては、3年の一度の評価替えの年でありまして、既存家屋の評価額が下がったことなどによるものでございます。

なお、現年課税分のみでの収納率を申し上げますと、96.91%で、前年対比0.39ポイントの増となっております。

21ページになります。2目国有資産等所在市町村交付金は、調定額、収入済額とも同額の1,532万300円で、前年対比194万7,300円の減となっております。

この交付金は、道営住宅、幕別高校用地などに係る固定資産税相当分が、国や道から交付されるものでございます。

3項軽自動車税、調定額3,764万9,400円に対しまして、収入済額3,467万6,600円、不納欠損額は39件分で15万4,800円、収納未済額は281万8,000円でございます。

現年課税分の調定額で、前年対比214万6,100円の増。増の要因としましては、軽四輪のうち、乗用が前年度と比較しまして272台増加したことなどによるものでございます。

なお、現年課税分の収納率は96.96%で、前年比0.38ポイント増となっております。

4項町だばこ税、調定額1億5,870万6,349円に対しまして、収入済額も同額でございます。

前年比、調定額で335万4,106円の増でございますが、喫煙率の低下から、本数では前年比約90万4,000本の減ということになっておりますけれども、平成15年7月からの税率の改正によりまして、収納は増加しております。

5項入湯税、調定額1,060万7,770万円に対しまして、収入済額も同額でございます。

前年対比では131万3,740円の減でございますけれども、減の要因は、宿泊利用客が約8,000人の減少、日帰り客が約1,000人減少したことなどによるものであります。

23ページ。6項特別土地保有税、調定額665万5,590円に対しまして、収入済額4万8,200円でございます。

不納欠損額は16件で112万6,130円、収入未済額は548万1,260円でございます。収納率は0.72%となっておりますが、この特別保有税につきましても、平成15年度の税制改正によりまして、新たな課税を行わなくなったことから、現年課税分の調定額は0円ということになっております。

なお、滞納繰越分につきましても、大半が道外の方ということもありまして、収納に苦慮している状況でございますが、これらのほとんどの物件につきましても、差し押さえ、参加差し押さえをしておりますけれども、資産価値等の関係から費用対効果を考えますと、競売手続きに踏み切れないのが現状となっております。

なお、不納欠損の16件につきましても、時効に伴うものであります。

次に、25ページをご覧ください。

2款地方譲与税、1項自動車重量譲与税、調定額2億2,010万5,000円に対しまして、収入済額も同額でございます。

前年度対比、金額で4,876万4,000円の増、率で28.5%の増でございます。

2項地方道路譲与税、調定額7,555万円に対しまして、収入済額も同額でございます。前年度対比、金額にして3,201万3,000円の減、率で29.8%の減でございます。

27ページ。3款利子割交付金、1項利子割交付金、調定額2,026円に対しまして、同額の収入済額でございます。前年度対比、金額にして955万7,000円の減、率で32.1%の減でございます。

29ページ。4款地方消費税交付金、1項地方消費税交付金、調定額2億828万7,000円に対しまして、収入済額も同額でございます。前年度対比、金額にして2,002万8,000円の増、率で10.6%の増でございます。

平成9年度の地方消費税創設によりまして、1%の地方消費税の2分の1を市町村の人口規模、住居者数等を基準に交付されるものでございます。

31ページ。5款ゴルフ場利用税交付金、1項ゴルフ場利用税交付金、調定額3,856万5,352円に対しまして、収入済額も同額でございます。前年度対比、金額にして317万6,880円の減、率で7.6%の減でございます。

札内川河川敷利用者数につきましては、3万7,959人で、4,175人の増ということになっておりますが、国際ゴルフ場利用者数が年間4万6,318人で、こちらは1,594人の減となったこと。さらには、平成15年度税制改正がありまして、身障者及び70歳以上の高齢者、それから学生のクラブ活動などについては、課税免除になったことなどに伴いまして減ということになっております。

33ページ。6款自動車取得税交付金、1項自動車取得税交付金、調定額9,717万8,000円に対しまして、収入済額も同額でございます。前年度対比、金額にして574万3,000円の増、率で6.3%の増でございます。

35ページ。7款国有提供施設等所在市町村助成交付金、1項国有提供施設等所在市町村助成交付金、調定額20万円に対しまして、収入額も同額でございます。前年度も同額でございます。

37ページ。8款地方特例交付金、1項地方特例交付金、調定額8,250万2,000円に対しまして、収入済額も同額でございます。前年度対比、金額にして116万7,000円の増、率で1.4%の増でございます。

これは平成11年度の税制改正による恒久的な減税に伴いまして、地方税の減収分の一部が補てんされているものでございます。

39ページ。9款地方交付税、1項地方交付税、調定額53億1,867万3,000円に対しまして、収入済額も同額でございます。前年度対比、金額にして3億5,190万5,000円の減、率で6.2%の減でございます。

41ページ。10款交通安全対策特別交付金、1項交通安全対策特別交付金、調定額650万4,000円に対しまして、収入済額も同額でございます。前年度対比53万4,000円の増、率で8.9%の増でございます。

43ページ。11款分担金及び負担金、1項分担金、調定額9,230万6,757円に対しまして、収入済額も同額でございます。農業基盤整備事業等に係る受益者分担金でございます。

2項負担金、調定額1億3,387万2,780円に対しまして、収入済額1億904万5,295円、不納欠損額352万2,820円、収入未済額2,130万4,660円でございます。

1目民生費負担金は、障害者及び老人福祉施設入所者の措置費並びに保育料でございます。

不納欠損は、障害者措置費及び老人福祉施設処置費がそれぞれ1件、保育料が19件でございます。

45ページ。12款使用料及び手数料、1項使用料、調定額2億411万7,334円に対しまして、収入済額1億8,777万7,614円、不納欠損額36万8,290円、収入未済額1,597万1,430円でございます。各種施設等の使用料でございます。不納欠損につきましては、次の47ページ、5目土木使用料の5節の中の公営住宅使用料で、4件でございます。

また、収入未済額は同じく公営住宅使用料、6目教育使用料の2節の中の幼稚園保育料及び50ページ細節3の学童保育所保育料などが収入未済額となっております。

49ページ。2項手数料、調定額1,818万5,777円に対しまして、収入済額も同額でございます。本項は、1目総務手数料の戸籍住民票や、諸証明に係る手数料。

2目民生手数料の居宅介護サービス計画等作成手数料及び52ページの4目土木手数料の建築確認申請手数料等が主なものでございます。

53ページ。13款国庫支出金、1項国庫負担金、調定額2億9,625万4,880円に対しまして、収入済額も同額でございます。主なものは、1目民生費負担金の国民健康保険基盤安定費、障害者保護費、保育所運営費、児童手当に係る負担金。

2目の衛生費負担金では、保健事業負担金。

3目の災害復旧費負担金は、地震による幕別小学校体育館の災害復旧に係る負担金などが主なものでございます。

55ページ。2項国庫補助金、調定額2億90万8,235円に対しまして、収入済額も同額でございます。主なものとしまして、1目民生費補助金では、障害者に係るサービス事業及び知的障害者に係る支援費の補助など。

2目の土木補助金は、道路整備事業、交通安全施設整備事業、公営住宅家賃対策、公営住宅建替事業などに係る補助。

3目の教育費補助金につきましては、小学校費及び中学校費の就学援助費や、57ページ、幼稚園の就園奨励費。

4節保健体育費は、明野ヶ丘スキー場リフト整備補助。

5節の社会教育費は、埋蔵文化財発掘調査などに係る国庫補助金が主なものでございます。

3項国庫委託金、調定額1,970万8,395円に対しまして、収入済額も同額でございます。

1目の総務費委託金では、外国人登録事務、2目の民生費委託金は年金事務や児童手当事務、3目農林業費委託金は国営土地改良事業など、国の委託事業に係る委託金でございます。

59ページ。14款道支出金、1項道負担金、調定額1億5,144万1,533円に対しまして、収入済額も同額でございます。

1目民生費負担金及び2目衛生費負担金については、先ほど国庫負担金で説明しました負担金と同様で、国と道でそれぞれ負担割合に基づく道の負担分ということになります。

3目農林業費負担金につきましては、次の61ページ。1節農業費負担金の農業委員会職員設置費に係る道負担金が主なものとなっております。

2項道補助金、調定額5億4,489万1,254円に対しまして、収入済額も同額でございます。

1目総務費補助金では、町営バス運行事業、2目民生費補助金は各種福祉事業及び介護予防等の事業で、64ページの細節25は介護保険関連サービス基盤整備事業で、幕別北及び千住西ふれあい交流館建設に係る補助。

2節の児童福祉費補助金では、へき地保育所設置事業、乳幼児医療費、子育て支援センターなどに係る補助金等補助金でございます。

3目労働費補助金は、緊急地域雇用事業に対する道補助金。

4目の農林業費補助金は、農林業関係事業に対する道補助金で、65ページの1節農業費補助金の細節6の農業生産総合対策事業だとか、細節9の耕畜連携・資源循環総合対策事業など。2節畜産業費は、細節5の食料・環境基盤緊急確立対策事業など。3節土地改良事業費は、細節1の道営土地改良事業及び2節と同じく食料・環境基盤緊急確立対策事業など。4節の林業費は、各種造林事業及び北の森づくり事業関係補助金が主なものとなっております。

5目教育費補助金は、次の67ページ。社会教育費補助金の放課後児童対策事業、埋蔵文化財発掘事業などに係る補助金でございます。

6目災害復旧費補助金は、台風により被害を受けた農業施設の災害復旧に係る補助金でございます。

3項道委託金、調定額1億872万274円に対しまして、収入済額も同額でございます。

1目総務費委託金では、2節徴税費委託金の道民税徴収事務、4節選挙費委託金の知事道議選挙、衆議院議員選挙等委託金が主なものとなっております。

69ページ。3目土木費委託金は、1節の細節1樋門管理業務委託金、2節の細節1一般道営住宅管理業務委託金、3節の細節1街路事業用地取得業務委託金などが主なものとなっております。

次に、73ページをご覧ください。

15款財産収入、1項財産運用収入、調定額2,018万2,868円に対しまして、収入済額2,016万4,868円、収入未済額1万8,000円でございます。

1目財産貸付収入は、土地及び建物の貸付収入でございます。

2目利子及び配当金は、各種基金等の利子収入でございます。

収入未済額は、教員住宅使用料分でございます。

75ページ。2項財産売却収入、調定額4,501万7,651円に対しまして、収入済額も同額でございます。

1目は除間伐材の売却収入及び土地の売却収入で、土地は消防札内支署用地の売却収入となっております。

2目は公社貸付牛譲渡代、肥育牛の売却などに係る収入。

3目は帯広国際カントリークラブの会員券売却に係る収入で、これで町所有の会員券はすべて売却を終了しております。

77ページ。16款寄付金、1項寄付金、調定額940万7,700円に対しまして、収入済額も同額でございます。

2目総務費寄付金の札内川ゴルフ場利用者からの河川緑化整備事業寄付金、福祉推進基金、図書整備基金への寄付金が主なものでございます。

79ページ。17款繰入金、1項基金繰入金、調定額8,069万6,400円に対しまして、収入済額も同額でございます。

1目減債基金繰入金は、財源対策債等の償還に充当するため、減債基金から繰入をし、各会計の公債費の支出に充てたものでございます。

2目財政調整基金繰入金は、当初予算編成時の財源不足により、財政調整基金の方から2億2,000万円を繰り入れたものでございますが、その後の財政運営の中で積み戻しができましたことから、全額を減額補正したものでございます。

3目河川緑化整備事業基金繰入金は、河川緑化事業実施のための基金からの繰り入れでございます。

4目酪農振興基金繰入金は、酪農ヘルパー事業退会者に対する積立金の返還分を基金から繰り入れたものでございます。

81ページ。18款繰越金、1項繰越金、調定額7,814万8,836円に対しまして、収入済額も同額でございます。前年度からの繰越金でございます。

83ページになります。

19款諸収入、1項延滞金・加算金及び過料、調定額226万9,275円に対しまして、収入済額も同額でございます。

2項町預金利子、調定額2万138円に対しまして、収入済額も同額でございます。

85ページ。3項貸付金元利収入、調定額5億236万3,543円に対しまして、収入済額も同額でございます。各種貸付金の返済による収入でございます。

87ページ。4項受託事業収入でございます。調定額8億7,023万6,948円に対しまして、収入済額も同額でございます。

主なものは、89ページ、2目の農林業費受託事業収入で、畜産基盤再編総合整備事業受託事業に係る収入でございます。

また、3目土木費受託事業収入は、札内南大通街路事業及び札内9号南通街路事業に係る北海道からの収入でございます。

5項雑入、調定額2億6,074万7,359円に対しまして、収入済額2億5,617万8,234円、収入未済額が456万9,125円でございます。

4目雑入は、91ページ、1節の職員給与費負担金から、93ページの6節の雑入まで、他の目に属さない収入でございます。

なお、収入未済額としましては、91ページの4節学校給食費に係るものでございます。

次に、97ページをご覧いただきたいと思います。

20款町債、1項町債、調定額12億5,380万円に対しまして、収入済額も同額でございます。

1目総務債から101ページ災害復旧債まで、各種事業に充当するための起債の借り入れでございます。

以上で、歳入の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○委員長（乾 邦広） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

杉山委員。

○11番（杉山晴夫） それでは、5、6点について、お伺いをいたしたいと思います。

20ページの1目、個人の細節1現年課税分、不納欠損額3万3,157円ございますが、現年度でありながらなぜ不納欠損になったのか、理由をお聞かせいただきたいと思います。

続いて2目法人、1節の現年課税分、94万6,900円の収入未済額がございますが、これは会社何社であって、このうちに本町の工事の指名業者は入っていないかどうかお伺いをいたしたいと思います。

次、22ページ、軽自動車税。現年分、滞納繰越分について併せてお伺いいたしますが、車を所有しているということであれば、前年にもお聞きしたところでございますが、それなりの担税力があると思うのですが、滞納するということはちょっと理解しがたいわけでございます。現年度分何件かちょっと総務部長のあれが早く聞き取れなかったのです。

それと、不納欠損額は39件というふうにお聞きしたように聞きますが、これは時効により不納欠損をしたのだと思いますが、時効消滅。中断の処置を講じられなかったのかどうかというふうを考えるわけでございますが、お聞かせをいただきたいと思います。

大変あって恐縮でございますけども、次、44ページです。

1目民生費負担金の2節の児童福祉費負担金、収入未済額が2,097万1,365円、非常に大きな額となっております。さらに、340万円の不納欠損を出しているわけですが、この未済額は何件で、最高滞納している方がいくらで、何カ月分滞納しているのか聞かせをいただきたいと思います。

次、48ページ。5土木使用料の住宅使用料、これも確か13年の決算でお伺いをしているはずですが、14年度よりは228万円ほど少なくなっておりますが、収入未済額がまだ1,400万円ばかりあります。これも最高納入されていない額はいくらで何件、収入未済額が何件か。さらに、何カ月滞納しているのかをお聞かせをいただきたいと思います。

それから、次、6目の教育使用料、2節の幼稚園使用料、これも昨年お聞きしたわけでございます。

幼稚園でありますから義務教育でないわけですが、現在入園中なのか卒園されたのかどうか、内容を少しお聞かせをいただきたいと思います。

次、50ページ。社会福祉教育使用料、収入未済額、一番上です。96万6,780円。これの内訳をお知らせいただきたいと思います。

次に、92ページ。4節の学校給食費、これも13年の決算であったかと思いますが、質問をしております。徴収方法に問題があるのでないか検討というふうに投げかけておきましたが、その後、内容を検討されたかどうか。現在、収めていない方は何件か、最高額はいくらか、収めていない月数はその方は何カ月分収めていないのか、お聞かせいただきたいと思います。以上です。

○委員長（乾 邦広） 税務課長。

○税務課長（久保雅昭） まず、最初に、個人の町民税、現年課税分にかかわる不納欠損3万3,157円。これにつきましては、この滞納者が死亡したということでありまして、この相続人が、裁判所において相続放棄の手続きをしたということで、これらについてはそういうことで不納欠損ということで処理をいたしております。

それから、次に、法人の現年課税分の収入未済額94万6,900円。これについては16件分でございます。この中に、指名業者は入っておりません。

それから、次に、軽自動車でありますけれども、軽自動車の滞納件数ですけれども、これにつきましては208件でございます。それから不納欠損につきましては、39件でありまして、すべて時効によるものでありますけれども、軽自動車を持ったまま居所がわからなくなっているといえますか、うちの方

で行き先をつかめないようなものがありまして、そういうものにかかわるものでございます。以上です。

○委員長（乾 邦広） 施設課長。

○施設課長（小野典昭） 公営住宅の歳入未済額でございますけども、人数につきましては 69 名、内訳につきましては、滞納最高額が 119 万円でございます。

最高月数にしますと、55 カ月となっております。

○委員長（乾 邦広） 町民課長。

○町民課長（熊谷直則） 保育所の関係でございますけども、44ページになります。

月数で申し上げますけども、162月でございます。最高で82万140円でございます。これは年額でございます。以上でございます。

○委員長（乾 邦広） 学校教育課長。

○学校教育課長（飛田 栄） 48 ページ、幼稚園使用料のご質問でございます。

これにつきましては、一番古い分が平成 12 年度分の繰越分でございます、現在は卒園して小学校の方にあがっております。

なお、一番古いのが平成 7 年から、いってみれば 12 年までの分の額でございます。以上です。

○委員長（乾 邦広） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（長谷 繁） 決算書50ページの社会教育使用料です。

これは、すべて細節の 3 の学童保育所の保育料に係るものです。

96万6,780円の内訳ですが、件数としては28件ございます。年度でいいますと、平成 4 年から15年度までということになります。それで、28件です。

それで、最高額なのですが、月数で申し上げますと16カ月分が最高になります。4,500円の16カ月分でございます。以上です。

○委員長（乾 邦広） 給食センター所長。

○給食センター所長（加藤光人） まず最初に、徴収の方法に問題がなかったかという問題でありますけども、当時お答えさせていただいたとおりでございますけども、一部学校の先生とも連携をとりまして、納入していただいたというケースもございます。

それで、15年度につきましては、現年分実件数保護者数にいたしまして八十数件。最高額が 3 万 8,000 円、過年度分にいたしまして、一人ですけども、最高額20万円の不納者がございます。以上でございます。

○委員長（乾 邦広） 杉山委員。

○11 番（杉山晴夫） 幼稚園はもう既に卒園しているというお話でございますけども、これはもう取れないのではないですか、卒園してしまったら。不納欠損にするのですか、最後は。

徴収の努力はしているのですか、どうですか。

○委員長（乾 邦広） 学校教育課長。

○学校教育課長（飛田 栄） 平成15年の過年度分の徴収につきましては、徴収額にして 3 万 1,000 円ほど徴収をさせていただいております。

なお、この徴収につきましては、町外に転居された方もおられます。さらには、ちょっと遠くの方に転居されている方もいる。

しかしながら、連絡の取れるところにつきましては、逐次連絡をとりながら、徴収に努めさせていただいているという状況であります。

○委員長（乾 邦広） 杉山委員。

○11 番（杉山晴夫） 学校給食費のことでございますけども、先ほど所長から、学校の先生と話し合ったというようなお話でございましたけども、その結果はどうなったのでしょうか。

○委員長（乾 邦広） 給食センター所長。

○給食センター所長（加藤光人） 実は 1 件だけなのでありますが、これは先生と保護者の方と連絡を

とっていただきまして、完納したという実例が1件ございました。以上です。

○委員長（乾 邦広） 杉山委員。

○11番（杉山晴夫） それでは、別に徴収の方法は考えていなかったということでございますね。今までどおり、納付書を送ってやっているということですね。

はい、わかりました。

○委員長（乾 邦広） 堀川委員。

○7番（堀川貴庸） 23ページ、6項の特別土地保有税について、質問をいたします。

平成15年度においては、収入済額4万8,200円とありますけれども、この特別土地保有税については、現在、説明ありましたとおり、課税は停止しているということでしたけれども、納付となりますと取得した日に遡って延滞税かかると思います。

その延滞税を含んでの税額かどうか、ちょっと確認させてください。

○委員長（乾 邦広） 税務課長。

○税務課長（久保雅昭） 特別土地保有税の関係でございますけれども、これは15年度から課税停止になったということで、14年以前にかかったものということなのですけれども、この4万8,200円につきましては、14年度課税分で滞納があったものということで、5件分であります。

このうち、今、ちょっと資料持ち合わせていないので正確にはちょっとわかりませんが、このうち1件については延滞金が発生していて、徴収したというふうに、確か記憶をしております。

延滞金の場合、計算上1,000円以下になれば、徴収ゼロという形になってしまいますので、確か1件だけあったというふうに記憶しております。

4万8,200円というのはあくまでも税額でありまして、この延滞金につきましては、84ページになりますけれども、こちらの方に延滞金の項目ありまして、こちらの方の中に入っているということになります。以上です。

○委員長（乾 邦広） 堀川委員。

○7番（堀川貴庸） はい、わかりました。

それでは、調定額滞納繰越分として、道外の方が多というご説明でしたけれども、やはり665万円ということで、かなりの金額上っていると思います。

その中で課税されている一番高い額。また、平成15年の3月31日を例えば基準とした場合、一番高い方にかかる延滞税はどのぐらいになるのか、教えていただきたいと思います。

○委員長（乾 邦広） 税務課長。

○税務課長（久保雅昭） 延滞金の場合につきましては、1カ月目までが4.1%、2カ月目以降になりますと14.6%。その計算をするような形になっております。

ですから、例えば今言われた金額をその計算に当てはめてちょっと計算してみないと、金額いづらかわかりませんが、そういうような計算の仕組みになっております。

1件当たり、この中で一番高いのは、200万円ぐらいであったというふうに記憶しております。

○委員長（乾 邦広） 堀川委員。

○7番（堀川貴庸） 最高額の方でも200万円ぐらいということで、今後、どういうふうに回収していくか。総務部長の説明ありましたとおり、差し押さえ、そして競売。こういう手続きにも非常に費用かかっていくだろうと。もしくは、評価額も非常に低いということですが、毎年毎年、徴収猶予制度であれば2年ごとにおそらく猶予の申請手続きをとられていると思うのです。

その中でも確認ができないのか。また、今後、その競売手続きなんか積極的に行って、こういう特別土地保有税も回収できないのか。その辺の考え方について、いかがでしょうか。

○委員長（乾 邦広） 税務課長。

○税務課長（久保雅昭） こちらに出ている665万5,590円。これが大半が差し押さえをされているという物件でありまして、差し押さえされているのが、参加差し押さえを含めた件数で71件、差し押さえをされております。

昨年もこの件について質問されましたけれども、債権額にして約540万円程度が差し押さえをされている金額というようなことになっております。

このまま、先ほど部長の説明にもありましたように、これはなかなか公売も難しいというような土地でありますので、このままいきますと、差し押さえをしたままですと、ずっと半永久的に滞納分として残ってしまうというような状況も考えられます。

私ども、このままこういうふうには放置しては、やっぱりまずいのかなという部分もありまして、昨年ご指摘をいただいた後に、もう一度差し押さえをされている分について精査をいたしまして、実際にもう既に居所不明であったり、会社が倒産していたり、そういう方も中にはいらっしゃるということが判明をいたしました。

そういう方について、このまま差し押さえをしても、まして、公売しても換価価値のないものでありますから、これについては、差し押さえを解除して、執行停止をかけるというようなことで、不納欠損をしていく以外にはないのではないかなということで、調査をしております。

そういうことで、今後も調査をしながら、こういう解消に努めていきたいというふうには思っているということであります。以上であります。

○委員長（乾 邦広） ほかにございませんか。

一般会計歳入につきましては、ほかに質疑がないようでございますので、以上をもって終了をさせていただきます。

次に、一般会計の歳入歳出にかかわります総括質問をお受けいたします。

坂本委員。

○14番（坂本 偉） それでは、総括に当たって1点だけご質問申し上げます。

ペイオフについて、お伺いいたします。

このことについては、ご存知と承知いたしますけど、銀行また信用金庫等が経営破綻したときには、預金を保護するための制度であります。

その中で、元本1,000万円と利子を補償するというところでございます。

そんな中で、2002年の3月までは、銀行の預金は全額補償されていたわけでございます。そんな中、2002年の4月に第1段階として、定期預金についてペイオフの解禁が実施されたわけでございます。

その中で、結果として、定期預金がペイオフ解禁の結果、経営が不安だと見られている銀行から預金が大量に流出し、財務体質などがより安全な高いと思われる銀行や郵便預金の方へ、大量な預金が流れたという結果がございまして。

その額は、1年間に実に200兆円以上に及んだということをお聞きしております。

そのために、2003年7月から実施されるはずでございました、第2段階の普通預金等についてのペイオフが2年間延長されたわけです。

そんな中、来年の2005年の4月から全面ペイオフが解禁されるということでございます。

そんな中で、預金者は安全志向が強いということで、とりあえず自分の預金は安全なところに避難をさせていこうという考えがございまして。

そんな中で、自治体に当たりましたも、今、基金があるわけでございますが、この基金を、来年ペイオフが解禁になった時点で、どのような方法で対応していかれるかということをお聞きしたいと思います。

そんな中で、聞くところによりますと、ペイオフが全面解禁になっても、当座預金については商売の決算に使われる預金ということで、決済性預金ということでありまして、利子がつかないで、これはペイオフの適用でないという、全額保護がなされているということも聞いております。

これは企業とか事業主の当座預金ということで、そういうことも含めながら、また、各銀行では、個人向けにペイオフ等解禁になりましたら、企業・事業向けと同じような決済性の預金を考えているということも聞いております。

そんな中で、町として、もし来年4月からペイオフが解禁された場合、どのような対応をしていくか、

今時点の中でお聞きしたいと思います。

○委員長（乾 邦広） 収入役。

○収入役（小野茂義） 来年4月1日からということで、今、委員のご指摘のとおりでございまして、基金については、基金管理者は町長ということでございまして、私も町長の指示を受けながら、これから慎重に取り組んでいきたなというふうに思っておりますけれども、決済性の預金、これは今ご指摘のとおり金利はゼロでありまして、本当に、こちらに全面的に積み替えていいのかという議論は当然出てくるかなというふうに思っております。

そこで、当面の課題として、今、勉強中でございますけれども、やはり短期の国債、これらに目を向けなければならないのかなと思っておりますけれども、国債といえども100%安全かということになりますと、満期まで、例えば2円ものですと、2年満期までもてばいい。5年なり10年というものがありますけれども。これ、満期まで全部もてば全く問題はないわけなのですが、仮に何らかの事由で換金しなければならないということで、途中で解約をするということになりますと、額面100円で買うわけなのですが、これが95円だとか、場合によっては、長期金利が何らかの社会情勢の変化で上がりますと、やはりそれも額面が非常に影響をいたしまして、90円だとか、場合によっては大幅に超金利が上がれば、80円なりになるだとか、そういう危険性はあるわけで、必ずしも100%経済情勢が変わらないとも限りませんので、取り崩しの場合は、そのようなリスクもあって、損失を出すというような場面も考えられますので、それら十分に、今後、学習いたしまして、来年の4月1日までは、それなりの方針を出したい。

また、役場庁舎内にはペイオフ対策会議がございまして、総務部長が会長をやっておりますけれども、これらの中で、関係課長・部長、11名でしたか、必要に応じて開催しておりますので、新商品が、今、先ほどご指摘のあったとおり、決済用の預金が具体的に来月早々に北洋銀行から新商品として出る。ほかの銀行についても、2月1日までは新商品を出すということになっておりますので、新たな事実が具体的に出てきましたので、これから十分勉強して、万全な体制をしいていきたいなというふうに考えているところであります。

○委員長（乾 邦広） ほかにございせんか。

中橋委員。

○2番（中橋友子） 2点にわたって、総括としてお尋ねをいたします。

まず、1点目は、市町村合併のことでありますが、平成15年は任意協議会から法定協議会を立ち上げて事業を進めてこられたところですが、100年の体系にかかわる重大な問題で、今日を迎えているのですけれども、この間、ずっと議会の中でお話をさせてきていただいたように、この事業、あるいは協議に当たって、まずもって住民の論議という点で、決定的な不足があったというふうに思います。

それは、限られた中でのアンケートであったり、また、説明会の参加も多くはなかったというようなことも含めまして、ずっと今日に至っているわけですが、ずっと求めてきましたように、住民参加のまちづくりという点で、この平成15年のこの合併のかかわりで、なぜ不足をしてきたのか、なぜ全体を対象としたもっともっと住民参加の形がとれなかったのか、改めて伺いたいというふうに思います。

それから、もう一つは、この合併は、任意協から含めまして、我が町が2村に働きかけを行って開始された話し合いでありました。

そういう中で、働きかけた町としての主体的な発言やリードという点ではどうであったのか。この15年のかかわりで伺います。

また、自治の基本区分の定義といいますか、凡例の中に、共通する文化だとか歴史、これが類似とうことではないですが、そういうような定義もなされています。

そういう点では、同じ十勝管内といえども、なかなか幕別とのかかわりという点で考えたときに、少なからず無理も見え隠れしておりました。その点についての考えも伺います。

それと、財政問題です。

昨日の財政全体にかかわる説明がございました。

平成16年度に、一番財政は相変わらず厳しくて、16年度に起債、返すお金が16億円にのぼって、全体のウェイトでは13%を超えるのだということで、3目標ですね、借入の抑制や交付税の有利な活用や自主財源の確保などについて、積極的に取り組まれるということでありました。

財政問題については、私たちもいつも国とのかかわりがあって、我が町が非常に厳しい状況であるということは押さえておりますが、改めてこの説明は実は昨年の説明と同じだったのですね。変わっていないから同じだということは構わないのですけれども、結局、こういう経過に至ったということを変更して見る必要があるのではないかとというふうに思うのですね。

今日の財政の硬直化というのは、確かに、今、三位一体も含めまして、国の財政の不安定や交付税の削減あります。

でも、ここ5年、10年のスパンで見た場合には、やはり今までの我が町の建設投資にかかわる付けが、今16年、今年ですけれども、をピークを迎えるほどずっと引っ張ってきたということがあり得るだろうと思うのです。

そうなってくると、今、うちは4期総でやっていますし、いろんな形で総合計画をもってまちづくりを進めるのですが、同時に財政改革というのも、両面でしっかりと示しながら事業を、行政を進めていくということが大事ではないかと思うのですね。

過去のお金の使い方を見ていったときに、そこがやっぱり不足してきて、今日に大きな負担をかけてきた現状があると思います。

それは、今後に生かす大事なことだと思いますので、その点のお考えはいかがでしょうか。

○委員長（乾 邦広） 暫時休憩いたします。

（16：08 休憩）

（16：10 再開）

○委員長（乾 邦広） 休憩前に引き続き会議を開きます。

西尾助役。

○助役（西尾 治） 最初に、市町村合併の関係についてでございます。

このことについては、それぞれの議会の中で、一般質問も含めて議論をさせていただいております。

まずは、私どもとして、私どもの考え方、町長以下行政側の考え方、さらには議会の考え方。それらの整合性をは図りながら、最終的に合併の是非について判断をさせていただきたい。

そういう方向で今日まで来ておりますし、その姿勢は、今も変わってございません。少なくとも、住民の声を大事にするということは、議会の声を大事にすることと、ある面ではイコール面も当然ございますので、住民の代表である議員の皆様のご意見も十分お聞きしながら、方向を定めてまいりたいというふうには考えてございます。

それと、合併協議を通じて、町の考え方がどのように繁栄されているのかということだと思います。

前段で、時間外のところでも申し上げましたように、合併協議には法定協の場だけが合併協議ではございません。一番最初は、事務事業をどんなふうに調整していくのか。最初は係長段階、係段階からの調整から始まりまして、課長、幹事会、そして最終的に法定協議会。どういう町の方針、どういう施策をもって新しい町ができたときに、どういう事業を構築していくのだと。その中では、事務事業の調整方針をつぶさに中橋委員もご覧になっているかと思いますが、ほぼ幕別町の考え方に沿う中で、事業の調整が行われてきたというようなこともございますので、あえて法定協議会の中で、特に幕別町の委員から、そのことに対するご意見もなかったと。いうなれば、幕別町の意見がかなり繁栄された中で、事務事業の調整が行われてきているというふうに判断をいたしております。

それと、3町村での合併協議そのものが、やはり違和感、無理があったのではないかとということもございます。これについては、どのような組み合わせであっても、過去の歴史的経過、いろんな場合はであっても必ずしもすべてがうまくいく、あるいは新たな組み合わせでもうまくいっている

場合、これは全道・全国的にもいろんな例がございます。

ですから、これはあくまでも、合併が成就するかどうかというのは、その任意協議会、法定協議会を通じて、お互いのまちが納得できるような結論に至るのかどうなのかということが、最終的に合併の是非を判断することであって、組み合わせを最初の段階から無理があったのかといわれれば、決してそのようには思っておりませんし、ましてや、産業構造が同じようなまちが一緒になることがより有意義だろうという前提条件があった中で協議に入らせていただいたということもございますので、決してそのようには考えてございません。

それから、財政問題でございます。

これは、確かにバブル期の崩壊から始まりまして、今日に至る日本の経済の動向。その時点から今日の状況を既に見通した財政運営をなさっておられる会社も国も多分なかったのだらうと思います。

私どもは、交付税がこんなに減るような状況になるなんていうのは、過去10年前に想定できたかという、決して想定はできなかったのだらうと。おっしゃるとおり、平成6年、7年、8年当時の開基100年に合わせてやりました、保健福祉センターあるいは100年ホールの建設等、今になってそれらの起債額がかなり財政運営に大きな影響を及ぼしている。そのことは確かに事実でございます。

ただ、それらの施設が、どのような年次に建設するかは別にしても、町民の皆さんに有効な施設として私どもは活用されているのだらうと。ですから、今現在、こういう状況になったものですから、最近の起債の発行額を見ていただいても十分ご理解いただけると思うのですが、ここ10年、11年以降は、10億の前半、10億の前半といいますが、例えば、15年度でいえば、総体の起債発行額は12億5,300万円、うち本当に普通建設事業で使っている金額というのは5億1,000万円程度でございます。5億9,100万円、残りの6億6,200万円というのは、いうなれば、臨時財政対策債なり減税補填債、交付税や税が落ち込んだ分を起債として充当していると。前年度も10億を切ったような状況。当然のことながら、その時代時代の財政状況をどのように把握して、どういう財政をしていくのかというのは、まさしくこういうことにあるのだらうと。

先ほど言いましたように、人件費につきましても、平成8年の251から、現在228人。来年度も退職者6名、現在1名の補充ということで考えておりますし、国に割愛した職員が二人帰ってきますので、実質224名と。これは職員のやる気も当然のことながら、臨時職員あるいは嘱託職員でできる分野はどうかと。いろんなことを総体的に勘案しながら、職員の削減にも努めてまいっております。

それから、公債費のお話をすれば、平成11年当初227億起債残高ございました。今年度末で204億、少なくとも借金をいくらかでも返しながらか、将来にわたって今の財政をどう立て直していくのかということは、大きな課題だと思えます。

ただ、交付税の、ここ平成12年から以降の減り方を見ますと、少なくともこのままの状況でいけば、音更町さんが7年度、もう完全に赤字になるという状況もお示しになっておられますし、これはうちだけのことだけではなくて、道内の市町村ほとんどが、単独で財政運営できるような状況にはなっていないということは、もう近い将来、今、見えております。

ただ、それに手をこまねいているというわけにはまいりませんので、先ほど来お話ありますように、一つには市町村合併によって、ある面は財政面だけではございませんけども、一面では財政的なメリットは当然ございますし、行政の効率化を図ることによって、少なくとも行政経費の削減に努め、今のできる限り住民サービスのレベルを下げない中で、10年なり15年、私どもとしては、町政を運営していきたいということもございまして、今、合併協議をさせていただいている。

さらには、これがどんな状況になるかわかりませんが、例えば、最終的に自立というような判断になれば、いろんな面で今までの組み立て、考え方を大きく変換せざるを得ない時期が、17年、18年度にはくるのだらうと。

いろんな面で影響は出てくると思います。例えば、公共工事等、町の経済に与える影響。これらは大きく出てまいりますが、これらも抜本的に見直していかなければなりませんし、最終的には負担・サービスの問題も、大きくこれは今以上に負担は厳しくなる、サービスは削減をせざるを得ない

という状況は見えてくるのだらうというふうに思います。

いくら努力しましても、先ほど来、委員のご指摘のとおり、なかなか1町村ですべてを解決していくということは現実的には難しいのだらうと。まして4割以上の財源を交付税に頼っている私どもの町としては、やはり景気の動向、これが改善されて、少なくとも交付税にある一般財源が今以上に確保されるような状況にならない限り、現在の町政を維持していくことは難しいだらうと。そういうことも想定をしながら、今、将来に向けての財政運営を考えてまいりたいというふうに思っております。

○委員長（乾 邦広） 中橋委員。

○2番（中橋友子） 今後の財政の国とのかかわりによって、今年がピークだということでありませうけれども、その数字とて定まったものではないということではないかと思うのですよね。

私、助役の今のお答え、認識的には理解できるところが本当に多くて、見通しを持ってといってもなかなか相手があることで持てなかったと。これは本当に事実だと思うのです。

でも、そうであっても、その中で、例えば、財政問題にかかわってですが、合併によって乗り切れるとなればそれなりの数字を示し、あるいは、そうでない場合もそれなりの数字を示しということを取り組んでこられましたよね。

そうなってくると、私はこの合併問題があるなしにかかわらず、やっぱりそういう見通しを持った将来計画を持ちながらの運営というのが、やっぱり地方自治には求められているのではないかというふうに思うのですよね。見えない見えないといっても実際にはやらなければならない。そうしたときの計画。ここをやっぱりどこにその起点をおいてやっていくかということになるのだらうと思うのですが、少なくとも過去の段階でそういうことがあれば、確かに投資をしてしまって、それを今、恩恵受けているという部分はあります。

しかし、均等な運営を行おうと思えば、違う手法も計画をもっていればあったのではないかなというのも、今になってみれば思うことなのですよね。そういうふうに考えれば、財政計画というのがどういう状況にあっても、可能な限りの期間を見て、持っていくべきではないかと思いますが、その点では、再度いかがでしょうか。

○委員長（乾 邦広） 西尾助役。

○助役（西尾 治） 正直言いますと、平成7年、8年当時というのは、毎年度交付税が大きく伸びておりました。

例えば、平成8年から平成9年、単年度でも4億ぐらい交付税が伸びている状況でございます。

そんな中では、今のこれだけの削減が10年後にくるのだというようなことをその時点で果たして想定できたかどうかということについては、非常に難しいものがあるのだらうと思います。

ただ、実際の問題として、これから過去に考えていたような右肩上がりのような財政運営ができるなんていうような想定をしながら、財政推計をすることには決してならない。どちらかという、厳しいサイドに考えていかなければならないというふうに思っております。

ですから、合併協議の中でも、住民の皆さんにお示ししました、例えば、現行制度を現行の事業規模で進めた場合には、今の基金を平成22年度ぐらいまでには使い切りますよと。それ以降は、現行制度でいけば赤字になりますよというような計画もきちんとお示しをしております。

たまたまその合併をすれば、確かに一時的な経費削減にもつながりますし、一定程度それが先の延ばすことはできますけれども、それとて10年なり15年経ったあとに、必ずしもバラ色の状況が生まれるなんていうことは、決して私ども考えておりません。

一方では、合併をしないと、今、そういう状況でございますので、今の合併との関係を横並べにししながら、少なくとも中橋委員おっしゃるとおり、単独でいった場合に、そこで放棄するわけにいきませんので、町は続いてまいりますので、今までやってきたいろんな事務事業の抜本的な見直し、組織機構、あるいは職員の問題も含めて、やはり17年度ぐらいにはきちんとしてその辺の見通しをたてていかなければならない。これは自立する場合については、当然、そういう作業を進めていかなければならないというふうに考えております。

22年に推計上赤字になるからといって、それをそのまま放置するという考えは決してございません。少なくとも、それに見合ったような町政運営がどうあるべきかということについては、十分検討してきちんと説明をさせていただきたいというふうに考えてございます。

○委員長（乾 邦広） ほかにございませんか。

佐々木委員。

○12番（佐々木芳男） 一つお伺いしたいと思います。

このことについては、歳入歳出決算とは、もしかかわりなければ委員長に切っただいて結構でございますが、教育の問題について若干お伺いしたいと。その教育の中で、高校問題について町の考えをお聞かせいただきたいというふうに思います。

道立ですけれども、幕別高校が本町にございます。

私立高校として江陵がございます。

私立は私立なりに経営が困難で、いろいろと考えながら新しい経営方針を立ててやっているようでございます。

ただ、公立の幕別高校について、これは道立ですから町が直接関与してどうということにはならないかもしれませんが、来年度から、一間口減になるという結果が出たようにお伺いします。

このことについては、過去に町長、議長等が道とその問題について交渉している経緯を伺っております。

町としてこの道立高校が、しかも地元の生徒が地元の高校に入学する希望がなくて、学級減になる。そういうような様子も聞いております。

やはり、将来子供たちがこの町をつくっていく、やはりその中心になるのが高校であろうというふうに考えます。この私立と公立の高校というのは、他町村にないすばらしい町だというふうに自負しております。

この公立の高校について、今後、どういうふうに町として考えていかれるか。一間口減というのは、やはり非常に大きな問題だろうというふうに考えております。

それから、私立につきまして、江陵から経営困難であると。生徒が集まらないというようなことから、本町でも補助金を200万円ほど出しておりますけれども、今、介護問題が非常に注目されている中で、そういう学科を取り入れて、なんとか子供たちを集め、将来の高齢社会の中で生かしていきたいという考えで、今、進められているやに聞いております。

これらについて、町としてこの私学の問題について、さらにどういうふうに考えておられるか、お伺いしたいと思います。

○委員長（乾 邦広） 答えられる範囲内だけ答弁していただきたいと思います。

教育長。

○教育長（沢田治夫） あまり答えられないのですが、答えさせてもらいたいと思います。

確におっしゃるとおり、公立幕別高校、来年度から間口一つ減になるということで、非常に残念なことであります。

これは私どもも議長も一緒ですけれども、道教委に出向きまして、そのことについて、来年度、1学区になるわけですから、そういった意味ではもう少し様子を見てからでもいいのではないのかな。やはり適正配置計画のときの話をするときにも、私ども意見を述べさせてもらいましたけれども、それと同じような形のものを言わせていただきました。

でも、結果として、たまたま今年、平成16年度の入学に関して120人を切りそうになった。こういうことがあって、実際160名を切ったという形の中で、間口減になった経過もあります。

これは音更も芽室もという順番の中で来ていると。順場と言ったら変ですけれども、そういうような傾向がありました。

でも、それではという形の中で、地域の子供が地域の中できちっと通えるようにと、こういう要望だけはさせてもらいましたし、意見を述べたつもりであります。

あと、何をやっているかでありますけども、やはり来年度に向かって、幕別町の、少なくとも中学校4校あるわけですから、その中学校と幕別高校との連携。もちろん私立の江陵高校も含めてそうでありますけども、そういった連携をするための懇談会。これを既に開いておまして、そういった中で、幕別高校の良さ、光陵高校の良さ、こういったものを中学校にまずお話をしてもらおう。そういった中で、少しでも進路指導の中でお願いをしていく。こういう努力をしておりますし、また、いろいろな方たちの応援もありまして、幕別高校追加枠でありますけども、いわゆる夢づくり事業、いわゆる魅力を出そうという形の中で、この8月でしたか9月でしたかに、追加事業という形の中で、今、指定を受けました。

この中で、まさに夢づくり、幕別高校の良さを。このことが次の中学生に響いていくだろうと。こういう形の中で、今、実施しておりますし、またPTAの方たち、あるいは同窓会とも連携をとりながら、教育委員会と町一緒になって、今、やっている。このことをご理解いただきたいと思っております。

それともう一つは、私立に関しては、あまり私の方からしゃべるのも変なのですけども、たまたま適配のときに私立の関係もありましたので、道の学事課からも来ていただいておりましたので、やはり私立高校に対するいわゆる助成、このことについて道としてしっかり考えてほしい。このことは、私、幕別を代表したとは言いませんけども、たまたま町長行けなかったものですから、私の方からもその旨を言わせていただいた。こういう形であります。

以上、答えになっているかどうかわかりませんが。

○委員長（乾 邦広） よろしいですか。

ほかにございませんね。

総括質問につきましては、ほかにないようでございますので、以上をもって終了させていただきます。これで一般会計の審査を終了させていただきます。

審査の途中ではございますけども、この際、16時40分まで休憩いたします。

(16:28 休憩)

(16:40 再開)

○委員長（乾 邦広） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより、特別会計の審査に入らせていただきます。

審査の方法につきましては、歳入歳出一括して説明を受けまして、質疑も同じく一括してお受けしたいと思います。

認定第2号、平成15年度幕別町国民健康保険特別会計決算の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（石原尉敬） それでは、平成15年度幕別町国民健康保険特別会計歳入歳出決算につきまして、ご説明申し上げます。

はじめに、決算の概要を申し上げます。

歳出では、療養給付費の執行が、平成15年度から11カ月予算でありましたものが、12カ月の支出に戻ったこと、また平成14年10月から70歳以上も引き続き国保から保険給付を行うこととなったことから、一般被保険者の療養給付費等が前年比17.2%の増、退職被保険者の療養給付費と被保険者の増もあり、同様に26.1%と大きく増となり、一方、制度改正などにより、老人保健拠出金が14.8%と大きく減となりましたが、特別会計総額では、前年度に比べまして、1億8,260万円、8.4%の増となりました。

一方、歳入では、制度見直し等により、保険者支援制度の創設、高度医療費共同事業の拡充など、国保財政の支援が図られたことにより、共同事業交付金、一般会計繰入金それぞれ増となりましたほか、退職被保険者の医療費の増加に伴い、療養給付費等交付金が40.5%、大きく増となったことなどにより、特別会計総額では、前年に比べまして2億4,260万円、11.3%と大きく増額となりました。

したがって、歳入歳出差引では2,090万円の決算剰余金が生じたところでございます。

それでは、歳入歳出事項別につきまして、ご説明申し上げます。

はじめに、歳出からご説明申し上げます。

39ページであります。

1 款総務費、1 項総務管理費、予算現額5,765万5,000円に対しまして、支出済額5,732万9,766円であります。

1 目一般管理費は、国保事務にかかわります一般職員の人件費のほか、国保事業全般にかかわる事務経費を支出したものであります。

41ページであります。

2 目連合会負担金、医療費の審査支払い業務を委託しております北海道国保連合会並びに同連合会十勝支部の運営費等に要する負担金であります。

2 項徴税费、予算現額493万8,000円に対しまして、支出済額477万2,794円であります。本項は、国保税の賦課徴収及び納税推進に要した費用であります。

42ページをお開きください。

3 項運営協議会費、予算現額66万6,000円に対しまして、支出済額53万3,185円であります。本項は、国保運営協議会委員9名の報酬及び費用弁償などに要した費用であります。

47ページであります。

2 款保健給付費、1 項療養諸費、予算現額13億366万5,000円に対しまして、支出済額12億7,510万3,751円で、前年度に比較いたしまして19.6%の増であります。

1 目一般被保険者療養給付費は、一般被保険者の医療機関における受診に対する診療報酬の支払いにかかわるものでありますが、前年に比較いたしまして、19.4%と大きな増となっております。これは、地方自治法施行例の改正により、平成14年度から医療費の会計年度所属区分が3月療養分から翌年2月療養分までに改められ、平成14年度は4月から翌年の2月までの11カ月分でしたが、平成15年度から12カ月分の支出に戻ったということと、平成14年の10月から70歳以上も引き続き国保から保険給付を行うことになったことによるものであります。

なお、一人当たりの現給付額は14万5,597円で、前年度比18.4%の増となっております。

2 目退職被保険者等療養給付費は、退職被保険者とその扶養者の診療報酬の支払いにかかわるものでありますが、一般被保険者と同様に12カ月分の支出に戻ったことと、被保険者数の増加などにより、前年に比較して21.1%と大きな増となっております。

なお、一人当たりの給付額は28万9,544円で、前年度8.2%増であります。

3 目一般被保険者療養費及び4 目退職被保険者等療養費は、治療に要するサポーターなど、補装具購入や柔道整復術の施術を行う場合などに要する現金給付にかかわるものでございます。

49ページであります。

5 目審査手数料は、診療報酬明細書の資格審査及び医療費の支払い等の事務に要した費用であります。

2 項高額療養費、予算現額1億4,060万6,000円に対しまして、支出済額1億3,510万2,261円で、前年に比較いたしまして20.9%と大きく増となっております。

1 目一般被保険者高額療養費は、前年度1.6%の増。

2 目退職被保険者等高額療養費は、前年度比107%と倍増しております。

3 項移送費、予算現額2万円に対しまして、支出はございません。

52ページであります。

4 項出産育児費、予算現額1,710万円に対しまして、支出済額1,560万円であります。1件当たり30万円の出産育児一時金52件分の支出でございます。

前年に比較いたしまして、5件150万円の増でありました。

5 項葬祭諸費、予算現額170万円に対しまして、支出済額142万円であります。被保険者の死亡に際し、1万円を給付するものですが、142件分であります。前年より18件増となっております。

53ページであります。

3 款老人保健拠出金、1 項老人保健拠出金、予算現額 6 億6,713万7,000円に対しまして、支出済額 6 億6,713万5,078円であります。

1 目老人保健医療費拠出金は、幕別町の国民健康被保険者のうち、老人保健制度で医療を受けられた方の医療費にかかわる保険者負担分であり、社会保険診療報酬支払基金へ拠出するものでございます。

2 目老人保健事務費拠出金は、これら業務にかかわる事務処理に要する費用でございます。

55ページであります。

4 款介護納付金、1 項介護納付金、予算現額 1 億1,603万1,000円に対しまして、支出済額 1 億1,600万6,120円であります。

介護保険制度の財源の一部として、幕別町の40歳から64歳までの国民被保険者にかかわる介護保険第2号被保険者としての保険料負担金を社会保険診療報酬支払基金へ納付するものであります。

全国ベースでの介護保険給付の増大に伴い、前年度に比較いたしまして、21.4%と大きく増額となったものでございます。

57ページであります。

5 款共同事業拠出金、1 項共同事業拠出金、予算現額4,959万7,000円に対しまして、支出済額4,959万4,043円であります。

1 目高額医療拠出金は、高額医療費の発生による財政運営の不安定を緩和するため、国保連合会が実施主体となつて行う保健事業に、全道の市町村が拠出しているものでございます。

59ページであります。

6 款保健事業費、1 項保健事業費、予算現額440万7,000円に対しまして、支出済額431万4,189円あります。本項は、被保険者の健康保持の増進を目的とし、これら増進に係る経費を支出したものであります。

11節需用費の印刷製本費は、健康づくりのための啓蒙用パンフレットや医療費通知用封筒などの印刷経費であります。

また、12節役務費は、年に6回実施しております医療費通知発送の郵送料でございます。

61ページであります。

7 款基金積立金、1 項基金積立金、予算現額1,000円に対しまして、支出はございません。

63ページであります。

8 款公債費、1 項公債費、予算現額5万円に対して、支出はございません。

65ページであります。

9 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、予算現額159万円に対しまして、支出済額149万6,700円あります。

1 目一般被保険者保険税還付金は、29件分の支出であります。

67ページでございます。

2 項国保診療報酬支払基金委託金、予算現額5万円に対して、支出ございません。

3 項貸付金、予算現額60万円に対しまして、支出済額同額であります。これは社会福祉協議会に対する社会福祉金庫へ貸付をしたものでございます。

69ページであります。

10 款予備費、1 項予備費、当初予算は1,000万円ありますが、160万6,000円を退職被保険者高額療養費へ充用したものであります。

71ページであります。

11 款繰上充用費、1 項繰上充用費、予算現額3,916万6,000円に対しまして、支出済額3,916万5,762円あります。平成14年度決算において、歳入が歳出に不足する事態となったため、地方自治法施行例の規定に基づき、平成15年度から繰上充用金を支出したものでございます。

続きまして、歳入について、ご説明申し上げます。

11ページであります。

1 款国民健康保険税、1 項国民保険税、調定額11億7,484万6,610円に対しまして、収入済額 8 億9,734万6,336円で、不納欠損額は不納欠損額控除後の収入未済額は 2 億6,815万7,463円であります。

長引く景気の停滞等により、現年度課税分の調定額は、前年度に比較いたしまして1.4%のマイナスとなりましたが、収納率の向上により、現年収納額はほぼ前年実績を確保することができ、滞納繰越分も含めた総額では、約520万円、0.6%増加いたしました。

不納欠損処分についてご説明申し上げますと、平成15年度の不納欠損処分件数は109件であります。その理由別としては、死亡、居所不明が21件、生活困窮などが88件となっております。

保険税の収納率では、1 目一般被保険者分につきましては、医療給付費分現年度課税分は93.69%で、前年度に比較いたしまして、1.32ポイントの増加となっております。

介護納付金分現年課税分は95.28%で、1.40ポイントの増となっております。

一般被保険者の現年課税分合計では、93.77%となり、前年に比較いたしまして、1.33ポイントと大きく上昇いたしましたところがございます。

2 目退職被保険者分は、医療給付費分現年度課税分が99.08%で、0.24ポイントの増、介護納付金分の現年課税分が99.12%で、0.82ポイントの増となり、退職被保険者の現年課税分合計では99.08%で、前年度に比較いたしましても、0.27ポイント上昇いたしましたところがございます。

一般被保険者及び退職被保険者の総体での現年課税分につきましては94.54%、前年度比較いたしまして1.25ポイントと大きく上回ったところがございます。

15ページであります。

2 款国庫支出金、1 項国庫負担金、調定額、収入済額とも同額で、6 億5,268万7,023円で、前年度に比較いたしまして、3.9%の増であります。

1 目事務費負担金は、介護納付金事務費にかかわる負担金として交付されたものであります。

2 目療養給付費等負担金は、一般被保険者にかかわる療養給付費等及び老人保健拠出金並びに介護納付金にかかわる国の定率負担分、定率は40%ありますが、現段の分では、療養給付費と介護納付金の増加分と、老人保健拠出金の減少等が相殺され、0.1ポイント増ということでありまして、ほぼ前年と同額でございます。

また、前年度分の実績確定に伴いまして、過年度分といたしましては、1,137万2,120円が追加交付されたものであります。

3 目高額医療費共同事業負担金は、歳出の際に触れましたが、制度改正により、改正されました高額療養費共同事業の拠出金に対する国の税率4分の1の負担分であります。

17ページであります。

2 項国庫補助金、調定額、収入済額とも同額で、1 億3,506万円です。前年度に比較して、20.2%の増であります。

1 目は市町村間の財政力格差を埋めるための財政調整交付金で、前年度に比較いたしまして20.2%の増であります。

2 目特別対策費補助金は、本来、退職被保険者であるべき方が一般被保険者となっている場合に、退職被保険者として適用させるための事務に要した費用に交付されたものであります。

19ページであります。

3 款療養給付費等交付金、1 項療養給付費等交付金、調定額、収入済額とも同額で、4 億353万1,074円です。本項は、退職被保険者等の療養諸費及び老人保健拠出金などの財源として、社会保険診療報酬支払基金より交付されたものであります。現年度分は、前年度に比較いたしまして40.5%増となったものでございます。

また、前年度の実績確定に伴い、過年度分といたしまして、1,267万2,074円が追加交付されたものであります。

21ページをお開きください。

4 款道支出金、1 項道負担金、調定額、収入済額とも1,239万8,275円であります。国庫負担金と同様に、高額医療費共同事業の拠出金に対する北海道の定率4分の1の負担であります。

2 項道補助金、調定額、収入済額とも同額で、254万4,000円であります。これにつきましては、北海道の補助を受けて一般会計で実施しております乳幼児医療費助成、それと、福祉医療費助成に伴う国保の医療費波及にかかわる影響に対して、北海道から交付される補助金であります。

23ページであります。

5 款共同事業交付金、1 項共同事業交付金、調定額、収入済額とも同額で、5,658万9,263円あります。全道の市町村国保保険者の拠出金と国の補助金を財源とし、一般被保険者に係ります高額医療費の発生状況に応じて交付されたものであります。平成14年度までは1件80万円を超える高額医療に対して超過額が42%交付されたものでありますが、平成15年からは、1件の額70万円を超える高額医療に対して、超過額の60%の額が交付されることに拡充されたことにより、前年度より2,092万3,324円、58.7%と大きく増となったものでございます。

25ページであります。

6 款財産収入、1 項財産運用収入であります。平成13年度末に国民健康保険基金の残高全額を支出しておりますので、現在、利子は発生しておりません。

27ページであります。

7 款繰入金、1 項他会計繰入金、調定額、収入済額とも同額で、2億2,275万5,674円で、前年度に比較いたしまして20%の増となっております。

2 節の基盤安定繰入金保険税軽減分の新設などにより増額となったものであります。

1 目一般会計繰入金、1 節保険基盤安定繰入金保険税軽減分は、低所得者の方に対して行った国保税の減額にかかわる相当分を一般会計から繰り入れたものでございます。

2 節にあります保険基盤安定繰入金保険者支援分は、平成14年度の制度改革の中で新設された財政基盤の強化策で、低所得者多く抱える保険者を支援し、中間所得者層を中心に保険税負担を軽減するため、平成15年から17年までの時限措置として国保会計へ繰り入れたものでございます。

3 節の職員給与費等の繰入金につきましては、国保事務にかかわる職員の管理の事務費であります。

それから、4 節の出産一時金については、出産一時金給付に対する1件30万円の3分の2を一般会計から繰り入れたものでございます。

5 節の財政安定化支援事業繰入金は、国保財政の負担増に対して一定額を繰り入れするもので、普通交付税の基準財政需要額算定の中で決定されるものでございます。

6 節その他の一般会計繰入金は、一般会計で実施しております乳幼児医療費助成制度など福祉医療の実施に伴う波及医療費の保険者負担分増によります保険者負担分を繰り入れしたものでございます。

29ページであります。

8 款繰越金につきましては、平成14年度決算に引き続き歳入不足となり、決算剰余金が生じなかったことから、繰越金はゼロとなっております。

31ページであります。

9 款諸収入、1 項延滞金及び過料は、調定額、収入済額とも同額の122万6,900円で、一般被保険者国保税の延滞金72件にかかわるものでございます。

2 項預金利子、調定額、収入済額とも369円あります。

3 項貸付金元利収入、調定額、収入済額とも60万円ありますが、これは社会福祉協議会からの貸付金の返還元金収入であります。

33ページであります。

4 項雑入、調定額409万7,904円に対しまして、収入済額398万2,193円で、11万5,711円が収入未済額となっております。

2 目一般被保険者第三者納付金は、交通事故により生じた療養給付費の支出に対しまして、損害賠

償金として加害者から支払いを受けたものであります。2件分187万7,463円であります。

3目退職被保険者等第三者納付金は、同様に3件分、194万1,388円であります。

4目一般被保険者延納金は、転出、社会保険加入等により、幕別町の国保の資格を喪失した後に、幕別町の国民健康保険証を使い受診した場合に、当該保険者から返納していただくというものでございます。この返納金につきましては25件、27万2,531円と医療機関との間の過誤調整分1件6,384円の合計27万8,915円を調定したものでございますが、7件の11万5,711円が未収となっております。

37ページであります。

10款連合会支出金、1項連合会補助金、調定額、収入済額とも31万9,325円であります。超高額医療費共同事業交付金として、北海道国保連合会より交付されたものでございます。

以上で、国民健康保険特別会計決算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○委員長（乾 邦広） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

豊島委員。

○1番（豊島善江） 何点か、質問したいと思います。

国民健康保険制度ですが、毎年加入者が増えまして、48.91%の世帯が加入しているということで、非常に大きな制度となっております。

町民の命をきちんと守るという点で考えますと、非常に大事な制度だと思いますので、何点か質問したいと思うのですが、この平成15年度における資格証明書、それから短期保険証の発行の件数をまずお聞きします。

それから、2点目には、法定減免、それから2割の申請減免、これが大体加入世帯の何割に、何パーセントぐらいになっているか。

それから、さらには、そのほかの申請減免。これは今回申請があったのかどうかお聞きします。

それから、3点目には、収納状況も今報告されまして、向上しているということも出されておりました。それで、まだ、しかし滞納されている世帯があるということで、滞納世帯の実態、これはいつもお聞きしているのですが、収入階層別にお聞かせください。

○委員長（乾 邦広） 町民課長。

○町民課長（熊谷直則） まずはじめに、資格証明書等の関係でございますけれども、16年の1月1日現在で申し上げますが、これにつきましては、資格証明書交付対象世帯ということでございまして、33世帯48名でございます。短期証につきましては、107世帯237人でございます。

申請減免につきましては、1件でございます。

○委員長（乾 邦広） 税務課長。

○税務課長（久保雅昭） 所得階層別の未納者の内訳ということですが、100万円以下の方が291件。100万を超え200万円以下の方が135件。200万から300万円以下、これが53件。300万から400万円以下、これが17件。400万円から500万円以下、これが7件。500万円を超えるものが8件という内訳になっております。以上です。

○委員長（乾 邦広） 町民課長。

○町民課長（熊谷直則） 法定減免の割合でございますけれども、世帯数で申し上げますと、約42%でございます。7割、5割、2割含めてでございます。

○委員長（乾 邦広） 豊島委員。

○1番（豊島善江） 今、お聞きしたのは、この制度が社会保障制度だということで、そういうことから、この資格証明書の発行のことをお聞きいたしました。

この制度がどこからきてるかというのと、やはり私は憲法25条の健康で文化的な最低限度の生活を営む権利、ここから、社会保障制度、この国民健康保険制度ができたと思うのですね。

そういう中で、この資格証明書になっている方が33人いらっしゃるということは、やはりこの制度の、国がこういうふうに義務付けたというのものもあるのですが、この制度の趣旨からいうと、やはり私は

全加入者に保険証は交付すべきだと思います。

そういうにしている自治体も十勝管内ではほかにたくさんありますから、この趣旨にきちんと沿った形で、ぜひ改善すべきだというふうに思います。

それから、こここのところで、滞納世帯のことも聞きましたけども、やはり低所得者の方に多く滞納者がいるということは、この保険制度が非常に負担が大きい保険制度だということにあるのだと思うのですね。

国保のほかに、健保だとか政管健保だとかいろいろありますけども、国保が一番やはり負担が大きくて、平均して7%近くになると思うのですよね、収入の。そういうふうになりますと、しかも低所得者の方が負担割合が高くなるという、こう制度ですから、非常にそのことが、この払えないというところの現実に繁栄されてきているのではないかなと思います。

そこで今、申請減免が1件あったというふうにありましたが、この申請減免をきちんと、いつも取り上げているのですけども、使える形に、もっと活用できる形にするということが、この社会保障制度の趣旨に沿うのではないかと思います、再度、そういう改善を図られるべきだということで質問したいと思います。

○委員長（乾 邦広） 町民課長。

○町民課長（熊谷直則） 資格証明書の関係でございますけども、33世帯ということでご説明申し上げましたけども、毎回同じようなことでございますけども、このうち15世帯につきましては、郵送してもう戻ってくると、居所不明の方でございます。実数は12世帯でございます。

それで、私たちのところは、資格証明書を交付するというので、本人にご連絡はしているのですが、役場に来ていただけないと。

今まで来ていただいた中には、いろいろ納税の相談をさせていただきまして、そういう方には短期証を交付しております。ですから、来ていただいた方にはすべて短期証を交付しているということでございますので、資格証の絡みですべてやっているということではありませんので、ですから、そういう相談に来ていただければ、短期証を交付できると思っております。

何かの都合で来られない等ございましたら、電話でもいただければと思っております。

それと、申請減免の関係でございますけど、これ毎回同じですけども、それぞれの内容等によりまして判断させていただいておりますので、これからも同じようなことでやっていきたいと思っております。以上です。

○委員長（乾 邦広） 豊島委員。

○1番（豊島善江） ちょっと確認したいのですが、資格証明書、今、15世帯が戻ってきて、居所がわからない。それで、12名というふうにおっしゃったのですが、ちょっと引き算で合わないのですが、その確認をさせていただきたいのと、それから、今回、1件申請減免があったといいましたが、その中身、もしわかればお願いしたい。

それから、短期保険証が平成14年度から比べますと、大幅に増えているのですよね。平成14年のときは、短期保険証が33世帯だったが、今回、107世帯ということですから、これの理由というのですか、なぜこんなに増えてきたのかということも、わかればお答えいただきたいと思います。

○委員長（乾 邦広） 町民課長。

○町民課長（熊谷直則） まず始めに、資格書の数でございますけども、大変申しわけございません。ちょっと差引が間違えまして、18世帯でございます。

それと、短期証につきましては、担当係長の方からお答えいたします。

○委員長（乾 邦広） 国保医療係長。

○国保医療係長（伊藤博明） 短期証につきましては、資格証明証は国保法によりまして返還命令というのをかけることができます。

ですから、幕別町の場合は2年間の有効期間でやっております。

今でいえば15年の10月から17年の9月まで。ですから、15年度は15年の9月に更新を行いました。

短期証は返還をして交付するということが法律上認められておりませんで、更新の際に、滞っている方については、ほかの人よりも短い期間の保険証を交付することができるという国保法施行令の規定に則って実施しておりますので、どうしても更新時期には、我々としても、接触を図りたいという観点から多ございます。

それで、実際にはどういう基準でやったかといいますと、資格証明書は 15 年の段階では、2 年間全く納付のない方を対象に、最初、選びました。

短期証につきましては、1 年間全く納付のない方、ですから、実態としてはかなり滞納者の方が増えてきているというのがいえるかと思えます。以上です。

○委員長（乾 邦広） 納税係長。

○納税係長（川瀬吉治） 減免の申請について、内容をご説明します。

話のはじまりは、税金滞納しておりまして、滞納処分を前提に会社に給与調査をいたしました。その後、ご本人から連絡がありまして、生活状況変わったので減免の申請をしたいということで申し出がありまして、申請用紙をお送りしまして、申請いただきました。

滞納処分を前提にしておりまして、前年の給与の調査もしてございましたし、当年の給与調査もいたしました。

その中で、減免対象者は、災害等による生活が著しく困難となったものということになってはいますが、条例に規定がありますけれども、滞納処分前提の調査では、そういう事実が認められませんでしたので、非該当ということで回答しております。

○委員長（乾 邦広） 豊島委員。

○1 番（豊島善江） 短期保険証の方、ちょっとよくわからなかったのですが、そして、現在はもっと減っているということで押さえてはいいのでしょうか。短期保険証の。その切り替えの時期の関係 107 というふうになっているけれども、現在はもっと減っているという押さえでいいのですね。

それから、申請 1 件出たけれども該当にならなかったということでしたけれども、私は、そのところで、やはりこの滞納の階層のところを見て、やはりこれは、この国民健康保険制度の保険税が、支払い能力を超えている高いというのが、私はすごくあると思うのですね、そして、法定減免だとかいろいろありますけれども、やはり払えないという、そのところは、私はもったきちっと見なくてはいけないと思うのです。

それで、生活保護を受けていらっしゃる方もいますし、そういう方は、そういうふうな払うことないのですが、そういう生活保護基準以下だとか、同じぐらいのぎりぎりのところで生活している方が払えない状況になっているのでないかと思うのですね。

そういうのをやはり救っているのが、帯広なんかでやっていますけれども、市独自でやっているという減免の制度だと思うのです。私はそこにきちんと踏み込んで、やはり救済をするということが必要だと思ひまして、再度、お聞きします。

○委員長（乾 邦広） 国保医療係長。

○国保医療係長（伊藤博明） 現在の件数は、資格証明書で 37 世帯になっております。それは、直近でまた更新をしておりますので。

それから、短期証につきましては、70 世帯です。ちなみに短期証交付した方で、先ほども申しましたように、15 年度の 9 月の段階では、前 1 年間に、極端な話 1 円もお支払いいただけなかったのですが、短期証交付した方で納付のない方はいらっしゃいません。

ですから、短期証交付することによって、我々との接触もできて、場合によっては、分納するとかという制度をご理解していなかったとかというケースもあります。ですから、70 世帯に減っているというのは、一般証に移行された方もいるということです。

それと、これはちょっとこの話とは結びつかないかもしれませんが、現場で私どもが対応している中で、最近やはり多いのは、会社に勤めているのだけれども、国保に入るということですね。これは、平成 13 年から、国の方でも、法人事業所に対して、社会保険の適用を適正化するということを出

しておりますけれども、強制加入とは言いながらも届出制になっているものですから、現実には、なかなかその法人が、本来であれば法人であれば、一部の業種を除いては社会保険に入らなければならないのに、国民健康保険に入って、その結果、確かに社会保険と比べますと、高い負担になっているという実態もあろうかと思えます。

○委員長（乾 邦広） 町民課長。

○町民課長（熊谷直則） 国保の減免でございますけれども、これにつきましても、幕別町ではそれぞれの世帯の状況を見て、それぞれの対応をするというようなことで、今まででも答弁させていただいているところでございます。

なお、帯広市につきましては、そういう一律の減免を設けてございますけれども、これらにつきましては、年金生活者といいますか、例えば、たくさん年金もらっている方も、当然、今、無職でございますので、そういう方も一部対象になっていることも聞いてございます。

また、これを減免の基準をもってするということになりますと、今度は、一般に国保を払っている方のその分も改定して上げないと、今度、歳入が見合わないというようなことになります。

14年度につきましては、徴収率の絡みもございまして改定させていただきましたけれども、これにつきましては93%の収納率ということで、国保税を改定したことになりますので、これがこういう減免を設けますと、また、改定をさせていただきますと、料金を上げていくというようなこともございますので、これらにつきましては、それぞれの個々に対応してまいりたいと思えますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○委員長（乾 邦広） 豊島委員。

○1番（豊島善江） 今、減免のことなのですけれども、帯広の例も出されていました。

帯広も改定されたということなのですけれども、私はその町々に減免制度でいいと思うのですよね。所得のうんと高いところに合わせるとかそういうことではなくて、本当に大変なところに、きちんと光が当たるといいますか、そこを助けられるという、そういう私は町独自の基準を持ってもいいのではないかと思います。

その辺はどうでしょうか。

○委員長（乾 邦広） 民生部長。

○民生部長（石原尉敬） こういう不況下の中では、大変困難な、例えば、支払いという方も中にはあるでしょうという思っております。

ただ、今、課長からお話がありましたように、確かに一定の減免をすると、法定減免でない減免をすると、他の、それから上のぎりぎりの人も値段上がりますよと。税金が上げざるを得ませんよということで、本当に皆さんの保険者が合意を得れるのかということも、十分やっぱり考えていかないと。その人たちだけがいいのかという問題、それと、7割まで軽減するという問題、こういうことも含めて、やっぱり総体的に、今、徴収率についても93%の徴収率を割った場合は、調整交付金に一定の控除がされるということ。本来、頂けるものも国から頂けないという問題もありますので、そういうことも含めて、例えば、今、逆に本当にこの方々、努力して払っていただいたら、本当はもっと税率を下げてもいいのかもしれない。そのことによってペナルティもくわないで済むし、全体の税率も下げれるのかもしれないということでもあります。

そういうことも含めて、総体的な物事の中で、国保税全体を論じないと、この部分だけが光りが当たらないよという形で言われると、福祉全体の中で物事をやっぱり考えていくようなシステムをつくらないと、保険税だけで議論されたら、保険税会計はやっぱり異常な状態を起こしていくのではないかという気はいたしております。

本当に、今、保険証の方も、努めてお渡しできるような。相談に来ていただければいい。今も言ったように、相談に来た方15人が全員に短期証を渡しているということですね。だから、来ていただければ渡せるのですね。そのこともしないで、渡らない渡らないと言われても、なかなかつらいものが担当者もあるということでもあります。

○委員長（乾 邦広） ほかにございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（乾 邦広） 国民健康保険特別会計につきましては、ほかに質疑がないようでございますので、以上をもって終了させていただきます。

この際、お諮りをいたします。

本日の委員会はこの程度にとどめ、散会したいと思います。これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（乾 邦広） 異議なしと認めます。

したがって、本日の委員会はこれをもって閉じたいと思います。

なお、明日の委員会は午前10時から開会いたします。

（17：24 散会）

# 平成15年度

## 各会計決算審査特別委員会会議録

1. 日 時 平成16年10月28日  
開会 10時00分 閉会 11時51分
2. 場 所 幕別町役場 5階会議室
3. 出席者
  - ① 委員 (18名)

1 豊島善江	2 中橋友子	3 野原恵子	4 牧野茂敏	6 助川順一
7 堀川貴庸	9 小田良一	10 前川雅志	11 杉山晴夫	12 佐々木芳男
13 古川 稔	14 坂本 偉	15 芳滝 仁	16 中野敏勝	17 永井繁樹
18 伊東昭雄	19 千葉幹雄	21 瀬瀬太郎		
  - ② 委員長 乾 邦広
  - ③ 説明員

町 長 岡田和夫	助 役 西尾 治	収 入 役 小野茂義
代表監査 市川富美男	教 育 長 沢田治夫	総務部長 新屋敷清志
企画室長 金子隆司	民生部長 石原尉敬	経済部長 中村忠行
建設部長 三井 巖	教育部長 藤内和三	総務課長 菅 好弘
企画参事 羽磨知成	町民課長 熊谷直則	保健福祉センター所長 佐藤昌親
水道課長 前川満博	会計課長 堂前芳昭	監査事務局長 森 広幸

ほか、関係課長及び係長
  - ④ 職務のため出席した議会事務局職員

局長 高橋平明	課長 平田正一	係長 澤部紀博
---------	---------	---------
4. 欠 席 者 5 前川敏春
5. 審査事件 平成15年度幕別町一般会計ほか9会計決算認定
6. 審査結果 一般会計質疑
7. 審査内容 別紙のとおり

決算審査特別委員長

# 議 事 の 経 過

(平成16年10月28日 10:00 開会・開議)

## [開会・開議宣告]

○委員長(乾 邦広) それでは、昨日に引き続き、決算審査特別委員会を開会いたします。

## [諸般の報告]

○委員長(乾 邦広) 審査に入る前に事務局の諸般の報告を行います。

○事務局(高橋平明) 5番前川敏春委員より、欠席の届け出がありましたので、ご報告申し上げます。

○委員長(乾 邦広) 次に、認定第3号、平成15年度幕別町老人保健特別会計決算の説明を求めます。  
民生部長。

○民生部長(石原尉敬) 平成15年度幕別町老人保健特別会計歳入歳出決算につきまして、ご説明申し上げます。

決算書、74ページでございます。

歳入は、1款支払基金交付金から5款諸収入まで、予算総額26億7,937万6,000円に対しまして、調定総額25億5,285万2,017円、収入済額は同額の25億5,285万2,017円であります。

76ページをお開きください。

歳出、1款総務費から4款予備費まで、予算総額26億7,937万6,000円に対しまして、支出総額が25億5,428万7,092円となり、歳入歳出差し引き歳入不足額が143万5,075円が生じたことから、地方自治法施行令の規定に基づきまして、平成16年5月27日、専決処分によりまして、平成16年度、補正予算に繰上充用金を計上して、不足額143万5,075円を支出したものでございます。

歳入歳出事項別について、ご説明申し上げます。

まず、歳出よりご説明申し上げます。

90ページであります。

1款総務費、1項総務管理費、予算現額1,245万7,000円に対しまして、支出済額1,224万9,981円あります。

1目一般管理費は、一般職の職員の人件費とその他事務経費であります。

94ページであります。

2款医療諸費、1項医療諸費、予算現額26億3,911万5,000円に対し、支出済額25億1,724万8,734円あります。

1目医療給付費は、医療機関における受診に対する診療報酬の支払いに係るものであります。制度改革によりまして老人医療受給者対象数は減少しておりますが、その分、平均年齢は上昇いたしましたことから、一人当たりの給付額は74万9,008円で1.8%の増となっております。

2目医療支給費は、柔道整復師によるものでございますが、これは補装具に対する現金給付にかかわるものでございます。高額医療費の償還払分を当目から支出しておりますことから、一人当たりの給付額は1万3,330円で、前年度に比較いたしますと44.4%と大変大きく伸びております。

3目審査支払手数料は、国保連合会並びに支払基金へ支払う審査支払手数料であります。手数料の単価の引き下げによりまして2.3%の減となっております。

96ページであります。

3款諸支出金、1項償還金及び還付金、予算現額2,480万4,000円に対しまして支出済額2,478万8,377円で、前年度の医療費の確定に伴う支払基金交付金並びに道支出金の精算還付であります。

98ページであります。

4款予備費、1項予備費、予算現額300万円で、支出はございません。

引き続き、歳入をご説明申し上げます。

78ページであります。

1 款支払基金交付金、1 項支払基金交付金、調定額、収入済額とも同額で、16億4,045万5,829円です。国保健康保険組合、共済組合など、各医療保険者が拠出した老人保健拠出金が社会保険診療報酬支払基金から交付されるもので、歳出、2 款医療諸費の定率負担分が平成15年度の医療費の見込額に対して交付されるものであります。

2 目医療費の審査支払手数料相当額は、支払基金から交付されたものであります。

80ページであります。

2 款国庫支出金、1 項国庫負担金、調定額、収入済額とも同額で5億9,815万5,858円です。医療費の見込みに対しまして、定率負担分が国庫負担金として交付されたものであります。また前年度の実績確定に伴いまして、過年度分といたしまして1,557万3,858円が追加交付されたものであります。

82ページであります。

3 款道支出金、1 項道負担金、調定額、収入済額とも同額で1億4,378万2,545円です。医療費の見込みに対して定率分が道負担金として交付されたものであります。

84ページであります。

4 款繰入金、1 項他会計繰入金、調定額及び収入済額とも1億5,729万円です。

細節2 医療給付費分及び3 医療支給費分は、老人医療費の町負担分で、老人医療費にかかわる国、道、町の交付費負担分の6分の1を繰り入れるものであります。

86ページであります。

5 款繰入金、1 項繰入金、調定額、収入済額とも1,255万5,239円です。

88ページであります。

6 款諸収入、1 項預金利子、調定額、収入済額とも408円です。

2 項雑入、調定額、収入済額とも61万2,138円です。

1 目は交通事故によりまして生じた療養費の支出に対しまして、損害賠償金として加害者から支払いを受けたものでありますが、3件57万7,904円でございます。

2 目、受給者の自己負担割合の変更にかかわる返納金、1件3万4,234円です。

以上で、老人保健特別会計決算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議をお願い申し上げます。

○委員長（乾 邦広） 説明が終わりましたので質疑をお受けいたします。

ございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（乾 邦広） 老人保健特別会計につきましては、質疑はないようでございますので、以上をもって終了させていただきます。

次に、認定第4号、平成15年度幕別町介護保険特別会計決算の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（石原尉敬） 平成15年度介護保険特別会計歳入歳出決算につきまして、ご説明申し上げます。

はじめに、平成15年度分の介護保険の状況につきまして、若干ご説明申し上げます。

平成15年度末におけます第1号被保険者は5,145人。前年度同期、4,994人でありましたので、1年間で151人、3.02%の増となっております。

次に、要介護の認定の状況であります。本年3月末現在におきまして、要支援から要介護5まで765人が認定を受けております。高齢者人口に対します割合は14.87%であります。前年度同時期の認定者が686名、13.74%でありましたので、79人、1.13ポイントの増加となっております。

それでは歳入歳出事項別について、ご説明申し上げます。

まず、歳出よりご説明申し上げます。

133ページであります。

1 款総務費、1 項総務管理費、予算現額2,243万1,000円に対しまして、支出済額2,201万6,611円であります。

1 目一般管理費は、一般職員3名分の人件費、それと介護保険事業全般にかかわる事務費でございます。

135ページでございます。

2 項徴収費、予算現額54万円に対しまして、支出済額39万3,773円であります。本項は保険料の賦課徴収に要した経費であります。

137ページであります。

3 項介護認定審査会、予算現額2,406万7,000円に対しまして、支出済額2,328万5,889円であります。

1 目東十勝介護認定審査会は、介護認定審査会の委員報酬、費用弁償など認定審査会の運営にかかわります費用をはじめ、審査会を担当いたします職員1名の人件費及び臨時職員1名の賃金などに要した経費であります。

139ページであります。

2 目認定審査等費、要介護認定を申請されました被保険者の主治医の意見書を作成に要した経費であります。

141ページであります。

4 項介護保険運営等協議会費、予算現額45万8,000円に対しまして、支出済額23万4,145円あります。本項は介護保険運営審議会運営等協議会の委員報酬及び費用弁償に要した経費でございます。

145ページであります。

2 款保険給付費、1 項介護サービス等諸費、予算現額9億7,159万3,000円に対しまして、支出済額9億6,456万5,746円あります。

1 目居宅介護サービス給付は、ホームヘルプサービス、デイサービス、訪問看護など在宅における介護サービスと痴呆性老人グループの入所にかかわります介護サービスの保険給付であります。

2 目施設介護サービス費は、特養、老健療養型病床群に入所、入院されております保険者にかかわります介護サービスの保険給付費であります。

3 目居宅介護福祉用具購入費は、入浴、排泄等の福祉用具購入にかかわります保険給付費であります。

4 目居宅介護住宅改修費は、手すりの取り付けなど、住宅改修にかかわります保険給付費であります。

147ページであります。

5 目居宅介護サービス計画費は、ケアプランの作成にかかわります保険給付費であります。

2 項支援サービス等諸費、予算現額3,752万7,000円に対しまして、支出済額3,713万2,422円あります。

1 目居宅支援サービス給付費は、居宅介護サービス給付費の居宅サービスのうち、痴呆性老人グループを除いた介護サービスにかかわります保険給付費であります。

2 目居宅支援福祉用具購入費は、福祉用具購入にかかわります保険給付であります。

3 目居宅支援住宅改修費は、住宅改修にかかわりますものであります。

4 目居宅支援サービス計画給付費は、居宅支援サービス計画、いわゆるケアプランの作成にかかわります保険給付であります。

149ページであります。

3 項その他諸費、予算現額138万円に対しまして、支出済額137万6,345円あります。

1 目審査支払手数料は、国保連から介護サービスを提供した事業者へ支払います介護報酬の審査とその支払いに関する手数料であります。

4 項高額介護サービス費等、予算現額644万2,000円に対しまして、支出済額644万1,471円であり  
ます。

1 目高額介護サービス費は、要介護者に対して支給した高額介護サービス費であります。

2 目高額居宅支援サービス費は、要支援者に対して支給した高額介護サービス費であります。

5 項市町村特別給付費、予算現額20万円に対しまして、支出済額8万3,474円であります。本項は、  
介護保険の保険給付から除かれた入浴補助用具、バスマットを市町村特別給付として支給したもので  
あります。前年度までは、一般会計において支給していたものであります。

153ページであります。

3 款財政安定化基金拠出金、1 項財政安定化基金拠出金、予算現額108万円に対して支出済額107万  
67円であります。本項は、市町村の介護保険財政の安定化に資するため、都道府県に設置された基  
金に対して拠出するものであります。

155ページであります。

4 款基金積立金、1 項基金積立金、予算現額1,000円に対しまして支出済額662円であります。本項  
は、介護保険財政を調整するために設置した介護給付費準備基金に対して積立金を支出したもので  
あります。

157ページであります。

5 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、予算現額317万5,000円に対しまして支出済額317万3,804  
円であります。

1 目第1号被保険者保険料還付金は、転出、死亡等により保険料を還付したものであります。

2 目償還金は、平成14年度の保険給付費の確定に伴う、国、道、社保、支払基金に返還したもので  
あります。

以上が、歳出の説明でございます。

続きまして、歳入であります。

107ページであります。

1 款保険料、1 項介護保険料、調定額1億7,721万8,500円に対しまして、収入済額1億7,509万600  
円あります。不納欠損額は、5件、6万1,100円。控除後の収入未済額は206万6,800円でございます。  
現年度分は、調定額1億7,613万4,900円に対しまして、収入済額1億7,480万300円。収入未済額133  
万4,600円。滞納繰越分は、調定額108万3,600円に対しまして、収入済額29万300円。不納欠損後の収  
入未済額73万2,200円あります。

なお、不納欠損額5件の内訳は、居所不明等が3件、生活困窮等が2件であります。現年保険料の  
収納率は99.24%で、前年度より0.25減となっているところでございます。

109ページであります。

2 款分担金及び負担金、1 項負担金、調停額、収入済額とも同額で、796万2,000円あります。東  
十勝介護認定審査会に要する3町よりの共同設置負担金であります。

111ページであります。

3 款使用料及び手数料、1 項手数料、調停額、収入済額とも同額で、1,460円でございます。個人情  
報保護条例によります情報公開請求に伴います手数料でございます。

113ページであります。

4 款国庫支出金、1 項国庫負担金、調停額、収入済額とも同額で、2億639万5,894円あります。  
これは、国が負担することとされております介護給付費の定率20%分であります。過年度分につい  
ては、平成14年度の介護保険給付費負担金で追加交付されたものであります。

2 項国庫補助金、調停額、収入済額とも同額で、606万1,768円あります。

1 目調整交付金は、国が市町村間の介護保険への財政力の格差を調整するために行う交付金であり  
ます。

115ページであります。

2目事務費交付金は、要介護認定事務に要する費用の2分の1を交付されたものであります。  
117ページであります。

5款支払基金交付金、1項支払基金交付金、調停額、収入済額とも同額で、3億2,356万1,000円  
あります。介護給付費交付金は、40歳から64歳までのいわゆる第2号被保険者の負担分で、社会保険  
診療報酬支払基金から交付されることとなっておりますが、介護給付費の定率32%分であります。  
119ページであります。

6款道支出金、1項道負担金、調停額、収入済額とも同額で、1億2,639万1,027円であります。道  
が負担することとされております介護給付費の12.5%分であります。  
121ページであります。

7款財産収入、1項財産運用収入、調停額、収入済額とも同額で、662円であります。介護給付費準  
備基金から生じた利子でございます。  
123ページであります。

8款繰入金、1項他会計繰入金、調停額、収入済額とも同額で、1億5,921万2,000円あります。

1目一般会計繰入金、1節介護給付費繰入金は、町が負担することとされております介護給付費の  
定率12.5%分であります。

2節職員給与費繰入金、3節事務費繰入金、125ページ4節その他繰入金は、それぞれ一般会計で負  
担する経費でございます。

2項基金繰入金、1目介護給付費準備基金繰入金、調停額、収入済額とも同額で、293万6,000円  
あります。介護給付費に充当される保険料で不足した分を繰り入れたものであります。  
127ページをお開きください。

9款繰越金、1項繰越金、調停額、収入済額とも同額で、145万3,099円あります。  
129ページであります。

10款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料、調停、収入ともございません。

2項預金利子、調停額、収入済額とも同額で、165円あります。

3項雑入、調停額、収入済額とも同額で、8,196円あります。

以上で、介護保険特別会計決算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○委員長(乾 邦広) 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

中橋委員。

○2番(中橋友子) 収入、支出全般にわたりますので、ページ数特定しないでお尋ねしたいと思いま  
す。

この事業始まりまして、平成15年度は4年目の事業でありましたから、料金改定など行われて、料  
金は引き下げということで軽減対策もとられてスタートした事業でありました。

しかし、今、ご説明がありましたように、相変わらず社会で介護を支えるということ自体は非常に  
浸透し受け入れられているとは思いますが、保険料利用料の負担については、重たいという声が大  
きくあります。

それで、実態について、伺っていきたいと思います。

まず、保険料についてですが、不納欠損についての説明はありましたが、滞納が増えております。  
この滞納が何件あって、また、所得階層別に内訳を教えてくださいたいと思います。

また、利用の方であります。認定が今回は765人ということですが、申請は資料によります  
と1,028人ではないかと思うのですが、それも確認をさせてください。

認定を受けた上で、利用者の区分ごとの要支援、要介護1、2、3、4、5とありますね。区分ご  
との利用者の人数も教えてください。

さらに、逆にその認定を受けて、利用していない人の数も示してください。

それから、利用料ですが、負担が平均どのぐらいになっているのか、在宅の利用と施設の利用と、

それぞれ分けて示してください。

最後ですが、グループホームが最近町内でもたくさん建設をされ、入居者も増えていると思います。その数を利用者数を教えてください。以上です。

○委員長（乾 邦広） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（佐藤昌親） ご質問がたくさんあったものですから、すみません。

まず、最初に、保険料の現年度分といいますか、平成15年度分の滞納状況ということでございます。

収入未済額は133万4,600円でございますが、人数として70名、所得段階ごとということで、第1段階から第5段階までの方がそれぞれいらっしゃいますので、順番にということでご了解願いたいと思いますが、第1段階が9人、次が28人、13人、9人、11人ということでございます。

それからちょっと順番が不同になりますけれども、先ほど認定者数と審査会での差といいましようか、それにつきましてでございますけれども、年に、通常ですと毎年1回という審査の検査になるのですけれども、中には、要介護の状態が変わった方という方におかれましては、半年に1回、ですから年に2回審査の件数としてあがるということがございますので、そういう意味ではその方々が年2回一人の方が審査したということがありまして、認定者数は700台でありますけれども、件数としては、そういう方がいらっしゃいますので、1,000人ぐらいに幕別町の場合にはなっていくというような状況でございます。

それから、順番飛びますけれども、グループホームの関係でございます。

グループホームにおかれましては、現在、5カ所8ユニット整備されてございます。

すべてのところで、今現在は、ほぼ満床の状況というふうになってございます。

平成15年の実績の中では、計画30名に対して36名ということでございましたので、計画に対しまして120%、非常に在宅サービスの中でも伸びたサービスの一つでございます。

それと、サービスのうち在宅と施設の利用の平均ということでございますけれども、在宅にございましては、8万6,485円、施設におきましては、非常に高くなりますが31万2,000円ほどになります。

それと、認定者が大体700人とはいらっしゃいますけれども、過去の例からもいたしましても、大体25%前後でサービスを利用されていないという状況にあります。これは、全国的に見ても、大体そのような状況にあるところであります。多分、高齢になられて、とりあえずは認定を受けておこうと。それで不測の事態といいましようか、体の状況が急に変わったとか、家族状況が変わったときには、そういうサービスを受けたいという方が、そういうときにあらかじめ申し込んでおくというようなことだというふうに思っております。

それともう一つ、その中に入院中の方もいらっしゃって、退院したらすぐに使いたいというようなこともありますので、どうしても未利用者が一定程度いらっしゃるというような状況にあると思っております。

それと、認定者の介護度別の状況でありますけれども、16年の3月、すなわち15年度末の状況でありますと、要支援が149名、それから要介護1が315名、要介護2が86名、要介護3が73名、要介護が67名、要介護5が75名ということで、合わせて765名になります。要支援、要介護1がおおよそ60%ぐらいを占めるというような状況になってございます。以上でございます。

○委員長（乾 邦広） 中橋委員。

○2番（中橋友子） さらに実態について、もう一つお伺いしたいことがあります。

いつも伺っているのですが、施設、特養と老健の利用実態と待機者数、これについてもお願いしたいと思っております。

それで、今、お答えいただいた分からののですが、保険料の滞納の実態が70人いらっしゃる。昨年は46人で、かなり増えていますね。

そして、その中でも、第1段階が9名、第2段階が28名ということは、合わせまして37人。全体の50%を超える人たち、この第1段階と第2段階というのは、生活保護か、あるいは老齢福祉年金のみ、さらには世帯全員が非課税という、本当に低所得者の部分で滞納が増えているというのが、この数で

から伺えます。

軽減策を講じてきて応援はしてきてはいるのだけれども、しかし、この年はちょうど年金も下げられた年なのですね、平成15年ね。そういう点で、なお一層、その保険料の負担が重たくなってきているということが伺えます。

対策が必要ではないかと思いますが、どうでしょうか。

それから、利用の方です。利用の方で、申請を行った人の中で、判定を受けた人の中で、約25%が利用されていないと。入院中の方もいらっしゃるということではありますが、この中で、特に心配なのは、利用したくてもできない。結局低所得者ですね。料金がかかりますから。中でも、介護度の高い人の中でそういう実態はあるのかないのか。何かのときに受けておいた方がいい、何かがないから利用しない。そういうのは今の時点で困っている状況ではありませんから、そういう利用がないというのは理解できるのですが、もし、判定が結構高い、介護度が高い判定が出ているにもかかわらず、料金面で利用ができないという状況があれば、これはきちっと対応していかなければならないことだと思いますので、伺います。

まず、その点でいかがでしょうか。

○委員長（乾 邦広） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（佐藤昌親） まず、最初に、施設の待機状況でございます。

先般も民生常任委員会の皆様と、札内の特養さんにおじゃまさせてもらった際には、特養全体としては、施設定員120名ぐらいの方が待機しているという話をお聞きいたしました。

ただ、それは全体でございますので、そのうちの半分が幕別町の方なのだろうということはお聞きしましたけども、今年の8月末の状況でも57の方が待機しているという状況お伺いしております。

同じ時点におきましては、老健あかしやさんにおいては、待機というよりも予約しているという状況でありますけれども、十何人の方が予約ですよということで、あかしやさんにおかれましては、特に冬の間だけ入れてほしいというようなこともありますので、そういう人も含めてという意味でお伺いしております。

それから、滞納の段階の方、所得段階1段階、2段階の方が多いということで、これについてのご質問でございました。これも前年も同じような質問されたかと思いますが、やはり制度全体として、それなりの所得段階に応じてそれぞれの保険料が設定されている。さらには高額介護サービス等々も制度としてなりたっているところがございます。

そういう中で、町単独といたしまして、そこの方々に、例えば、軽減を導入するとすると、例えば、所得段階4、5段階の方々にその分をまたご負担いただくということにもなしまして、果たしてそこまでのご負担が果たしてどうなのかということも、前年も言いましたけども、介護保険運用協議会の中でも検討させていただいて、ここに落ち着いているわけでございます。

そうは言いつつも、制度全体として、国の制度として軽減制度を打ち出してほしいということは、各団体、さらには町村会でも国に対して要望しておりまして、次期の計画の中では、特に第2段階の保険料については、さらに細分化していくというような動きも聞いてございます。

そういう中で、制度としての軽減策が、次期の中で現れてくるのかなということでございます。

それから、所得が低い方がサービスを遠慮しているのではないかとということでございますけれども、例えば、平成15年の10月の審査といいましょうか、利用された方々をちょっと対象に調べたデータがございますけれども、保険料の第1段階の方におかれましては、本来、サービスができる金額の50%しか利用されておりません。

それから、第2段階におかれましても45%。第1から第5段階まで平均いたしましても、大体皆さん43%ぐらいの中で利用されている。本来は、特に第1段階の方は、利用料については非常に優遇されている中でも、もちろん平均してでございますので、中にはという方がいらっしゃるかもしれませんが、今現在の中では、総じて半分、あるいは半分以下の中で利用されているのだなということで押さえてございます。以上でございます。

○委員長（乾 邦広） 中橋委員。

○2番（中橋友子） 第1、第2段階が半分程度、低所得者の人たちの利用の実態がわかりました。

比較したいと思いますので、第3、第4、第5の利用の状況も教えてください。

それと、私は利用の中で、利用されない状況について、制度を改正して4年目なのですが、実態の調査というようなことはされてはいるのでしょうか。

いろいろ町民の中から聞こえてくるのは、比較的料金の負担の少ないホームヘルプサービスなどの利用については広がっているように思うのですが、一番応えるなというふうに耳に入るのはデイサービス。週1回あるいは週2回、一度に1,000円を超えますね。これが満度に利用するとかなりの金額に、4週ですからなっていく。

あるいは、訪問入浴なども、本当に労力かかる仕事ですし、たくさんのスタッフで来られて、それなりの料金設定だというふうには思うのですが、しかし、これも1,250円ですか。そうすると、やっぱり入浴回数も考えて、所得に合わせて利用しているというようなことも聞いています。

そんなことを合わせれば、やはりそういう利用の状況も含めて、今後の事業には必要な分が、きちんと利用できるような料金体系というのも考えていかなければならないと思うのですが、どうでしょうか。

それと、グループホームのことお伺いしたのは、昨今、新聞でも書かれているのですが、非常に件数が増えてきている。このこと自体は利用者があるわけですから、高齢者にとっては助かることだというふうに思うのですが、全体の運営の中で、非常に国保全体に財政に与える影響ということも心配されているやに書かれています。

その点で、うちの町ではどんなふうに認識されているのか伺います。

○委員長（乾 邦広） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（佐藤昌親） 先ほどの保険料の段階に応じまして、第1段階、第2段階の割合につきましては説明させていただきました。

第3、第4、第5段階それぞれにおかれましては、41%、40%、39%、第5段階の方が39%という状況でございます。

それから、デイサービス等々のサービスの利用料が非常に、利用されている方については負担を感じているのではないかというお話でございますけれども、ご承知のとおり、介護度が、例えば、要支援、そういう意味では一番軽い度合いでありますけれども、それぞれの度合いに応じまして、利用限度というのが定められているということでございます。もちろん、限度を超えて利用することもできますけれども、その場合については、全額といいたしでしょうか、支払って利用できるという制度でございます。

いずれにいたしましても、私どもは、幕別にお住まいの高齢者の方におかれましては、例えば、ケアマネージャーさんが日ごろからその方と接触されている方については、いろいろな制度の悩み、あるいは利用についても組み合わせ等々も十分相談にのっているというふうに思っておりますし、さらには、利用されていない方、ケアマネさんがついていないという方は、ある意味では元気そうに見える方といいたしでしょうか、サービスを利用しなくても在宅でやっている方もいらっしゃいます。

ですから、果たしてそういう方が本当にそうだろうかということを含めまして、高齢者の方々の単身者あるいは高齢者のみの世帯を中心に、在宅介護支援センターの職員の協力ももらいながら、1件1件まわっていて相談にのらせてもらっているという実態もあることもご承知をいただきたいというふうに思っております。

なお、これら制度につきましては、先ほども言いましたけれども、次期の制度の中でサービス体系、サービスをどうするかということ、これまでの反省も踏まえながら、国も新たな方向性を打ち出しつつあるというふうに思っておりますので、その辺のことも、今まで以上に良くなっていくし、または、そうあるべきだというふうに私たちも思っておりますので、期待しているところでございます。

それから、グループホームにつきましても、新聞報道にも、管内、特に支庁を

中心にして、非常に設置の要望があがってきているような話は聞いております。

今現在、私ども幕別町においては、正式にそういうような申請は今のところありませんけれども、この間も試算いたしましたら、例えばでありますけれども、要介護1の方が一人グループホームに入った場合には、保険料にどのくらいの跳ね返りがあるのかなということ、単純計算ではありますけれども計算しましたところ、大体95円前後からというはじき出しをいたしました、1年間ですね。

ですから、100人入れば、その100倍ということになりますので、そういうような状況の中でございますので、必要な方にそのサービスを提供するという事の中で、そのバランスというのが非常に求められますので、たくさん整備されて、たくさん入ることになれば、どこの町でも同じでしょうけれども、やっぱり保険料にはどうしても結びついてくるということになろうかと思っております。以上でございます。

○委員長（乾 邦広） 中橋委員。

○2番（中橋友子） 調査はされていますかというところでお答えなかったのですが、されているのかどうか、介護認定を受けているのだけれども、利用していない人の実態調査というのも必要だと思いますので、そのところはどうか。

それと、いろいろ来年もまた国の改定がされる時なのですから、課長はいろんなことを繁榮して良くなっていくだろうということでありましたけれども、今、示されている中では、ますます負担が増えていく心配が大きいというふうには私は押さえているのですよね。利用料の1割から所得に応じての2割というも出てきていますし、それから、利用する介護度1の人の利用の制限も非常に大きくなっていきますし、また、施設入所の場合には、ホテル代とか、部屋代が別にかかるとか、そんなことも出されてきています。

保険料については、40歳のものが20歳まで下げられるとかということもありますので、決して良くなる方向にあるというふうには思えないのですよね。

ですから、やっぱり今の時点で、私も基本的には国保もそうなのですが、基本的には国の責任ということでもありますから、きちっとこの時期に国に働きかえていくということが第1であると思いますので、そのことに取り組んでいただきたいということと併せまして、やっぱり実態をきちっと調査をして、うちの町としてできることはやると、手立てをとることが必要ではないかと思っております。

どうでしょうか。

○委員長（乾 邦広） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（佐藤昌親） 調査の実態につきましては、昨年度につきましては、それぞれアンケート調査等実施はしておりません。

ただ、先ほども言いましたように、単身高齢者あるいは夫婦のみのお住まいの高齢者の方につきまして、支援センターの職員にまわっていただきまして、そういう意味でいろいろな調査という意味ではないのですけれども、体の状況等をお聞かせ願って、それが例えば、介護認定審査につなげたり、さらには、いきいきエンジョイ教室の利用などにつなげたりというようなことをしているというのが実情でございます。以上でございます。

○委員長（乾 邦広） 民生部長。

○民生部長（石原尉敬） 発足当時は利用の密度が薄いか、利用のされ方のPRが少ないとか、いろんなことがありまして、積極的に利用される方の便宜を図るような手法もいろんなことで加えてまいりました。

その結果、利用する側としては、利用しやすい状況の緩和をされてきたという経緯はあると思えます。

その中で、今、第1号被保険者の保険料が、この間の報道では、6,000円の時代が来ると。今、うちは3,000円をきっておりますけれども、6,000円の負担を求めなければ、現行の制度の中では、保険が賄えないというような時代がくるという言い方をされております。

これも、今の全体の保険の制度の中の仕組みの問題も、これから出てくるのだろうなど。例えば、

6,000円の負担を求めるようなことになると、今の経済状況がそのまま推移していると、負担能力に耐えられないという状況が当然出てくるのでないかというふうに思います。経済が好転すれば別として。

そういう中で、今、国がいろんな形の改正をもくろんでおります。例えば、平均年齢を下げていく、2号被保険者の年齢を下げていくと、いろんなことを計算しながら社会全体がこの制度を守っていくのだということが、今、謳われているところであります。

それで、今、実際6,000円の時代がくるかなという、本当に、今、ここで資料もありますけども、現行制度のまま推移した場合は、平成20年代にくると6,000円のことになるでしょうという言い方されております。

それで、今、国もこういうことの対応として、今、言った年齢の問題、それと社会全体の負担の問題、だから税で負担するののかという問題も大きくこれからかかわってくるのでないのかなと思います。

ですから、1町村が、例えば、どういうふうに負担できるのかという問題は、この制度自体を根本的に見直す。今、一定の経過の中で進んでおりますので、今後、どういう推移の中で、どういう見直し、社会が全体をこの制度を守るのかということを、やっぱり我々も、小さな自治体から大きな組織全体、国全体の問題として、必要なものを必要な制度として見直してくださいということを、声を町村会、我々の立場でいえば町村会を通じ、道議会を通じとか、そういうことになると思いますけども、そういうようなことに、極力努めていかなければ、この制度の維持そのものさえ、今後、問題になってくるだろうなというふうに思います。

積極的に国の問題として、大きな問題として我々も積極的に要求するものはするというようなことの姿勢を貫いていかなければならないというふうに思います。

○委員長（乾 邦広） ほかにございませんか。

伊東委員。

○18番（伊東昭雄） 145ページの介護サービスについて、お伺いいたします。

今もいろいろ介護サービスのことについても、若干話はしましたけれども、介護保険を受けて入院されておられる患者さんから、家族を通して、非常に介護について不満があると、そういう声が聞かれるわけです。

それで、その実態はどうなのか、お伺いしたいと思います。

○委員長（乾 邦広） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（佐藤昌親） ただいまのサービスの不満ということで、入院されている場合というふうにお聞きしたのですけれども、サービス全般といたしまして、私どもは、町内に事業所を展開しておられますケアマネージャーの方を月に1回お招きいたしまして、そういう意味では、サービス全般に対する質の向上、さらには、こういう苦情もあったとかということで、その辺でより良いサービスになるように、必要の都度、指導し、あるいは勉強しているところでございます。

なお、苦情におかれましては、そのサービスを提供する事業所ごとといたしまししょうか、ホームヘルプ提供している事業所、あるいは施設であれば施設に、それぞれ苦情を処理する組織といたしまししょうか、委員会を設置するということが決められておりますので、第一次的には、そこに苦情の相談を申し入れるということになります。

それでも解決できない場合については、上の段階に上がりまして、国保連のそういうサービスの苦情の処理のところで相談するというので、もちろんその前段に、そういう場面にならない以前に、私どもがそういう事業所に行って調整するをすることも、現状としてもやっております。

そういう全体の中で対応してございますので、それらにつきましては、今後も同じように、より良いサービスが提供できるように、各方面指導しお願いしていきたいというふうに思っております。

○委員長（乾 邦広） 伊東委員。

○18番（伊東昭雄） 私の言っているのは、ちょっとかみ合わないのですけれども、患者さんの方から家族を通してそういう苦情があると。

それで、患者さんはもちろん病院にそういうことも言えない。それから家族の人も、やはりなかなか

かそういう苦情も言えないというようなことで、そういう声が挙がっているの。

例えば、どういうことかと。一番苦情が聞かれるのは、食事をとってもらうときに、やはり健康でないわけですから、口が十分開けられないと。そうすると、食べさせてもらうわけですがけれども、看護師が十分おらないと思うのですけれども、何人も受け持っているために、本人がいいですよといふところにいかないうちに次にしなければいけないので、そういうことで、非常に腹が減るといふようなことも、具体的な話ですけど、そうすれば、やはり家族が行ったときにそういうことをやれば、行って十分食べさせると、そういう具体的なことが。要するに、いろいろとまだまだあるのですけれども、そういうことがあるといふことで苦情があるので、今、そちらで言うのは、そちらの方の指導はしているけれども、本当に患者さんが、今、贅沢なことを言っているのではなしに、普通の待遇をさせてもらっているのかないのかといふ、その実態を、やはり私はする必要があるのではないかと。

そういうことはないですよといふことであれば、私らが聞く意見は、それはただ自分が勝手に言っているといふような受け止めればいいのですけれども、そういう声が非常に多いのですよ。だから、患者さんの実態はどうなのかなと、そういうことを、今、お尋ねをしているので、そういうことをお聞きしたことがあるのか、患者さんに対してですよ。そういうことがあるのかないのか。

ないとするならば、そういうこともやはり実態はどうだかといふことも、今後、調べていく必要があるのではないかと思うのですが、いかがですか。

○委員長（乾 邦広） 民生部長。

○民生部長（石原尉敬） いろんな施設がありまして、入院している中で、自分の意に沿わないような、例えば、看護をするとかいろんなことがあるのかなと。

例えば、今、お話の中では、お腹がすきますよと、十分とれていませんよと。それも医療の中の一環として、例えば、これ以上とってはいけませんとかいろんなことがあったりの中でも、おそらく患者はそれが気が付かないでお腹すきましたよといふこともあるのかなと。

ただ、いろんなこういう不満とかいろんな苦情といふのは、やっぱり十勝医師会だとか、帯広医師会だとかいろんな中でも、こういう意見を協議をするような場、我々も事務局とも当然かかわり合い持っていますので、事務局にもこういう意見がありますよといふ中で、また、医師会の中でいろんな協議の中でそういう誤解を与えている部分があったりするかもしれませんので、そういうことも我々医師会とも十分懇談する機会ありますので、そういう機会に十分お願いする部分はお願いしていくようなことも考えていきたいと思います。

○委員長（乾 邦広） 伊東委員。

○18番（伊東昭雄） 今、部長の言われることは、その通りだと私も思います。

逆に、言われていることは、逆に食べさせれば出てくると。それで少なくするうちに、ちょっと具合が悪くなったらすぐ流動物に替えて、そして手間のかからないようにしていくといふような話まで出ているわけなのですよ。

だからそういうことが、今、部長の言われるように、実態かどうかといふことを聞きたいと思います。

○委員長（乾 邦広） 民生部長。

○民生部長（石原尉敬） 今、入院されている本人としては、いろいろ表現できない方もいて苦しんでいることもあります。そういうことも含めて、医師会の、例えば、事務方から見た、例えば、お医者さんとかかかわりの中で、そういう誤解を受けるような、例えば、きちっとした説明責任を持ちながらやれるような仕組みを、我々も事務局をお願いしていく機会持ちたいと思います。

○委員長（乾 邦広） ほかにございませんか。

佐々木委員。

○12番（佐々木芳男） 146ページの4目、細節の3ですけれども、居宅介護住宅に対する改善費等がございました。

今、介護の問題いろいろ出ていました。基本的に非常に大事なことであって、我々がこれから生き

ていく上で、最も見逃してはならない問題点がたくさんあると。

来年度にこれが改正に入ると。今、先ほどから言われているように、果たしてそれが介護を受ける住民にとって、国民にとって良い方向にいくのかどうかということも心配されるわけですが、まず一つ、そのことは別として、最近在宅介護を受けたいという方が大分多くなってきているというふう聞いております。

したがって、この在宅介護を受ける場合に、その在宅で、つまり自分の今までの家ではなかなか自由になった体を動かしながらやっていくには大変だということで、前にもこのことについて補助があるのかないのかということを確認したことがあります、ここにはそれが載っておりますが、現在、本町でこの改善の補助を受けている家庭がどれくらいあって、それから、上限どれくらいまで補助できるのか。そういったことがもしわければ、お願いしたいと思います。

○委員長（乾 邦広） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（佐藤昌親） 居宅介護の住宅改修に絡んでのご質問だと思いますが、今回、この15年度の実績におきましては、申請件数が63名おりまして、延べ88件に給付したということでございます。

限度が20万円ございますので、1割負担となりますと、最高でお一人で2万円負担するというような状況になってございます。

在宅に当たりましては、特に入院されている方が、病院ではなくて家で住みたいと。それに当たりましては、病院におりますケアマネージャーの方を中心といたしまして、住宅での手すりの位置ですとか、そういう専門的なこと、さらにはリハビリの利用などもアドバイスしているというふう聞いてございます。以上でございます。

○委員長（乾 邦広） 佐々木委員。

○12番（佐々木芳男） ぜひ、このことについては、しっかりやはり要望を聞きながら処置していかねばならないというふう考えておりますが、中には在宅介護を行うために、介護の講習を受けたりして自分の親は自分で見ようという考え方の人も、ぼちぼち出てきているみたいです。

そういったことを含めて、何とか住宅の改善について、もう少し、今、上限が20万円ということでございますが、なかなか厳しい財政ですけれども、そこら辺の見通しがどの程度までいけるのか。国からの補助とかそういうものももしあるとすれば、どの程度まで可能性があるのか、お伺いしたいと思います。

○委員長（乾 邦広） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（佐藤昌親） 住宅改修におきましては、介護保険制度でございますので、全体の費用の12.5%を町が持つということになってございます。

ですから、件数そのものに上限を設けているということではございません。

さらに、20万円をさらにというお話かと思えますけれども、これも制度全般として、費用のあるべき姿等々を打ち出した中で、今ここに至っていると思っておりますので、次期の制度の中でどうなるかということはさておきまして、そういう状況にあることもご理解いただきたいというふうに思います。

○委員長（乾 邦広） ほかにございませんか。

介護保険特別会計につきましては、ほかに質疑がないようでございますので、以上をもって終了をさせていただきます。

審査の途中ではございますけれども、この際、11時15分まで休憩いたします。

(11:01 休憩)

(11:16 再開)

○委員長（乾 邦広） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、認定第5号、平成15年度幕別町簡易水道特別会計決算の説明を求めます。

水道部長。

○水道部長（三井 巖） 簡易水道特別会計決算について、ご説明を申し上げます。

歳出から申し上げますので、176ページをお開きください。

歳出、1款水道費、1項水道事業費、予算現額は、2億1,790万9,000円で、支出済額は2億1,710万4,548円であります。

1目一般管理費、本目は、簡易水道施設の維持管理並びに整備にかかる経費で、担当職員1名分の人件費のほか、配水管布設にかかる経費や起債の償還金などが主なものです。

178ページにいきまして、13節の委託料は各施設の管理関係に係る委託業務のほか、細節12は、明倫、糠内、両簡水の統合に係る認可変更、資料作成業務と、同じく細節13は、統合に伴う送水管路の測量調査業務であります。

180ページにいきまして、15節工事請負費、細節1は、検定満了量水器取替工事191カ所分、細節2は、糠内簡水幕別大樹線配水管27メートルと、美川駒島線200メートルの配水管布設工事。細節3は、新和、糠内、大豊簡易水道の監視制御装置の更新であります。細節4は、道道豊頃糠内芽室線ほか2路線の工事に伴う水道管の移設費用であります。

16節原材料費、細節2は、検定満了量水器の量水器191個分の費用であります。

19節負担金補助及び交付金の細節4は、新和簡水の浄水施設整備改修を軍豊地区の道営畑総事業の一環で実施したことから、これに伴う20%相当の負担金であります。

次に182ページにいきまして、2款予備費、1項予備費、予算現額は10万円で、支出済額はゼロであります。

次に184ページにいきまして、3款災害復旧費、1項災害復旧費、予算現額は969万8,000円で、支出済み額は969万5,700円であります。十勝沖地震で被災した明倫簡水美川西2線の配水管漏水修理と糠内浄水場の沈殿槽の修繕に要した費用であります。

次に歳入にいきまして、164ページをお開きください。

歳入、1款分担金及び負担金、1項負担金、調定額1,716万1,500円に対しまして、同額収入であります。

その内容といたしましては、細節1は、新設用量水器、細節2は、水道管移設工事、細節3は、軍豊道営畑総事業で実施いたしました、新和浄水場の中央監視制御装置の更新工事で、北海道の負担金であります。

166ページにいきまして、2款使用料及び手数料、1項使用料、調停額4,333万9,863円に対しまして、収入済額は4,318万6,304円で、収入未済額は15万3,559円であります。駒島ほか4地区465戸分の使用料と滞納繰越分で、現年度の分の収入率は99.9%であります。

2項手数料、調停額23万7,000円に対しまして、同額収入で、設計手数料であります。

168ページにまいりまして、3款繰入金、1項他会計繰入金、調停額9,031万2,000円に対しまして、同額収入で、一般会計繰入金であります。

170ページにいきまして、4款繰越金、1項繰越金、調停額137万5,892円に対しまして、同額収入で、前年度繰越金であります。

172ページにまいります。

5款諸収入、1項消費税還付金、調停額9万3,009円に対しまして、同額収入で、消費税還付金であります。

174ページ。6款町債、1項町債、調停額7,980万円に対しまして、同額収入で、配水管の布設替えと新和浄水場の施設整備のほか、細節3は、明倫糠内の簡水統合に伴う事業債であります。

以上で、簡易水道特別会計決算の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○委員長（乾 邦広） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

質疑ございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（乾 邦広） 簡易水道特別会計につきましては、質疑がないようでございますので、以上を

もって終了させていただきます。

次に、認定第6号、平成15年度幕別町公共下水道特別会計決算の説明を求めます。

水道部長。

○水道部長（三井 巖） 公共下水道特別会計決算について、ご説明申し上げます。

歳出から申し上げますので、205ページをお開きください。

歳出、1款総務費、1項総務管理費、予算現額は8,938万9,000円で、支出済額は8,920万1,200円です。

1目一般管理費、本目は、下水道施設の管理に要した経費で、担当職員1名分の人件費のほか、207ページにまいりまして、19節の細節6十勝環境複合事務組合負担金、細節7は、下水道使用料収納業務等負担金、21節は水洗便所改造等資金貸付金が主なものであります。

209ページにまいりまして、2款事業費、1項下水道施設費、予算現額は4億9,302万6,000円で、支出済額は4億3,334万4,758円です。翌年度繰越額は5,825万2,000円で、これは札内地区雨水流末整備工事におけるサケマスふ化場関連の一部工事につきまして、事故繰越により翌年度に繰り越したものであります。

1目下水道建設費、本目は下水道施設の整備に要した経費であり、担当職員の人件費のほか、211ページにいきまして、13節の雨水・汚水排水の整備に係る調査設計委託料や流域関連公共下水道事業の認可変更業務の委託料であります。

15節雨水・汚水排水の整備にかかる工事や札内地区雨水流末整備として行っているサケマスふ化場施設整備に係る工事。

19節は、十勝川流域下水道の建設事業に対する負担金などが主なものであります。

213ページにいきまして、2項下水道管理費、予算現額は9,200万7,000円で、支出済額は9,112万6,514円です。

1目浄化センター管理費、本目は、幕別処理区の浄化センターの維持管理経費であります。年間処理量は62万7,532トンで、前年より1,351トンの減であります。

215ページにいきまして、2目札内中継ポンプ場管理費、本目は、札内処理区の中継ポンプ場の維持管理費であります。年間圧送量150万4,773トンで、前年より6万4,706トンの増であります。

3目環境維持管理費、本目は、汚水管路、マンホール、汚水柵の維持管理に要した経費であります。

217ページにまいりまして、15節では汚水管補修、公共柵補修、マンホール補修など、46カ所の修理を行ったものであります。

219ページにまいりまして、3款公債費、1項公債費、予算現額は8億7,540万8,000円で、支出済額は8億7,504万7,029円です。これは起債償還の元金、利子及び一時借入金利子にかかる費用でありまして、1目は元金、2目は利子、3目は公債諸費であります。

221ページにいきまして、4款予備費、1項予備費、予算現額は10万円で支出済額はゼロであります。

次に歳入にいきますので、191ページをお開きください。

歳入、1款分担金及び負担金、1項負担金、調定額653万8,320円に対しまして、収入済額は459万6,080円で、収入未済額は182万2,720円で、不納欠損額は11万9,520円です。公共下水道の受益者負担金であります。なお、現年度分の収納率は97.38%となっております。

193ページにいきまして、2款使用料及び手数料、1項使用料、調定額2億3,790万8,648円に対しまして、収入済額は2億2,339万9,021円で、収入済額は1,142万3,822円です。不納欠損額は308万5,805円です。現年度分の収納率は98.56%です。

次に、195ページ。

3款国庫支出金、1項国庫補助金、調定額は1億2,180万円に対しまして、同額収入であります。下水道建設費国庫補助金でありまして、補助率は2分の1です。

次に、197ページ。

4款繰入金、1項他会計繰入金、調定額7億5,358万7,000円に対しまして、同額収入で一般会計か

らの繰入であります。

次に、199ページであります。

5款繰越金、1項繰越金、調定額は1,454万542円に対しまして、同額収入で前年度繰越金であります。

201ページにまいりまして、6款諸収入、1項貸付金元利収入、調定額は2,500万250円に対しまして同額収入であります。これは水洗化改造等資金貸付金の元金及び利子収入であります。

2項消費税還付金、調定額は291万7,738円に対しまして、同額収入で消費税還付金であります。

3項雑入、調定額は840万円に対しまして同額収入で、下水道管の移設補償費であります。

次に、203ページであります。

7款町債、1項町債、調定額3億4,630万円に対しまして同額収入で、1目は公共下水道及び十勝川流域下水道の建設事業債、2目は資本費平準化債であります。

以上で、公共下水道特別会計決算の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○委員長（乾 邦広） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

質疑ございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（乾 邦広） 公共下水道特別会計につきましては質疑がないようでございますので、以上を持って終了させていただきます。

次に、認定第7号、平成15年度幕別町公共用地取得特別会計決算の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（新屋敷清志） 公共用地取得特別会計につきまして、ご説明申し上げます。

はじめに、歳出からご説明いたします。

232ページをお開きいただきたいと思います。

232ページ、歳出。1款公債費、1項公債費、予算現額381万9,000円に対しまして、支出済額381万8,399円でございます。

1目利子は、平成11年度に札内9号南通街路整備事業の用地取得及び移転補修のために借り入れした公共用地先行取得債の起債償還利子でございます。据え置き期間中でございますので、利子のみの償還でございます。

234ページ。2款予備費、1項予備費、予算現額10万円円に対しまして支出はございません。

以上で歳出の説明を終わります。

次に歳入でございますが、228ページをお開きください。

228ページ。歳入、1款繰入金、1項他会計繰入金、調定額381万9,000円に対しまして、収入済額も同額でございます。起債償還利子に充当するための一般会計からの繰入金でございます。

230ページ。2款繰越金、1項繰越金、調定額10万2,985円に対しまして、収入済額も同額でございます。繰越金でございます。

以上で、公共用地取得特別会計の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○委員長（乾 邦広） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（乾 邦広） 公共用地取得特別会計につきましては、質疑がないようでございますので、以上を持って終了させていただきます。

次に、認定第8号、平成15年度幕別町個別排水処理特別会計決算の説明を求めます。

水道部長。

○水道部長（三井 巖） 個別排水処理特別会計決算について、説明をいたします。

歳出から申し上げますので、253ページをお開きください。

歳出、1款総務費、1項総務管理費、予算現額は713万1,000円で、支出済額は691万5,709円であります。

1目一般管理費、本目は、個別排水処理施設による水洗化の普及に要する経費であり、本年は12件、14基分の設置補助金を交付しております。

255ページにいきまして、2款事業費、1項排水処理施設費、予算現額は1億3,024万6,000円で、支出済額は1億3,019万9,700円であります。

1目排水処理建設費、本目は排水処理施設建設に要する経費で、本年は46基分の施設整備工事を行ったおります。

2項排水処理管理費、予算現額は2,423万6,000円で、支出済額が2,313万203円であります。

1目排水処理施設管理費、本目は、排水処理施設の維持管理に要する経費で、257ページ、13節委託料は、15年度建設分を含め、284基分の維持管理を行ったものであります。

259ページにいきまして、3款公債費、1項公債費、予算現額は1,420万1,000円で、支出済額は1,419万9,703円あります。これは、起債償還の元金及び利子に係る費用でありまして、1目は元金、2目は利子であります。

261ページにいきまして、4款予備費、1項予備費、予算現額は10万円で、支出済額は0円あります。

263ページにいきまして、5款災害復旧費、1項災害復旧費、予算現額は1,294万6,000円で、支出済額は1,291万508円あります。十勝沖地震で被災した個別排水処理施設浄化槽12基分の修理に要した費用であります。

次に、歳入に入りますので、241ページ。

1款分担金及び負担金、1項分担金、調定額718万9,000円に対しまして、同額収入であります。内容といたしましては、受益者分担金46戸分であります。

243ページにまいりまして、2款使用料及び手数料、1項使用料、調定額1,175万8,900円に対しまして、同額収入でございます。その内容は、排水処理施設328戸分の使用料であります。

245ページにまいりまして、3款繰入金、1項他会計繰入金、調定額4,973万6,000円に対しまして、同額収入で、一般会計からの繰入金であります。

247ページにまいりまして、4款繰越金、1項繰越金、調定額196万3,871円に対しまして、同額収入であります。前年度繰越金であります。

249ページにまいりまして、5款諸収入、1項貸付金元利収入、調定額600万596円に対しまして、同額収入で、これは、水洗化便所改造等資金貸付金の元金及び利子の収入であります。

2項消費税還付金、調定額429万3,386円に対しまして、同額収入で、消費税還付金であります。

251ページにまいりまして、6款町債、1項町債、調定額1億800万円に対しまして、同額収入であります。

1目は、個別排水処理施設整備に伴うもの。

2目は、十勝沖地震で被災した個別排水処理施設浄化槽の復旧に伴う事業債であります。

以上で、個別排水処理施設特別会計決算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○委員長（乾 邦広） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

質疑ございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（乾 邦広） 個別排水処理特別会計につきましては、質疑がないようでございますので、以上をもって終了させていただきます。

次に、認定第9号、平成15年度幕別町水道事業会計決算の説明を求めます。

水道部長。

○水道部長（三井 巖） 平成15年度幕別町水道事業会計の決算について、ご説明をいたします。

270ページをお開きください。

平成15年度幕別町水道事業会計の損益計算書であります。平成15年度の当年度純損失は4,513万1,314円となり、前年度繰越欠損金、2億8,706万6,954円と合わせまして、当年度未処理欠損金は3億3,219万8,268円となったところであります。

次に、276ページをお開きください。

平成15年度幕別町水道事業報告書であります。

総括事項であります。経常収益においては5億1,234万4,000円で、前年度4億6,994万9,000円に比べて、4,239万5,000円の増であります。

その主な要因は、一般会計補助金3,268万9,000円の増によるものであります。経常費用においては5億5,747万5,000円で、前年度5億4,510万円に比べて、1,237万5,000円の増であります。

その主なものは、資産減耗費2,703万3,000円の増によるものであります。

高料金対策として、一般会計より補助金として3,268万9,000円が繰り入れられましたが、経営内容は依然として厳しい状況にあります。

有収率におきましては、漏水調査を継続して実施し、漏水3カ所を修理し、86.5%で前年度0.2%上回ったところであります。

今後とも、漏水の早期発見、修理に万全をきしてまいりたいというふうに考えております。

事業といたしましては、計量法に基づく量水器取り替え1,030件を行ったほか、配水管本管の布設4,121.1メートルの布設工事を行ったところであります。

次に、280ページであります。平成15年度幕別町水道事業会計収益費用明細書であります。

金額は、消費税抜きの額となっております。

はじめに収入であります。

1 款水道事業収益、1 項営業収益、1 目給水収益、4 億4,687万7,195円であります。これは、7,739戸の水道使用料であります。

なお、収納率は97.93%となっております。

3 目その他営業収益、1,356万8,000円あります。これは新設に係る量水器の売却及び加入負担金などあります。

2 項営業外収益、1 目受取利息及び配当金、4,660円あります。これは、預金利息であります。

2 目他会計補助金、3,268万9,000円あります。これは、高料金対策に係る一般会計からの繰入金であります。

7 目雑収益、1,920万5,048円あります。これは、下水道使用料に係る収納業務負担金であります。

次に、支出であります。

281ページであります。

1 款水道事業費用、1 項営業費用、1 目原水及び浄水費、1 億4,432万6,356円あります。浄水場の管理運営に係る経費であります。

主なものといたしましては、職員1名分の人件費、13節委託料は浄水場の管理等委託、18節の動力費は電気料、29節の受水費は十勝中部広域水道企業団からの受水費用でありまして、15年度は、64万3,397トンを受水しております。

2 目配水及び給水費、3,207万2,990円あります。主なものといたしましては、職員1名分の人件費、さらには13節委託料は、水道台帳修正業務と上水道の漏水調査業務であります。

282ページにまいりまして、16節修繕料は、配水管の漏水調査であります。

20節の材料費は、新設用量水器の購入費用であります。

5 目総係費、3,965万7,386円あります。主に職員3名に係る人件費、13節委託料は、検針業務に係る費用であります。

6 目減価償却費、2 億2,199万9,570円は、有形無形固定資産に係る減価償却費であります。

283ページであります。7目資産減耗費、2,703万3,275円、これは配水管の布設替え等により固定資産を除却した費用であります。

2項営業外費用、1目支払利息、9,049万7,650円は、企業債の償還利息であります。

次に、284ページをお開きください。

平成15年度幕別町水道事業資本収支明細書であります。

収入であります。1款資本的収入、1項企業債、1目企業債、9,730万円です。これは、配水管布設に係ります企業債の借入金です。

6項負担金、1目負担金、4,607万4,452円は、水道管移設に係ります工事負担金です。

次に、285ページ、支出でございます。1款資本的支出、1項建設改良費、1目配水管整備費、1億6,274万3,802円です。主なものといたしましては、道道幕別帯広芽室線ほか8路線、6,031.9メートルの配水管布設等に係ります費用です。

2目営業設備費、3,030万5,500円です。検定満了量水器の購入及び取り替えに係ります費用です。

4項企業債償還金、1目企業債償還金、1億2,520万3,428円は、企業債の元金に係ります償還金です。

以上で、平成15年度幕別町水道事業会計決算について、説明を終わらせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

○委員長（乾 邦広） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

質疑ございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（乾 邦広） 水道事業会計につきましては、質疑がないようでございますので、以上をもって終了させていただきます。

これで、特別会計の審査を終了させていただきます。

以上をもって、全会計の審査を終了いたします。

お諮りをいたします。

認定第1号、平成15年度幕別町一般会計歳入歳出決算について、原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

（異議ありの声あり）

○委員長（乾 邦広） 異議がありますので、起立により採決をいたします。

本件は、原案のとおり認定することに賛成の方の起立をお願いいたします。

（賛成者起立）

○委員長（乾 邦広） 起立多数であります。

したがって、平成15年度幕別町一般会計歳入歳出決算について、原案のとおり認定することに決定いたしました。

お諮りをいたします。

認定第2号、平成15年度幕別町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

（異議ありの声あり）

○委員長（乾 邦広） 異議がありますので、起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり認定することに賛成の方の起立を願います。

（賛成者起立）

○委員長（乾 邦広） 起立多数であります。

したがって、平成15年度幕別町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、原案のとおり認定することに決定いたしました。

お諮りをいたします。

認定第3号、平成15年度幕別町老人保健特別会計歳入歳出決算について、原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○委員長(乾 邦広) 異議なしと認めます。

したがって、平成15年度幕別町老人保健特別会計歳入歳出決算について、原案のとおり認定することに決定いたしました。

お諮りをいたします。

認定第4号、平成15年度幕別町介護保険特別会計歳入歳出決算について、原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

(異議ありの声あり)

○委員長(乾 邦広) 異議ありますので、起立により採決をいたします。

本件は、原案のとおり認定することに賛成の方の起立を願います。

(賛成者起立)

○委員長(乾 邦広) 起立多数であります。

したがって、平成15年度幕別町介護保険特別会計歳入歳出決算について、原案のとおり認定することに決定いたしました。

お諮りをいたします。

認定第5号、平成15年度幕別町簡易水道特別会計歳入歳出決算について、原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○委員長(乾 邦広) 異議なしと認めます。

したがって、平成15年度幕別町簡易水道特別会計歳入歳出決算について、原案のとおり認定することに決定いたしました。

お諮りをいたします。

認定第6号、平成15年度幕別町公共下水道特別会計歳入歳出決算について、原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○委員長(乾 邦広) 異議なしと認めます。

したがって、平成15年度幕別町公共下水道特別会計歳入歳出決算について、原案のとおり認定することに決定いたしました。

お諮りをいたします。

認定第7号、平成15年度幕別町公共用地取得特別会計歳入歳出決算について、原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○委員長(乾 邦広) 異議なしと認めます。

したがって、平成15年度幕別町公共用地取得特別会計歳入歳出決算について、原案のとおり認定することに決定いたしました。

お諮りをいたします。

認定第8号、平成15年度幕別町個別排水処理特別会計歳入歳出決算について、原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○委員長(乾 邦広) 異議なしと認めます。

したがって、平成15年度幕別町個別排水処理特別会計歳入歳出決算について、原案のとおり認定することに決定いたしました。

お諮りをいたします。

認定第9号、平成15年度幕別町水道事業会計歳入歳出決算について、原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○委員長(乾 邦広) 異議なしと認めます。

したがって、平成15年度幕別町水道事業会計歳入歳出決算について、原案のとおり認定することに決定いたしました。

以上をもって、本特別委員会に付託されました、平成15年度幕別町各会計決算、認定第1号から認定第9号までの9議件の審査をすべて終了いたしました。

終了に先立ちまして、一言お礼を申し上げます。

第3回町議会定例会におきまして、本委員会が設置されまして、本日まで、各委員におかれましては、終始熱心にご審査をいただきましたことを、心からお礼を申し上げる次第でございます。

また、理事者におかれましても、審査の円滑な運営にご協力いただきましたことに対しまして、お礼を申し上げる次第でございます。

大変不慣れな委員長でありましたが、皆様のおかげをもちまして無事終了することができました。

委員長として、心から感謝を申し上げる次第でございます。

誠にありがとうございました。

これで、委員会を閉会いたします。

(11:51 閉会)